文化会館楽屋側エレベーター設置工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺
	【建築（意匠）】			【建築（構造）】			【電気設備】	
AT－01	特記仕様書（改修1）	－	ST－01	構造設計特記仕様書	－	ET-01	特記仕様書 建築電気設備1	－
AT－02	特記仕様書（改修2）	－	S－01	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造配筋標準図（1）	－	ET-02	特記仕様書 建築電気設備2	－
AT－03	特記仕様書（改修3）	－	S－02	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ構造配筋標準図（2）	－	E-01	構内配電・構内情報通信網設備　外構図	1/800(1/1600)
AT－04	特記仕様書（改修4）	－	S－03	鉄骨構造標準図（1）	－	E-02	受変電設備　単線結線図(1)	－
AT－05	特記仕様書（改修5）	－	S－04	鉄骨構造標準図（2）	－	E-03	受変電設備　単線結線図(2)	－
AT－06	特記仕様書（改修6）	－	S－05	ｽｸﾘｭｰﾊﾟｲﾙEAZET設計施工標準	－	E-04	幹線設備　電気室　詳細図	1/200(1/400)
AT－07	特記仕様書（新築1）	－	S－06	SFﾃﾞｯｷ設計・施工標準図	－	E-05	動力設備　1・2階　平面図（撤去・改修）	1/100(1/200)
AT－08	特記仕様書（新築2）	－	S－07	柱状図	－	E-06	電灯・ｺﾝｾﾝﾄ・弱電設備　1階平面図（撤去）	1/100(1/200)
A－01	案内図・全体配置図（改修前）・仮設計画図	1/400(1/800)	S－08	伏図	1/50(1/100)	E-07	電灯・ｺﾝｾﾝﾄ・弱電設備　1階平面図（改修）	1/100(1/200)
A－02	案内図・全体配置図（改修後）	1/400(1/800)	S－09	軸組図	1/50(1/100)	E-08	電灯・ｺﾝｾﾝﾄ・弱電設備　2階平面図（撤去）	1/100(1/200)
A－03	仕上表	－	S－10	基礎ﾘｽﾄ、鉄骨部材ﾘｽﾄ	1/30(1/60)	E-09	電灯・ｺﾝｾﾝﾄ・弱電設備　2階平面図（改修）	1/100(1/200)
A－04	1階平面図（現況）	1/250(1/500)	S－11	鉄骨架構詳細図	1/30(1/60)	E-10	自動火災報知設備　系統図	－
A－05	1階平面図（改修後）	1/250(1/500)	S－12	雑詳細図	1/30(1/60)	E-11	楽屋(6)改修　電灯平面図	1/50(1/100)
A－06	2階平面図（現況）	1/250(1/500)				E-12	楽屋(6)改修　ｺﾝｾﾝﾄ平面図	1/50(1/100)
A－07	2階平面図（改修後）	1/250(1/500)				E-13	楽屋(6)改修　弱電設備平面図	1/50(1/100)
A－08	3階平面図（現況）	1/250(1/500)						
A－09	4階平面図（現況）	1/250(1/500)						
A－10	R階平面図（現況）	1/250(1/500)					【機械設備】	
A－11	外壁改修　立面図	1/200(1/400)				MT-01	特記仕様書 建築機械設備1	－
A－12	平面詳細図（現況）	1/30(1/60)				MT-02	特記仕様書 建築機械設備2	－
A－13	平面詳細図（既存撤去図）	1/30(1/60)				M-01	空調ﾀﾞｸﾄ、空調配管、換気ﾀﾞｸﾄ、自動制御設備 1階平面図（改修前）	1/100(1/200)
A－14	ｸﾞﾘｰﾝﾙｰﾑ 既存天井伏図、展開図	1/30(1/60)						
A－15	練習室（2）　既存天井伏図、展開図	1/30(1/60)				M-02	給排水衛生、消火、ｶﾞｽ設備 1階平面図(改修前)	1/100(1/200)
A－16	平面詳細図（改修）	1/30(1/60)				M-03	空調ダクト、空調配管、換気ダクト、自動制御設備 １階平面図（改修後）	1/100(1/200)
A－17	矩計図	1/30(1/60)						
A－18	（新設）展開図（1）	1/30(1/60)				M-04	給排水衛生、消火、ガス設備　１階平面図（改修後）	1/100(1/200)
A－19	（新設）展開図（2）	1/30(1/60)				M-05	空調ダクト、空調配管、自動制御、消火設備 ２階平面図（改修前）	1/100(1/200)
A－20	（新設）天井伏図	1/30(1/60)						
A－21	（新設）建具表、部分詳細図	1/30(1/60)				M-06	空調ダクト、空調配管、自動制御、消火設備 ２階平面図（改修後）	1/100(1/200)
A－22	外構改修（撤去、新設）配置図	1/300(1/600)						
A－23	会議管理棟、防災ｾﾝﾀｰ　改修前・後（撤去・新設）	1/100(1/200)				M-07	昇降機設備図（1）	－
	天井伏図					M-08	昇降機設備図（2）	－
A－24	防火防煙ｽｸﾘｰﾝ（参考図）	1/30(1/60)				M-09	昇降機設備図（3）	1/30(1/60)
A－25	楽屋改修　平面詳細図・建具表	1/50(1/100)				M-10	昇降機設備図（4）	1/20(1/40)
A－26	楽屋改修　天井伏図	1/50(1/100)				M-11	昇降機設備図（5）	1/20(1/40)
A－27	楽屋改修　展開図	1/50(1/100)						

文化会館楽屋側エレベーター設置工事　特記仕様書

総　　則

工事概要　　1．工事場所　　四日市市安島二丁目地内

2．工事種目　　エレベーター設置、内装工事

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(以下「標仕」という。)、及び構造設計特記仕様書による。

2．特記仕様

（1）項目は、〇印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。

⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の［．．］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の（標．．）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

部分完成　　⊙無　・有（　　）

部分引渡し　　⊙無　・有（　　）

1)保険及び保証　　⊙建設工事保険　　（保険証の写しを提出）

⊙請負業者賠償責任保険　　（保険証の写しを提出）

（⊙管理財物担保特約に加入のこと）

・任意にて加入

2)建設共済等　　下記の制度について加入すること。

⊙法定外労災補償制度　　（加入証明書の写しを提出）

⊙建設業退職金共済制度　　当初の請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。　　共済証紙購入額　　請負金額の 1/1000以上

なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする

・任意にて加入

※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項

資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	①適用基準等	⊙建築工事標準詳細図　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成 28 年版） ※工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成 30 年版）
	②工事実績情報の登録	※請負金額が 500万円以上の場合は、登録を行う。　[1.1.4]
	③品質計画	※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速（Vo）＝34 m毎秒 地表面粗度　※Ⅲ(Zb=5 Zg=450 α=0.20)　・Ⅱ(Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分　※30 cm　・40 cm
	④電気保安技術者	・適用する。　⊙適用しない。　[1.3.3] 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。
	⑤-1 週休2日制工事	「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」（令和6年7月19日改正適用）に基づく適用は下記による。 ⊙週休2日制工事対象 ・週休2日制工事(受注者希望型)対象 ・週休2日制対象外工事（・工事の実働日数が30日未満の工事　・現場閉所困難な工事） 完全週休2日制工事(受注者希望型含む)の現場閉所日については下記による。 ※土日閉所（ただし、　/　～　/　については土日作業とすること。） ・土日以外閉所 ※土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。 なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とすること。
	⑤-2 施工条件	・週休2日制対象外工事の現場閉所日については下記による。　[1.3.5] ※土日閉所　・土日以外閉所 ⊙現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾願」を提出し、監督職員の承諾を得ること。 ⊙工事用車両の駐車場及び資機材置場　※敷地内　・ ⊙工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。 ⊙現場工事は月～金とし、土、日、祝日に作業を行う場合は、監督職員の承諾を得ること。 ⊙施工作業時間は原則8:00～17:00とすること。清掃片付け等は18:00までとすること。 ⊙施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。 ⊙工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担（道路占用許可申請における占用料は除く）とする。 ⊙仮囲い等について周辺住民等の安全上、使用上支障がないように計画し、維持管理に努めること。 ⊙工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進めること。

		⊙資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ⊙大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。 ⊙高さ10mを超える足場を60日以上設置する場合は、着手の30日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。 ⊙道路の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。 ⊙既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。 ⊙工事により発生する残土や廃材、汚泥等は適切処理を行うこと。また、必要に応じて釜場を設け、敷地外への泥水の流出を防止すること。 ⊙工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。 ⊙振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。 ⊙音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。 ⊙工事期間中に行われる別途発注工事と適宜工程及び作業動線等の調整、協力の上工事を行うこと。（A-01図参照） ⊙施設の休館期間は2025年10月1日～2026年9月30日であり、原則2026年9月14日までを施工可能期間とする。 ⊙高さ5mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はフルハーネス型を使用すること。 ・2023/　/　～　/　は工事を行わないこと。 ・工事期間は、　/　～　/　とする。尚、　/　～工事担当確認後事前使用を行うこととする。
	⑥発生材の処理	・引渡しを要するもの（　　）　[1.3.12] ⊙特別管理産業廃棄物　※無　・有（　　）　処理方法（　　） ⊙特定建設資材の搬出 再資源化等を行う（再資源化が困難な場合には縮減） ⊙特定建設資材以外の搬出　⊙構外搬出適正処理 ※廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りではない。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
	⑦交通安全管理	交通誘導員　※配置する　名以上（大型車の出入は必ず）　⊙配置しない　[1.3.9] ・交通誘導警備員Ａ　※交通誘導警備員Ｂ
	⑧建築材料等	※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。 ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。　[1.4.5] （　　）
	⑨化学物質を発散する建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1）から 5）を満たすものとする。 1）合板、木質系フローリング、構造用パネル，集成材、単板積層材、パーティクルボード、ＭＤＦ、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3）接着剤は、フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-２-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5）1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥo規格品 ④旧ＪＡＳのＦco規格品

10 特別な材料の工法	改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
⑪ 石綿含有建材の調査	事前調査（有資格者）　※行う　・行わない　[1.5.1] 調査結果報告書等の貸与　⊙有　・無 分析調査　・行う（対象箇所：　　）　※行わない ※定性分析　・定量分析 ※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について(令和3年12月22日改正)」に基づき行う。 ※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。 調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。
⑫ 技能士	※適用する　⊙適用しない　[1.7.2] ・鉄筋施工　・型枠施工　・鉄工　・塗装　・左官 ※防水施工　・建築大工　・サッシ施工　・内装仕上げ施工
⑬ 化学物質の濃度測定	施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン　[1.7.9] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、スチレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定　・行う　⊙行わない 測定対象室　・図示　⊙練習室(2)（改修後） 測定箇所数　・図示　⊙1箇所 採取方法　⊙文部科学省の定めるところによる。　・ 報告書の様式　濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1.工事名　2.測定年月日　3.天候　4.測定前の換気及び閉鎖時間 5.測定時間　6.室名と測定時間　7.測定器具 8.化学物質採取方法　9.分析装置
⑭ 完成図	・提出する　※提出しない　[1.9.1～3] 種類　※改修標仕 表1.8.1による　・ ・配置図及び案内図　・各階平面図 ・各立面図　・断面図 ・仕上表　・施工図 ・施工計画書　・ ※ＣＡＤデータの提出　※提出する　・提出しない ・保全に関する資料　提出部数　※１部　・ ・製本図面　提出部数　※1部　・2部　・3部
⑮ 記　録	工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真　1 部 ※工程写真　各工程毎　1 部 ※竣工写真　※内部、外部　2 部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出すること。
⑯ 設備工事との取合い	施工範囲　※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強
17 設計ＧＬ	※図示のベンチマーク（Ｂ.Ｍ）　mm　（現状地盤はＢ.Ｍ　mm）
⑱ 完成引渡し後の点検	かし期間は、別に定めた特約（責任施工による保証期間など）を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。
⑲ 随時検査	予定価格(税込)3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること
⑳ 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備事業者についても記載すべき下請負の範囲に含むものとする。
21 資源有効利用促進	※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合（下記内容該当工事）は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 ・建設副産物を搬出する際の計画 1.土砂500m3以上 2.コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上 ・再生資材を利用する際の計画 1.土砂500m3以上　3.加熱アスファルト200t以上 2.砕石500t以上

※産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士　登録　第　　号

四日市市諏訪町１番５号

工事名			
文化会館楽屋側エレベーター設置工事			
日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	特記仕様書（改修１） 令和7年1月版	—	AT-01 /

2章 仮設工事

①足場その他

内部足場　種別　※きゃたつ、足場板等　・　[2.2.1]

外部足場　種別　※くさび緊結式（手すり先行工法）・　[2.2.1]

防護シートによる養生　・行わない　・行う

⊙行う　※１類　（・帆布製　※網地製）

騒音・粉じん等の対策　⊙行わない　・行う（・防音パネル　・防音シート）　[2.1.3]

材料、撤去材等の運搬　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　[2.2.1][表2.2.1]

②養生その他

既存部分の養生　※ビニルシート、合板等　・　[2.3.1]

固定家具等の移動　※行わない　・行う(図示)

③仮設間仕切り　(ａ)設置箇所　※図示　・　[2.3.2][表2.3.1]

種別	下地	仕上材（厚さ mm）	充てん材	塗装
・Ａ種	※軽量鉄骨	・合板（※9.0　・　）		※無し
⊙Ｂ種	・木下地	※せっこうボード（※9.5　・　）	厚さ　mm	・片面
・Ｃ種	単管下地	防炎シート		
仮設扉	※木製扉	・合板張り程度		※無し
	・鋼製扉	・片面フラシュ程度		・有り

④監督職員事務所　・設ける　規模等は以下による　・既存施設の一部を使用する　※設けない　[2.4.1]

（・規模　㎡程度　・仕上げ：床　、壁　、天井　程度）

⑤工事用水

構内既存の施設　※利用できる（⊙有償 ※無償）　・利用できない

⑥工事用電力

構内既存の施設　※利用できる（・有償 ※無償）　⊙利用できない

3章 防水改修工事

1 既存下地の補修及び処置　※図示による　[3.2.6]

既存露出防水層表面の仕上塗装の除去　・する　・しない

2 アスファルト防水　[3.3.2～3][表3.1.1][表3.3.3～10]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別

アスファルトの種類　※3種　・　押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度)

脱気装置　・製造所の指定する製品　・ステンレス製　設置数量（　）箇所

改修用ドレン　※設ける（　箇所）※銅製　・鉛製　・設けない　[3.2.5]

屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材

材質　※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き）

厚さ（mm）　※35

屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材

材質　※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材

・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号

厚さ（mm）　※35

乾式保護材　製造所の仕様による・

防水保護のれんがの種類　※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック

保護コンクリート仕上り平たんさ種別　・ａ種　・ｂ種　・ｃ種　[3.3.5][8.1.4][表8.1.5]

仕上塗装（P2A,M3D,POD,PODI,M3DI,M4DI,工法）　※種類および使用量は製造所の仕様による

施工標識　※設ける　・設けない

3 改質アスファルトシート防水　[表3.1.1][3.4.2～3][表3.4.1～3]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別(厚さmm)	仕上げ塗料等

仕上げ塗料の使用量　※製造所の仕様による　・

脱気装置　・製造所の指定する製品　・ステンレス製　設置数量（　）箇所

屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材　・製造所の指定する製品

※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材

・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号

施工標識　※設ける　・設けない

4 合成高分子系ルーフィングシート防水　[表3.1.1][3.5.2～3][表3.5.1～2]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別(厚さmm)	仕上げ塗料等

仕上げ塗料の使用量　※製造所の仕様による　・

絶縁用シートの材質　※発泡ポリエチレンシート　・　[3.5.2]

可塑剤移行防止用シートの材質　※発泡ポリエチレンシート　・　[3.5.2]

脱気装置　・製造所の指定する製品　・ステンレス製　設置数量（　）箇所

機械固定工法に用いる断熱材　※次のいずれかによる　・

※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材

・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号

・押出法ポリスチレンフォーム断熱材の1種b、2種b又は3種b

接着工法に用いる断熱材

※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材

・ポリエチレンフォーム断熱材

改修用ドレン　※設ける（　箇所）　・設けない

※製造所の指定する製品　・銅製　・鉛製

施工標識　※設ける　・設けない

5 塗膜防水　[表3.1.1][3.6.2～3][表3.6.1]

防水改修工法の種類	施工箇所	新規防水層の種別	仕上げ塗料等

仕上げ塗料の使用量　※製造所の仕様による　・

既存塗膜防水層表面の仕上塗料の除去(L4X工法)　・除去する　[3.2.6]

脱気装置　・設けない　・設ける

施工標識　※設ける　・設けない

6 保証期間

防水の保証期間は原則、表面仕上材塗替なしで10年とする。ただし、既存の劣化等の状況により保証ができない場合は、保証できない理由を明確にし、監督職員と協議を行うこと。

⑦シーリング　・シーリング充填工法　・シーリング再充填工法　[3.1.4][表3.1.2]

・拡幅シーリング再充填工法　・ブリッジ工法

シーリング材の種類、施工箇所　[3.7.2][表3.7.1]

※下表以外は、改修標仕表 3.7.1を標準とする

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
図示による	図示による

シーリングの試験　※行わない　・行う（※簡易接着性試験　・引張接着性試験）

8 とい　材質　・配管用鋼管　・硬質ﾎﾟﾘ塩化ﾋﾞﾆﾙ管(VP)　・硬質ﾎﾟﾘ塩化ｶﾗｰﾋﾞﾆﾙ管(VP)　[3.8.2(1)]

とい受け金物　※SUS製　・亜鉛メッキ製

ルーフドレン　※JCW301(日本鋳鉄ふた・排水器具工業会規格)　・図示による　[3.8.2(1)]

9 アルミニウム製笠木　表面処理　・AB-1種　※BB-1種　[3.9.2]

4章 外壁改修工事

1 施工数量調査　調査範囲　・既存モルタル面　・躯体コンクリート面　・図示の範囲　[1.5.2]

調査内容　ひび割れ（0.2mm以上）の長さを表示する。また、ひび割れ部の挙動の有無、漏水の有無及び錆汁の流出の有無を調査する。

モルタルの浮き部分を表示する。また、モルタルの欠損部の形状寸法等を調査する。

コンクリート表面のはがれ及びはく落部を調査する。

調査報告書の部数　※１部

2 改修工法の種類　[4.1.4～5]

外壁の種類	種類	改修工法
・コンクリート打放し仕上げ	・ひび割れ部	・樹脂注入工法・Ｕカットシール材充填工法・シール工法
	・欠損部	・充填工法　・
・モルタル塗り仕上げ	・ひび割れ部	・樹脂注入工法・Ｕカットシール材充填工法・シール工法
	・欠損部	・充填工法　・モルタル塗替工法
	・浮き部	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・
・タイル張り仕上げ	・ひび割れ部	・樹脂注入工法　・Ｕカットシール材充填工法
	・欠損部	・タイル部分張替え工法　・タイル張替え工法
	・浮き部	・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
	・目地	・目地ひび割れ部改修工法　・伸縮調整目地改修工法
・塗り仕上げ	・薄付け仕上塗材塗り	・可とう形改修用仕上塗材塗り
	・厚付け仕上塗材塗り	・各種塗料塗り
	・複層仕上塗材塗り	・マスチック塗材塗り

3 ひび割れ部改修工法　・樹脂注入工法　（・モルタル面　・躯体コンクリート面 ）　[4.1.4][4.2.5]

注入工法の種類	ひび割れ幅(mm)	注入口間隔(mm)	注入量(cc/m)	備考
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～1.0未満	※200～300	※	
		・	・	
・手動式エポキシ樹脂注入工法	0.2以上～0.3未満	※50～100	※40　・	
	0.3以上～0.5未満	※100～200	※70　・	
・機械式エポキシ樹脂注入工法	0.5以上～1.0未満	※150～250	※130　・	
		・	・	

注入材料　[4.2.4]

※建築補修用注入エポキシ樹脂(JIS A 6024低粘度形又は中粘度形)

検査（コア抜取り）　・行わない

※行う（抜取り部の補修方法：　）

・Ｕカットシール材充填工法　[4.1.4][4.2.4][4.2.6]

充填材料　※１成分形又は２成分形ポリウレタン系シーリング材

・可とう性エポキシ樹脂

ポリマーセメントモルタルの充填　※行う　・行わない

・シール工法　[4.1.4][4.2.4][4.2.7]

シール材料　・パテ状エポキシ樹脂　・可とう性エポキシ樹脂

4 欠損部改修工法　※充填工法　[4.1.4][4.2.4][4.2.8]

充填材料　・ポリマーセメントモルタル（・モルタル面　・コンクリート面　・ＣＢ面）

・エポキシ樹脂モルタル（　）

・モルタル塗替え工法（改修標仕4.3.5(5)による）

5 浮き部改修工法　[4.1.4][4.3.10～16][表4.4.3～4]

改修工法の種類（モルタルを撤去しない場合）	アンカーピンの本数(本/m²) 一般部	指定部	注入口の箇所数(箇所/m²) 一般部	指定部	充てん量 注入量
・アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 16 ・	※ 25 ・			※25ml
・アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	※25ml
・アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰセメントスラリー注入工法	※ 13 ・	※ 20 ・	※ 12 ・	※ 20 ・	・25ml ※50ml
・注入口付アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・			※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※25ml
・注入口付アンカーピンニング全面ﾎﾟﾘﾏｰセメントスラリー注入工法	※ 9 ・	※ 16 ・	※ 9 ・	※ 16 ・	※50ml

※狭幅部におけるアンカーピン本数は、幅中央に5本/mとする

アンカーピン　[4.2.4]

材質　※ステンレス SUS304、呼び径４mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの　・

注入口付アンカーピン　[4.2.4]

材質　※ステンレス SUS304、呼び径外径６mm

6 既存塗膜等の除去及び下地処理　既存塗膜劣化部の除去及び下地処理の工法　[4.5.4][表4.5.4～7]

工法	処理範囲	下地面の補修
・サンダー工法	※既存仕上面全体　・	・ひび割れ部改修工法
・高圧水洗工法	※既存仕上面全体　・	・浮き部改修工法
・塗膜はく離剤工法	※既存仕上面全体　・	・欠損部改修工法
・水洗い工法	※上記処理範囲以外の既存仕上面全体	

下地調整材　[4.2.4][4.6.3]

※下地調整塗材　・ポリマーセメントモルタル　・防水形仕上げ塗材主材を使用

7 仕上塗材仕上げ　種類、仕上げの形状、工法　[4.5.1][4.5.2][表4.5.1～2]

種類	呼び名	仕上の形状
・薄付け仕上塗材	・外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・着色骨材砂壁状
	・可とう形外装薄塗材Ｅ	・砂壁状　・ゆず肌状　・
	・防水形外装薄塗材Ｅ	・ゆず肌状　・凹凸状
・複層仕上塗材	・複層塗材ＣＥ	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
	・可とう形複層塗材ＣＥ	上塗材　・水系アクリル
	・複層塗材Ｅ	・水系アクリルシリコン
	・複層塗材ＲＥ	外観　※つやあり　・つやなし
	・防水形複層塗材ＣＥ	・メタリック
	・防水形複層塗材Ｅ	防水形の増塗材　・行う
・可とう形改修用仕上塗材	※可とう形改修塗材Ｅ	・平たん状　・さざ波状　※ゆず肌状
	・可とう形改修塗材ＲＥ	上塗材　・アクリル　・ウレタン
		※シリコン　・ふっ素
		外観　・吹付　※ローラー
		仕上　※薄付け　・厚付け

8 設計数量

外壁部位	種類	工法	数量	備考
・コンクリート打放し面	・ひび割れ	※Ｕカットシール材充填工法 ・	m	
	・欠損部	※エポキシ樹脂モルタル充填工法 ・	箇所	
・モルタル塗り仕上げ面	・ひび割れ	※Ｕカットシール材充填工法	m	
		・自動式低圧ｴﾎﾟｷｼ樹脂注入工法	m	
	・欠損部	※充填工法 ・	m	
	・浮き部	※アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法 ・	㎡	

※上記数量については、現場調査を行い報告書を作成し、提出する。

尚、数量の10%を越える増減が生じた場合は協議の上、契約変更を行う事ができる。

5章 建具改修工事

①改修工法　⊙かぶせ工法　⊙撤去工法（・引き抜き工法　⊙はつり工法）　[5.1.3]

2 見本の製作等　・建具見本の製作　・特殊な建具の仮組　[5.1.5]

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士　登録　第　号

四日市市諏訪町１番５号

工事名

文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	特記仕様書（改修２） 令和7年1月版	—	AT-02

5章 建具改修工事

3 アルミニウム製建具

外部に面する建具（フロントサッシは除く） [5.2.2][表5.2.1]

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	A－3	W－4	※ 70	※図示
・B種	S－5			・100	
・C種	S－6	A－4	W－5	・70　・100　・	

表面処理　※BB-1種　・BB-2種（※ﾌﾞﾛﾝｽﾞ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ） [5.2.4][表5.2.2]
内部建具 [5.2.4][表5.2.2]
表面処理　※AC-1又はBB-1種　・AC-2又はBB-2種（※ﾌﾞﾛﾝｽﾞ系　・ﾌﾞﾗｯｸ　・ｽﾃﾝｶﾗｰ）

4 網戸

防虫網 [5.2.3]
網の種別　※ステンレス(SUS316)製　・合成樹脂製　・ガラス繊維入り合成樹脂製
形　式　※可動式　・固定式

5 樹脂製建具

外部に面する建具（ﾌﾛﾝﾄｻｯｼは製造所の仕様による） [5.3.2][表5.3.1]

種　別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S－4	A－4	W－4	・ 70	※図示
・B種	S－5		W－5	・100	
・C種	S－6			・	

・防音ドアセット及び防音サッシの適用　種別　・T-A種　・T-B種 [5.3.2][表5.3.2]
・断熱ドアセット及び断熱サッシの適用　種別　・H-A種　・H-B種　・H-C種 [5.3.2][表5.3.3]

⑥ 鋼製建具

簡易気密型ドア　・使用する　※使用しない [5.4.2]

⑦ 鋼製軽量建具

品質規格　※改修標仕表5.5.1による [5.5.2][5.5.4]
・製造所標準仕様による
簡易気密型ドア　・使用する　※使用しない

8 ステンレス製建具

表面仕上げ　※ＨＬ仕上げ　・鏡面仕上げ [5.6.2][5.6.4]
曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ
簡易気密型ドア　・使用する　※使用しない

9 木製建具

材料の含水率 [5.7.2]表[5.7.1]

種　別	加工及び組み立て時の含水率
※A種	１５％以下
・B種	１８％以下

⑩ 建具用金物

マスターキー　・製作する　⊙製作しない（既存マスターキーに合わせる） [5.8.4]
モノロック　ゴール（　　）　美和ロック（　　）
シリンダー箱錠　ゴール（　　）　美和ロック（　　）
シリンダー本締り錠　ゴール（　　）　美和ロック（　　）
ドアクローザー　ダイハツディーゼル機器(大島機工、ニッカナ)
日本ドアチェック製造、美和ロック、リョービ
フロアヒンジ　大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造、リョービ
ヒンジクローザー　大島機工(ニッカナ、美和ロック)、日本ドアチェック製造
リョービ、デンセイオートテック
押板、取手　樹建工業、ユニオン

11 自動ドア開閉装置

開閉方法　※引き戸　・多機能トイレ用引き戸 [5.9.2～3][表5.9.1～6]
センサーの種類　・光線センサー　・熱線センサー　・

12 自閉式上吊り引戸装置

品質規格　※改修標仕5.10.3による [5.10.3][表5.10.1]
・製造所標準仕様による

13 重量シャッター

種類　・管理用シャッター　・外壁用防火シャッター [5.11.2][表5.11.1]
・屋内用防火シャッター　・屋内用防煙シャッター
開閉機能　※上部電動式(手動併用)　・上部手動式 [5.11.2]
スラット　材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・溶融亜鉛めっき鋼板 [5.11.3]
形状 ※インターロッキング形　・オーバーラッピング形 [5.11.2]
シャッターケース(防火・防煙以外のもの)　・設ける　・設けない
危害防止機構　・障害物感知装置（自動閉鎖型）
・「防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件」に適合するもの
耐風圧性能（　　）N/㎡（一般重量・外壁用防火のもの）

14 軽量シャッター

開閉形式　※手動式　・上部電動式(手動併用) [5.12.2][表5.12.1]
スラット　材質 ※塗装溶融亜鉛めっき鋼板　・ [5.12.3]
形状 ・インターロッキング形　・オーバーラッピング形 [5.12.4]
耐風圧性能（　　）N/㎡

15 その他のシャッター

・オーバーヘッドドア
・リンググリルシャッター

⑯ ガラス

種類・厚さ ※ 建具表による [5.14.2]

⑰ ガラスの留め材

種別(区分は図示による) [5.14.2]
※シーリング材(SR-1, ｼﾘｺｰﾝ系、9030G)　・ガスケット

18 ガラス用フィルム

品質は、JIS　A5759による
※ガラス飛散防止フィルム　種類（・第２種　・　　）　張り面（※内張　・外張）
性能値　※層間変位試験に適合するもの（B法）

6章 内装改修工事

① 改修範囲

既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁,床の改修範囲 [6.1.3]
※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　⊙図示による範囲
天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲
※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う　⊙図示による範囲
天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修範囲
※既存のまま　⊙図示による範囲

② 既存床の撤去並びに下地補修

ビニル床シート等の撤去　※仕上げ材のみ(接着剤とも) [6.2.2]
⊙下地モルタルとも(※図示の範囲　・除去範囲全て)
改修後の床の清掃範囲　※改修箇所の室内　・図示
合成樹脂塗り床の除去　・機械的除去工法　・目荒工法

③ 既存壁の撤去並びに下地補修

間仕切り壁撤去に伴う他の構造体の補修 [4.3.10][6.3.2]
※図示　・モルタル塗り(塗り厚25mmを超える場合の補強　・行う　・行わない)

④ 木下地等

表面仕上げ　仕上げの程度　・ﾌﾟﾚｰﾅｰ仕上げ　※ｻﾝﾀﾞｰ仕上げ　・超かんな仕上げ [6.5.1]
加工の種類　※機械加工　・手加工
・ﾌﾟﾚｰﾅｰ加工　※ｻﾝﾀﾞｰ加工　・かんな加工
木材の含水率　※Ａ種　・Ｂ種 [6.5.2][表6.5.3]
木材の品質　※改修標仕6.5.2による　・市販品 [6.5.2][表6.5.4]
樹種　構造材　※杉　・松　・ひのき
造作材　※杉　・松　・ひのき
防腐防蟻処理　※行わない　・行う(箇所－　　)
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤は、監督職員の承諾するものとする。
※9.0mm未満の合板上張り留め付けはタッカー留めとする。

5 集成材等

集成材又は単板積層材の材質 [6.5.2]
ホルムアルデヒト放散量　※規制対象外　・第三種

品　名	規格・品質	芯材の種類	施 工 箇 所
・造作用集成材	※１等　・２等	・たも　・なら　・しおじ	
・化粧ばり造作用集成材	※１等　・２等	・単一針葉樹	
・化粧ばり構造用集成材			
・造作用単板積層材			
・直交集成材			

⑥ 接着剤

※木工事に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種 [6.5.3]
※壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、幅木に使用する接着剤の [6.8.2][6.14.2]
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

7 床板張り

フローリング及び縁甲板張り床 [表6.5.10]

下張り用床板	※無し	
	・有り	※合板張り　ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・
床　板	※単層フローリング(標仕19.5.2による)	
	ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種	
	・縁甲板	※ひのき

⑧ 軽量鉄骨天井下地

野縁等の種類　屋内（※19形　・25形）　屋外（※25形　・19形） [6.6.2][表6.6.1]
既存の埋込みインサート　⊙使用する　・使用しない [6.6.4]
あと施工アンカーの引抜き試験　・行う　⊙行わない
耐震補強　・行う（図示）
屋外軒天井及びピロティ天井補強　※図示

⑨ 軽量鉄骨壁下地

スタッドの高さが5mを超える場合　※図示

⑩ ビニル床シート

工法　※熱溶接工法　・突付け(施工箇所　　) [6.8.2～3]

種　類	JISの記号	色　柄	厚さ(mm)	備　考
※発泡層のないもの	※ＦＳ	・無地 ※マーブル柄	・2.5 ※2.0	
・発泡層のあるもの		※柄物　・無地		
・				

接着材　※改修標仕表6.8.1による　・エポキシ樹脂系

⑪ ビニル床タイル

[6.8.2]

種　類	JISの記号	厚さ(mm)	備　考
※単層ビニル床タイル	ＴＴ	※2.0	
・複層ビニル床タイル	ＦＴ	・	
・コンポジションビニル床タイル	ＫＴ	・	

接着材　※改修標仕表6.8.1による　・エポキシ樹脂系

12 帯電防止ビニル床タイル

[6.8.2]

種　類	厚さ(mm)	性　能
※単層ビニル床タイル	※2.0	体積抵抗値　1.0x10⁹ Ω以下又は
・複層ビニル床タイル	・	漏えい抵抗値　1.0x10¹⁰ Ω以下
・コンポジションビニル床タイル	・	

13 誘導用及び注意喚起用床材

視覚障害者用床タイル [6.8.2]

種　類	寸法(mm)	施工箇所
・塩化ビニル製	※300×300	
・レジンコンクリート製	・	
・磁器又はせっ器質タイル		

⑭ ビニル幅木

高さ（mm）　※60　・75　・100

15 カーペット敷き

・織じゅうたん [6.9.2～3][表6.9.1～2]

種　別	パイル形状	色柄　等	備　考
・A種	・カットパイル	※無地	
・B種	・ループパイル	・柄物(標準品)	
・C種	・カット、ループパイル併用	・	

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・
・タフテッドカーペット [6.9.2～3][表6.9.2]

パイル形状	パイル長（mm）	工　法	帯電性
・カットパイル	※５～７	※全面接着工法	人体帯電圧
・ループパイル	※４～６	・グリッパー工法	※３kv以下
・カット、ループパイル併用	・		

耐電性　※人体帯電圧3kV以下　・
・タイルカーペット [6.9.2～3][表6.9.2]

パイル形状	種類	寸法（mm）	総厚さ（mm）	施工箇所
・ループパイル	※第一種	※500×500	※6.5	
	・第二種	・		
・カットパイル				
・カット、ループ併用				

・下敷き材　種類　※第二種二号　厚さ　8.0mm

16 合成樹脂塗床

[6.10.3][表6.10.4～8]
・弾性ウレタン塗床材　※平滑仕上げ　・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗床材　※薄膜流しのべ仕上げ（※平滑　・防滑）
・厚膜流しのべ仕上げ（※平滑　・防滑）
・樹脂モルタル仕上げ（※平滑　・防滑）
ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

17 フローリング張り

[6.11.2～7][表6.11.1～4]

種　別	樹　種	工　法	塗　装	
※天然木化粧複合フローリング	※なら	※釘止め工法	※塗装品	
・単層フローリング	・ひのき	(・A種・B種・C種)		
		・接着剤併用釘留め	・無塗装品	
・モザイクパーケット張り				

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

18 畳敷き

種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　※Ｄ種（ＫＴ－Ⅲ） [6.12.2][表6.12.1]

⑲ せっこうボード その他ボード張り

[6.13.2][表6.13.1]

種　類	JISの記号	厚さ（mm）、規格等
・硬質木毛セメント板	HW	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板	NW	・15　・20　・25　・
・けい酸カルシウム板	0.8FK	無石綿　※6　・8　・
⊙ロックウール化粧吸音板	DR	※ﾌﾗｯﾄﾀｲﾌﾟ（※9（不燃）　・12　・　）
		・凹凸ﾀｲﾌﾟ（※12(不燃)・15　・19　・　）
⊙せっこうボード	GB-R	※12.5(不燃)　⊙9.5(準不燃)
・不燃積層せっこうボード	GB-NC	9.5(不燃)　化粧無（下地張り用）
		化粧有（ﾄﾗﾊﾞｰﾁﾝ模様）
⊙強化せっこうボード	GB-F	⊙12.5(不燃)　・15.0(不燃)　⊙21.0(不燃)
・シージング石こうボード	GB-S	・12.5(不燃)
⊙化粧せっこうボード	GB-D	・12.5(不燃)　⊙9.5（準不燃）
・せっこうラスボード	GB-L	・9.5
・メラミン樹脂化粧板		JIS K 6903による　厚さ1.2
・パーティクルボード		
・化粧けい酸カルシウム板	0.8FK	※6
⊙ラワン合板		⊙9（Ⅱ類）
⊙有孔シナ合板、シナ合板		⊙9

合板類、繊維板、パーティクルボードのホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音シール材　※適用する　・適用しない

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士　登録　第　　号

四日市市諏訪町１番５号

工事名

文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	特記仕様書（改修３） 令和7年1月版	—	AT-03 ／

6章 内装改修工事

⑳ せっこうボードの目地処理

目地処理の種類等 [6.13.3][表6.13.5]

⊙継目処理工法　施工場所（ 塗装仕上げ部 ）

⊙突付け工法　施工場所（ 捨て貼り ）

・目透し工法　施工場所（ ）

㉑ 壁紙張り [6.14.3]

施工箇所	壁紙の種類	防火性能	備考
	※量産ｸﾛｽ ・	⊙不燃 ・準不燃 ・難燃	
		・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル及びプラスター面の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種・ＲＣ種　[表7.3.4]

石こうボード及びその他ボード面の下地調整　・ＲＡ種　※ＲＢ種・ＲＣ種　[表7.3.7]

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

㉒ ｾﾗﾐｯｸﾀｲﾙ張り

タイルの種類 [6.16.3]

施工箇所	形状寸法(mm)	用途による区分		耐凍害性		色調		うわぐすり		役物	
				無	有	標準	特注	無釉	施釉	無	有
楽屋北側壁面	小口 108×60	・屋内 ⊙屋外	・床 ⊙壁	※	・	※	⊙	・	⊙	・	⊙
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・
		・屋内 ・屋外	・床 ・壁	※	・	※	・	・	・	・	・

タイルの見本焼き　※行わない　⊙行う（※外装タイル　・　）

内装タイル　・改良積上げ張り [6.16.3][表6.16.4]

※壁タイル接着剤張り [6.16.4][表6.16.6]

23 セルフレベリング

セルフレベリング材の種類　・せっこう系　※セメント系 [6.17.2][表6.17.1]

※厚み（　mm程度）

㉔ 断熱材 (標19.9.2～3)

種類		施工箇所	厚さ(mm)	品質等
⊙押出法ポリスチレンフォーム保温板	※２種b	※一般部	※25	※ノンフロンのもの ・特定フロンを使用しないもの
	※３種b	⊙接地部分	※25 ⊙図示	
⊙現場発泡断熱材		※断熱材補修部分		ノンフロンタイプ ・HFCタイプ 難燃性・3級　・2級 ・難燃材料相当品
		⊙一般部	※15 ⊙20	

ロックウール、グラスウール、ユリア樹脂又はメラミン樹脂を使用した断熱材の

ホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

25 フリーアクセスフロア (標20.2.2)

施工箇所	仕上り高	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材
			・3000N ・5000N	・帯電防止床タイル ・タイルカーペット

スロープ及びボーダー　※製造所の標準仕様　・図示

26 可動間仕切 (標20.2.3)

構造形式	ﾊﾟﾈﾙ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式		※鋼板 (※0.6 ・0.8) ・	※メラミン樹脂又は アクリル樹脂焼付け ・

遮音性　・あり（　）　・なし

27 移動間仕切り (標20.2.4)

操作方法　・手動式　・電動式　・部分電動式

パネル表面材（・　）　遮音性（・　）

パネル及び圧着装置の操作方法　（・　）

28 トイレブース (標20.2.5)

パネル表面材　※高圧メラミン樹脂系化粧板（アルミ製コナーエッジ付き）

・ポリエステル樹脂系化粧板(アルミ製コナーエッジ付き)

脚部　(ｽﾃﾝﾚｽ製)　※幅木タイプ　・脚金物タイプ

29 階段滑り止め (標20.2.6)

材種　※ステンレス製ビニルタイヤ入り　・

寸法　※幅 35mm　・　取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

30 黒板及びホワイトボード (標20.2.8)

種類		寸法(mm)	色彩	備考
・黒板	※ホーロー		※緑 ・黒	※平面 ・曲面 ・
	※焼付け		※緑 ・黒	
・ホワイトボード	※ホーロー		※白	

31 ブラインド

・既存再使用する（養生方法　）[2.3.1][5.1.6]

・新設する (標20.2.12)

形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所
※横型	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25 ・	
・縦型	・１本操作コード ※２本操作コード	・アルミスラット ・80 ・クロススラット ・100	

32 ロールスクリーン

材種・品質（　）(標20.2.13)

操作方法（　）

33 カーテン

・既存再使用する（養生方法 取外し、クリーニング、再取り付け ）[2.3.1][5.1.6]

・新設する (標20.2.14)

施工箇所	名称・品質	ひだの種別	形式
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引 ・引分
		・箱ひだ等 ・片ひだ	・片引 ・引分

防炎加工　消防庁認定の ㋑ とする

カーテンレール　・アルミニウム製　※ステンレス製　※Ｃ型又はＤ型

カーテンきれ地のはぎれ　※半幅未満は使用しない　・一幅未満は使用しない

暗幕用カーテンの重なりは300mm以上とする。なお、重ねか所は下記による。

・両端　・上部　※召合わせ

㉞ 点検口

天井点検口　※アルミニウム製　(※額縁タイプ　・目地タイプ）

床点検口　※アルミニウム製　・ステンレス製　受け枠(・　)

35 流し台ユニット

種類	寸法	適用内容	規格・品質等
流し台	※1200 ・1500 ・	トラップ付	※優良住宅部品
コンロ台	※600 ・700 ・	バックガード付	

7章 塗装改修工事

①材料一般

⊙屋内の壁及び天井の塗装仕上げは、防火材料とする。[7.1.3]

・次の箇所を除き防火材料とする。（　）

建物内部に使用する塗料のホルムアルデヒドの放散量　※規制対象外　・第三種

②下地調整

RB種の場合の既存塗膜の除去範囲 [7.2.1]

下地調整 [表7.2.1～7]

下地面の種類	下地調整の種別
木部	・RA種 ※RB種 ・RC種
鉄鋼面	・RA種 ※RB種 ・RC種
亜鉛めっき面	・RA種 ※RB種 ・RC種
モルタル、せっこうプラスター面	・RA種 ※RB種 ・RC種
ｺﾝｸﾘｰﾄ及びALCパネル面	・RA種 ※RB種 ・RC種
せっこうボード、その他ボード面	・RA種 ※RB種 ・RC種

既存モルタル下地面等のひび割れ部の補修 [表7.2.4～6]

⊙行わない　・行う(補修範囲及び補修方法は図示)

③素地ごしらえ

素地ごしらえ [7.3.1～7] [表7.3.1～7]

素地面の種類	種別	備考
木部	・A種 ・B種	不透明塗料塗りの場合はA種 透明塗料塗りの場合はB種
鉄鋼面	・A種 ・B種 ※C種	8節[耐候性塗料塗り(DP)]の場合は、B種とする
亜鉛めっき面	・A種 ・B種	
ﾓﾙﾀﾙ、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ面	・A種 ※B種	
ｺﾝｸﾘｰﾄ及びALCパネル面	・A種 ※B種	8節[耐候性塗料塗り(DP)]の場合は、ｺﾝｸﾘｰﾄ及び押出形成ｾﾒﾝﾄ版面による
ｺﾝｸﾘｰﾄ及び押出形成ｾﾒﾝﾄ版面	・A種 ・B種	
せっこうﾎﾞｰﾄﾞ、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	⊙A種 ⊙B種	せっこうﾎﾞｰﾄﾞの目地工法が継目処理工法の場合はA種、その他の場合はB種とする

④錆止め塗料塗り

塗料種別 [7.4.2]

鉄鋼面　※Ａ種（　）・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・Ｅ種 [表7.4.1]

仕上げＥＰ－Ｇの場合　・Ａ種（　）　※Ｂ種

亜鉛めっき鋼面　※Ａ種 ・Ｂ種 [表7.4.2]

仕上げＥＰ－Ｇの場合　・Ａ種（　）　※Ｃ種

錆止め塗料塗り [表7.4.3～4]

鉄鋼面塗り替えの場合の種別　・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種

亜鉛めっき面の塗りの種別　・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種

亜鉛めっき面ＥＰ－Ｇ塗り替えの場合の種別　・Ａ種 ・Ｂ種 ※Ｃ種

新規鉄鋼面、亜鉛めっき面の塗りの種別　※標仕18.3.3による

⑤合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

塗り工法 [7.5.1～4][表7.5.1～3]

下地の種類	塗料種類	塗り工法
木部	※1種 ・2種	新規(屋外 ※Ａ種・Ｂ種 屋内 Ａ種※Ｂ種) 塗替え(※Ｂ種 ・)
鉄鋼面	※1種 ・2種	・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種
亜鉛めっき面	※1種 ・2種	※改修標仕7.4.5よる ・

6 アクリル樹脂系非水分散形塗料(NAD)

塗替えの場合の下地調整　・RA種 ※RB種 ・RC種 [7.2.5～6]

塗り工法の種別　・Ａ種 ※Ｂ種 [7.7.2][表7.7.1]

⑦耐候性塗料塗り(DP)

塗替えの場合の下地調整　・RA種 ※RB種 ・RC種 [7.2.2][表7.2.1] ～ [7.2.7][表7.2.7]

・鉄鋼面　工法は、表7.8.1 [7.8.2][表7.8.1]

⊙亜鉛めっき面　工法は、表7.8.2 [7.8.3][表7.8.2]

上塗種別

・ JISK5659（１級） ふっ素系樹脂塗料

・ JISK5659（２級） シリコン系樹脂塗料

⊙ JISK5659（３級） ポリウレタン系樹脂塗料

・コンクリート面、押出成型セメント板面 [7.8.4][表7.8.3]

工法は、表7.8.3　種別は(・A-1種 ・A-2種 ・B-1種 ・B-2 ・C-1種 ・C-2種)

上塗種別

・ JISK5658 主要原料 ふっ素樹脂(1級)

・ JISK5658 主要原料 シリコーン樹脂(2級)

・ JISK5658 主要原料 ポリウレタン樹脂(3級)

8 つや有合成樹脂エマルションペイント塗り(EP-G)

[7.9.2～5][表7.9.1～4]

下地の種類	塗り工法
ｺﾝｸﾘｰﾄ、ﾓﾙﾀﾙ、せっこうﾌﾟﾗｽﾀｰ、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面	新規(・Ａ種 ・Ｂ種) 塗替え(※Ｂ種 ・)
木部	新規(※Ａ種 ・) 塗替え(※Ｂ種 ・)
鉄鋼面	新規(・Ａ種 ・Ｂ種) 塗替え(※Ｂ種 ・)
亜鉛めっき鋼面	新規(※Ａ種 ・) 塗替え(※Ｂ種 ・)

塗替えの場合のシーラー　※改修標仕 7.9.2による　・行わない

⑨合成樹脂エマルションペイント塗り(EP)

塗り工法の種別　・Ａ種 ※Ｂ種 ・Ｃ種 [7.10.2][表7.10.1]

10 ウレタン樹脂ワニス塗り(UC)

塗り工法の種別　・Ａ種 ※Ｂ種 [7.11.2][表7.11.1]

塗料の種別　※１液形 ・２液形

着色剤の種別　・油性顔料着色剤 ・溶剤形顔料着色剤

11 オイルステイン塗り(OS)

木部　工法は改修標仕表7.12.1による [7.12.2][表7.12.1]

12 木材保護塗料塗り(WP)

工法　・Ａ種 ※Ｂ種 [7.13.2][表7.13.1]

8章 耐震改修工事

1 鉄筋の種類

[8.2.1][表8.2.1]

種類の記号	径
・ ＳＤ295Ａ	※ Ｄ16以下
・ ＳＤ345	※ Ｄ19以上

2 溶接金網

網目の形状　（※ 150x150 ・ 100x100 ・50×50 ） [8.2.2]

鉄線の径（mm）(※ 6.0 ・3.2)

3 鉄筋の材料試験

※JIS規格品については径の異なるごとに１ｔ未満の場合は規格証明書の提出を省略することができる。 [8.2.3]

4 継手及び定着

鉄筋の継手方法 [8.3.4][表8.3.3]

・径Ｄ19mm以上の柱、梁の主筋はガス圧接、その他は重ね継手

・重ね継手

継手位置　※標仕各部配筋参考図による　・図示 [8.3.4]

定着長さ　※改標仕[表8.3.4]による　・図示 [8.3.4][表8.3.4]

5 帯筋組立の形

※各部配筋参考図図1.1による　・図示 [8.3.4]

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士　登録　第　号

四日市市諏訪町１番５号

工事名

文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	特記仕様書（改修４） 令和7年1月版	—	AT-04 /

8章 耐震改修工事

6 壁の配筋及び補強
※標仕各部配筋参考図４節による　・図示　[8.3.7]

7 ガス圧接
圧接部の確認試験　[8.3.8]
※超音波探傷試験　・引張試験

8 コンクリートの種類及び強度
コンクリートの種類　※普通コンクリート　・軽量コンクリート　[8.1.3]

普通コンクリートの類別　※Ⅰ類　・Ⅱ類　[8.1.3][表8.1.1]
仕上りの平たんさ種別　・ａ種　・ｂ種　・ｃ種　[8.1.4][表8.1.5]
普通コンクリートの設計基準強度　[8.1.4]

設計基準強度Ｆo	施 工 箇 所
※ 21 (N/mm^2)	土間コンクリート、スラブ、壁
※ 24 (N/mm)	基礎、基礎梁

軽量コンクリートの設計基準強度　[8.1.3～4][8.9.1～2][表8.9.1]

設計基準強度Ｆo (N/mm^2)	気乾単位容積質量 (t/m^3)	種　別	施 工 箇 所
※ 21 (N/mm)	※1.9程度	※１種	
・			

9 コンクリートの材料
※普通ポルトランドセメント又は混合セメントのＡ種　[8.2.5][表8.2.3]
・高炉セメントＢ種　適用箇所（　　）
・フライアッシュセメントＢ種　適用箇所（　　）
・アルカリシリカ反応による区分　※Ａ
・フェロニッケルスラグ細骨材は使用しない

⑩ モルタル及びグラウト材　[8.2.6][8.2.12]
グラウト材　※無収縮グラウト材　（圧縮強度　45Ｎ/mm^{2}以上）
太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル)　マスターフロー540グラウト(BASFポゾリス)
ノンシュリンクライトグラウト（ＡＢＣ商会）　デンカ　プレタスコン TYPE-1(電気化学工業)
社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの

柱底等の均しモルタル　※無収縮モルタル　・モルタル
太平洋プレユーロックス(太平洋マテリアル)　マスターフロー870グラウト(BASFポゾリス)
ノンシュリンクライトグラウト（ＡＢＣ商会）　デンカ　プレタスコン TYPE-1(電気化学工業)
社団法人 公共建築協会の評価を受けているもの

11 無筋コンクリート　[8.11.1～3]

種　類	設計基準強度Ｆo (N/mm^2)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法	適用箇所
※普通コンクリート	※18	※15又は18	※25	

12 調合管理強度
構造体強度補正値（Ｓ）　[8.2.5][表8.2.4]
（普通ポルトランドセメント）

打　設　期　間	補正値(N/mm^2)	備　考
2/25～7/ 7　9/ 7～11/22	3.0	
11/23～2/24	6.0	
7/ 8～9/ 6	6.0	暑中コンクリート

13 コンクリートの試験
※コンクリートの強度試験の試験回数は、下記による。　[8.8.2～3]
20m^{3}以下の場合の試験については、監督職員の指示による。
20～50m^{3}の場合は任意の一車より試料を採取し、各３個供試体を作成する。
50m^{3}以上は 改修標仕8.8.3による。

14 型枠
打ち放し仕上げの種別　[8.1.4]

種　別	施　工　箇　所	
・Ａ 種		
※Ｂ 種		
・Ｃ 種		

外部に面するコンクリート打ち放し仕上げの打増し　・20　※図示　[8.7.8]

15 鉄骨製作工場
・監督職員の承諾する工場　[8.1.5]
・(社)全国鉄構工業協会、(株)日本鉄骨評価センター認定工場（下記認定グレード以上）
（・Ｓ　・Ｈ　・Ｍ　・Ｒ　⊙Ｊ）
施工管理技術者　・配置する　・配置しない　[8.1.6]

16 鉄骨工作図
※高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部「建築鉄骨設計基準」による。　[8.13.2]

17 溶接管理技術者
・配置する　・配置しない　[8.15.2]

18 鋼材
鋼材の材質、規格は下表による。　[8.2.8]

材　質　　品名又は使用箇所	規　格
構造設計特記仕様書による	※JISの規格品

19 高力ボルト
※トルシア形高力ボルト　・JIS形高力ボルト　・溶融亜鉛めっき高力ボルト　[8.2.9]
径（　　）
すべり係数試験　・実施する　※実施しない　[8.14.2]
試験方法（　　）、試験片の摩擦面の状態（　　）

20 鋼材の材料試験
※JIS規格品については種類の異なるごとに１ｔ未満の場合は規格証明書の提出を省略することができる。　[8.2.13]

21 溶接施工
エンドタブの種類　※鋼製タブ　[8.15.7]
代替タブを使用する場合は、セラミックスタブとし、以下の書類を提出し、監督職員の承諾を得ること。
・セラミックスタブの使用実績
・AW検定協議会の代替エンドタブ技量認定資格者または日本エンドタブ協会によるエンドタブ施工講習（溶接技能者・固形タブ・A級）修了者の資格証
・鉄骨製作工場における施工実績
エンドタブの切断　・行う（　　）　・行わない
スカラップ　※改良型スカラップ

22 溶接部の試験
完全溶込み溶接部の超音波探傷試験　※行う(9mm以上)　・行わない　[8.15.12]
試験箇所数　耐震ブレース　※改修標仕8.15.12による　・
その他　※標仕7.6.12(4)による　・

23 錆止め塗料
・鉄骨造の鉄部錆止め塗料の種別は、下記とする。　[8.17.3]
・JIS K 5625　・JIS K 5674
・DP塗装の場合　JIS K 5552 + JIS K 5551(2回)
耐火被覆材の接着する面の塗装　・行う　※行わない

㉔ 耐火被覆材　[8.18.2～7]

種　別		所要性能及び適用構造部位
・耐火材吹付け	・乾式吹付けロックウール	
	⊙半乾式吹付けロックウール	1時間耐火（鉄骨柱、梁）
	・湿式ロックウール	
・耐火板張り		
・ラス張りモルタル塗り		
・耐火塗料		

25 既存コンクリート面の目荒し
適用範囲　[8.21.3][8.22.3]
※既存コンクリートとの打継ぎ面
※既存コンクリートとモルタル又はグラウト材充填部の接合面
・
目荒らしの範囲
※柱、梁面　打継ぎ面又は接合面全体の３/４以上
※壁面　打継ぎ面又は接合面全面の１/３程度
・
目荒らしの程度
※平均深さ５～１０mmで最大深さ１５mm程度の凹部を施す

㉖ あと施工アンカーの材料
・金属拡張アンカー　[8.2.4]
※接着系アンカー
接着剤の材質及びカプセルの種類　（ガラス管タイプ）
日本デコラックス（株）　ケミカルアンカーR、RSタイプ
旭化成ジオテック（株）　ＡＲケミカルセッターＳＵＰＥＲ　ＬＬ　ＡＰ
日本ヒルティ(株)　ＨＶＵ-G／ＥＡ　もしくは同等品以上
接合筋の種類　※鉄筋コンクリート用棒鋼（Ｄ１６以上ＳＤ３４５）
・全ねじボルト

㉗ あと施工アンカーの施工
施工管理技術者　※置く　・置かない　[8.12.2]

㉘ あと施工アンカーの穿孔
穿孔前の埋込み配管等の探査　[8.12.4]
範囲　⊙あと施工アンカー施工部分全て　・図示
方法　⊙探査機により探査し、配管等の位置の墨出しを行う。
・はつり出しによる
穿孔方法　⊙低騒音、低振動工法とする（工法については、監督員の承諾を得ること）

㉙ あと施工アンカーの確認試験
施工確認試験　[8.12.5][8.12.7]
※全数打音試験を行う.
⊙引張試験は増設壁又は鉄骨ブレス1箇所あたり1本とし、引張荷重は設計強度の2/3以上とする.場所については監督職員の指示による.
⊙設計強度はアンカーボルトの母材強度とする。

㉚ 既存構造体との取り合い
※圧縮強度試験を行う（3日,28日、封かん養生）
※コンシステンシー試験を行う.

9章 環境配慮改修工事

①一般事項
労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。
⊙アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。

石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。
⊙石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。
⊙事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の掲示を行うこと。
⊙アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。
⊙アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。

②アスベスト含有建材の処理工事
アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理　・行う　・行わない　[9.1.1]
アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理　・行う　・行わない
アスベスト含有建材除去後の仕上げ　⊙行う　・行わない
施工箇所及び工法　※図示
⊙アスベスト含有建材：石膏ボード、化粧石膏ボード、岩綿吸音板、ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル巾木

③アスベストの含有調査
分析による確認　⊙行う（下表による）　・行わない

材　料　名	調査方法	1材料あたりの試料数
	※定性分析(3　・　)	※定量分析(※3　・　)
	※定性分析(3　・　)	※定量分析(※3　・　)
	※定性分析(3　・　)	※定量分析(※3　・　)

④アスベスト含有吹付け材の除去
アスベスト含有吹付材の有無　・有　⊙無　[9.1.3]
除去吹付材（　　）含有場所（　　）
吹付けアスベストの施工数量調査　※行う
アスベスト粉じん濃度測定　※行う

表9.1.1　アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測　定　場　所	測　定　点　（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定１	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定２	施行区画周辺又は、敷地境界	計２点	大気
処理作業中	測定３	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定４	ｾｷｭﾘﾃｨｿﾞｰﾝ入口	1点	空気の流れを確認
	測定５	集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	1点	（注）２
	測定６	施行区画周辺又は、敷地境界	４方向各１点	ー
処理作業後（隔離ｼｰﾄ撤去前）	測定７	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定８	施行区画周辺又は、敷地境界	４方向各１点	大気

（注）１．各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは２点、300㎡以下までは３点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
（注）２．集じん・排気装置の性能確認

表9.1.2　アスベスト粉じん濃度測定方法

	測　定　3	測定1，2，4，6，7，8	測　定　5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトンートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数　200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３：１以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

作業場の負圧隔離養生　※行う
除去工法
※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。

処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

四日市市都市整備部営繕工務課
一級建築士　登録　第　　号
四日市市諏訪町１番５号

工事名
文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	特記仕様書（改修５） 令和7年1月版	—	AT-05 /

9章　環境配慮改修工事

⑤アスベスト含有仕上塗材の除去

アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。
アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　⊙無
除去仕上塗材（　　）含有場所（　　）
撤去の範囲　　・全面撤去　・図示による
除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）
・水洗い工法　・手工具ケレン工法
・集じん装置付高圧水洗工法　・集じん装置付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法
・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法
・剥離材併用超音波ケレンエ法　・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法
上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。
除去工法の試験施工　・行う　※行わない
作業場の隔離及び養生
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。
・隔離養生不要　・隔離養生必要(負圧不要)・その他（　　）
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

⑥アスベスト含有保温材等の除去

アスベスト含有保温材の有無　・有　⊙無　[9.1.4]
除去保温材（　　）含有場所（　　）
作業場の隔離　※行う
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

⑦アスベスト含有成形板の除去

アスベスト含有成形板の有無　⊙有　・無　[9.1.5]
除去成形板（石膏ボード、化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ、岩綿吸音板、ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ、ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ、ﾋﾞﾆﾙ巾木）
含有場所（A-03図による。）
作業場の養生　・行う　⊙行わない
※石綿含有ケイカル板第一種の除去は、隔離養生（負圧不要）を行う
※その他成形板については、切断・穿孔・研磨等の作業を伴う場合は、隔離養生（負圧不要）を行う
処分方法
石綿含有石膏ボード
※管理型最終処分場で埋立処分する。
石綿含有石膏ボード以外
・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

⑧ 特記事項

※本工事に配置管理させる者（有資格者）
※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者）
又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

個人情報取扱注意事項

個人情報の取り扱いに関する事項

（基本事項）
第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
（施工者の義務）
第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律大57号。以下「法」という。）67条に規定する義務を負う。
２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
（秘密の保持）
第３　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
２　乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
（適正な管理）
第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
（収集の制限）
第５　乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
（再提供の禁止）
第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
（複写、複製の禁止）
第７　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という）を複写し、又は複製してはならない。
（持ち出しの禁止）
第８　乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
（資料等の返還）
第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄、又は消去する場合を除く。
２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断
(2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
（研修・教育の実施）
第10　乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
（苦情の処理）
第11　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
（定期報告及び事故発生時における報告）
第12　乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
2　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
（監査及び検査）
第13　甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。
2　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
（契約解除及び損害賠償）
第14　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。
２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務
（１）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
（２）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
（３）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

障害者差別解消に関する事項

１．対応要領に沿った対応
（１）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成２９年２月２８日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
（２）（１）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
２．対応指針に沿った対応
上記１に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第１１条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

四日市市都市整備部営繕工務課
一級建築士　登録　第　　号
四日市市諏訪町１番５号

工事名　文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	特記仕様書（改修６） 令和7年1月版	—	AT-06 /

文化会館楽屋側エレベーター設置工事　特記仕様書

※本特記は、図面AT-1～6に記載のない工事種目に適用する。

総　　則

工　事　概　要　　1．工事場所　四日市市安島二丁目地内

2．工事種目　エレベーター設置

3．別途工事

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（令和４年版）」（以下「標仕」という。）による。

2．特記仕様

（1）項目は、○印の付いたものを適用する。

（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。

⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

⊙印と※印の付いた場合は、共に適用する。

（3）特記事項に記載の（．．）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

（4）特記事項に記載の（別．．）は、(5.3.7)による別図「各部配筋」の当該項目を示す。

部分完成　　⊙無　・有（　　）

部分引渡し　　⊙無　・有（　　）

1．保険及び保証（改修特記による）
・建築工事保険　（保険証の写しを提出）
・請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出）
（・管理財物担保特約に加入のこと）

2．建設共済等（改修特記による）
・法定外労災補償制度　（加入証明書の写しを提出）
・建設業退職金共済制度　当初請負金額が500万円以上の場合は、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。　共済証紙購入額　　請負金額の1/1000以上
なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする

※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項
資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。

章	項目	特記事項
1章 一般共通事項	1 適用基準等	※建築工事標準詳細図　（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成 28 年版） ※工事写真撮影ガイドブック 建築工事編及び解体工事編 （国土交通省大臣官房官庁営繕部監修　平成 30 年版）
	2 工事実績情報の登録	※請負金額が500万以上は登録の手続きを行うこと。　(1.1.4)
	3 品質計画	※建築基準法に基づく風圧区分等を必要とする場合は次による。　(1.2.2) 風速（Ｖ0）＝34 ｍ毎秒 地表面粗度　※Ⅲ (Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ (Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分　・30 cm　・40 cm　・
	4 電気保安技術者	・適用する　・適用しない　(1.3.3) 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験と有する者とする 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする
	5-1 週休2日制工事	「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」（令和6年7月19日改正適用）に基づく適用は下記による。 ・週休2日制工事対象 ・週休2日制工事(受注者希望型)対象 ・週休2日制対象外工事（・工事の実働日数が30日未満の工事　・現場閉所困難な工事） 完全週休2日制工事(受注者希望型含む)の現場閉所日については下記による。 ※土日閉所（ただし、　/　～　/　については土日作業とすること。） ・土日以外閉所 ※土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。 なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とすること。
	5-2 施工条件	(1.3.5) ・週休2日制対象外工事の現場閉所日については下記による。 ※土日閉所　・土日以外閉所 ・土日閉所の現場にて土日に作業を行う場合、又は、祝日に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾願」を提出し、監督職員の承諾を得ること。 ・工事用車両の駐車場及び資機材置場　※敷地内　・ ・現場工事は月～金とし、土、日、祝日に作業を行う場合は、監督職員の承諾を得ること。 ・施工作業時間は原則8:30～17:00とすること。清掃片付け等は18:00までとすること。 ・施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。 ・工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担（道路占用許可申請における占用料は除く）とする。 ・仮囲い等については周辺住民等の安全上、使用上支障がないように計画し、維持管理に努めること。 ・工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進めること。 ・資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。 ・大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。 ・1mを越える足場を60日以上設置する場合は、着手の30日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。 ・道路の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。 ・既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。 ・工事により発生する残土や廃材、汚泥等は適切処理を行うこと。また、必要に応じて釜場を設け、敷地外への泥水の流出を防止すること。 ・振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。 ・工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。 ・工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。 ・同一敷地内での別途工事について、協議に応じること。 ・2023/　/　～　/　は工事を行わないこと。 ・工事期間は、　/　～　/　とする。尚、　/　～工事担当確認後事前使用を行うこととする。 ・高さ５メートルを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用すること。

6 発生材の処理等	・引渡しを要するもの（　　）(1.3.11) ・特定建設資材の搬出 再資源化等を行う（再資源化が困難な場合には縮減） ・特定建設資材以外の搬出 構外搬出適切処理 ・特別管理産業廃棄物　（・無　・有　　） 処理方法（　　） ※　廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りではない。
7 交通安全管理	交通誘導員　※配置する　名以上（大型車の出入は必ず）　・配置しない　(1.3.8) ・交通誘導警備員Ａ　※交通誘導警備員Ｂ
8 建築材料等	※本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。ただし同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明する材料は以下の物とする。　(1.4.5) （　　）
9 化学物質を発散する建築材料等	本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1）から 5）を満たすものとする。 1）　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、ＭＤＦ、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 2）　保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 3）　接着剤は、フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-２-エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 4）　塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 5）　1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるＪＡＳ規格品 a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b.接着剤等不使用 c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d.ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第２０条の7第４項による国土交通大臣認定品 ③旧ＪＩＳのＥ0規格品 ④旧ＪＡＳのＦco規格品
10 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。
11 技能士	※適用する　・適用しない　(1.5.2) ・鉄筋施工　・型枠施工　・鉄工　・石材施工　・ＡＬＣパネル施工 ※防水施工　・タイル張り　・建築大工　・建築板金　・左官 ・塗装　・建具製作　・サッシ施工　・内装仕上げ施工　・造園
⑫ 施工の立ち会い等	下記事項は監督職員の立会検査を受けなければならない。　(1.5.7) ⊙杭打作業中　⊙鉄骨製品検査 ⊙鉄骨溶接、高力ボルト締め完了時　⊙基礎及び各階コンクリート打設時 ⊙基礎及び各階配筋完了時　・防水層の施工 ・組積の時　⊙仕上検査（監督職員の指示による） ・材料検査（監督職員の指示による）　⊙完成確認（中間完成を含む） ⊙製品検査（監督職員の指示による）　・ベンチマーク ⊙竣工後の検査が困難な工事については随時監督職員の立会検査を受ける。
13 化学物質の濃度測定	(1.5.9) 施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン パラジクロロベンゼン、ステレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定　・行う　・行わない 測定対象室　・図示　・ 測定箇所数　・図示　・ 採取方法　・文部科学省の定めるところによる。　・ 報告書の様式　濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1.工事名　2.測定年月日　3.天候 4.測定前の換気及び閉鎖時間　5.測定時間 6.室名と測定時間　7.測定器具 8.化学物質採取方法　9.分析装置
14 完成図等	・作成する　・作成しない　(1.7.1～3)(表1.7.1) 種類　※標仕 表1.7.1による　・ ・配置図及び案内図　・各階平面図 ・各立面図　・断面図 ・仕上表　・施工図 ・施工計画書　・ ※ＣＡＤデータの提出　※提出する　・提出しない ・保全に関する資料　提出部数　※２部　・ ・製本図面　提出部数　※1部　・2部　・3部
15 記録	工事記録については下記による。（A4版） ※以下一式（工事写真の撮り方 建築編 に準拠する） ※工事着工前　１部 ※工程写真　各工程毎　１部 ※竣工写真　２部 ・専門家撮影、アルバム編集の上提出　１部 ・電子データとし、ＣＤ-Ｒにて提出　１部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写し は、監督職員が提出を求めた場合は提出こと。
16 現況復旧	工事施工に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げとも在来にならい補修する。

3章 土工事	17 設備工事との取合い	設備機器の位置、取り合い等の検討できる施工図を提出して、監督職員の承諾を受ける。 施工範囲 ・図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・閒口部の型枠及びそれらの補強 ・図示した壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ・駆動装置が電動による建具類の２次配線及び操作スイッチ ・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
	18 設計ＧＬ	・図示のベンチマーク（Ｂ．Ｍ）　mm（現状地盤はＢ．Ｍ　mm） ・現状地盤（監督職員の指示による）
	19 社内検査報告書	工事完成(部分完成を含む)時には、社内検査を実施し、その報告書を監督職員に提出する。
	20 完成引渡し後の点検	かし期間は、別に定めた特約（責任施工による保証期間など）を除き、四日市市工事請負契約書に準拠する。 ・工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を越えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。
	21 随時検査	予定価格(税込)3,000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること。
	22 施工体制台帳の提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。
	23 資源有効利用促進	※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合（下記内容該当工事）は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 ・建設副産物を搬出する際の計画 1.土砂500m3以上 2.コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上 ・再生資材を利用する際の計画 1.土砂500m3以上 2.砕石500t以上 3.加熱アスファルト200t以上
	①災害及び公害の防止	※「低騒音型・低振動型建設機械指定要領」に基づき指定された建設機械を使用する。(3.1.3)
	②根切り	工事に先立ち必要と思われる埋設物等の調査を行う。　(3.2.1)
	③埋め戻し及び盛土	種別　(3.2.3)(表3.2.1.) ・Ａ種　⊙Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 建設発生土受け入れ量　m^3 発生場所（　　）
	④建設発生土の処理	※構外搬出適切処理　(3.2.5) ・構内指示の場所に敷き均し ・構内指示の場所にたい積（　　） ・構外指示の場所に処分　搬出調書等を提出する。 受入れ施設名・場所　（　　） 仮置場所　（　　） ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
9章 防水工事	1 アスファルト防水	アスファルトの種類　※3種　(9.2.2) 端部押え金物　※既製アルミニウム製Ｌ－30×15×2.0程度　・　・ 屋根保護防水断熱工法に用いる断熱材 材質　※押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種bA（スキン層付き） 厚さ（mm）　※35 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材 材質　※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 厚さ（mm）　※35 絶縁用シート　・ポリエチレンフィルム 厚0.15㎜以上　・フラットヤーンクロス 乾式保護材　製造所　・ 防水保護のれんがの種類　※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ 施工標識　※設ける　・設けない 防水層の種類、種別　(9.2.3)(表9.2.3～9) ・屋根保護防水　・Ａ－１　・Ａ－２　・Ａ－３　・ＡＩ－１　・ＡＩ－２　・ＡＩ－３ ・Ｂ－１　・Ｂ－２　・ＢＩ－１　・ＢＩ－２ ・屋根露出防水　・Ｄ－１　・Ｄ－２　・ＤＩ－１　・ＤＩ－２ ・屋内防水　・Ｅ－１　・Ｅ－２ 仕上塗料（屋根露出防水）　※種類および使用量は製造所の仕様による 絶縁工法における脱気装置 ※設ける　材質（　　）設置数量（　　）・設けない ルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい　※図示による　(9.2.4)
	2 保護層等の施工	・保護コンクリートの厚み　※８０㎜　・　(9.2.5) ・立上り部の保護　・乾式保護材　・れんが押え ・コンクリート押え　・モルタル押え
	3 改質アスファルトシート防水	(9.3.2～9.3.4)(表9.3.1～3) 種 別 / 施工箇所 / 仕上げ塗料 仕上げ塗料の使用量　※メーカー仕様による　・ 露出防水絶縁断熱工法に用いる断熱材 材質　※JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 ・硬質ウレタンフォーム断熱材2種1号又は2号 厚さ（mm）　※35 脱気装置　・設ける　材質（　　）設置数量（　　）・設けない 施工標識　※設ける　・設けない

11章 タイル工事	1 目地位置	伸縮目地の位置　・標仕表11.1.1による　・図示による　(11.1.3)
	2 セラミックタイル張り	タイルの種類　(11.2.1) 施工箇所 / 形状寸法(mm) / 用途による区分 / 耐凍害性 無 有 / 色調 標準 特注 / うわぐすり 無釉 施釉 / 役物 無 有 ・屋内 ・床 / ・屋外 ・壁　※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・屋内 ・床 / ・屋外 ・壁　※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・屋内 ・床 / ・屋外 ・壁　※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・屋内 ・床 / ・屋外 ・壁　※ ・ ※ ・ ・ ・ ・ ・ タイルの見本焼き　※行わない　・行う（※外壁タイル　・　） タイルの試験張り　※行わない　・行う（※外壁タイル　・　） ※セラミックタイル型枠先付け工法に用いるタイルは耐凍害性を有するものとする
	3 張付け用材料	※保水剤は、メチルセルロース等の水溶性樹脂とする。　(11.2.3)(11.3.3) ※有機質接着剤の種類　(表11.3.1) ※タイプⅠ　・タイプⅡ ※セメント混和用ポリマーディスパージョンは JIS A6203による。 ※既調合目地材は、実績等の資料を監督職員に提出する。
	④壁タイル張り工法	※下表による。　・　(11.2.6)(11.3.7)(表11.2.3) タイルの種別 / タイルの寸法 / 工　法 内外装タイル / 小口平 二丁掛 100角 / ・密着張り ⊙改良圧着張り ※壁タイル接着剤張り 内装タイル以外のユニットタイル / 50 二丁以下 / ・マスク張り ・モザイクタイル張り ※壁タイル接着剤張り 躯体表面の処理　⊙行う　・行わない ・ＭＣＲ工法　⊙目荒らし工法 タイルの接着力試験　※行わない　・行う（※外壁タイル　・　）(11.1.7)

※提出書類はＡ４版とする。

※産業廃棄物税
本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士　登録　第　　号

四日市市諏訪町１番５号

工事名
文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	特記仕様書（新築1） 令和7年1月版	—	AT-07 /

1 フリーアクセスフロア (20.2.2)

施工箇所	仕上り高(mm)	耐震性能	耐荷重性能	表面仕上げ材
			・300N	・帯電防止床タイル
			・500N	・タイルカーペット

スロープ及びボーダー　※製造所の標準仕様　・図示

2 可動間仕切り (20.2.3)

構造形式	ﾊﾟﾈﾙ部の総厚さ(mm)	表面材種 厚さ(mm)	表面仕上げ
※パネル式 ・スタッド式 ・スタッドパネル式		※鋼板 (※0.6　・0.8) ・	※メラミン樹脂又はアクリル樹脂焼付け ・

遮音性　・あり（　　）　・なし
操作方法　・手動式　・電動式　・部分電動式 (20.2.4)
パネル表面材（・　　）　遮音性（・　　）
パネル圧着装置の操作方法　（・　　）

3 移動間仕切り

4 トイレブース　パネル表面材　※高圧メラミン樹脂系化粧板（アルミ製コナーエッジ付き） (20.2.5)
・ポリエステル樹脂系化粧板（アルミ製コナーエッジ付き）
脚部（ｽﾃﾝﾚｽ製）　※幅木タイプ　・脚金物タイプ

5手すり

種類	材料の種別	表面処理
手すり	※ステンレス（SUS 304）	※ＨＬ程度　・鏡面程度　・
	・鉄	亜鉛めっき 外部 ※Ｃ種　・ 内部 ※Ｅ種　・

6 階段滑り止め　材種、形状　※ステンレス製ビニルタイヤ入り　・ (20.2.7)
寸法(幅)※35mm　・　取付け工法　※接着工法　・埋込み工法

7 黒板及びホワイトボード (20.2.9)

種類		寸法(mm)	色彩	備考
・黒板	※ホーロー		※緑　・黒	※平面　・曲面　・
	※焼付け		※緑　・黒	
・ホワイトボード	※ホーロー		※白	

8 表示　衝突防止表示　※図示（市販品 ※ステンレス製 径約30mm　・　）(20.2.11)
・なし
誘導標識、非常用進入表示等は市販品とし、その他は図示とする。 (20.2.12)

9 タラップ

タラップ	※ステンレス（SUS 304）	※研磨無し　・
	・鉄	亜鉛めっき 内外部 ※Ｃ種　・

(20.2.14)

10 ブラインド

形式	種類	スラットの材種・幅(mm)	施工箇所
※横型	※ギヤ式　・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金 ※25 ・	
・縦型	・１本操作コード ※２本操作コード	・アルミスラット　・80 ・クロススラット　・100	

11 ロールスクリーン　材種・品質（　　）(20.2.15)
操作方法（　　）

12 カーテン (20.2.16)

施工箇所	名称・品質	ひだの種別	形式
		・箱ひだ等　・片ひだ	・片引　・引分
		・箱ひだ等　・片ひだ	・片引　・引分

防炎加工　消防庁認定の ㋑ とする
・カーテンレール　・アルミニウム製　※ステンレス製　※Ｃ型又はＤ型
カーテン生地の はぎれ　※半幅未満は使用しない　・　一幅未満は使用しない
暗幕用カーテンの重なりは300mm以上とする。なお、重ね寸所は下記による。
・両端　・上部　※召合わせ
表面材　※ビニルレザー張り（防炎加工）　・

13 アコーディオンドア　形式　・両開き　・片開き
折りたたみ幅(mm)　※約 230　・約 120　・

14 点検口　天井点検口　※アルミニウム製　（※額縁タイプ　・目地タイプ ）
床点検口　※アルミニウム製　・ステンレス製
受け枠(・　　)

15 流し台ユニット

種類	寸法	適用内容	規格・品質等
流し台	※1200　・1500　・1800	トラップ付	・優良住宅部品
コンロ台	※600　・700　・	バックガード付	・
つり戸棚	※1200　・900　・600		
水切棚	※1200　・900	SUS製 1段式	※市販品

16 天井見切縁　材種（※塩化ビニル製　・アルミニウム合金　）

17 くつふきマット

施工箇所	材種	寸法(mm)	受わく

18 フェンス

形式	高さ	網	基礎

製造所　（　　）

19 旗ざお受金物　材種　※ステンレス製 SUS 304　・
製造所　（　　）

20 旗ざお　形式　・テーパー式　・同一断面式　長さ（　　）
材質　※アルミニウム合金　操作方法　・ロープ式　・ハンドル式

21 丸環　材種　※ステンレス製（SUS 304）　・

22 救助袋　形式　※斜降式　・垂直式

23 屋根マンホール　形式　※角形　・丸形　寸法　※ 600角　・
材質　※ＳＵＳ製　・鋼板めっき製　・
材種　・塩化ビニル系
・レジンコンクリート系　厚さ(mm)　※30　・
・　厚さ(mm)　・

24 視覚障害者用誘導床材

25 車止め支柱　材質　（・ステンレス　・　）
SUSチェーン（・有　・無　）　・上下式　・抜き差し式　・固定式

㉖ エキスパンションジョイント金物　材質　⊙アルミ　⊙ステンレス（床用）
クリアランス　・50　⊙100（　1階　）　⊙150（　2階　）
耐火性能　・有り（　　）⊙無し

27 耐震スリット

方向	タイプ	耐火性能	防水性能
・垂直方向	※完全(全貫通型)スリット	・耐火型	・有り
・水平方向		・非耐火型	・無し

目地	内壁（幅×深さ）	外壁（幅×深さ）
目地材	シーリング剤(見え掛りのみ)	シーリング剤(内外とも)
目地寸法(mm)	※20×10　・	※20×10　・

22章 舗装工事

① 路床　・遮断層　厚さ(mm)　・　材料 ※川砂、海砂、良質な山砂　・ (22.2.2)
・路床安定処理　厚さ(mm)　・　添加材料の種類
⊙盛土材料　種別　・Ａ種　⊙Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 (22.2.3)(表3.2.1)
・フィルター層　厚み　・車道150mm歩道50mm　・50mm (22.2.2～3)(表21.2.2)

② 路床土の支持力比試験　⊙行う（⊙乱した土　・乱さない土）　・行わない (22.2.5)

3 路床締固め度の試験　・行わない　・行う (22.2.5)

4 砂の粒度試験　・行わない　・行う

⑤ 路盤材料　路盤の厚さ　車道部※150　・　)mm　歩道部(※100　・　)mm (22.3.2～5)
種別及び呼び名　※クラッシャランＣ－40又はクラッシャランスラグＣＳ－40
⊙再生クラッシャランＲＣ－40
締固め度の検査　※行う　（　箇所）　・行わない

⑥ 路盤の構成及び仕上がり　・標仕22.3.2(3)は適用しない (22.3.2)

⑦ アスファルト舗装　構成及び厚さ　⊙車道部の基層なし　基層　－　表層　50mm (22.4.2)
・車道部の基層有り　基層　50mm　表層　30mm
・歩道部　基層　－　表層　30mm
配合その他 (22.4.4)
加熱アスファルト混合物等の種類 (表22.4.4～5)
表層　※密粒度アスファルト混合物（13）又は密粒度アスファルト混合物（13Ｆ）
・細粒度アスファルト混合物（13）
試験練り　・行う　※行わない
切取り試験　・行う　※行わない (22.4.6)
平たん性　※通行に支障となる水たまりを生じない程度
アスファルト混合物の抽出試験　・行う　⊙行わない

8 コンクリート舗装　構成及び厚さ (22.5.2)

部位	厚さ(mm)	施工箇所
歩行者用通路	※70　・	

コンクリート　※表22.5.1による　・ (22.5.3)(表22.5.1)
注入目地材　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ (表22.5.3)
厚さの試験　・行う　※行わない (22.5.6)
平たん性　※通行に支障となる水たまりを生じない程度

9 カラー舗装　構成及び厚さ　※標仕22.6.2による　・ (22.6.2)(表22.6.1)
舗装の種類　・加熱系（・アスファルト混合物　・石油樹脂系混合物　）
・常温系（・ニート工法　・塗布工法　）
車道部の基層　・有り　※無し

10 透水性アスファルト舗装　厚さ　※歩道部３０mm　・ (22.7.2)
平たん性　※著しい不陸がないもの
アスファルト　・歩道部　※ストレートアスファルト (22.7.3)(表22.7.1)
試験練り　・行う　※行わない (22.7.4)
開粒度アスファルト混合物の抽出試験　・行う　⊙行わない (22.7.6)

11 ブロック系舗装　目地材　・砂　・モルタル (22.8.2)
舗石の基層　※コンクリート舗装　・アスファルト舗装
平たん性　※歩行に支障となる段差がない(３mm以下)
舗石の種類　・形状　・寸法
コンクリート平板の種類及び寸法　・Ｎ300　・ (22.8.3)
インターロッキングブロック　材質　形状
表面加工　種類　寸法
クッション材　※砂　・空練りモルタル

12 砂利敷き　材料　・Ａ種（通路）　・Ｂ種（建物周囲その他） (22.9.2)

四日市市都市整備部営繕工務課
一級建築士　登録　第　　号
四日市市諏訪町１番５号

工事名：文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	特記仕様書　（新築2） 令和7年1月版	—	AT-08

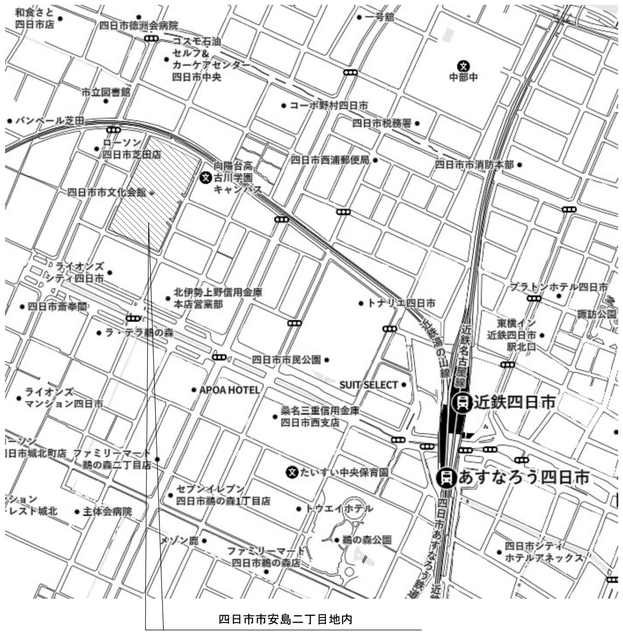

案内図

凡例

- クロスゲート H=1.8m （W=6.0m：1箇所）
- 仮囲い：カラーコーン＋バー（L=74m）
- 仮囲い：別途工事
- 外部足場：くさび緊結式（手すり先行工法） W900
- 工事範囲（配管、配線工事範囲は電気設備、機械設備図面による）
- 工事車両出入口

特記事項

・本改修工事は敷地内の別途発注工事(※)と同時進行する工事となるため、関係者と十分に協議の上、施工すること。
・工事着手するに当たり、現地を十分確認の上、施工計画を行い、監督職員と協議・承諾の上、進めること。
・設計図書と相違がある場合には、速やかに監督職員に報告、協議、解決策の承認を受けること。
・工事用車両進入口及び作業員の駐車スペースは、監督職員、施設管理者等と協議のうえ決定すること。
・施設休館期間中は駐車場Ａ北側の博物館車庫及び防災倉庫は工事期間中使用できるようにすること。
・工事用作業ヤード及び搬入経路については、工事完了後に必要に応じて清掃すること。
・本工事で設置する足場は、別途発注工事（※）にて使用する計画のため、作業時期及び動線について適宜調整を行うこと。

※別途発注工事：「文化会館改修工事」（令和8年10月30日工期）
「文化会館空調設備ほか更新工事」（令和8年10月30日工期）
「文化会館電気設備改修工事」（令和8年10月16日工期）
「文化会館舞台関係設備更新工事」（令和8年10月16日工期）

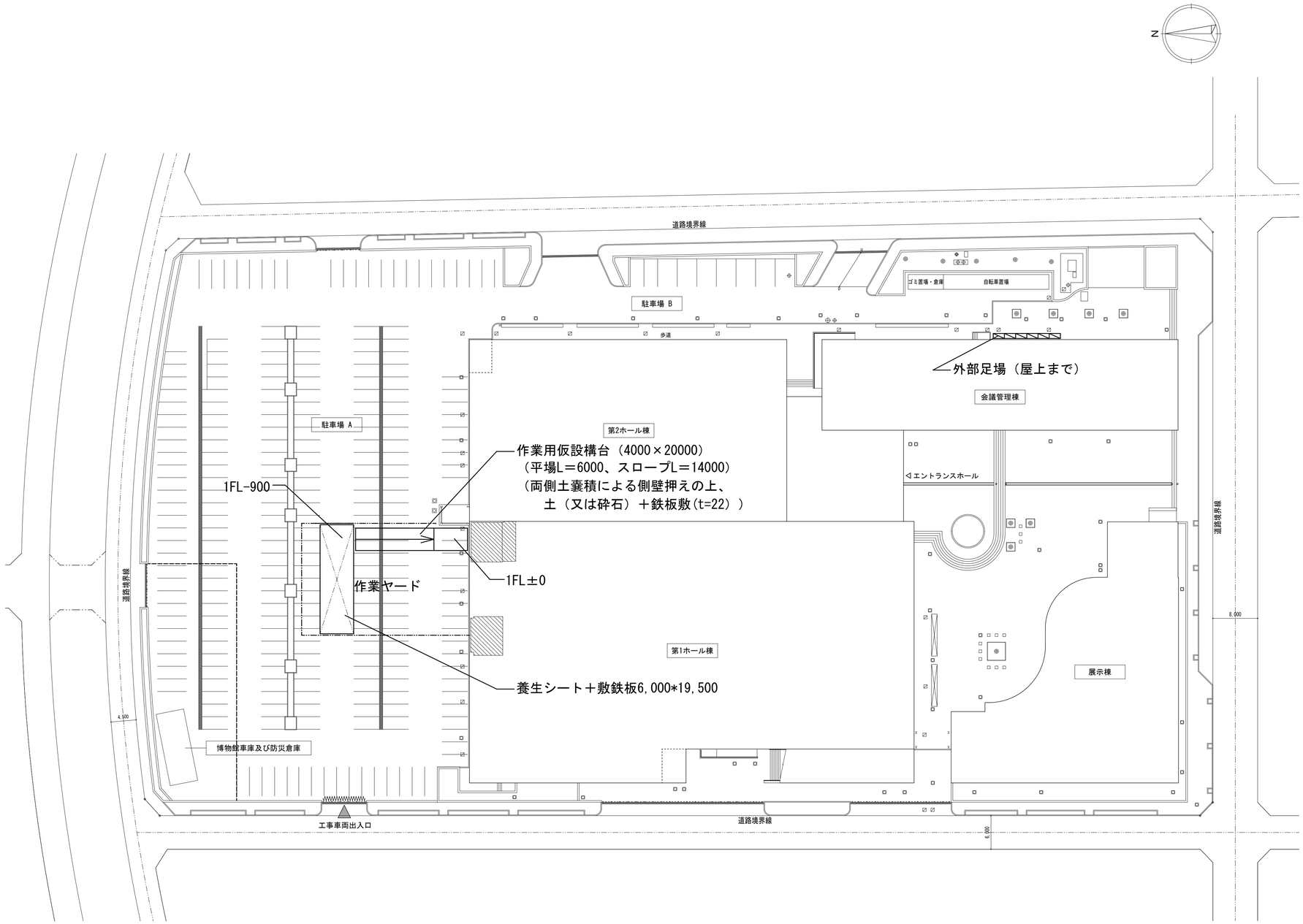

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
ver. 20160401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾
日付	日付
管理技術者	監理者
担当者	担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

製作日 2025.02
ファイル名

代表設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号
設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 案内図・全体配置図（改修前）・仮設計画図
縮尺 A1 1:400 A3 1:800

図面番号 A-01

管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二

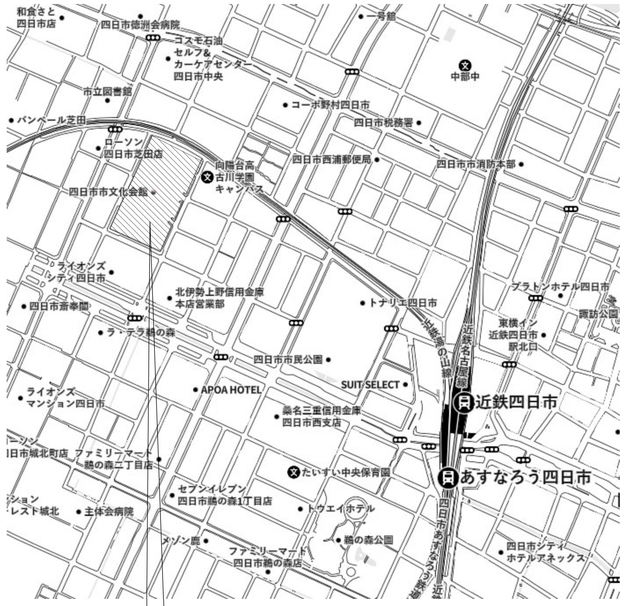

四日市市安島二丁目地内

案内図

凡例

工事範囲（配管、配線工事範囲は電気設備、機械設備図面による）

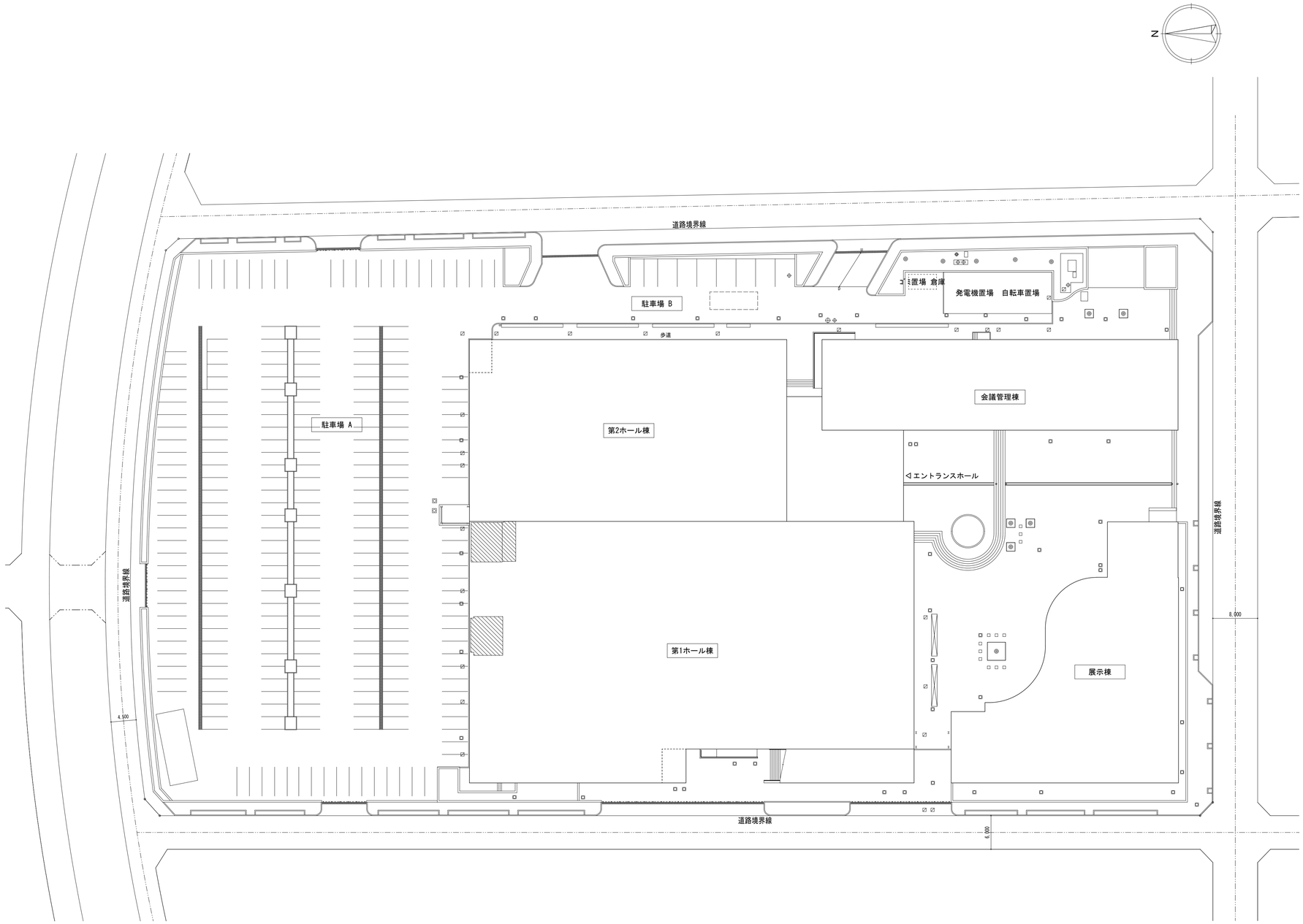

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 ver. 20160401	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図（仕様書）に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図（仕様書）に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	製作日 2025. 02 ファイル名	代表設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号 設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 案内図・全体配置図（改修後）	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1 1:400 A3 1:800	図面番号 A-02	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二

図中の記号略号	特記事項（図中、特に表示が無くとも適用する。）
1.主に使用される記号・略号を下記に示す。	【防水工事】
・ベンチマーク　BM	屋外において異なる材料の取り合い部分及びｼﾞｮｲﾝﾄ部分には、全てｼｰﾘﾝｸﾞ(仕様書9.6.2)を充填すること。
・基準地盤面(平均地盤面)　GL	
・基準床面(仕上げ面)　FL	【金属工事】
・東京湾中等潮位(参考資料内) TP	・異なる金属が取合う部分で電食のおそれがある場合は、防蝕処理を行う。
・幅表示の頭記号　W	・LGS天井下地の撤去は原則、野縁及び野縁受け迄とする。
・高さ表示の頭記号　H	・新規にLGS下地天井を新設する場合の天井ｲﾝｻｰﾄ金物は後打とする。
・長さ表示の頭記号　L	・新規にLGS下地天井を新設する場合に天井ふところが1.5mを超える場合は天井下地補強（公共建築改修工事標準仕様書6.6.4 (8)）を行う事。
・厚さ　t　・奥行　D	
・直径　φ　・半径　r	
・間隔　@　・中心線　C	【左官工事】
・縮尺　S= 1:＊＊＊	・既設床ﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ・ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ撤去跡はﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙで平滑にすること。
・天井高さ(平均天井高さ)　CH	
	【塗装工事】
2.記号・略号の室名・材料名等を下記に示す。	・壁面、天井面の塗装は、特記なき限り ﾛｰﾗｰ仕上とする。
・ダクトスペース　DS （ダクト配管を行う）	・既設吹付 又は 塗装部に 仕上塗材 又は 塗装を新設する場合には、既設塗膜の状況を確認し、下地面との密着が十分でない場合は、該当部分の既存塗膜を除去すること。
・エアーダクト　AD （躯体ダクト）	
・電気配管スペース　EPS	【内装工事】
・パイプスペース　PS	・内装材料は、F-☆☆☆☆ものを使用する。
・排煙ダクトスペース SMD	・ｸﾛｽ下地石膏ﾎﾞｰﾄﾞの ｼﾞｮｲﾝﾄ部分はﾊﾟﾃ等で段差の生じないように仕上げる。
・エレベーター　EV	・内装材料は法的制限ない場合においても、特記なき限り防火材料一覧表に指定されたものを使用すること。
・掃除用流し　SK	・塗装下地の石膏ﾎﾞｰﾄﾞの下地処理は、継目処理工法とする。
・ルーフドレイン　RD	・石膏ﾎﾞｰﾄﾞ張りの出隅は公共建築改修工事標準仕様書に示すｺｰﾅｰ保護金物で補強の上ﾊﾟﾃ処理とし、入隅ｺｰﾅｰ部分は同仕様書に示すｼﾞｮｲﾝﾄﾃｰﾌﾟ補強の上 ﾊﾟﾃ処理を行う。
・エキスパンションジョイント　EXP.J	・床のﾋﾞﾆﾙﾀｲﾙ、ﾋﾞﾆﾙｼｰﾄ等は、竣工引渡し時に再度樹脂ﾜｯｸｽ仕上（ﾉﾝﾜｯｸｽ材を除く）を行う。
・プレキャストコンクリート　PC	・ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄは全て溶接工法とする。
・コンクリートブロック　CB	・異種材料が同一平面で仕上がる場合には、伸縮調整目地を設ける。（壁：石膏ﾎﾞｰﾄﾞ面と左官面、新設壁面と既設壁面等）
・軽量気泡コンクリートパネル　ALC	上記目地は 特記が無い場合でも、床は ｽﾃﾝﾚｽ目地棒（金属工事）とし、壁・天井は 塩ビ目地棒を使用するものとする。
・押出成形セメント板　ECP	
・配管用亜鉛メッキ鋼管　SGP	・既設の仕上のないﾓﾙﾀﾙ面・ﾎﾞｰﾄﾞ面に塗装、ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽを新設する場合の下地調整は、塗装とﾋﾞﾆﾙｸﾛｽを新設する場合と同じ下地調整を行う。
・硬質塩化ビニル管　VP	・床仕上げ施工に先立ち、床ﾚﾍﾞﾙの測定を行い、3mにつき3mm以上の不陸がある場合には、下地ﾚﾍﾞﾙ調整を行った上で仕上げを行う。
・構造用鋼管　STK	・床ｺﾝｸﾘｰﾄ新設に伴う床仕上材は、特記なき限り 新設ｺﾝｸﾘｰﾄ+600mmの範囲を新設すること。
・フラットバー　FB	・新設する外壁には吹付硬質ｳﾚﾀﾝﾌｫｰﾑ断熱材（ﾉﾝﾌﾛﾝ）t20吹付とし、、地盤面に接する新設ｽﾗﾌﾞ下には押出法ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温板t25敷とする。
・スチール　St	
・プレート(鋼板)　PL	【その他】
・ステンレススチール SUS	・土に接する新設床下に設ける床下防湿層はt0.15ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑとし、適用箇所は図示による。
・アルミニウム　AL	・既設壁、既設建具を撤去する場合はｶｯﾀｰ入を行い、壁、建具及び仕上げ材を撤去する事。
・真チュウ　BR	・既設部材を貫通する場合は、貫通部と貫通部材取り合い部に四周ｼｰﾘﾝｸﾞ(MS-2) 10×10を施すこと。

外部仕上表

※ 特記なきは既設のまま
※ 建具は建具表による。

部位	仕上・仕様 【改修前】		仕上・仕様 【改修後】 ※主に改修（新設）部分を示す。
外壁	楽屋北面外壁（1階）：磁器質小口ﾀｲﾙ貼り 一部（ｸﾞﾘｰﾝﾙｰﾑ外壁部）撤去（RC壁、ｱﾙﾐ製建具共撤去）	→	ｴﾚﾍﾞｰﾀｰ昇降路鉄骨ﾌﾚｰﾑ施工完了後RC壁(磁器質小口ﾀｲﾙ貼共)新設 （現況復旧）
		→	同上新設壁に鋼製建具新設
外構	駐車場ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(密粒ｱｽｺﾝt50, 砕石t150) 一部撤去	→	駐車場ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装(密粒ｱｽｺﾝt50, 砕石(RC-40) t150)一部新設
	(ﾀｲﾙ舗装 下地)土間ｺﾝ(t150, D13@200ﾀﾃﾖｺ共)一部撤去	→	(ﾀｲﾙ舗装 下地)土間ｺﾝ(t150, D13@200縦、横共 ﾀﾞﾌﾞﾙ), 砕石(RC-40)t150一部新設

防火材料一覧表

・石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9.5	(GB-R t9.5)	QM-9828
・石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12.5	(GB-R t12.5)	NM-8612
・不燃積層石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9.5	(GB-NC)	NM-0441
・普通硬質石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(GB-R-H)	NM-9645
・ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(GB-S)	QM-9826
・不燃ｼｰｼﾞﾝｸﾞ石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(不GB-S)	NM-9639
・繊維強化石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(GB-F)	NM-8615
・化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(GB-D)	QM-9824
・不燃化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(不GB-D)	NM-0441
・不燃化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞ(木目)	(不GB-DW)	QM-9827
・吸音用あなあき石膏ﾎﾞｰﾄﾞ	(GB-P)	QM-9827
・ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板	(K)	NM-8578
・有孔ｹｲ酸ｶﾙｼｳﾑ板	(AK)	
・ﾛｯｸｳｰﾙ化粧吸音板	(DR)	NM-8599
・塗料（塗料塗装/不燃材料）		NM-8585
・複層模様吹付材		QM-9812
・複層模様吹付材（不燃）		NM-8572
・ﾛｯｸｳｰﾙ吹付		NM-8601
・ｸﾞﾗｽｳｰﾙ	(GW)	NM-8605
・木毛ｾﾒﾝﾄ板		QM-9701
・木毛ﾊﾟｰﾗｲﾄｾﾒﾝﾄ板（不燃）		NM-234～237
・ﾋﾞﾆﾙｸﾛｽ	不燃認定品	

※ 壁装材料の認定番号は指定ﾒｰｶｰによる

各種記号凡例

SOP	合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ	EP-G	つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ	RC	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	M	ﾓﾙﾀﾙ下地
DP	耐候性塗料 （旧 2-FUE）	EP	合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ	LGS	軽量鉄骨壁下地		

耐火及び遮音材料等指定リスト

吹付ﾛｯｸｳｰﾙ被覆耐火構造（1時間）	鉄骨柱　耐火構造：FP060CN-9460	・耐火壁（1時間） GB-F t21+t21(片面)	FP060NP-0497
	鉄骨梁　耐火構造：FP060EN-9408	・耐火壁（1時間） GB-F t12.5+t12.5(両面)	FP060NP-0483(1)

内装軽量鉄骨天井下地及び壁下地の脱落防止及び耐震安全性

【天井仕様】	【軽鉄壁下地仕様】
・標準仕様書に規定する仕様とし、JIS規格を使用すること。	・仕様材料はJIS規格品とする。
・天井ふところ3,000㎜を超える場合は、鉄骨造ぶどう棚等より天井を吊ること。	・間仕切り壁は原則5m以下での床版下と床版に架かる構造とし、
・天井内に設置する設備機器及び配管・配線等と天井下地材との干渉、衝突をなくすこと。	標準仕様書に規定する仕様とする。
・天井下地が設備機器等の影響で所定のﾋﾟｯﾁに吊ることができない場合は、監督員の	※65型ｽﾀｯﾄﾞ：高さ4.0m以下
指示によること。	※90型ｽﾀｯﾄﾞ：高さ4.0mを超え4.5m以下
	※100型ｽﾀｯﾄﾞ：高さ4.5mを超え5.0m以下
	・壁を貫通する配管等は地震動時にも壁に加力を与えない構造とすること。
	・建築工事監理指針に規定する上部ﾗﾝﾅｰとｽﾀｯﾄﾞ天端の隙間は10mm以下とすること。

仕上材料名表示凡例

※ ﾒｰｶｰ及び商品名は同等品表示とする。

	表示名	材料名	認定番号
雑	塩ﾋﾞｼｰﾄ（不燃）	ｻﾝｹﾞﾂ：ﾘｱﾃｯｸ	NM-2627
		東リ：ﾊｰﾃﾞｯｸ	NM-2155
		ｱｲｶ：ｵﾙﾃｨﾉ	NM-4629

内部仕上表【改修前】

※ﾚﾍﾞﾙ欄：上段は仕上ﾚﾍﾞﾙ(FL=±0)　下段は構造躯体ﾚﾍﾞﾙ
改修内容 ※特記なきは既設のまま　【撤去】【一部撤去】：撤去あり　【既設】：既設のまま
M：ﾓﾙﾀﾙ　RC：ｺﾝｸﾘｰﾄ　CB：ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ
LGS:軽量鉄骨下地　【撤去(別途)】：撤去工事は別途工事　【※】：ｱｽﾍﾞｽﾄ含有建材を示す
※天井高は床仕上面 からの高さを示す。

階	室名	法規制等	床 レﾍﾞﾙ	床 下地	床 仕上	巾木	壁 下地	壁 仕上	廻縁	天井 下地	天井 仕上	天井高	備考
–	【第1ホール 1・2階】												
1	ｸﾞﾘｰﾝﾙｰﾑ		0 -30	M 【一部撤去】	ｶｰﾍﾟｯﾄ,ﾌｪﾙﾄ共【撤去】	木製SOP 60 【撤去】	M【残置】 LGS 【一部撤去】	ｸﾛｽ貼【撤去】 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12 [※] ｸﾛｽ貼 【一部撤去】	ｱﾙﾐ 【撤去(別途)】	LGS 【撤去(別途)】	石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12 [※] ｸﾛｽ貼 【撤去(別途)】	2,500	【撤去】 床ｽﾗﾌﾞ、木製建具、ｱﾙﾐ製建具 【撤去】 外壁RC壁、廊下側RC壁 【残置】 Y9通り柱南面壁(被雷導体BOX共)
1	廊下(2)		0 -30	M 【残置】	長尺ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄt2.5 [※] 【一部撤去】	ﾋﾞﾆﾙ [※]60 【撤去(別途)】	M 【残置】	ｸﾛｽ貼 【撤去(別途)】	塩ﾋﾞ 【撤去(別途)】	LGS 【撤去(別途)】	岩綿吸音板t12 [※] 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9 [※] 下地共 【撤去(別途)】	2,500	【撤去】 鋼製建具 【撤去】 各室利用案内掲示板、室名ｻｲﾝ 【残置】 垂れ壁(撤去鋼製建具取合い部)
2	練習室(2)		0 -30	M 【一部撤去】	長尺ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄt2.5 [※] 【一部撤去】	木製SOP 60 【一部撤去】	木 【一部撤去】	有孔板合板、福合板t9 目透かし SOP（ｸﾞﾗｽｳｰﾙt50充填） 【一部撤去】	塩ﾋﾞ 【撤去(別途)】	LGS 【撤去(別途)】	岩綿吸音板t12 [※] 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9 [※] 下地共 【撤去(別途)】	2,760	【撤去】 床ｽﾗﾌﾞ一部、廊下側RC壁一部 【撤去】 鋼製建具 【残置】 ｶｰﾃﾝﾎﾞｯｸｽ、ﾓﾆﾀｰ取付用ﾎﾞｰﾙ(天井)
2	楽屋(6)		0, 150 -30	M 木床組 【撤去】	ｶｰﾍﾟｯﾄ (踏込)ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ t2.0 【撤去】	ﾋﾞﾆﾙ [※]60 木製SOP60 【撤去】	M【残置】 木【撤去】	AEP【残置】 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12 [※] AEP【撤去】	塩ﾋﾞ 【撤去(別途)】	LGS 【撤去(別途)】	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞt9 [※] 【撤去(別途)】	2,350	【撤去】化粧棚、姿見、洗面台、洗面化粧台、上り框 【取外し】ｶｰﾃﾝ
2	廊下		0 -30	M 【残置】	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙt2.0 [※] 【一部撤去】	ﾋﾞﾆﾙ [※] 60 【撤去(別途)】	M 【残置】	ｸﾛｽ貼 【撤去(別途)】	塩ﾋﾞ 【一部撤去】	LGS 【一部撤去】	岩綿吸音板t12 [※] 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9 [※] 下地共 【一部撤去】	2,500	【残置】 ｱﾙﾐ製EXP.J（床、壁、天井）
–	【会議管理棟 1階 】												
1	会館事務室		0 -30	M	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙt2.0 [※]	ﾋﾞﾆﾙ [※] 60	M LGS	AEP 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12 [※] AEP	塩ﾋﾞ	LGS 【一部撤去】	岩綿吸音板t12 [※] 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t9 [※] 下地共 【一部撤去】	2,700	
1	防災ｾﾝﾀｰ		0 -30	M	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙt2.0 [※]	ﾋﾞﾆﾙ [※] 60	M LGS	AEP 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12 [※] AEP	塩ﾋﾞ	LGS 【一部撤去】	化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞt9 [※] 【一部撤去】	2,500	

内部仕上表【改修後】

改修内容
【新設】【一部新設】：新設あり
【既設】：既設のまま
M補修：ﾓﾙﾀﾙ面補修
M：ﾓﾙﾀﾙ
SL：ﾚﾍﾞﾘﾝｸﾞ材
※主に改修（新設）部分の仕上を示す。
【新設(別途)】：新設工事は別途工事

階	室名	法規制等	床 レﾍﾞﾙ	床 下地	床 仕上	巾木	壁 下地	壁 仕上	廻縁	天井 下地	天井 仕上	天井高	備考
–	【第1ホール 1・2階】												
1	EVﾎｰﾙ		0 -30	M 【新設】	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ 【新設】	SUS 60 【新設】	LGS 【新設】 RC	塩ﾋﾞｼｰﾄ貼 (GB-Rt12.5+t12.5下貼)【新設】 (ﾓﾙﾀﾙ金鏝下地)【一部新設】	塩ﾋﾞ 【新設】	LGS 【新設】	岩綿吸音板t12 (GB-Rt12.5下地) 【新設】	2,500	【新設】 床ｽﾗﾌﾞ 【新設】 廊下側RC壁、三方枠 【新設】 EXP.J(床SUS製、壁・天井ｱﾙﾐ製)
	昇降路		-1250	RC 【新設】	ｺﾝｸﾘｰﾄ鏝押え ｹｲ酸質系塗布防水 【新設】	–	LGS(65,90形) 【新設】	既設(ﾓﾙﾀﾙ)のまま GB-F t21+t21 素地(片面)1階【新設】 GB-F t12.5+t12.5 (両面)2階【新設】			既設(RC)のまま	–	【新設】 昇降路鉄骨ﾌﾚｰﾑ+耐火被覆 （1時間耐火）
	PS(1)		0 -30	M 【新設】	ﾓﾙﾀﾙ金ｺﾃ 【新設】	–		既設のまま LGS(65形)現わし 【新設】			既設(RC)のまま	–	【新設】 床ｽﾗﾌﾞ、鋼製建具 【新設】 外壁RC壁、同左壁断熱材吹付
1	廊下（3）		0 -30	M 【既設】	下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ 【新設】	ﾋﾞﾆﾙ 60 【新設(別途)】	M 【既設】	ｸﾛｽ貼 【新設(別途)】	塩ﾋﾞ 【新設(別途)】	LGS 【新設(別途)】	岩綿吸音板t12 (GB-Rt9.5下地) 【新設(別途)】	2,500	【新設】 SUS床見切り、壁見切り目地 【新設】 突き出しﾋﾞｸﾄﾌﾟﾚｰﾄ 【新設】 鋼製軽量建具
	廊下(2)		0 -30		既設のまま	ﾋﾞﾆﾙ 60 【新設(別途)】		ｸﾛｽ貼 【新設(別途)】	塩ﾋﾞ 【新設(別途)】	LGS 【新設(別途)】	岩綿吸音板t12 (GB-Rt9.5下地) 【新設(別途)】	2,500	【新設】 防火防煙ｽｸﾘｰﾝ
2	EVﾎｰﾙ		0 -30	M 【既設】	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ 【新設】	SUS 60 【新設】	LGS 【新設】 RC	塩ﾋﾞｼｰﾄ貼 (GB-Rt12.5+t12.5下貼)【新設】 (ﾓﾙﾀﾙ金鏝下地)【一部新設】	塩ﾋﾞ 【新設】	LGS 【新設】	岩綿吸音板t12 (GB-Rt12.5下地) 【新設】	2,500	【新設】 EXP.J(床SUS製、壁・天井ｱﾙﾐ製) 【新設】 廊下側RC壁、三方枠 【新設】 天井点検口
	倉庫		0 -30	M 【既設】	長尺ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ【既設】 下地調整の上ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ 【一部新設】	木製SOP 60 【既設】	木 【既設】	有孔福合板t9 化粧目透かし SOP (ｸﾞﾗｽｳｰﾙt50充填) 既設のまま	塩ﾋﾞ 【新設】	LGS 【新設】	GB-Dt9.5 【新設】	2,760	【新設】 軽量鋼製建具
						–	LGS(65形) 【新設】	ｸﾛｽ貼 (GB-F t12.5+t12.5 下地) 【新設】					
	PS(2)		0 -30	M補修	下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ 【新設】	–	LGS(65,90形) 【新設】	既設(RC壁)のまま GB-F t12.5+t12.5【新設】	–		既設(RCｽﾗﾌﾞ)のまま	–	【新設】 軽量鋼製建具
2	練習室(2)		0 -30	M 【新設】	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ 【新設】	木製SOP 60 【新設】	LGS(65形) 【新設】	(有孔)福合板t9 化粧目透かし SOP (寒冷紗裏貼、ｸﾞﾗｽｳｰﾙt50充填) 【新設】	塩ﾋﾞ 【新設】	LGS 【新設】	岩綿吸音板t12(GB-Rt9.5下地) (ｸﾞﾗｽｳｰﾙt50充填) 【新設】	2,500	【再取付】ｶｰﾃﾝ
2	廊下		0 -30	M 【既設】	下地調整の上 ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ 【一部新設】	ﾋﾞﾆﾙ 60 【新設(別途)】	M 【既設】	ｸﾛｽ貼 【新設(別途)】	塩ﾋﾞ 【一部新設】	LGS 【一部新設】	岩綿吸音板t12 (GB-Rt9.5下地) 【一部新設】	2,500	【新設】 壁見切り目地 【新設】 突き出しﾋﾞｸﾄﾌﾟﾚｰﾄ 【新設】 防火防煙ｽｸﾘｰﾝ
–	【会議管理棟 1階】												
1	会館事務室		0 -30	M 【既設】	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ t2.0 既設のまま	ﾋﾞﾆﾙ 60 【既設】	M LGS 【既設】	AEP 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12 AEP 既設のまま	塩ﾋﾞ 【既設】	LGS 【一部新設】	岩綿吸音板t12 (GB-Rt9.5下地) 【一部新設】	2,700	
1	防災ｾﾝﾀｰ		0 -30	M	ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ t2.0 既設のまま	ﾋﾞﾆﾙ 60 【既設】	M LGS 【既設】	AEP 石膏ﾎﾞｰﾄﾞ t12 AEP 既設のまま	塩ﾋﾞ 【既設】	LGS 【一部新設】	GB-Dt9.5 【一部新設】	2,500	

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴
ver.20191217

完成図作成（受注者名）
日付
監理技術者
担当者

完成図承認
日付
監理者
担当者

製作日 2025年2月
ファイル名

代表設計者 中村 慎吾
一級建築士大臣登録311349号
設計者 中村 慎吾
一級建築士大臣登録311349号

業務名称 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約ﾅﾝﾊﾞｰ 108188-05
図面名称 仕上表

図面番号 A－03

管理建築士
1級建築士
大臣登録第259976号
岡野俊二

[給排水設備更新]雨水管 1階平面図 1/250

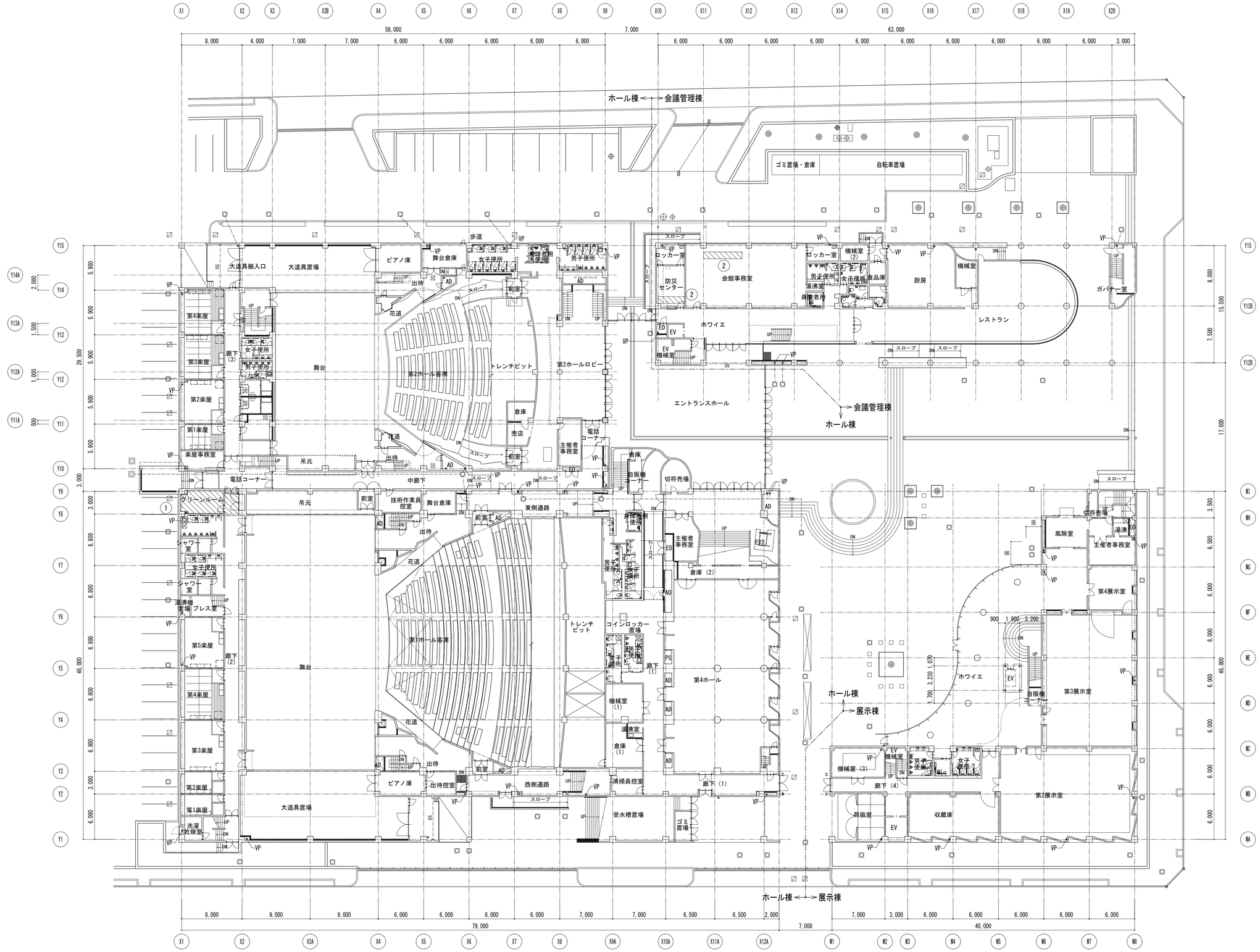

施工手順（参考）	
1	1，2階改修範囲の内装撤去
2	仮設間仕切り（B種）新設
3	仮設構台新設
4	1階外壁撤去
5	2階床補強（撤去想定範囲）
6	2階床撤去
7	杭打設
8	1階スラブ撤去
9	EVピット、1階スラブ新設
10	鉄骨建て方
11	ALC壁新設
12	外壁復旧（新設）
13	仮設構台撤去
14	内装改修
15	エレベーター新設
16	仮設間仕切り撤去

凡例記号	
	引込柱
	ハンドホール
	雨水桝
	汚水桝
	樹木
	雨水横引き管

工事項目		凡例
1	楽屋側エレベーター設置に伴う改修	
2	会議管理棟（1階）会館事務室、防災ｾﾝﾀｰ天井更新	

改修範囲寸法は別改修図による

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴

ver.20160401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾
日付	日付
管理技術者	監理者
担当者	担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

製作日 2025.02
ファイル名

代表設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号
設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 1階平面図（現況）
縮尺 A1 1:250 A3 1:500

図面番号 A-04

管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二

[給排水設備更新]雨水管 1階平面図　1/250

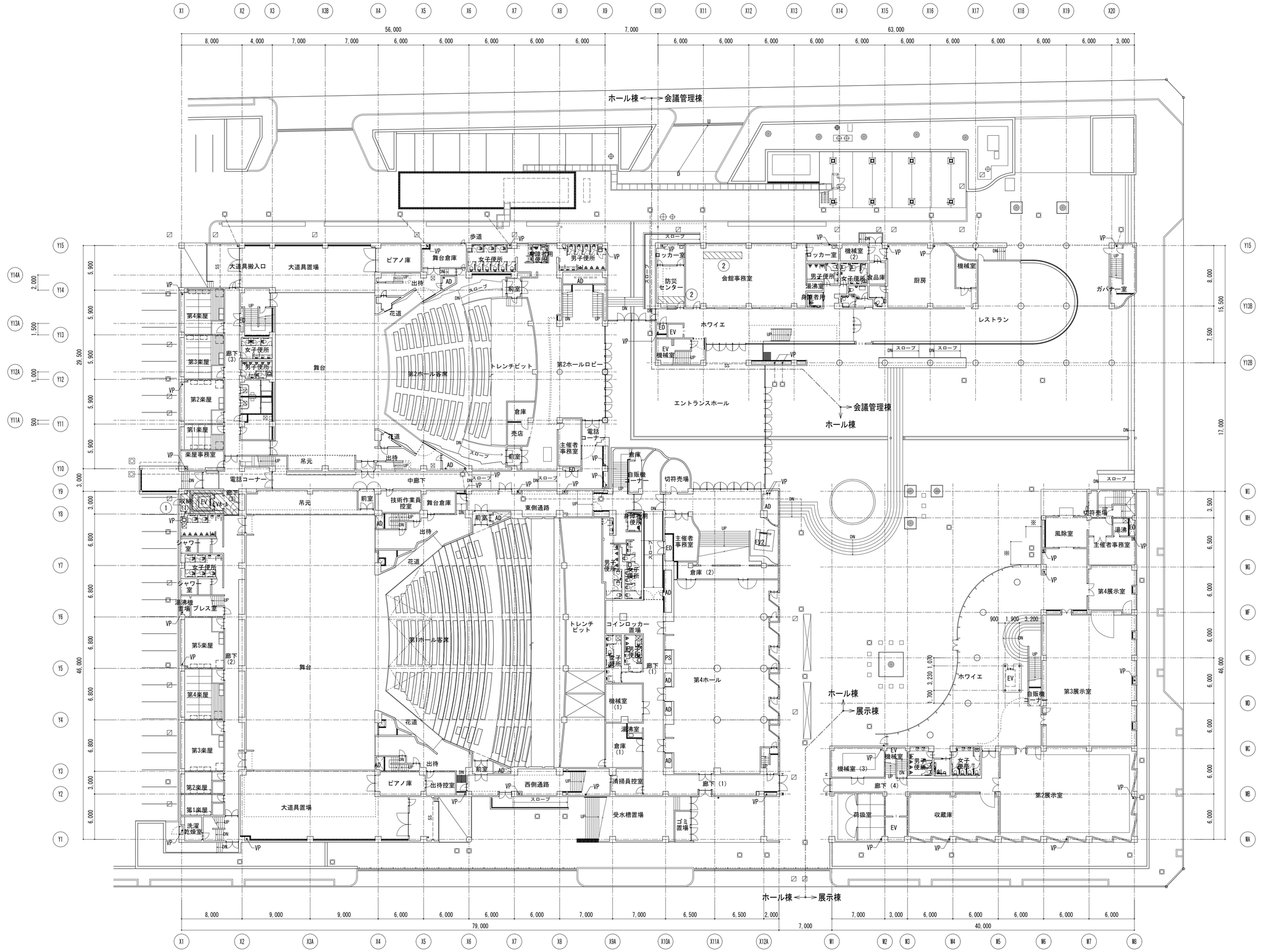

凡例記号	
⊕	引込柱
⊕	ハンドホール
□	雨水桝
▨	汚水桝
◎	樹木
----------	雨水横引き管

工事項目		凡例
1	楽屋側エレベーター設置に伴う改修	
2	会議管理棟（1階）会館事務室、防災ｾﾝﾀｰ　天井更新	

改修範囲寸法は別改修図による

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
ver.20160401

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号

製作日 2025.02
ファイル名

代表設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号
設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 1階平面図（改修後）
縮尺 A1　1:250 / A3　1:500

図面番号 A-05

管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二

2階平面図　1/250

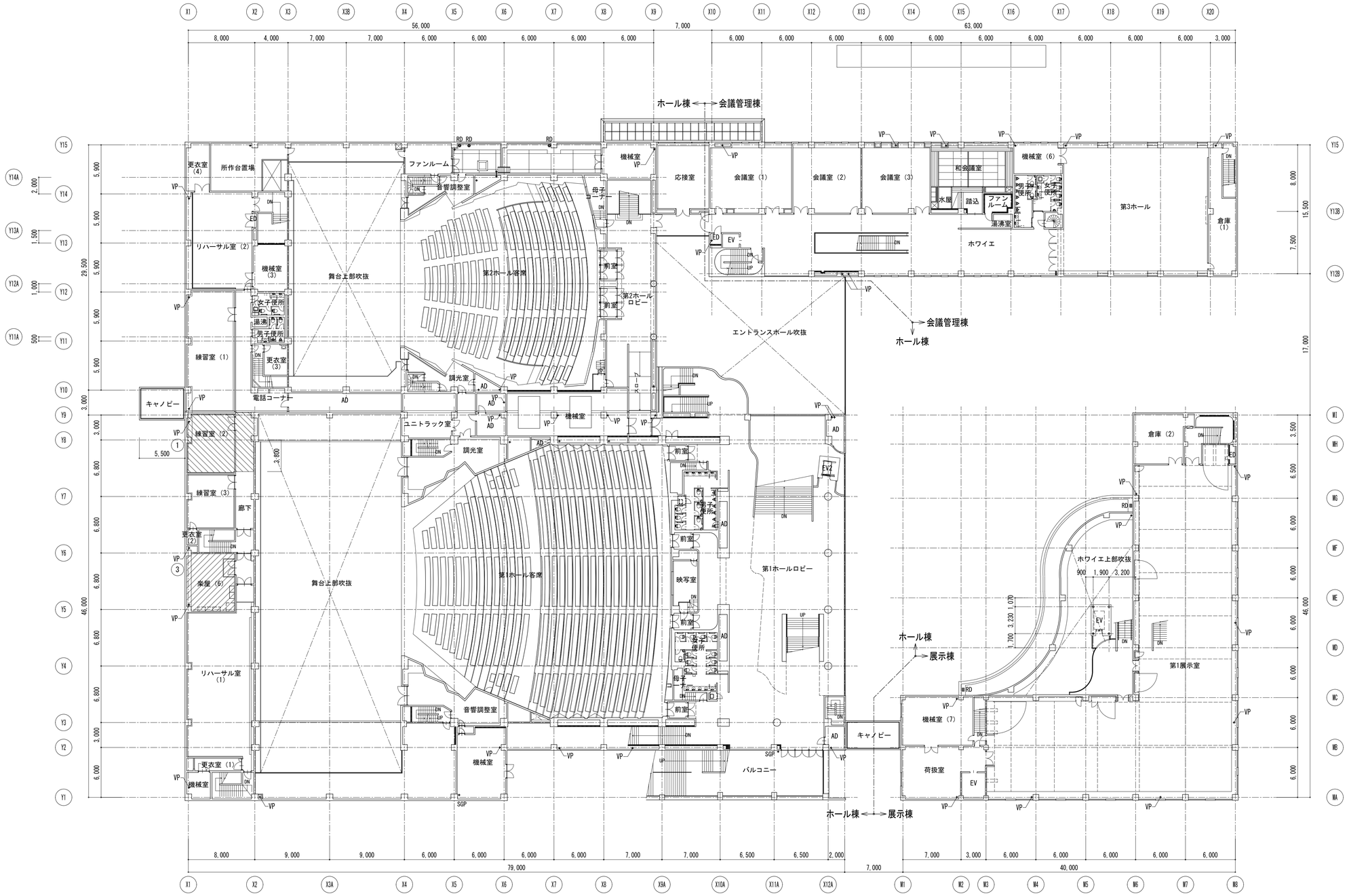

工事項目		凡例
1	楽屋側エレベーター設置に伴う改修	
3	楽屋を練習室へ改修	
改修範囲寸法は別改修図による		

| | | |

2階平面図　1/250

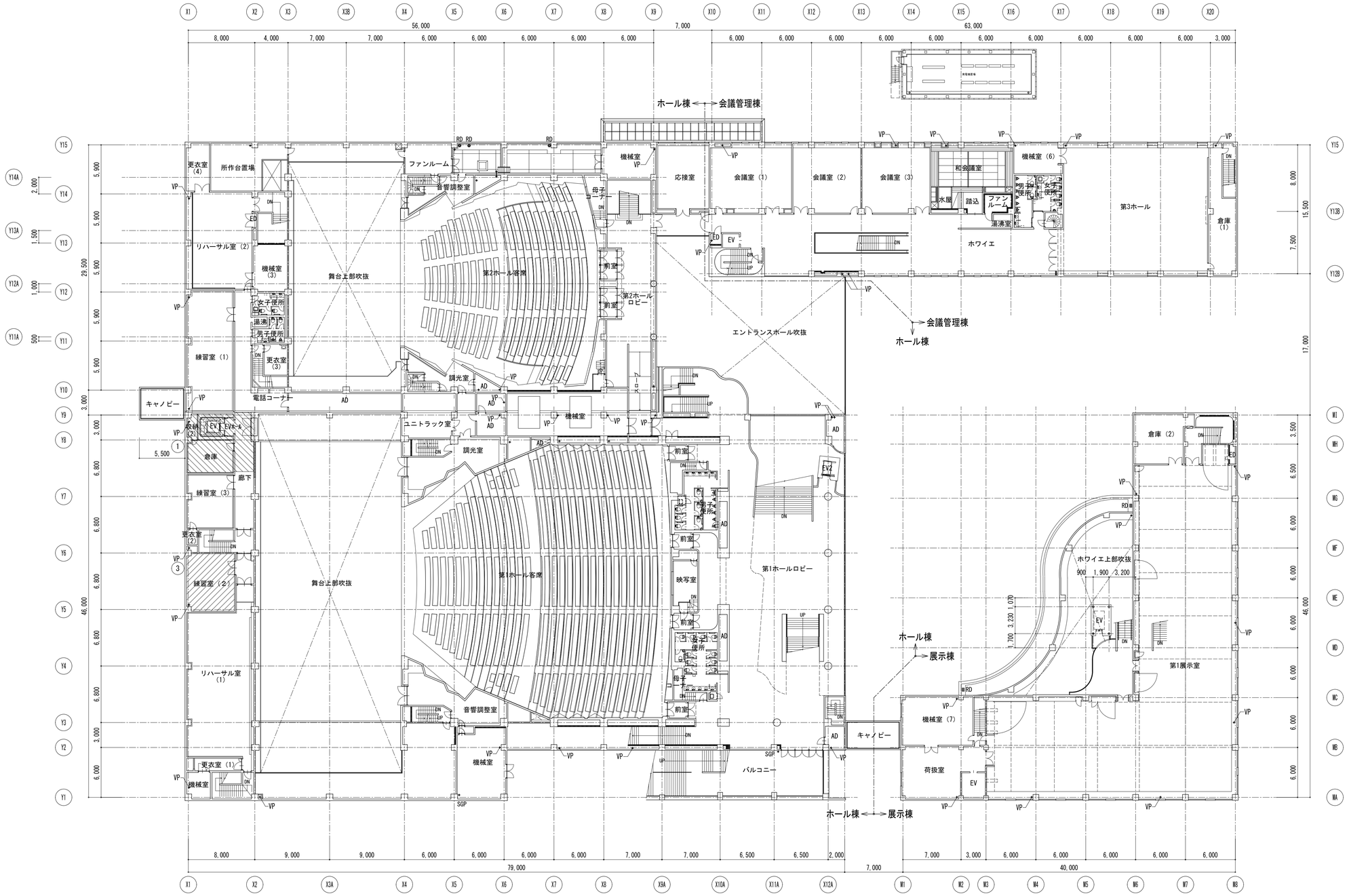

工事項目		凡例
1	楽屋側エレベーター設置に伴う改修	
3	楽屋を練習室へ改修	
改修範囲寸法は別改修図による		

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴	完成図作成（施工者名）	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	工事名	業務契約コード	図面番号	管理建築士
	ver. 20160401	日付	日付	構造設計一級建築士 ○○ ○○	設備設計一級建築士 ○○ ○○	2025. 02	中村 慎吾	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	A-07	一級建築士
		管理技術者	監理者	証交付番号 第○○○○号	証交付番号 第○○○○号	ファイル名	一級建築士大臣登録第31134号	図面名称	縮尺		登録第259976号
		担当者	担当者	本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。		設計者 中村 慎吾	2階平面図（改修後）	A1 1:250 A3 1:500		岡野 俊二
				構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号		一級建築士大臣登録第31134号				

3階平面図　1/250

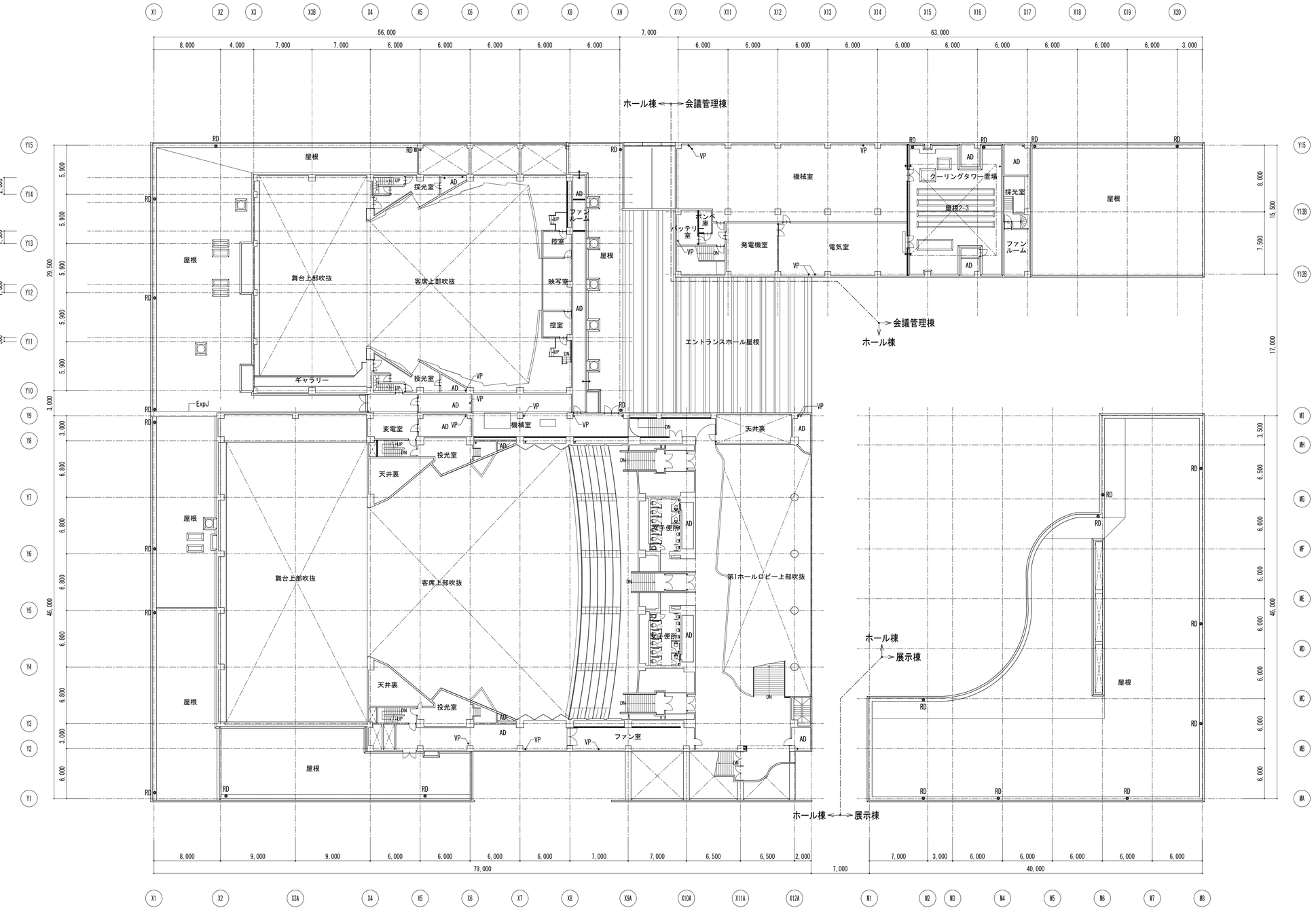
ホール棟
会議管理棟
屋根
採光室
ファンルーム
控室
映写室
舞台上部吹抜
客席上部吹抜
ギャラリー
投光室
エントランスホール屋根
機械室
クーリングタワー置場
屋根2-3
バッテリー室
ポンプ室
発電機室
電気室
変電室
天井裏
女子便所
第1ホールロビー上部吹抜
ファン室
展示棟

| | | |

4階平面図　1/250

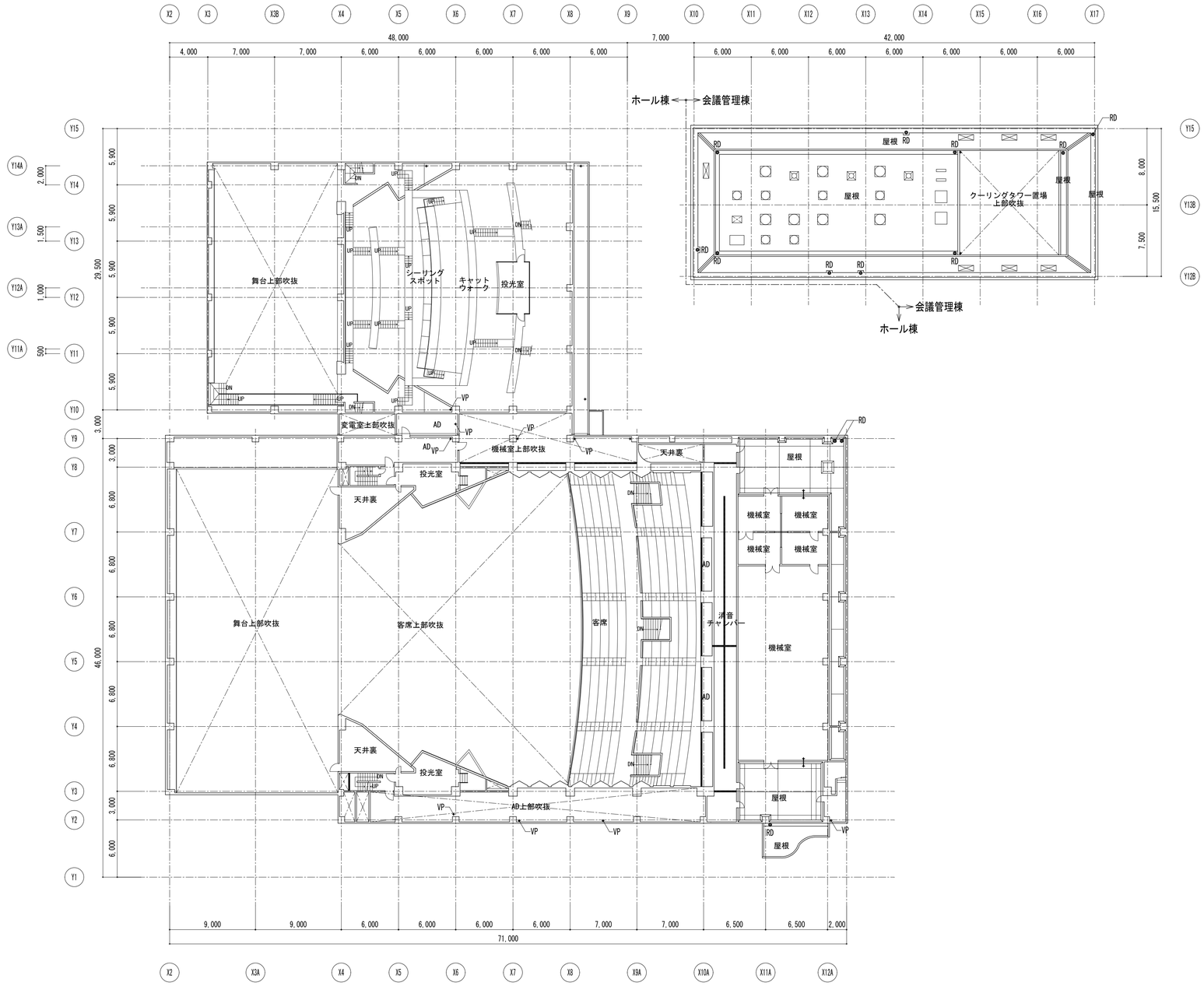

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴

ver_20160401

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図（仕様書）に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図（仕様書）に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

製作日
2025.02
ファイル名

代表設計者
中村 慎吾
一級建築士大臣登録第311349号
設計者
中村 慎吾
一級建築士大臣登録第311349号

工事名
文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード
108188-05
図面名称
4階平面図（現況）
縮尺
A1 1:250
A3 1:500

図面番号
A-09

管理建築士
一級建築士
登録第259976号
岡野 俊二

R階平面図　1/250

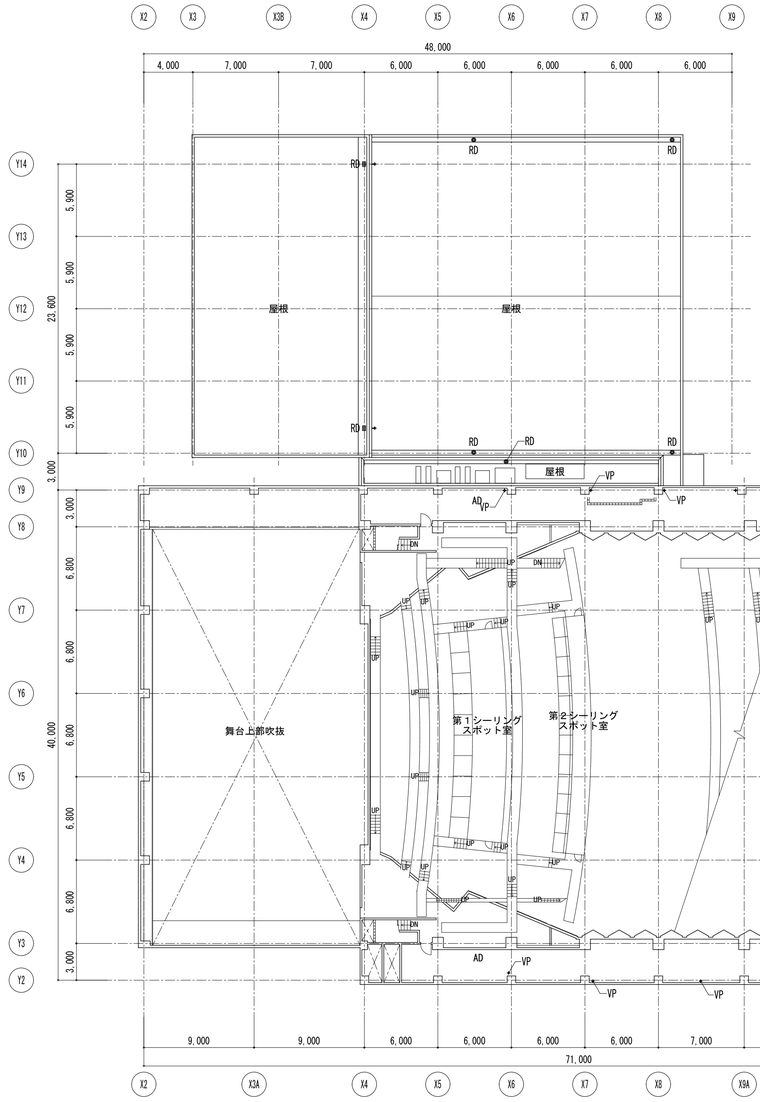

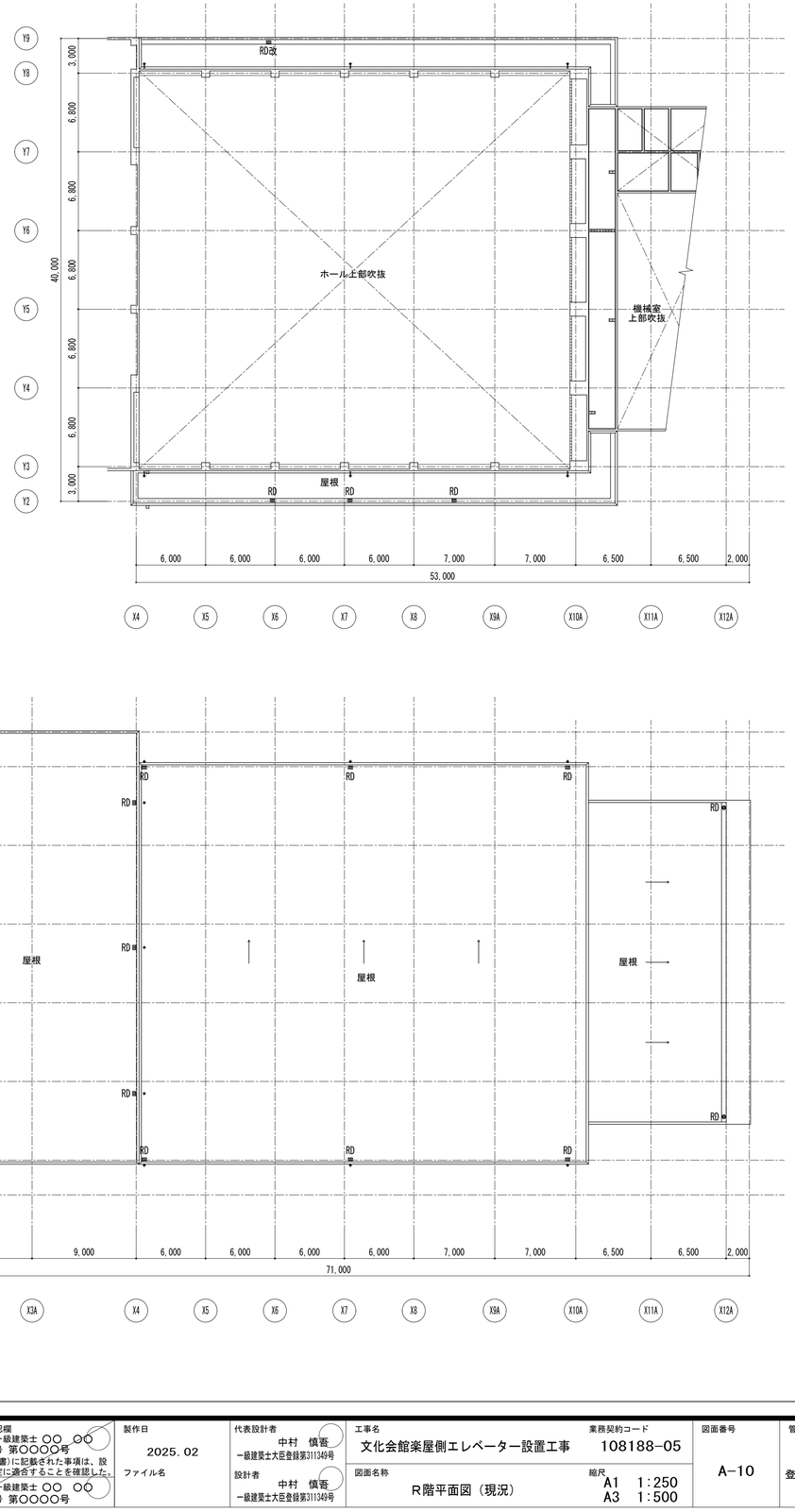

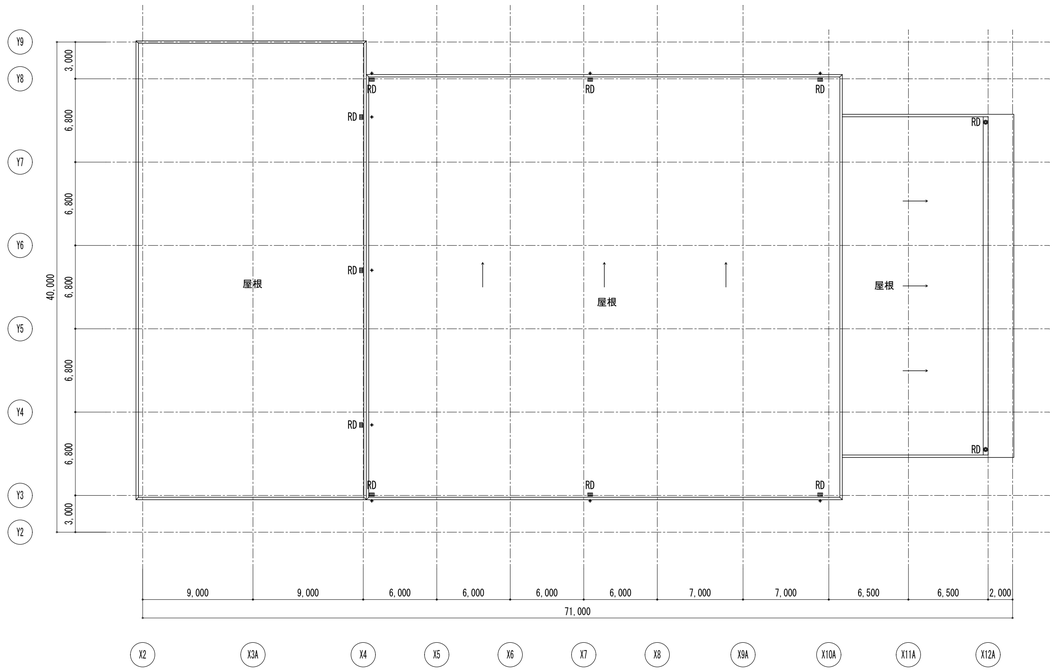

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴

ver.20160401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○　○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載ぜれた事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○　○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載ぜれた事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
日付	日付		
管理技術者	監理者	構造設計一級建築士 ○○　○○ 証交付番号 第○○○○号	設備設計一級建築士 ○○　○○ 証交付番号 第○○○○号
担当者	担当者		

製作日	代表設計者	工事名	業務契約コード	図面番号	管理建築士
2025.02	中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	A-10	一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二
ファイル名	設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	図面名称 R階平面図（現況）	縮尺 A1　1:250 A3　1:500		

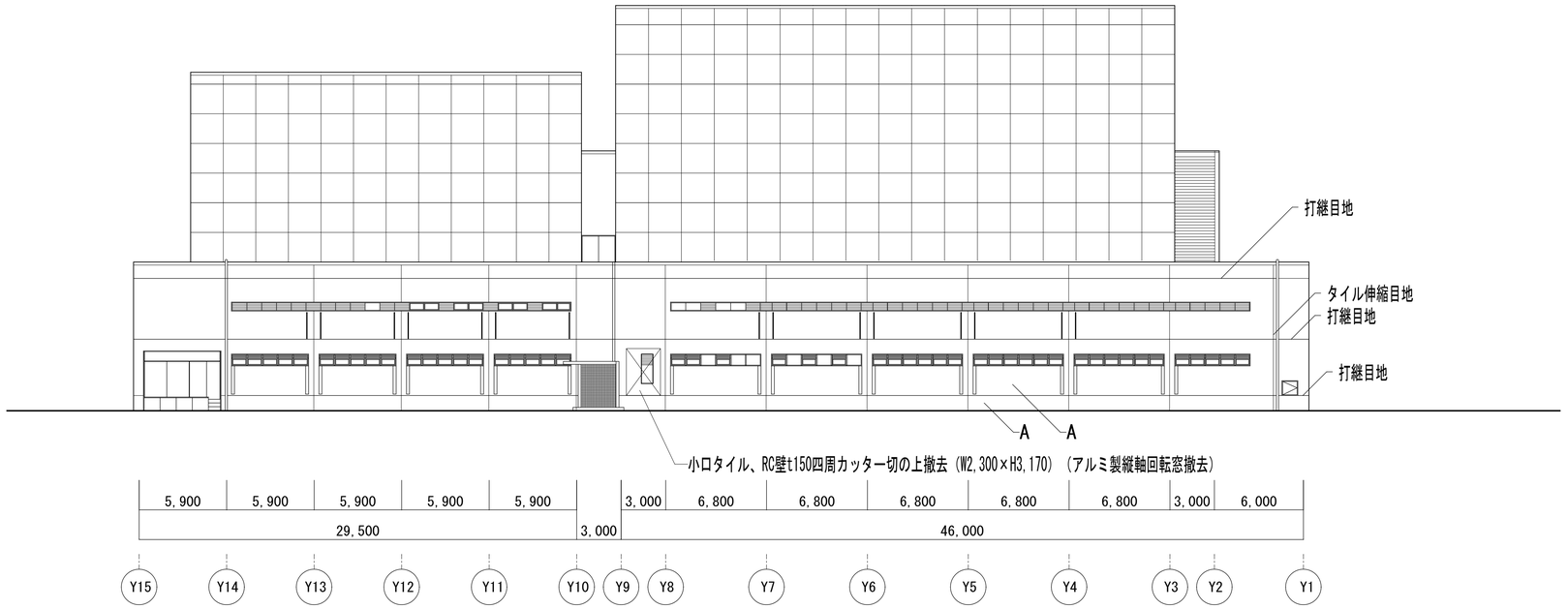

北　立　面　図（改修前）

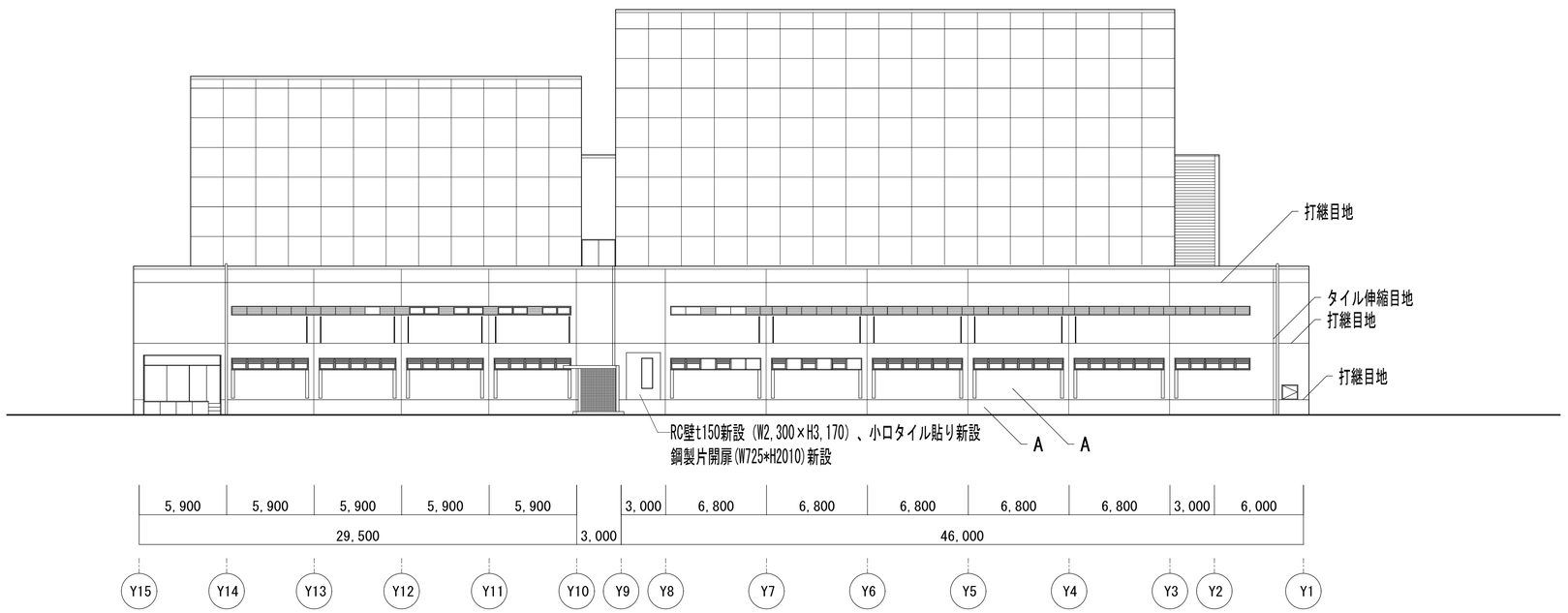

北　立　面　図（改修後）

改修項目		
A	現況	小口タイル貼 特殊繊維強化アクリル樹脂塗装
	改修内容	既設小口タイル、RC壁一部撤去
		RC壁新設の上、小口タイル新設（108x60 施釉 特注色）
目地	タイル部打継目地 W15（PS-2）新設	
	タイル目地W15（PS-2）新設（新設タイルと既設タイル取合い部）	

新SD-1　枠廻り詳細（A1版　S=1/5）

※シール：MS-2（改修標仕表3.7.1）

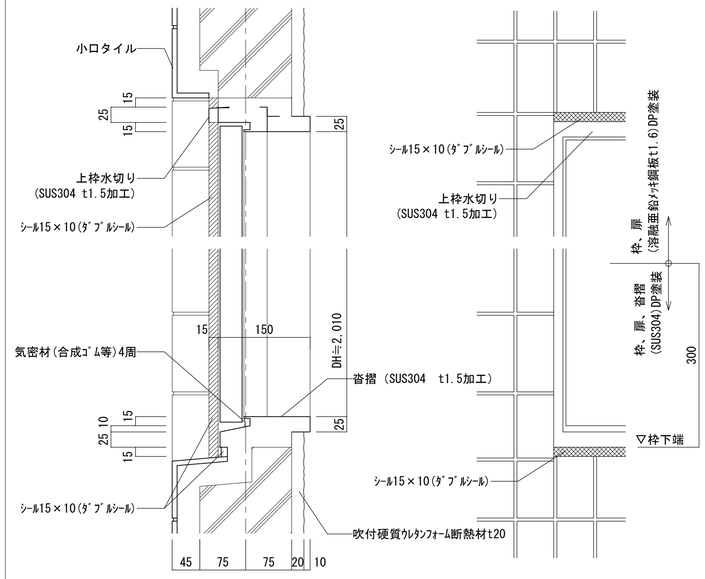

SD-1　枠廻り断面詳細図

SD-1　外部正面図

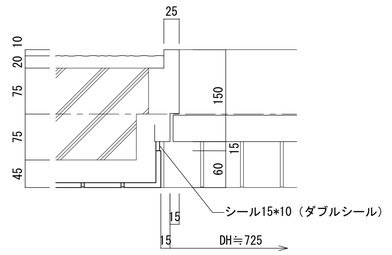

SD-1　枠廻り平面詳細図

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design YAH	履歴 ver. 20160401	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載ざれた事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載ざれた事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	製作日 2025.02 ファイル名	代表設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号 設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 外壁改修　立面図	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1　1:200 A3　1:400	図面番号 A-11	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二

改修前　グリーンルーム廻り平面詳細図　S=1/30

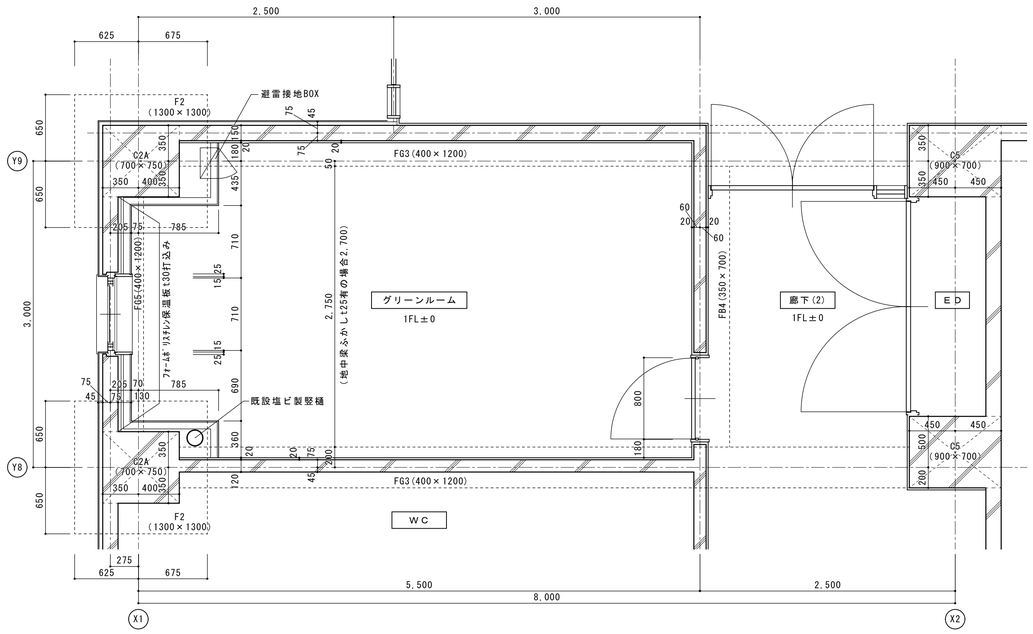

既設躯体仕様一覧

既設コンクリート強度（壁、床共）：Fc210kgf/cm²

外壁　壁厚：150、配筋：D10-200縦・横共ダブル
　　補強筋：2-D13
　　幅止め筋：縦・横共D10-@1,000以下

内壁　壁厚：120、配筋：D10-200縦・横共シングル
　　補強筋：1-D13
　　幅止め筋：縦・横共D10-@1,000以下

床　1階床版厚：150、2階床版厚：120
　　短辺方向配筋（1，2階床版共通）

	端部	中央	側筋
上端筋	D10,D13-@200		D10-@200
下端筋	D10-@400	D10,D13-@200	D10-@200

　　長辺方向配筋（1，2階床版共通）

	端部	中央	側筋
上端筋	D10-@250		D10-@200
下端筋	D10-@500	D10-@250	D10-@200

改修前　練習室（２）廻り平面詳細図　S=1/30

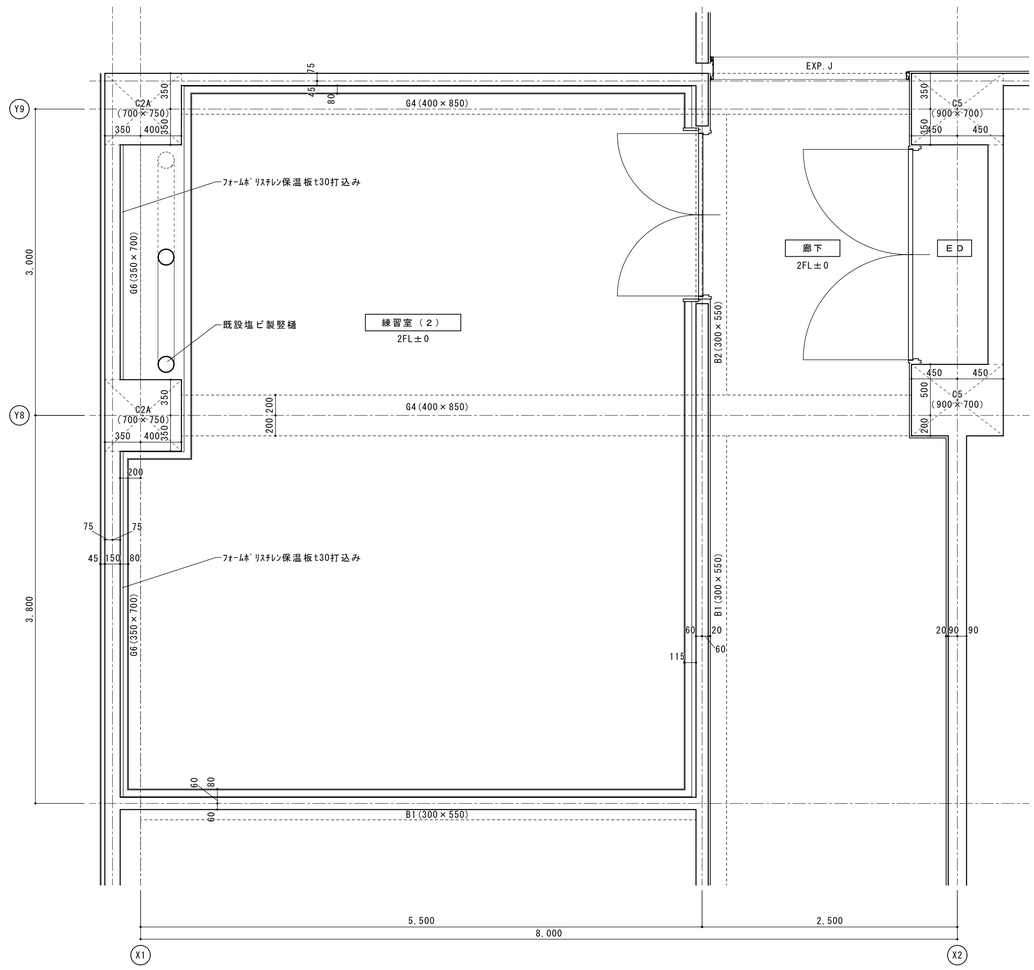

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design YAH	履歴 ver.20160401	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	製作日 2025.02 ファイル名	代表設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号 設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 平面詳細図（現況）	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1　1:30 A3　1:60	図面番号 A-12	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二

撤去範囲図　グリーンルーム廻り平面詳細図　S=1/30

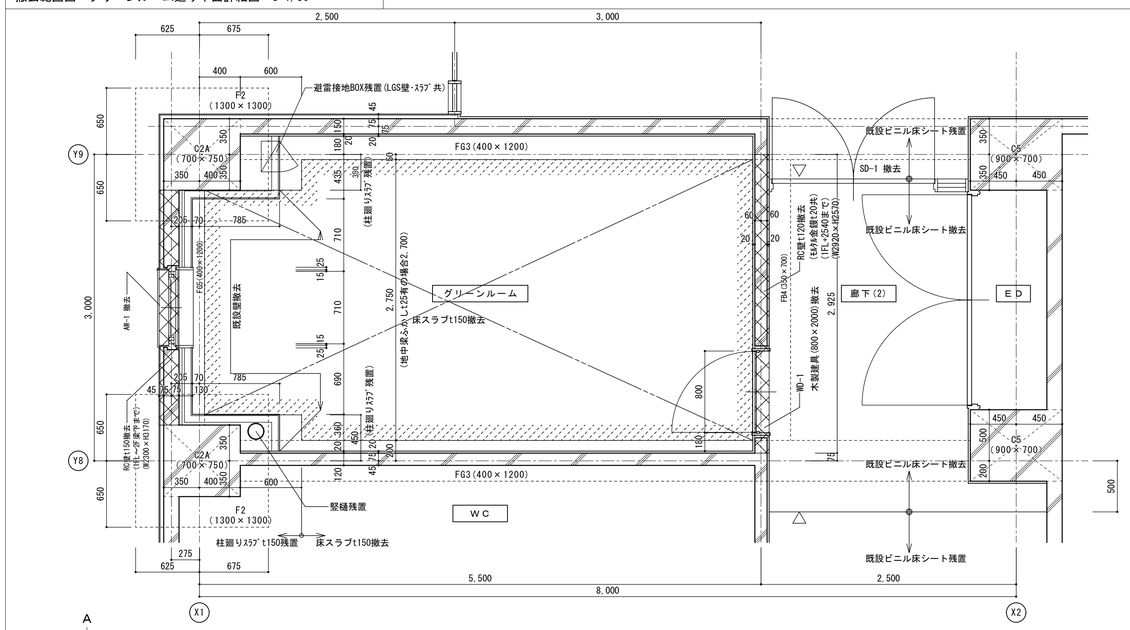

※X1-Y9通りの柱の地中に雷保護設備の接地及び接地線が埋設されている。
　スラブ撤去及び掘削時には接地線を傷つけないよう注意すること。
※撤去建具（内部建具）は撤去に先立ち、建具廻り4周カッター（両面）入れの上撤去とする。
※外壁（W150）撤去は、外壁タイル、内部断熱材（フォームポリスチレン保温板t30打込み）共撤去とする。（四周カッター入れ）
※1階床スラブ撤去は、スラブ下のポリエチレンフィルムt0.15、捨てコンt40、砕石t60共撤去とする

既設躯体仕様一覧

凡例	
▨	既設床スラブ撤去範囲（撤去部4周カッター入れ）
▩	既設RC壁撤去範囲（撤去部4周両面カッター入れ）
△	ビニル床シート・ビニル床タイル撤去部カッター入れ

撤去範囲図　練習室（２）廻り平面詳細図　S=1/30

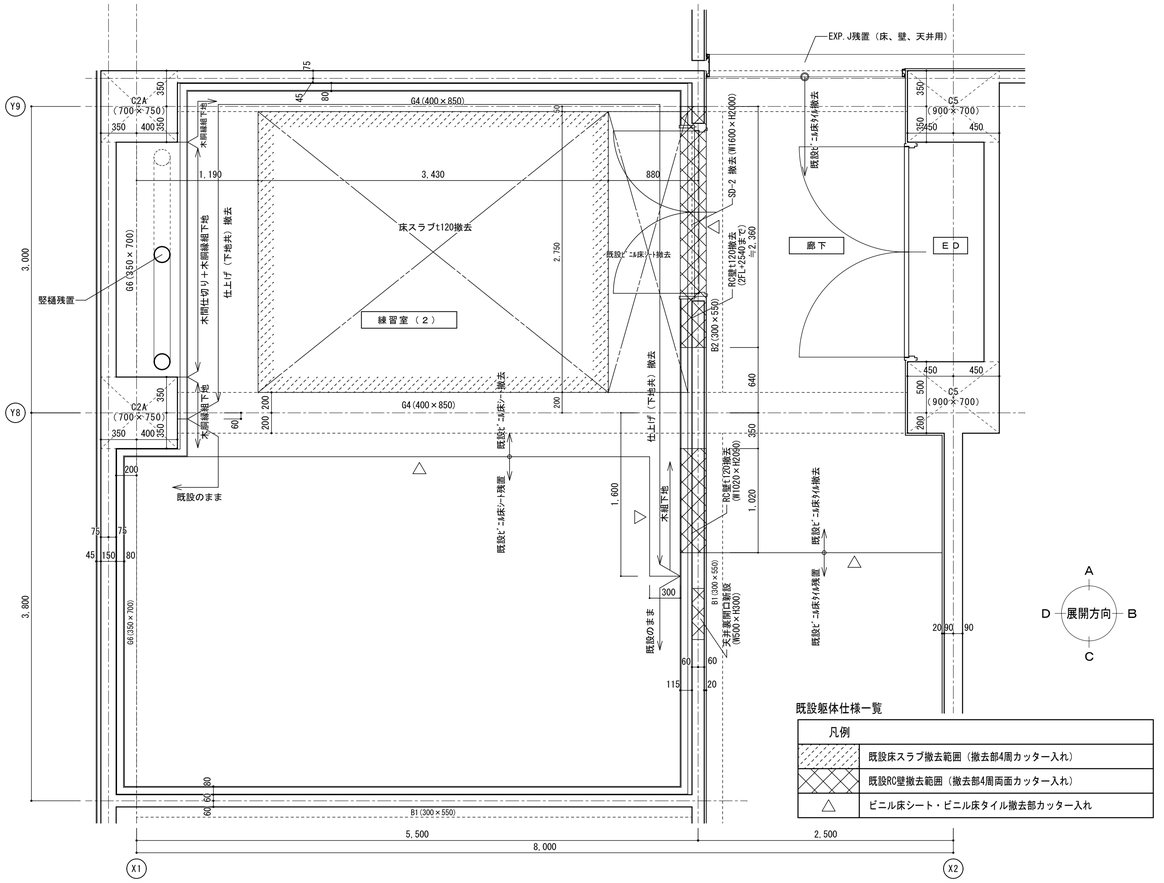

既設躯体仕様一覧

凡例	
▨	既設床スラブ撤去範囲（撤去部4周カッター入れ）
▩	既設RC壁撤去範囲（撤去部4周両面カッター入れ）
△	ビニル床シート・ビニル床タイル撤去部カッター入れ

撤去建具表　S=1/30

名称・場所	SD-1　鋼製袖ｶﾞﾗﾘ付き両開き框扉・廊下(2)	WD-1　木製片開ﾌﾗｯｼｭ戸・ｸﾞﾘｰﾝﾙｰﾑ	AW-1　欄間ｶﾞﾗﾘ付縦軸回転窓・ｸﾞﾘｰﾝﾙｰﾑ	SD-2 鋼製両開き扉・練習室（2）		
姿図	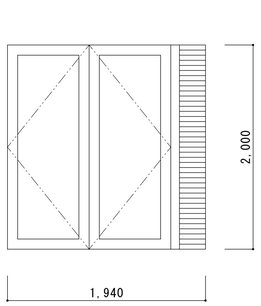	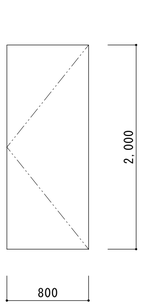	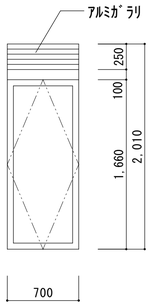	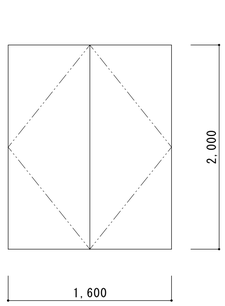		
仕上・個数	OP　1	OP　1	2次電解着色　1	OP　1		
枠見込・扉見込	100・- / 硝子 / 線入り磨硝子t6.8	100・36 / 硝子	70 / 硝子 / 型板硝子t4.0	120・- / 硝子	硝子	
枠廻り	フロアーヒンジ	木製枠	木製枠	丁番		
施錠	シリンダー本締	モノロックシリンダー締		シリンダー本締グレモン錠		
吊金物等	握り棒、フランス落し	丁番、ドアチェック	付属品一式	丁番、フランス落し、ドアチェック		

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design YAH

履歴
ver.20160401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾
日付	日付
管理技術者	監理者
担当者	担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

製作日 2025.02
ファイル名

代表設計者	設計者
中村　慎吾	中村　慎吾
一級建築士大臣登録第311349号	一級建築士大臣登録第311349号

工事名　文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード　108188-05
図面名称　平面詳細図（既存撤去図）
縮尺　A1　1:30　A3　1:60
図面番号　A-13

管理建築士
一級建築士
登録第259976号
岡野　俊二

既設天井伏図　S=1/30

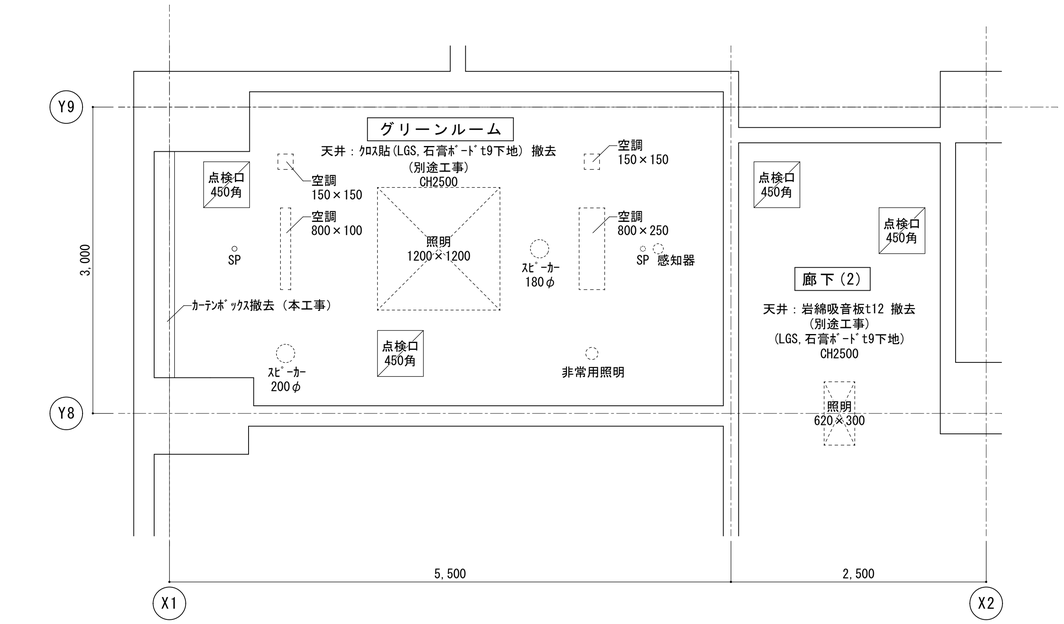

※天井点検口撤去は別途工事とする

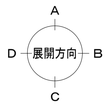

既設廊下展開図　S=1/30

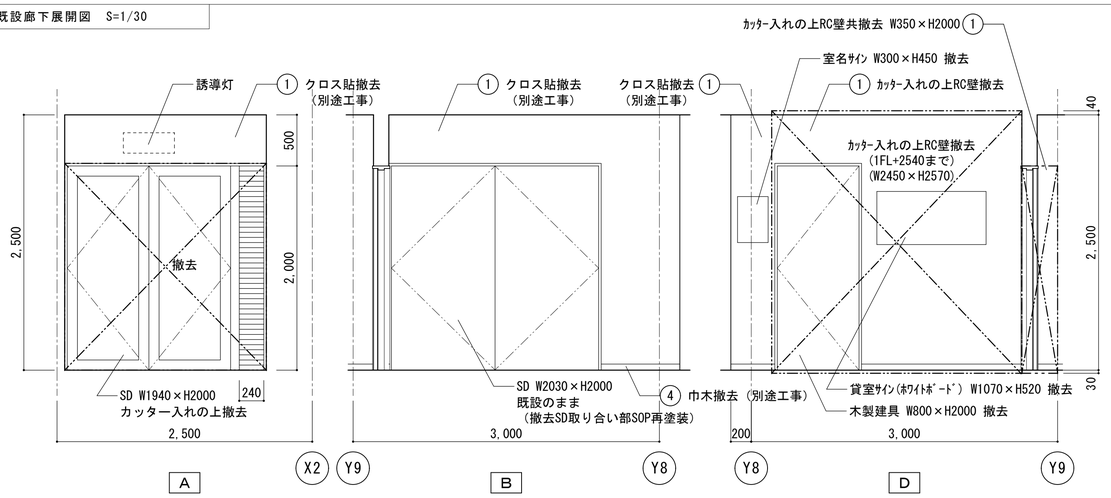

既設ｸﾞﾘｰﾝﾙｰﾑ展開図　S=1/30

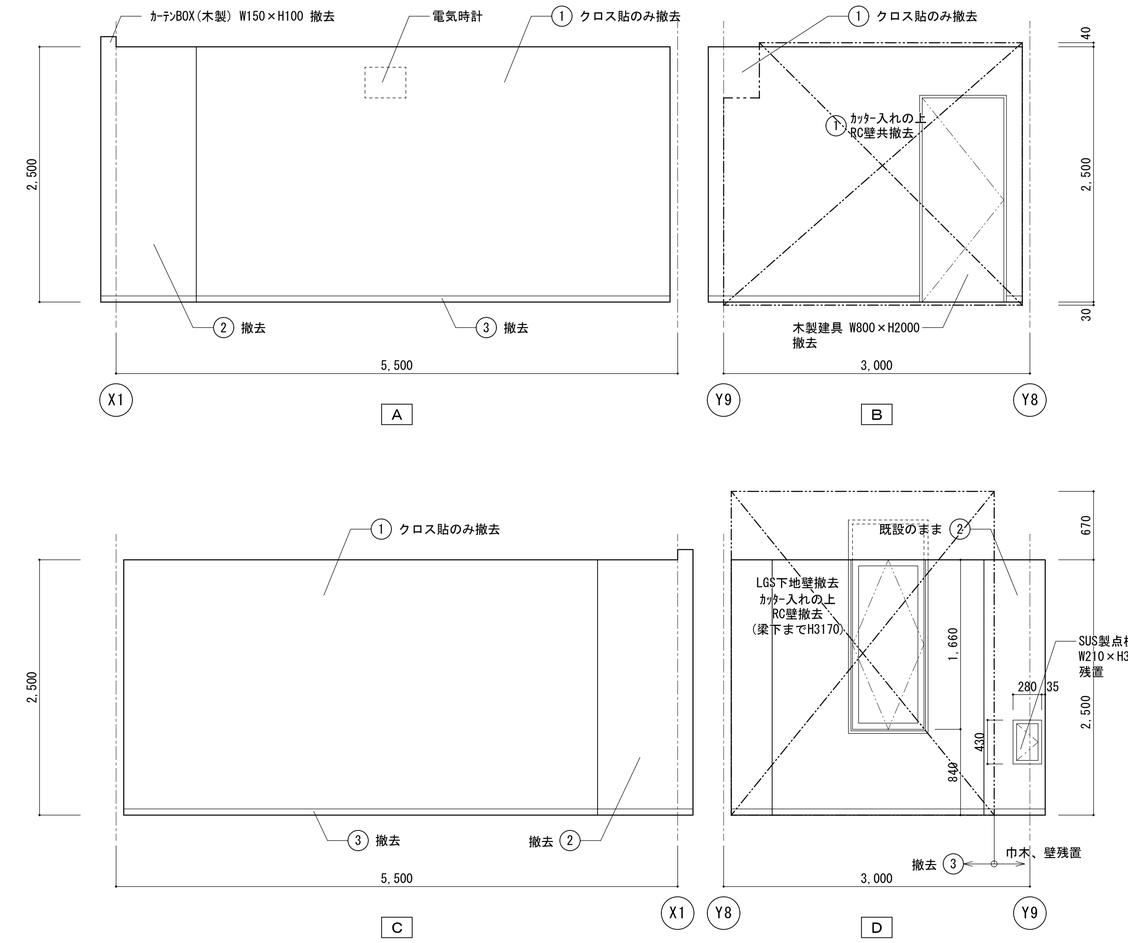

※RC壁撤去部は、仕上げ、巾木撤去共本工事とする。

①	壁：ｸﾛｽ貼 (ﾓﾙﾀﾙ下地)	③	巾木：木製巾木SOP H60
②	壁：ｸﾛｽ貼 (LGS､石膏ﾎﾞｰﾄﾞt12下地)	④	巾木：塩ビ H60

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
ver.20160401

完成図作成 (施工者名)
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証文付番号 第○○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証文付番号 第○○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証文付番号 第○○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証文付番号 第○○○○○号

製作日 2025.02
ファイル名

代表設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号
設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 グリーンルーム 既設天井伏図、展開図
縮尺 A1 1:30 A3 1:60

図面番号 A-14

管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二

既設天井伏図　S=1/30

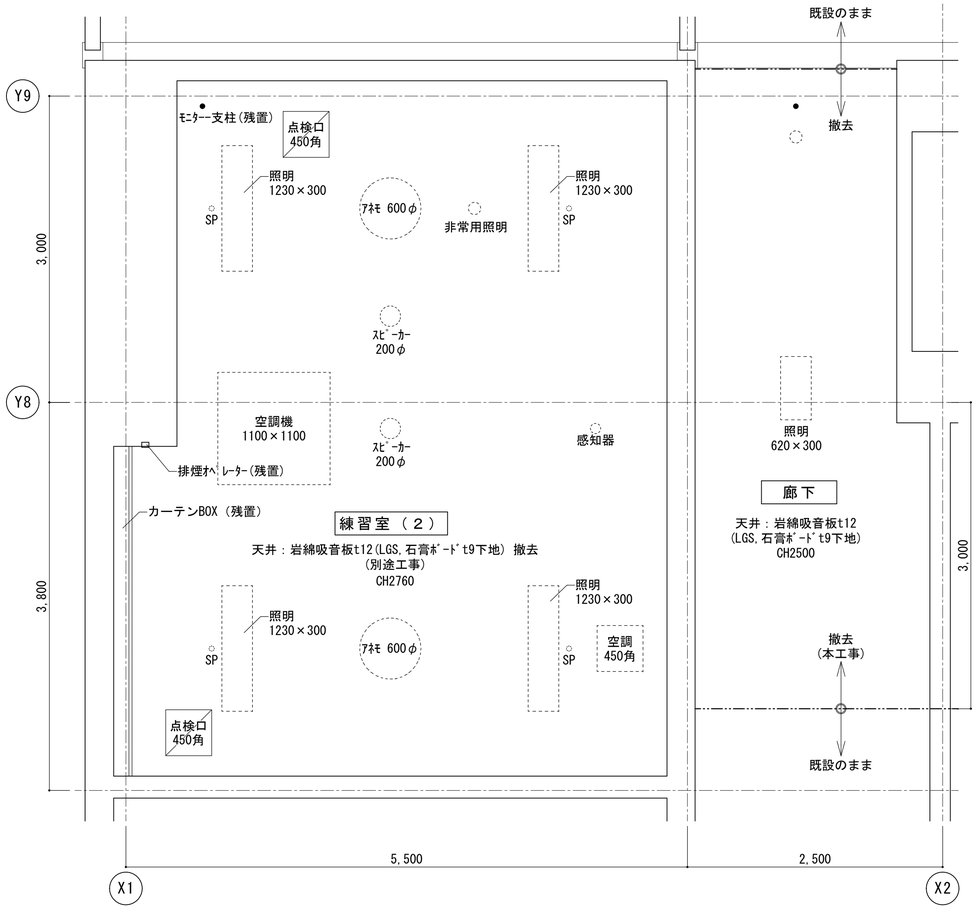

※天井点検口撤去は別途工事とする

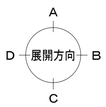

■木胴縁組下地の構成
既設RC面＋グラスウールt25トンボ止め＋縦胴縁(45*45 @450)＋横胴縁(21*45 @360)＋
有孔シナ合板t9（寒冷紗裏貼）、又はシナ合板t9＋OP塗装

■木間仕切り＋木胴縁組下地の構成：
間柱(60*36 @450)＋せっこうボードt9.0＋（グラスウールt25充填＋胴縁(25*45@360　縦横共)）＋
有孔シナ合板t9（寒冷紗裏貼）、又はシナ合板t9＋OP塗装

既設廊下展開図　S=1/30

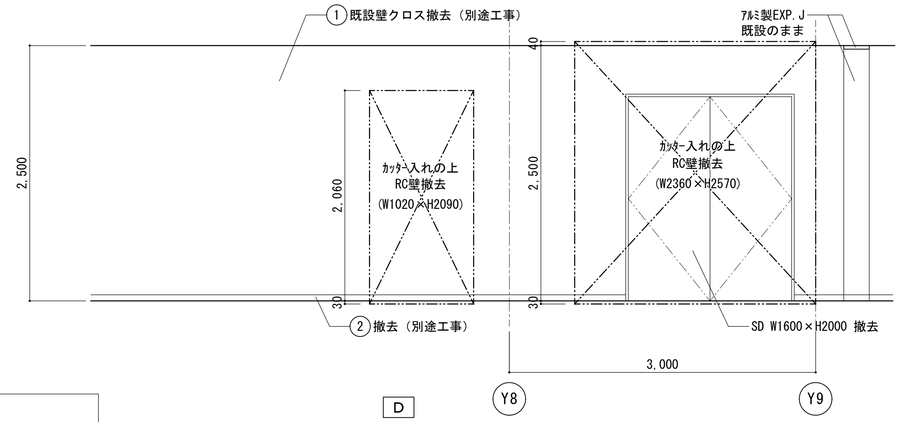

①	壁：ｸﾛｽ貼（ﾓﾙﾀﾙ下地）
②	巾木：塩ビ H60

既設練習室（２）展開図　S=1/30

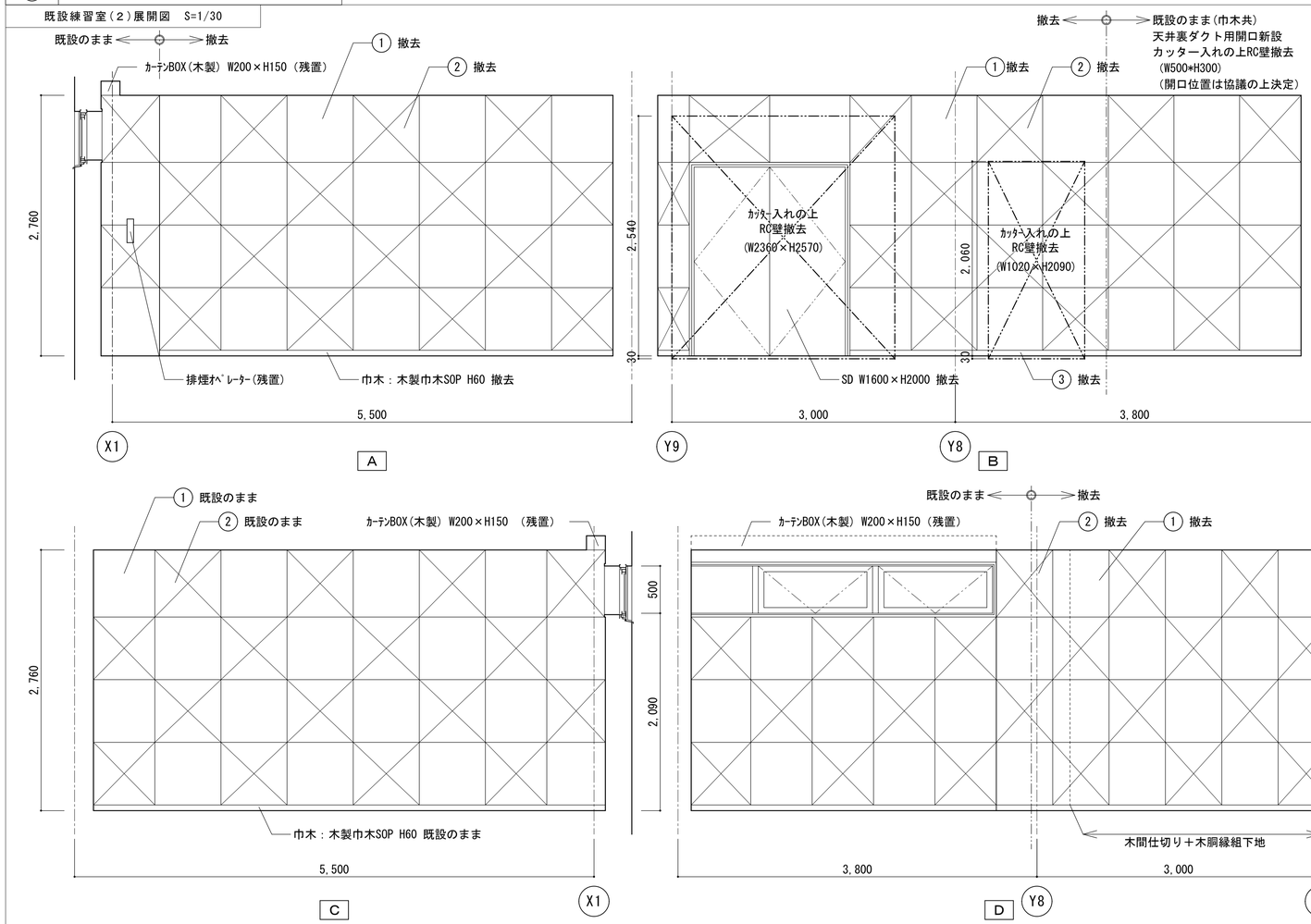

※RC壁撤去部は、仕上げ、巾木撤去共本工事とする。

①	壁：ｼﾅ合板t9 OP塗装（木胴縁組下地＋グラスウールt50）	③	巾木：木製巾木SOP H60
②	壁：有孔ｼﾅ合板t9寒冷紗裏張り　OP塗装（木胴縁組下地＋ｸﾞﾗｽｳｰﾙt50）	④	巾木：塩ビ H60

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴
ver.20160401

完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号	製作日 2025.02 ファイル名	代表設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第31134号 設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第31134号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 練習室（２） 既設天井伏図、展開図	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1　1:30 A3　1:60	図面番号 A-15	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二

改修後　グリーンルーム廻り平面詳細図　S=1/30

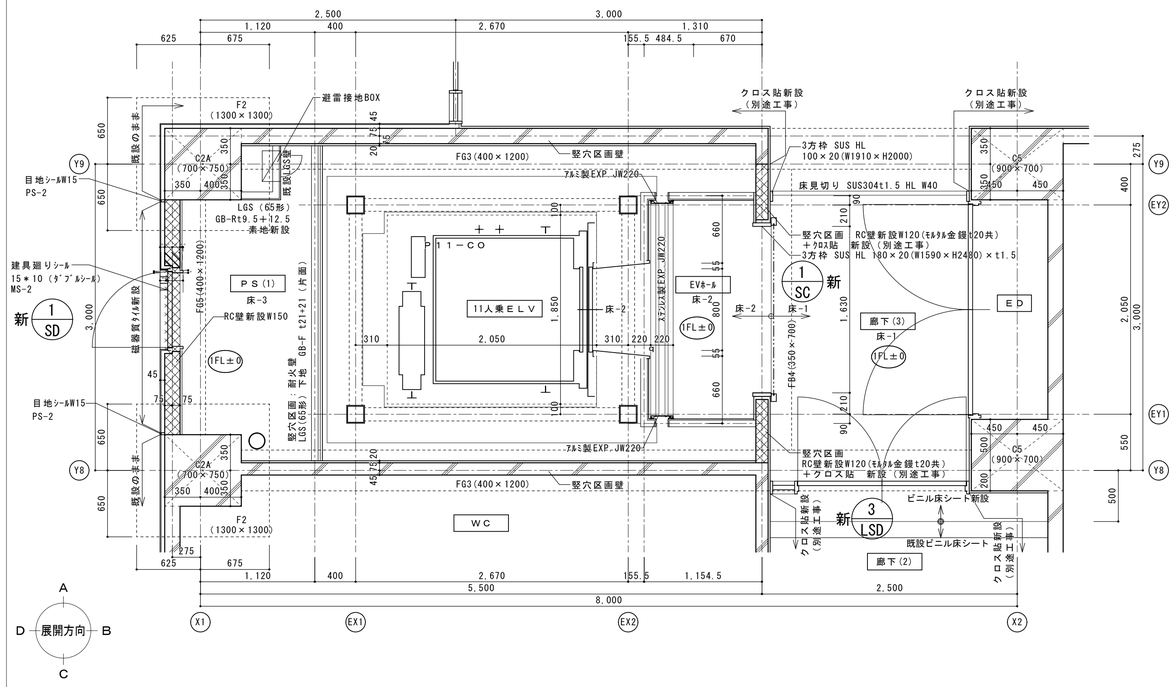

改修後　ELVピット平面詳細図　S=1/30

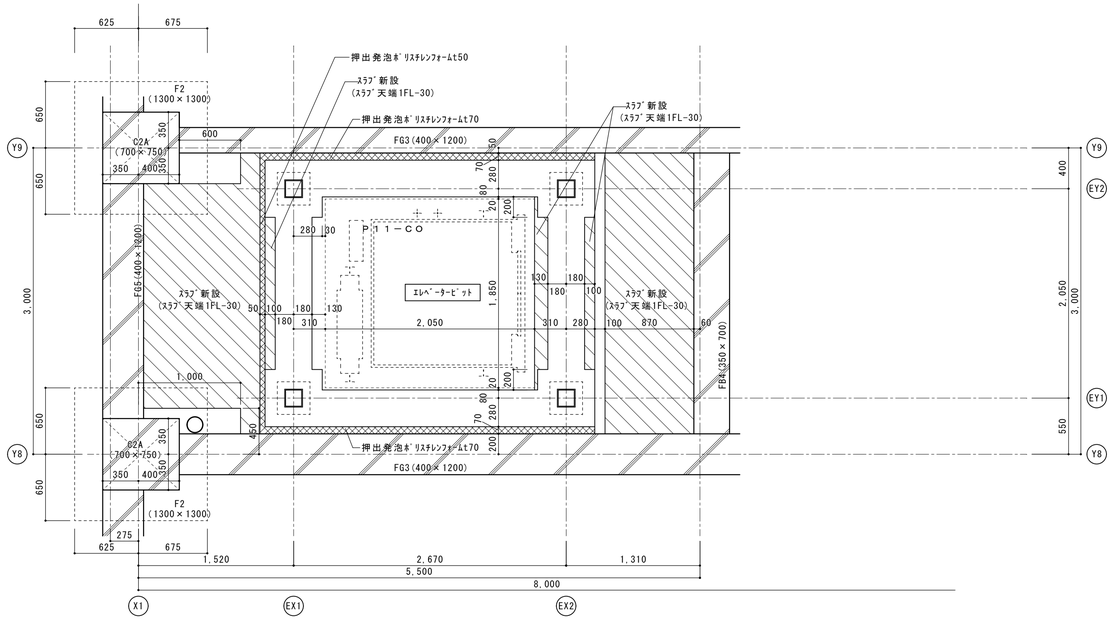

改修後　練習室（２）廻り平面詳細図　S=1/30

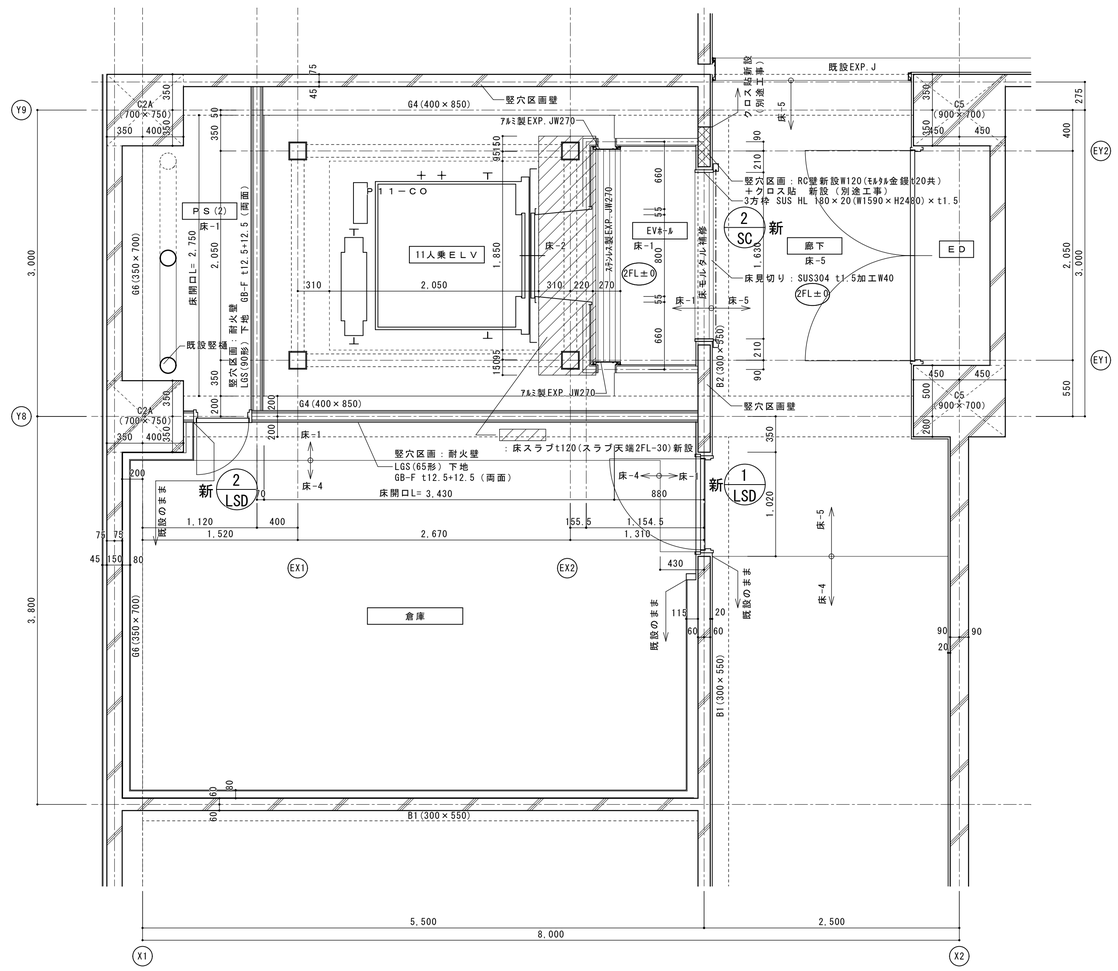

※RC壁に取り付く新設建具及び枠廻りには、モルタル詰め
＋既設壁取り合い枠廻り補修とする。（1、2階共通）

※新設（別途工事）：別途工事で新設する仕上げを示す。

※新設耐火壁の既設コンクリート躯体（床、壁、貼り）、及び耐火壁取合い部には耐火シールを施すこと。

床仕上げ凡例	
床-1	下地補修（ポリマーセメントペースト）の上 ビニル床シートt2.0
床-2	モルタル金鏝押えの上 ビニル床シートt2.0
床-3	モルタル金鏝押え
床-4	既設のまま
床-5	下地補修（ポリマーセメントペースト）の上 ビニル床タイルt2.0

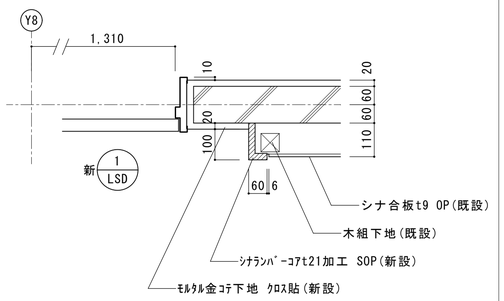

2階倉庫入り口廻り部分詳細図　S=1/10

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 ver.20160401	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号	製作日 2025.02 ファイル名	代表設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号 設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 平面詳細図（改修）	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1 1:30 A3 1:60	図面番号 A-16	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二

a-a　矩計図　S=1/30

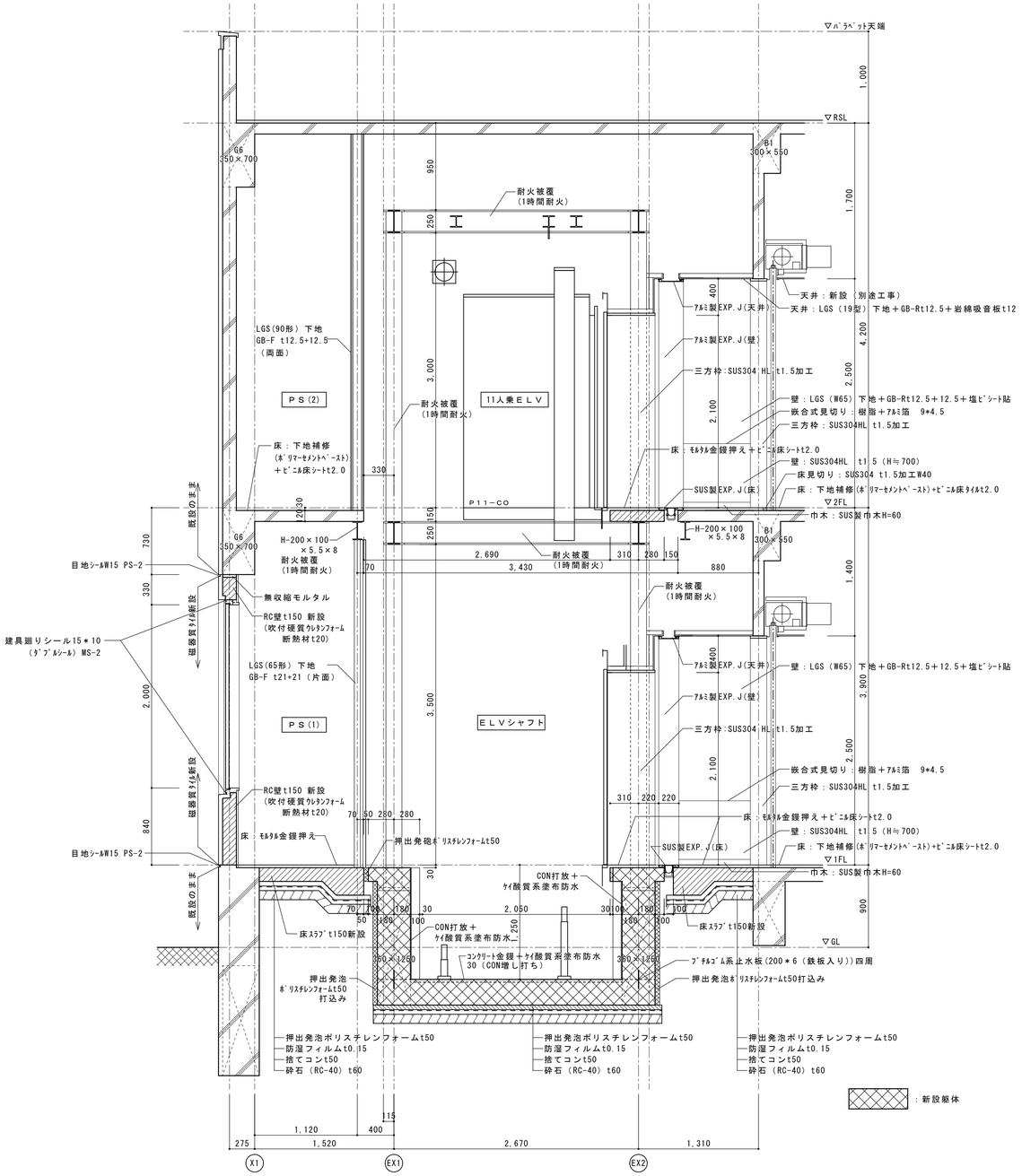

b-b　矩計図　S=1/30

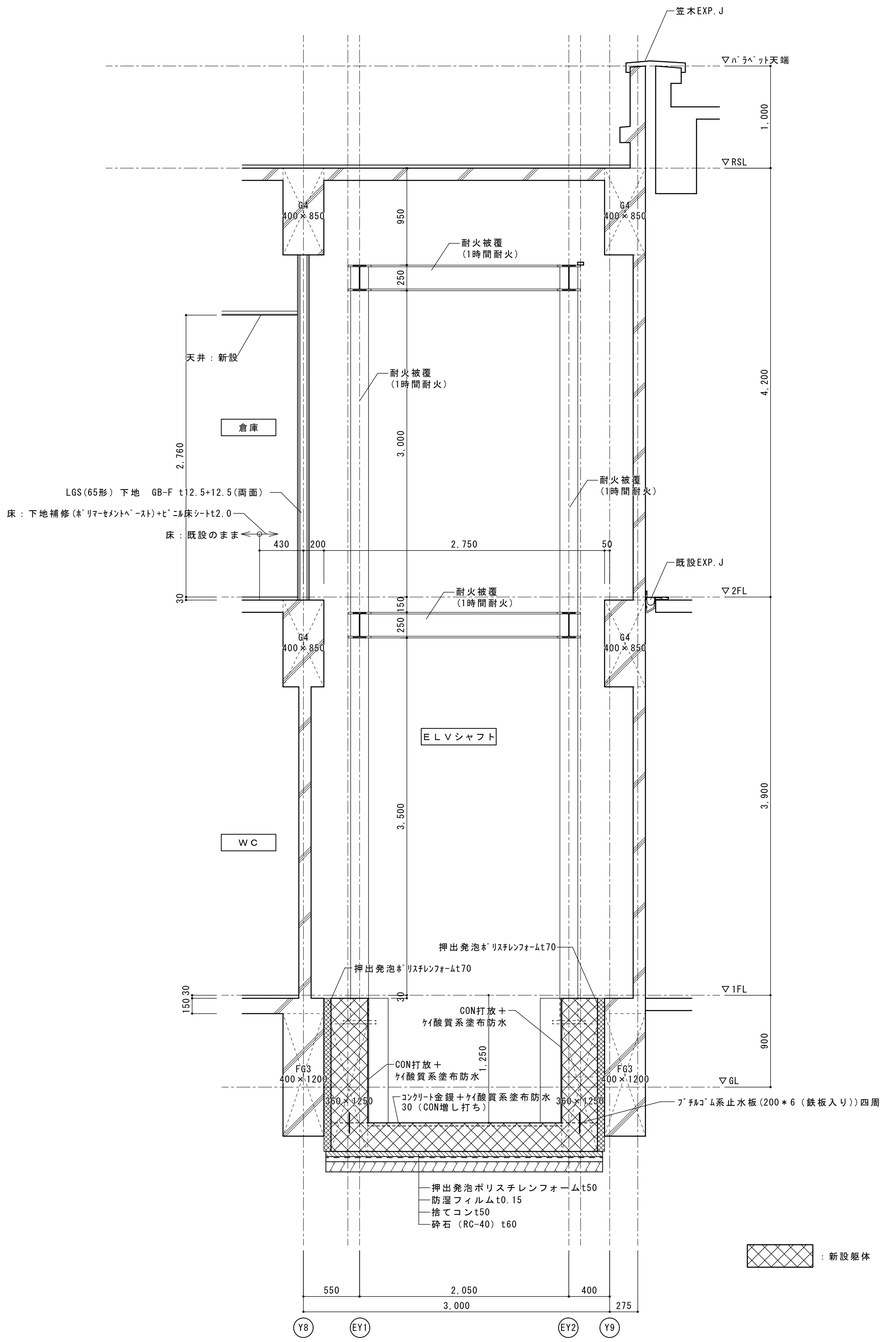

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 ver.20160401	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	製作日 2025.02 ファイル名	代表設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号 設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 業務契約コード 108188-05 図面名称 矩計図 縮尺 A1　1:30 A3　1:60	図面番号 A-17	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二

改修後1階廊下展開図　S=1/30

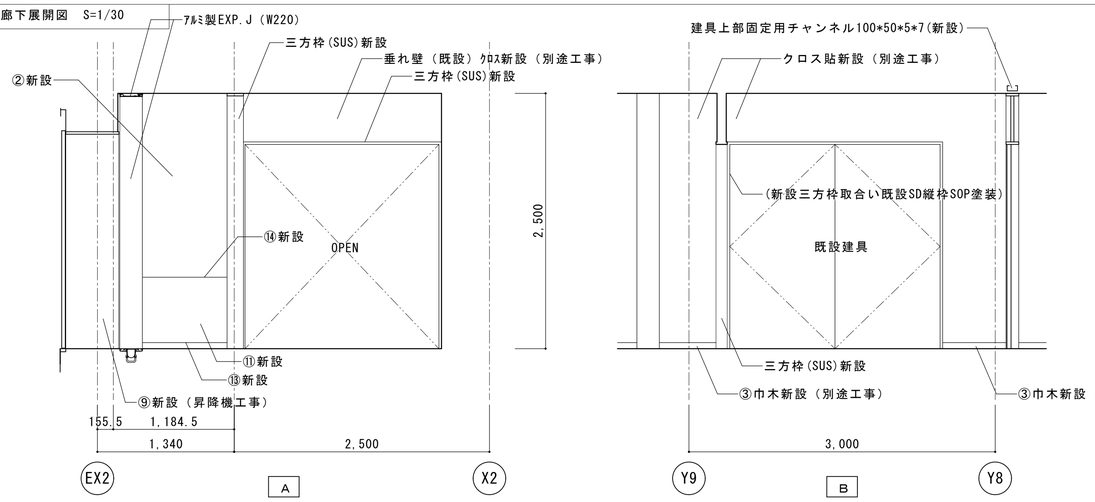

改修後1階ＰＳ（１）展開図　S=1/30

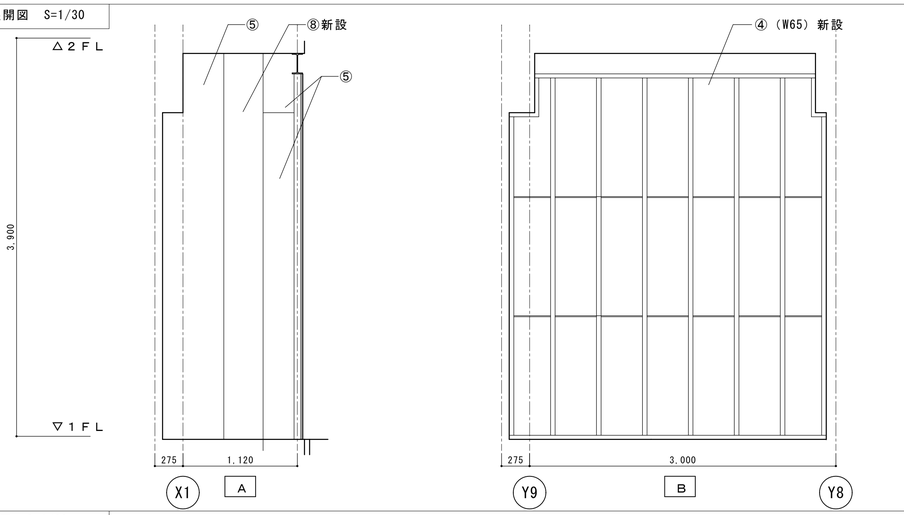

ピクトプレート詳細図　S=1/5

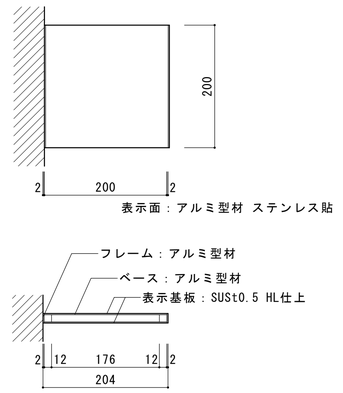

改修後２階廊下展開図　S=1/30

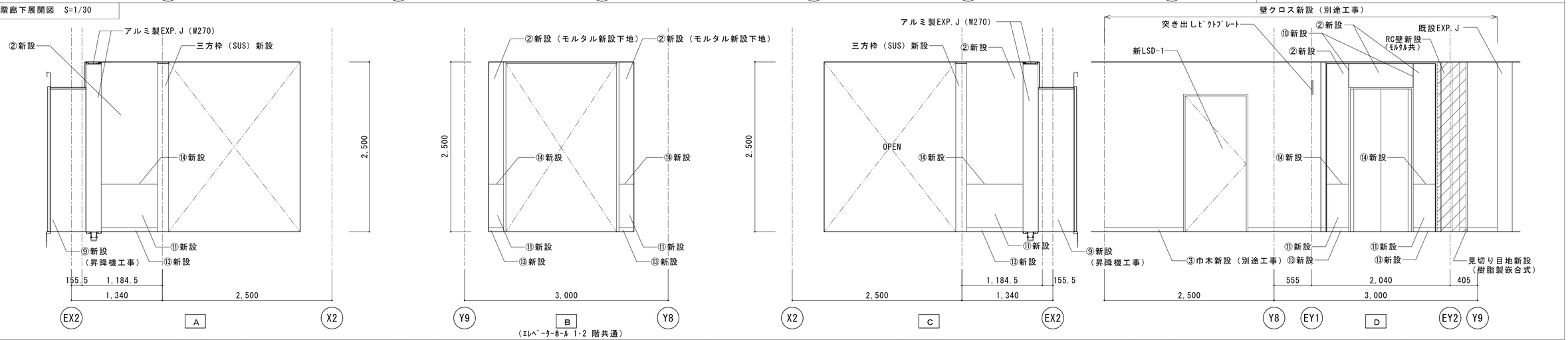

①	壁：ｸﾛｽ貼（ﾓﾙﾀﾙ下地）	③	巾木：塩ビ　H60	⑤	壁：既設のまま（RC表し）	⑦	壁：クロス貼（LGS+GB-Ft12.5+12.5 下地）	⑨	三方枠：SUS304HL（昇降機工事：別途）	⑪	②＋SUS304HL　t1.5（H≒700）新設	⑬	巾木：SUS製巾木H=60
②	壁：塩ビシート(LGS＋GB-Rt12.5＋ｔ12.5 下地)	④	壁：LGS下地表し	⑥	壁：新設RC（吹付硬質ウレタンフォーム断熱材t20）	⑧	壁：クロス貼（LGS＋t9.5＋t12.5　下地）	⑩	樹脂製目地：目地幅3.0　石膏ﾎﾞｰﾄﾞt12.5対応品	⑫	既設のまま（断熱材表し）	⑭	嵌合式見切り：樹脂＋ｱﾙﾐ箔　9*4.5

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴

ver.20160401

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士
証交付番号 第〇〇〇〇号
本図(仕様書)に記載ざれた事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士
証交付番号 第〇〇〇〇号

法適合確認欄
設備設計一級建築士
証交付番号 第〇〇〇〇号
本図(仕様書)に記載ざれた事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士
証交付番号 第〇〇〇〇号

製作日 2025.02
ファイル名

代表設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号
設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 （新設）展開図（1）
縮尺 A1　1:30 / A3　1:60

図面番号 A-18

管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二

改修後2階 倉庫 展開図 S=1/30

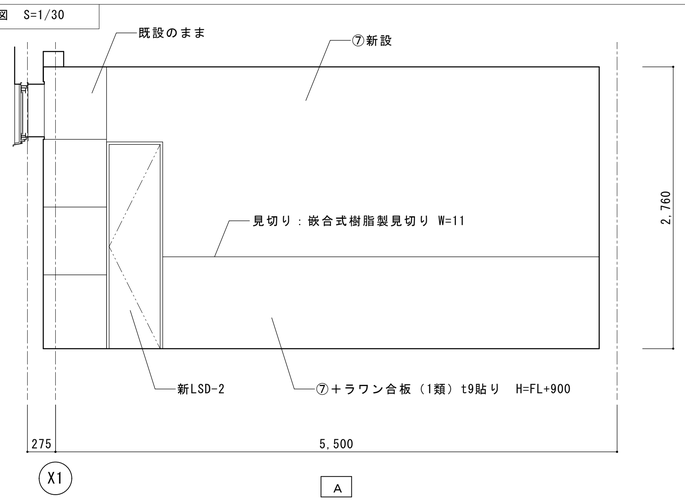

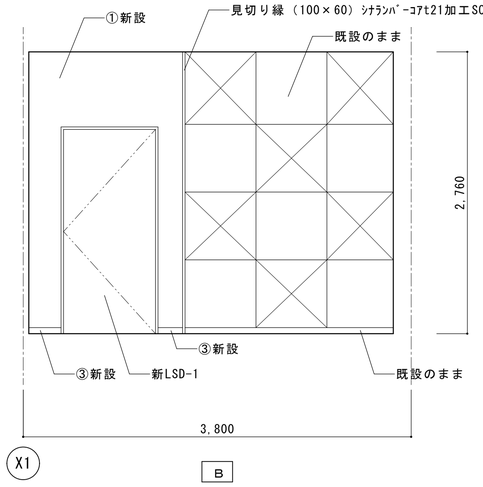

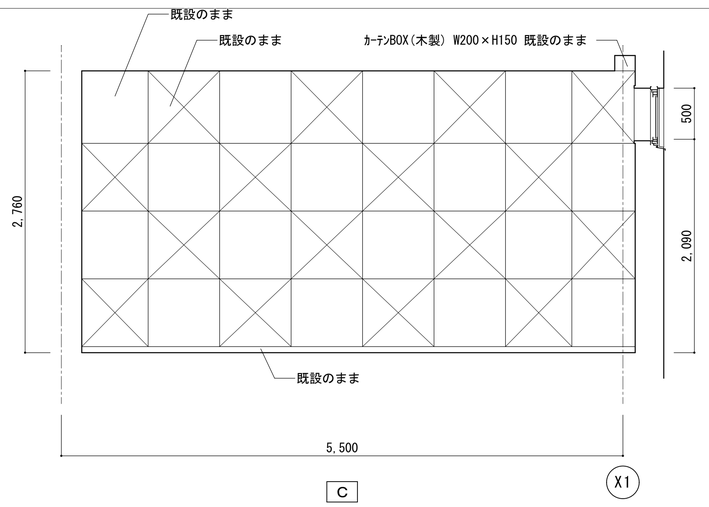

改修後2階 倉庫 展開図 S=1/30

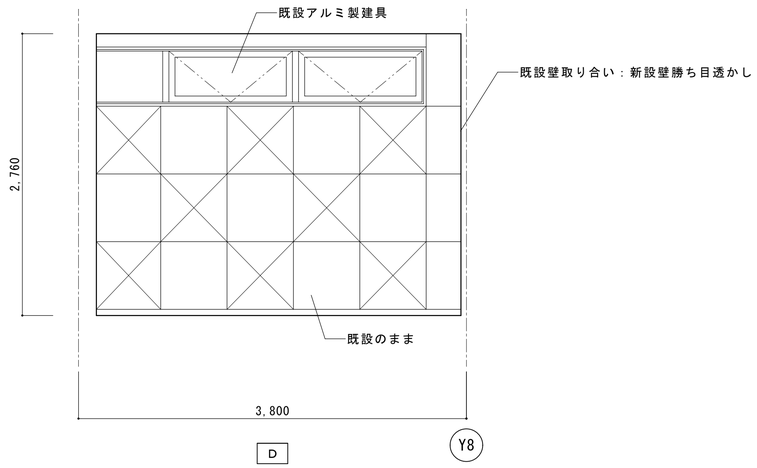

改修後２階ＰＳ（２）展開図展開図

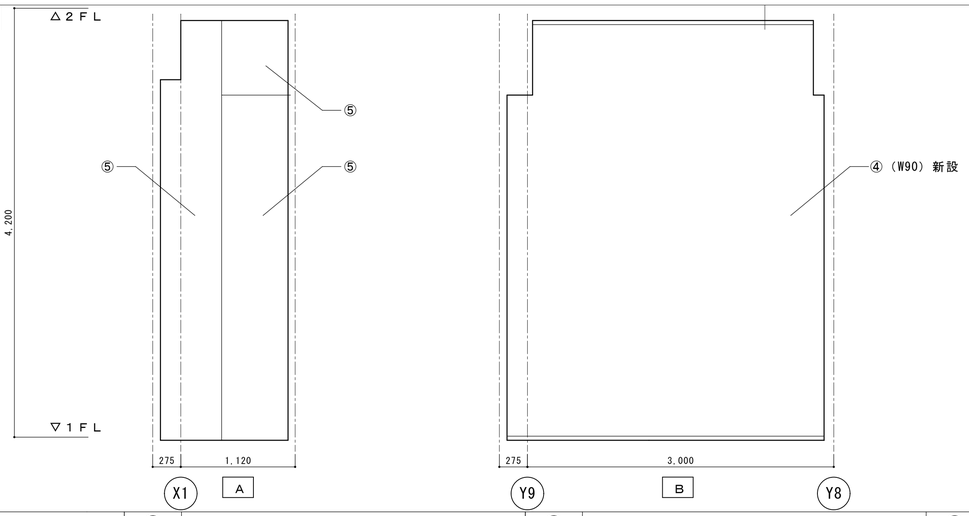

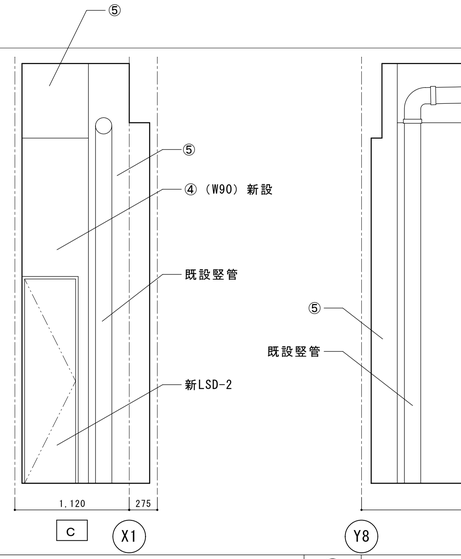

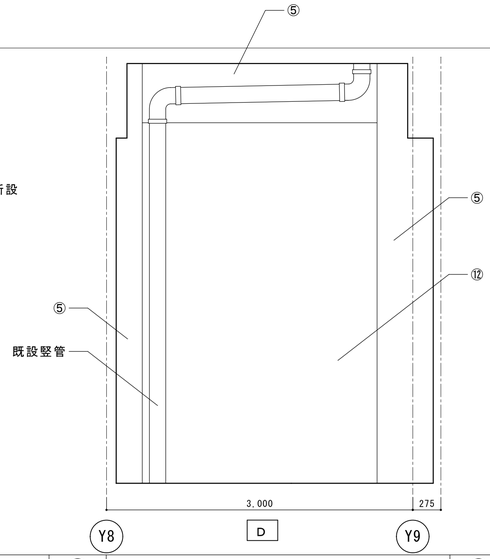

①	壁：ｸﾛｽ貼（ﾓﾙﾀﾙ下地）	③	巾木：塩ビ H60	⑤	壁：既設のまま（RC表し）	⑦	壁：クロス貼（LGS+GB-Ft12.5+12.5 下地）	⑨	三方枠：SUS304HL	⑪	②＋SUS304HL t1.5（H≒700）新設
②	壁：塩ビシート((LGS＋t12.5＋t12.5 下地)	④	GB-F t12.5+12.5（両面）	⑥	壁：新設RC（吹付硬質ウレタンフォーム断熱材t20）	⑧	壁：クロス貼（LGS＋t9.5＋t12.5 下地）	⑩	樹脂製目地：目地幅3.0 石膏ボードt12.5対応品	⑫	既設のまま（断熱材表し）

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴

ver.20160401

完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載ざれた事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載ざれた事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○ 証交付番号 第○○○○号	製作日 2025.02 ファイル名	代表設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号 設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 （新設）展開図（2）	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1 1:30 A3 1:60	図面番号 A-19	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二

改修後　1階天井伏図　S=1/30

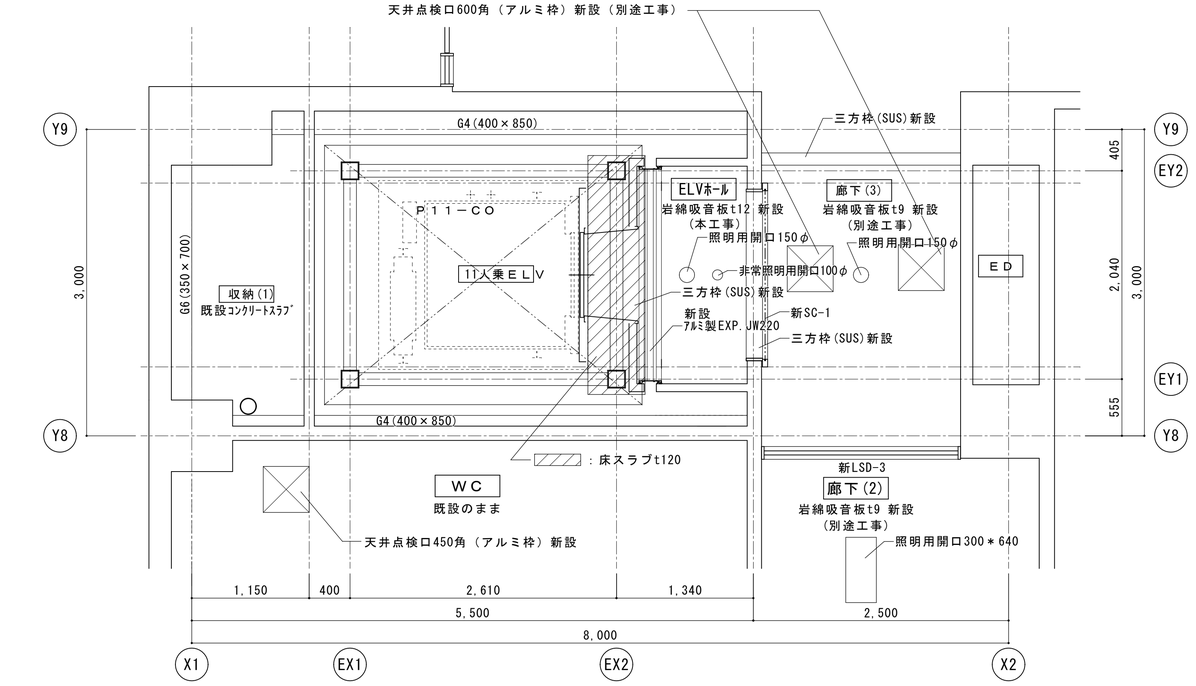

※岩綿吸音板t12新設：LGS（19形）下地＋GB-Rt12.5＋岩綿吸音板t12新設
※新設天井廻り縁は特記なき限り、新設天井範囲の4周に設けること。
　（枠、EXP.J部は不要とする。）
※設備吹出し（空調、照明等）等の開口のために、
　野縁又は野縁受が切断された場合は、同材で補強すること。
※天井点検口開口部は、野縁受と同材で取付用補強材を設けて補強とする。
※新設（別途工事）：別途工事で新設する仕上げを示す。

改修後　2階天井伏図　S=1/30

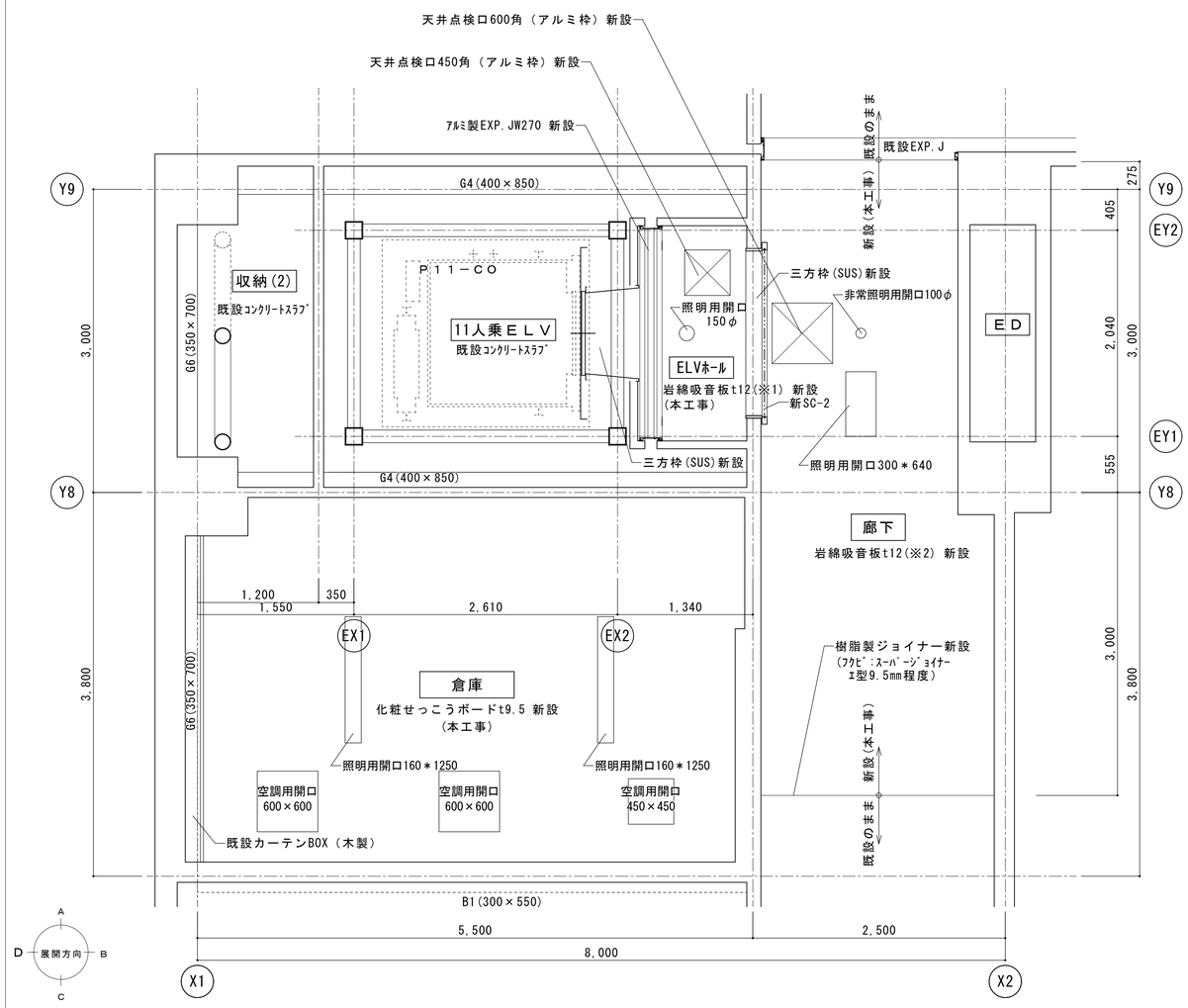

※岩綿吸音板t12（※1）新設：LGS（19形）下地＋GB-Rt12.5＋岩綿吸音板t12新設
※岩綿吸音板t12（※2）新設：LGS（19形）下地＋GB-Rt9.5＋岩綿吸音板t12新設
※化粧石膏ボードt9.5新設：LGS（19形）下地＋化粧石膏ボードt9.5新設
※新設天井廻り縁は特記なき限り、新設天井範囲の4周に設けること。
※設備吹出し（空調、照明等）等の開口のために、
　野縁又は野縁受が切断された場合は、同材で補強すること。
※天井点検口開口部は、野縁受と同材で取付用補強材を設けて補強とする。
※新設（別途工事）：別途工事で新設する仕上げを示す。

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design YR

履歴
ver. 20160401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾
日付	日付
管理技術者	監理者
担当者	担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○
証交付番号 第○○○○号

製作日 2025.02
ファイル名

代表設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号
設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 （新設）天井伏図
縮尺 A1 1:30 A3 1:60

図面番号 A-20

管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二

新設建具表　S=1/30

記号	名称	場所	新1 SD	片開き鋼製建具	ＰＳ（１）	新1 LSD	片開き軽量鋼製建具	倉庫	新2 LSD	片開き軽量鋼製建具	倉庫	新3 LSD	欄間ｶﾞﾗﾘ付両開き軽量鋼製建具	廊下
姿図			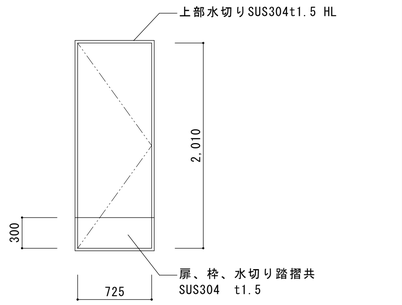 ※三方枠、沓摺に気密材（合成ゴム等）設置			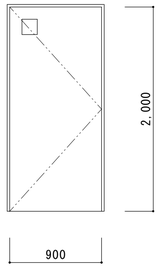			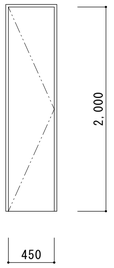			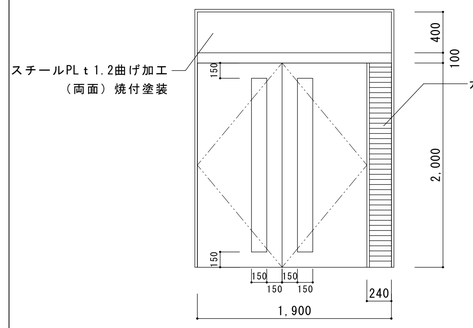	
仕上・個数			溶融亜鉛メッキ鋼板t1.2 DP塗装　（扉、枠共）	1		溶融亜鉛メッキ鋼板焼付塗装（扉、枠共）		1	溶融亜鉛メッキ鋼板焼付塗装（扉、枠共）		1	溶融亜鉛メッキ鋼板焼付塗装（扉、枠共）		1
枠見込・扉見込			150(大枠）・40	硝子		180(大枠）・40	硝子	型板強化ガラスt4.0(150角)	110(大枠）・40	硝子		120(大枠）・40	硝子	型板強化ガラスt4.0
枠廻り			水切り踏摺：SUS304t1.5 HL W150、シーリング15＊10（ﾀﾞﾌﾞﾙｼｰﾘﾝｸﾞ）MS-2			沓摺：SUS304t1.5 HL W40　（コの字形）			沓摺：SUS304t1.5 HL W40			沓摺：SUS304t1.5 HL W40　（コの字形）		
施錠			シリンダー本締ケースハンドル錠、サムターン			シリンダー本締レバーハンドル錠、サムターン			シリンダー本締ケースハンドル錠、サムターン			シリンダー本締レバーハンドル錠、サムターン		
吊金物等			SUS丁番、SUS製ドアストッパー			SUS丁番、ドアクローザー、戸当り			SUS丁番、煽り止めワイヤ			SUS丁番、ドアクローザー、戸当り、フランス落し		

エレベーターホール廻り詳細図　S=1/10

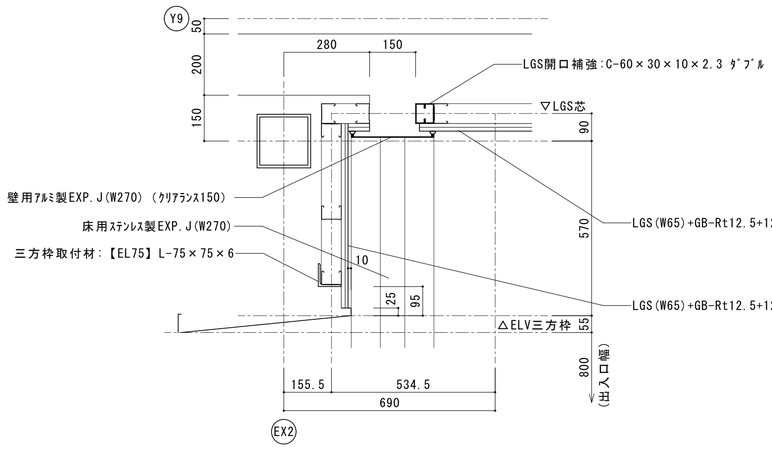

平面詳細図

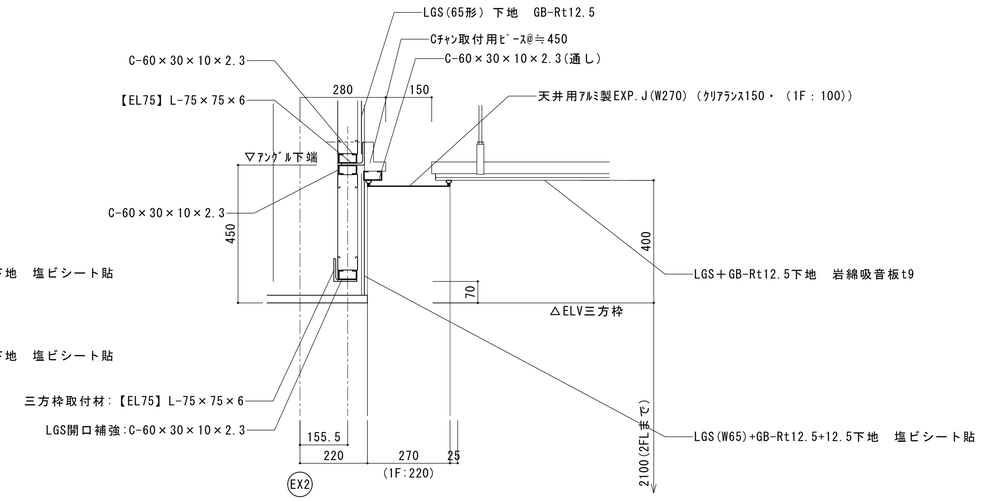

天井断面詳細図

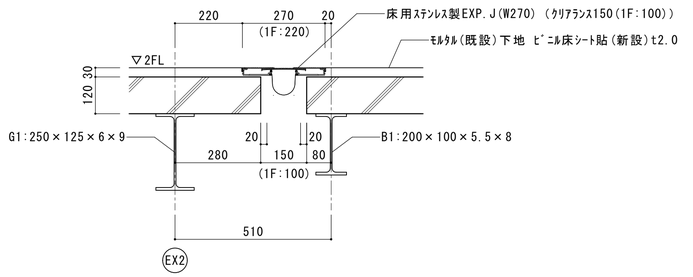

床断面詳細図

※EXP.Jのクリアランスは1F床用のみ100とし、その他の床、壁、天井は150とする。

新1 SC 新2 SC　防火防煙スクリーン　1階廊下(3)、2階廊下

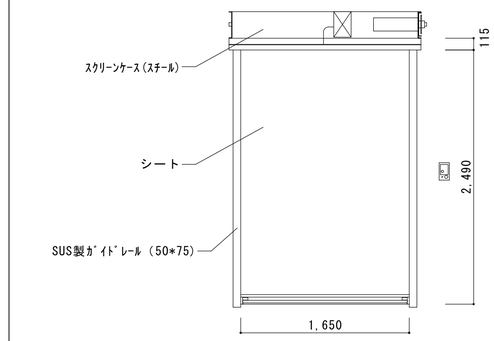

ガイドレール、まぐさ：ステンレス	各階1箇所
シート：樹脂コーティング耐熱ガラスクロス（シリカクロス t0.7）	
座板：スチール（底面ステンレス）	
煙感知器連動　特定防火設備	
単相100V仕様	
※三和シャッター：サンシリカスクリーンⅡ（CAS-1086）	
※文化シャッター：セレスクリーンBH型（CAS-0426）	

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴

ver.20160401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾
日付	日付
管理技術者	監理者
担当者	担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

製作日 2025.02
ファイル名

代表設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号
設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 （新設）建具表、部分詳細図
縮尺 A1 1:30 A3 1:60
図面番号 A-21

管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二

撤去・新設 凡例（別途工事）	
	アスファルト舗装撤去・新設範囲
	コンクリート舗装撤去・新設範囲
	磁器質タイル（205角）撤去・新設範囲 （モルタル共）
	磁器質タイル（205角）+土間コンクリート撤去・新設範囲
	浸透性アスファルト舗装新設範囲 開粒度アスファルト混合物t=50、路盤（RC-40）t=150 フィルター層　砂t=50（不織布共）

凡例	
	引込柱
	ハンドホール
	雨水桝
	汚水桝
	樹木

凡例	
	アスファルト舗装撤去・新設 密粒アスファルトt50撤去・新設 既設路盤（切込み砕石t150撤去、新設路盤（RC-40)t150新設
	アスファルト舗装撤去 開粒度アスファルト混合物t=50、路盤（RC-40）t=150（別途工事） フィルター層　砂t=50（不織布共）（別途工事）
	ﾀｲﾙ下土間ｺﾝｸﾘｰﾄt150　(D13@200ﾀﾃﾖｺ) 撤去・新設(600*3,000、1,400*6,000)

※注記
別途発注の外構工事と調整を行い、本工事の改修工事施工時期を決定すること。
新設土間コンはFC21N、スランプ18、砕石（RC-40）t150とする。
新設鉄筋は既設配筋に緊結とする。

タイル下土間コンクリートt150（D13@200縦、横共ダブル）撤去・新設(600*3,000)
片面歩車道境界ブロックA（JIS A5371）
150～170×H200　敷ﾓﾙﾀﾙ厚20 基礎ｺﾝｸﾘｰﾄ厚100 再生ｸﾗｯｼｬﾗﾝ(RC-40) 厚150 撤去・新設(W3,000)
タイル下土間コンクリートt150（D13@200縦、横共ダブル）撤去・新設(1,400*6,000)

道路境界線
駐車場 B
歩道
ゴミ置場・倉庫
（既存のまま）
会議管理棟
第2ホール棟
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（撤去・新設）
ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装（撤去）（別途工事にて新設）
5,500
15,000
5,100
5,000
350
駐車場 A
エントランスホール
彫刻
（既存のまま）
道路境界線
8,000
第1ホール棟
展示棟
4,500
道路境界線
6,000

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
ver. 20160401

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号

製作日 2025. 02
ファイル名

代表設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号
設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 外構改修（撤去、新設）配置図
縮尺 A1　1:300　A3　1:600

図面番号 A-22

管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二

会議管理棟（1階）会館事務室、防災センター　天井更新

天井仕上表（撤去・新設）	
会館事務室	CH=2,700
改修前	LGS下地 PB t9+岩綿吸音板 t12　（撤去）
改修後	LGS(19形)下地 GB-R t9.5+岩綿吸音板 t12　（新設）
備考	更新範囲：W900×L5,100
防災センター	CH2,500
改修前	LGS下地化粧せっこうボードt9（撤去）
改修後	LGS下地化粧せっこうボードt9.5（新設）
備考	更新範囲：W900×L3,500 塩ビ廻縁共

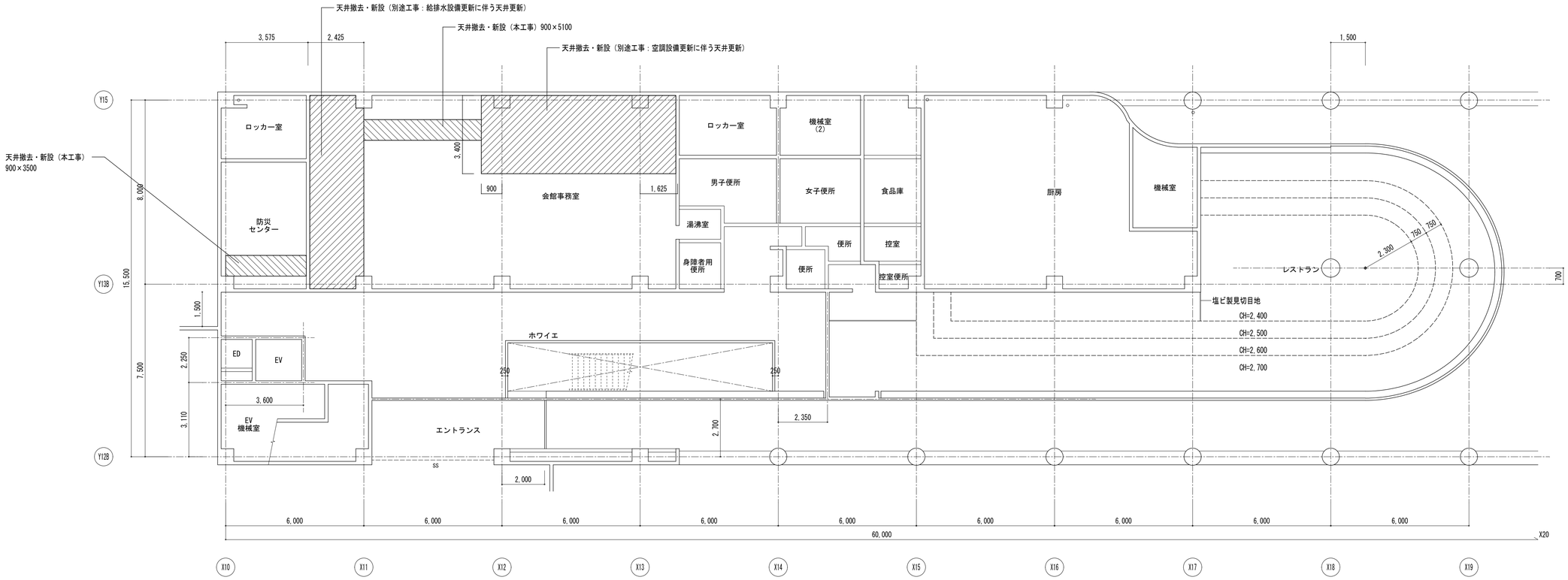

株式会社 石本建築事務所 by Design Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.	履歴 ver.20160401	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○　○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載ざれた事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○　○○ 証交付番号 第○○○○号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○　○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載ざれた事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○　○○ 証交付番号 第○○○○号	製作日 2025.02 ファイル名	代表設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号 設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 業務契約コード 108188-05 図面名称 会議管理棟、防災センター 改修前・後（撤去・新設）天井伏図 縮尺 A1　1:100 A3　1:200	図面番号 A-23	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二

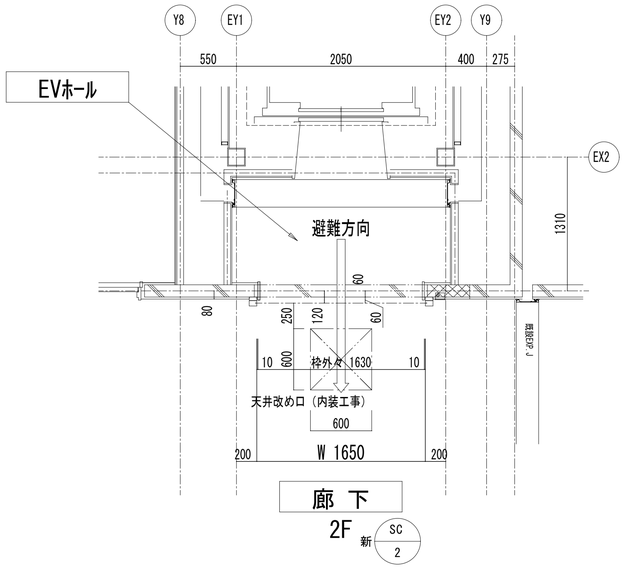

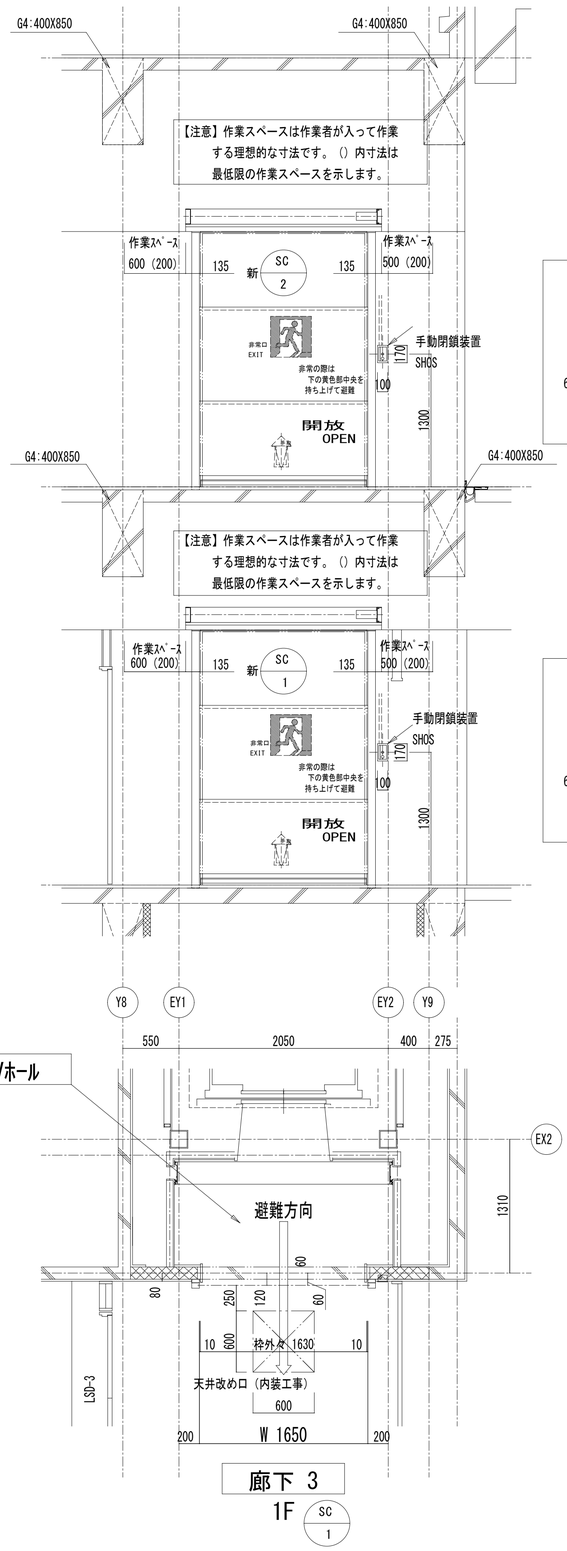

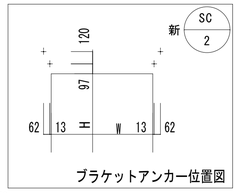

ブラケットアンカー位置図

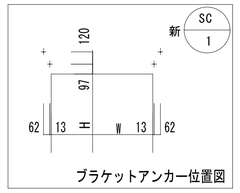

ブラケットアンカー位置図

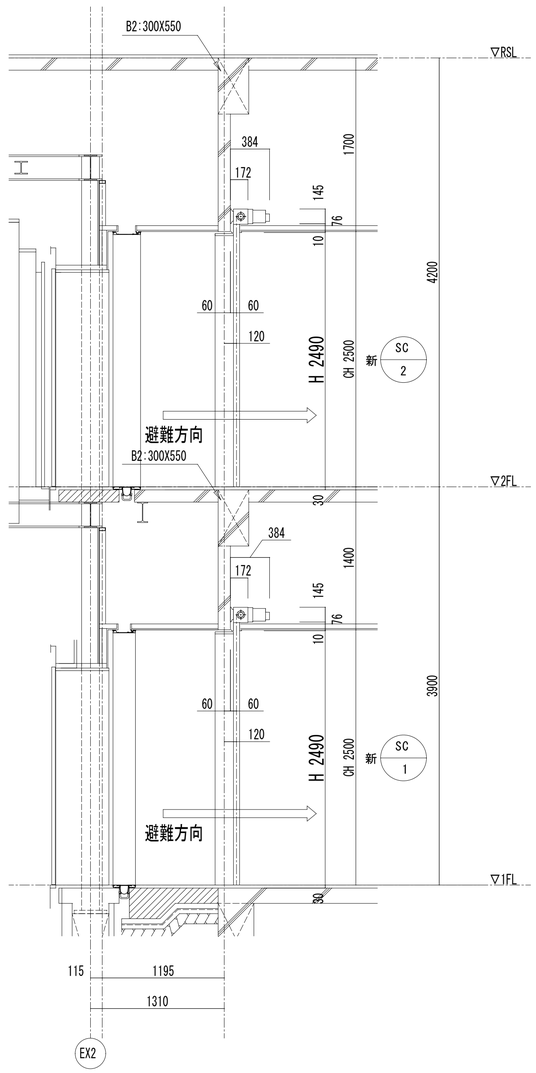

大臣認定番号　CAS-1086

スクリーン		シリカクロス 0.7t	開 閉 機	SLC	電　源		設計範囲	
座　板		ステンレス	巻取シャフト		押ボタン		備 考	
ガイドレール		ステンレス	軸 受 駆		SHOS2	Cﾀｲﾌﾟ Dﾀｲﾌﾟ	ガイドレール取付用ビスピッチは300以内とする。	
まぐさ		ステンレス	軸 受 従		解放装置	ER-S		
ケ ー ス		スチール	手動時操作			DC24V 400mA		

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴

ver. 20160401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾
日付	日付
管理技術者	監理者
担当者	担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号
本図（仕様書）に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号
本図（仕様書）に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○　○○
証交付番号 第○○○○号

製作日 2025. 02
ファイル名

代表設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号
設計者 中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 防火防煙スクリーン（参考図）
縮尺 A1　1:30 A3　1:60

図面番号 A-24

管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二

改修前・後（撤去・新設）平面詳細図　1/50

改修前

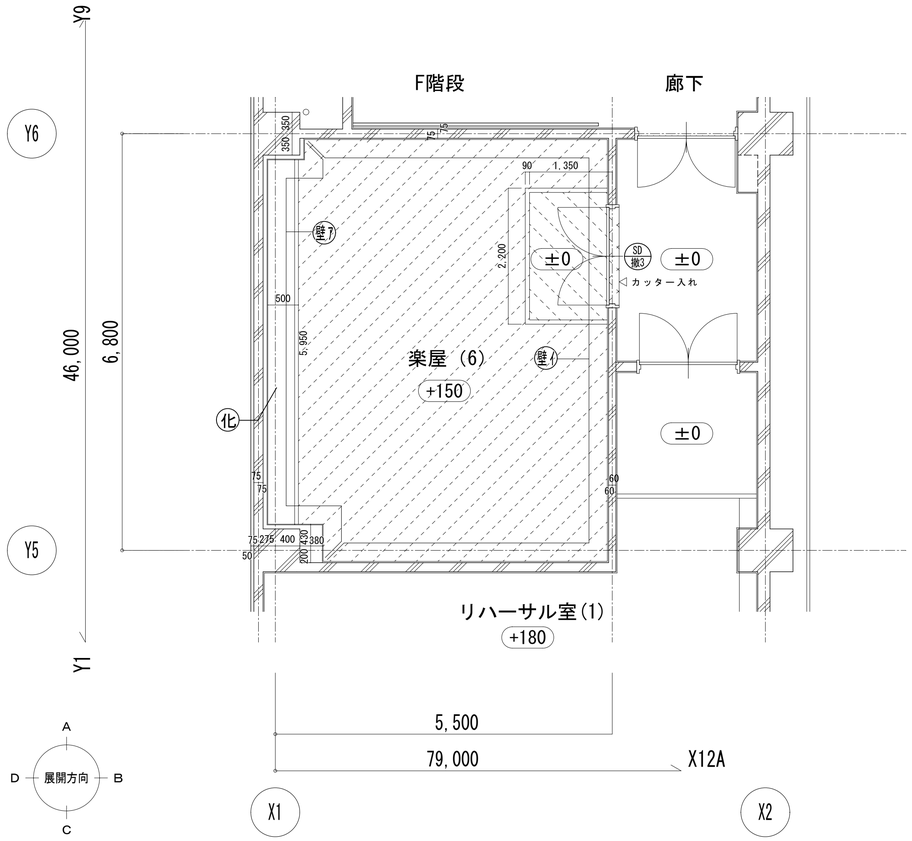

：木床組+カーペット【撤去】

：ビニル床タイル【撤去】（下地モルタル共）

：ビニル床シート【撤去】（下地モルタル共）

化　：　化粧棚（メラミン化粧フラッシュt25）【撤去】

壁⑦　：　石膏ボードｔ12+AEP塗【撤去】
（木胴縁組下地＋ポリエチレンフォームt30共）

壁イ　：　モルタル金ごて下地+AEP塗【残置】

上り框詳細図	1/10

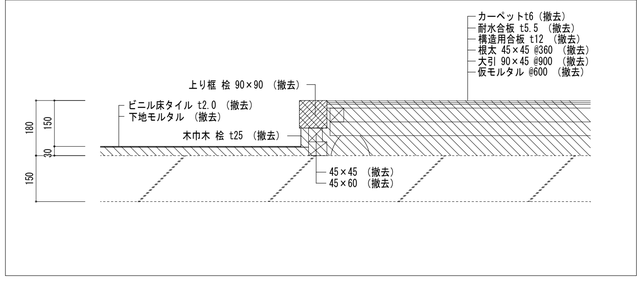

現況・撤去建具表					
符号			SD 撤3		
場所	数量	見込	楽屋(6)	1カ所	扉：36mm
仕上			合成樹脂調合ペイント		【扉・枠】
金物			モノロックシリンダー錠　丁番 ドアクローザー　付属金物一式		
姿図			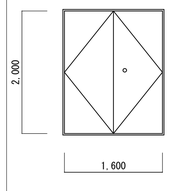		
備考			扉、沓摺撤去		

改修後

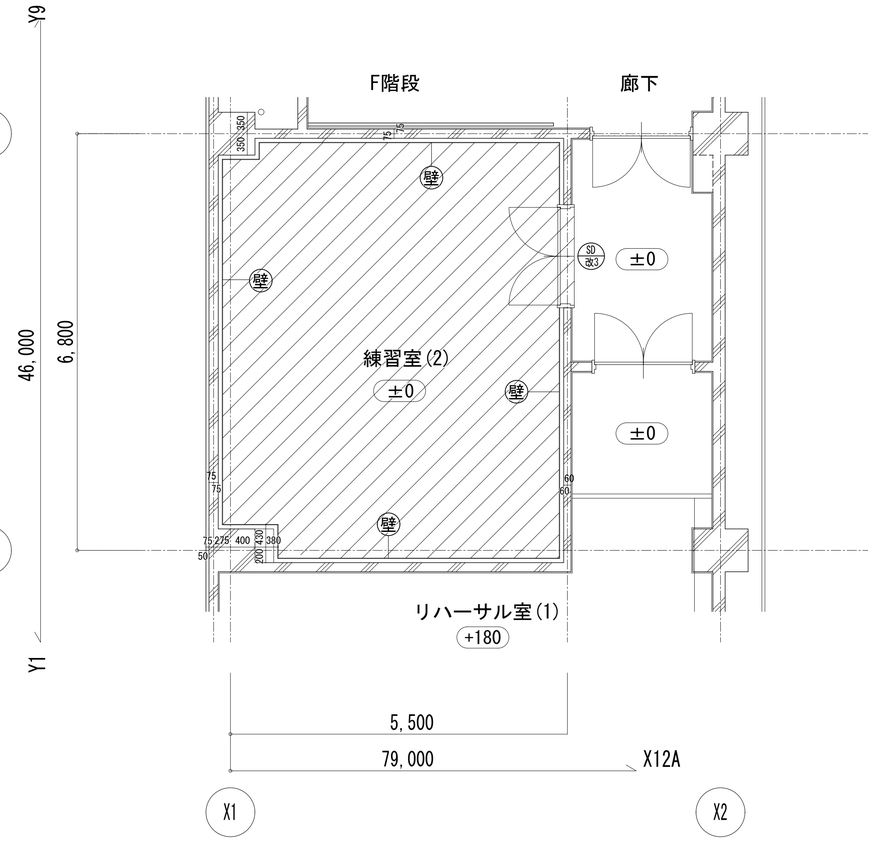

：モルタル金鏝押さえの上 ビニル床シートt2.0【新設】

壁　：　木下地45×45@450ﾀﾃﾖｺ+ｼﾅ合板t9 化粧目透かし貼+SOP塗【新設】
（ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24Kt=50充填）　又は
木下地45×45@450ﾀﾃﾖｺ+有孔ｼﾅ合板t9 化粧目透かし貼+SOP塗【新設】
（寒冷紗裏貼、ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24Kt=50充填）

新設建具表					
符号			SD 改3		鋼製両開き戸（カバー工法）
場所	数量	見込	練習室(2)	1カ所	扉：40mm
仕上			SOP		【扉・枠】
金物			シリンダーグレモン錠　丁番　SUS沓摺 ドアクローザー　フランス落とし　付属金物一式		
姿図			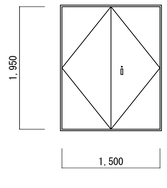		
備考			簡易気密型		

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士　登録　第　　号

四日市市諏訪町１番５号

工事名

文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	楽屋改修　平面詳細図・建具表	A1 1:50 A3 1:100	A-25 ／

改修前・後（撤去・新設）天井伏図　1/50

改修前

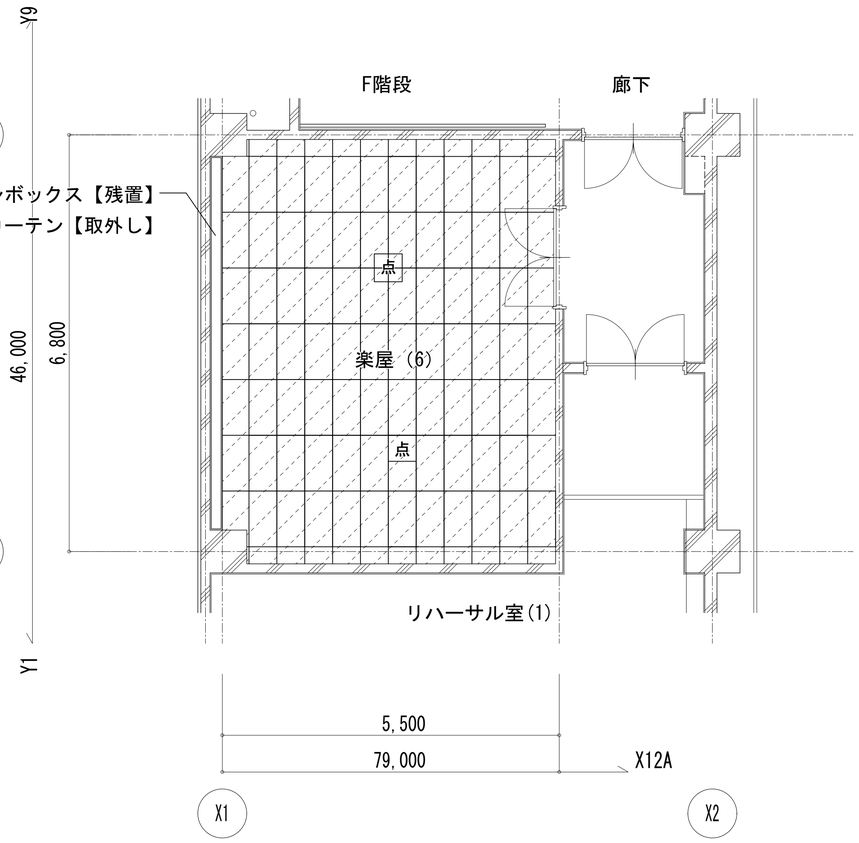

：化粧石膏ﾎﾞｰﾄﾞt9(LGS下地共)　【撤去】（別途工事）

点　：天井点検口【撤去】（別途工事）

改修後

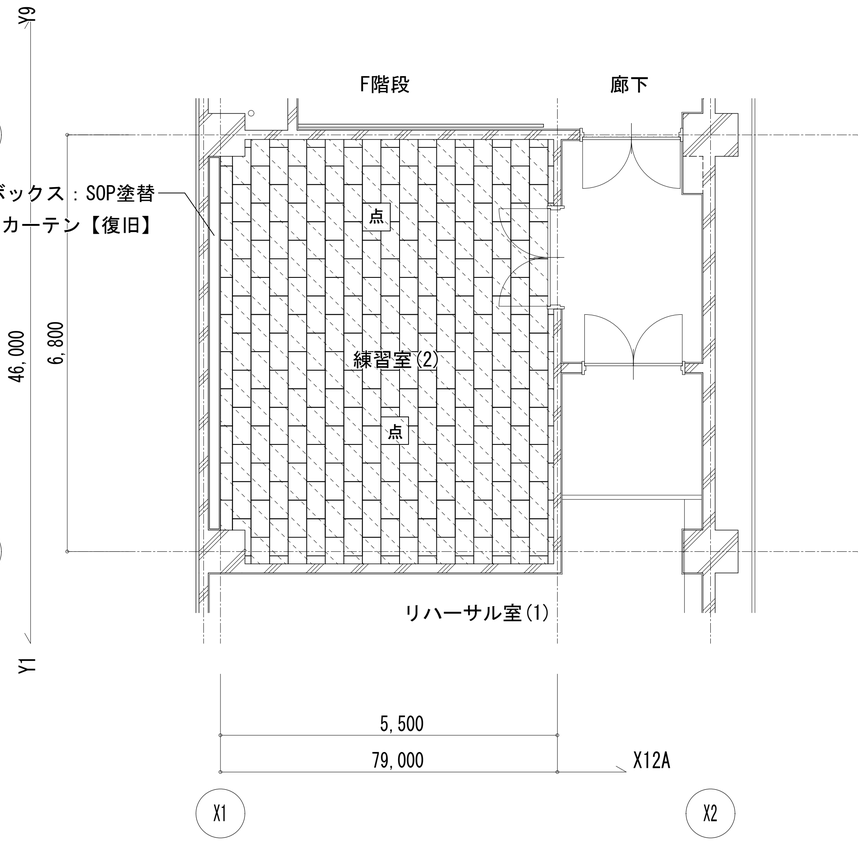

：岩綿吸音板t12(GB-Rt9.5下地)(ｸﾞﾗｽｳｰﾙt50充填)(LGS下地共)　【新設】塩ビ廻縁共

点　：天井点検口（450角）【新設】

カーテンボックス詳細図　1/5

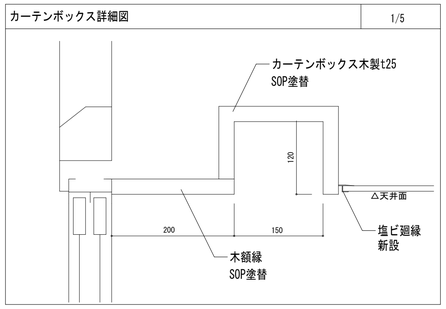

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士　登録　第　　号

四日市市諏訪町１番５号

工事名

文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	楽屋改修　天井伏図	A1 1:50 A3 1:100	A-26 /

改修前・後（撤去・新設）展開図　1/50

改修前（楽屋（６））

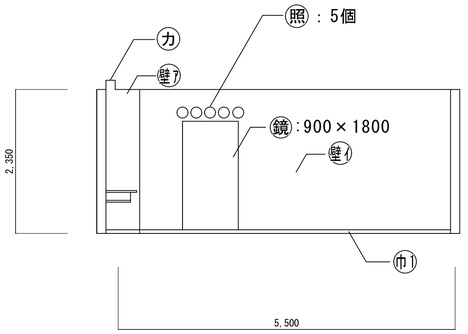

A

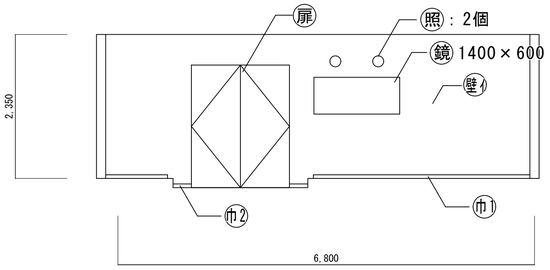

B

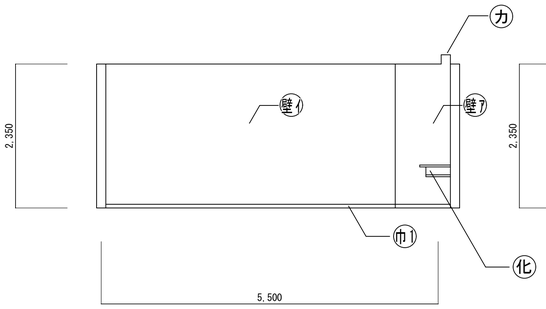

C

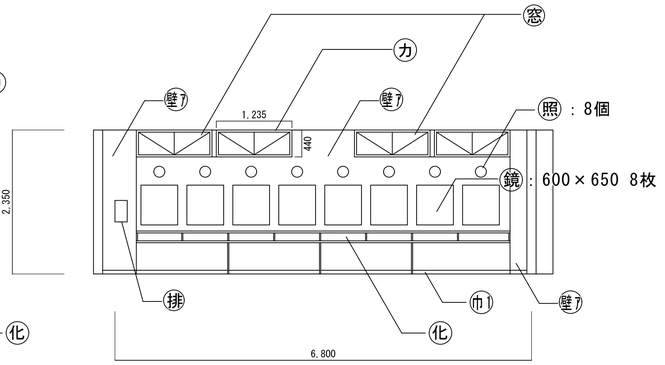

D

記号	名称
壁7	壁：石膏ボードｔ12+AEP塗【撤去】 （木胴縁組下地＋ポリエチレンフォームt30共）
壁1	壁：モルタル金ごて下地+AEP塗【残置】
巾1	ビニル巾木H=60【撤去】
巾2	木製巾木H=60【撤去】
鏡	鏡：【撤去】
照	照明：【撤去】（電気設備工事）
化	化粧棚（メラミン化粧フラッシュt25）【撤去】
力	カーテンボックス：【残置】カーテン：【取外し】
排	排煙レバー：【取外し】
窓	窓：【残置】　木額縁：【残置】
扉	扉：【撤去】

改修後（練習室（２））

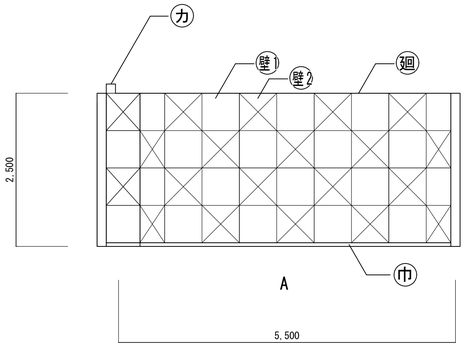

A

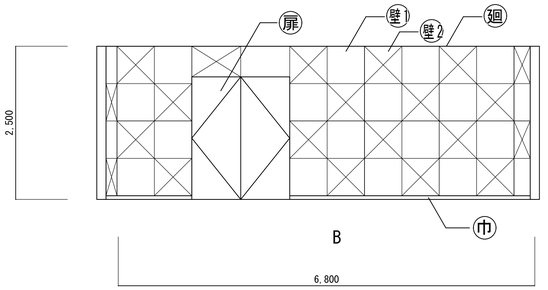

B

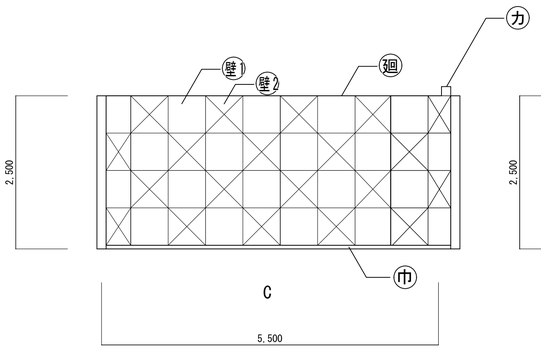

C

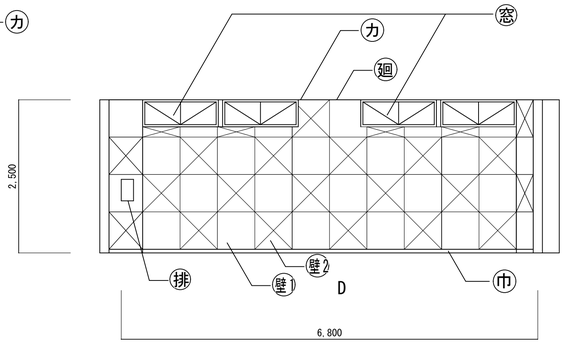

D

記号	名称
壁1	壁：木下地45×45@450ﾀﾃﾖｺ+ｼﾅ合板t9 化粧目透かし貼+SOP塗【新設】 （ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24Kt=50充填）
壁2	壁：木下地45×45@450ﾀﾃﾖｺ+有孔ｼﾅ合板t9 化粧目透かし貼+SOP塗【新設】 （寒冷紗裏貼、ｸﾞﾗｽｳｰﾙ24Kt=50充填）
廻	塩ビ廻縁【新設】
巾	木製巾木H=60+SOP塗【新設】
力	カーテンボックス：SOP塗替　カーテン：【復旧】
排	排煙レバー：【復旧】
窓	窓：【残置】　木額縁：SOP塗替
扉	扉：カバー工法【新設】

四日市市都市整備部営繕工務課

一級建築士　登録　第　　号

四日市市諏訪町１番５号

工事名

文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
年　月	楽屋改修　展開図	A1 1:50 A3 1:100	A-27 /

構　造　設　計　特　記　仕　様　書

適用は、■ 印を記入する。

1.　建築物の構造内容

(1)　建築場所　　三重県四日市市安島2丁目5-3

(2)　工事種別　　□ 新築　　■ 増築　　□ 増改築　　□ 改築

(3)　構造設計一級建築士の関与　　□ 必要　　■ 必要としない

□ 法第20条第一号（高さ60m超）

□ 法第20条第二号（□　RC造高さ20m超　　□　S造4階建以上　　□　木造高さ13m超　　■　その他　）

注(3)構造設計一級建築士の関与が義務づけられる建築物については解説書等を参照して確認する事。

(4)　構造種別

□ 木造（W）　　□ 補強コンクリートブロック造（CB）　　■ 鉄骨造（S）

□ 鉄筋コンクリート造（RC）　　□ 壁式鉄筋コンクリート造（WRC）

□ 鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC）　　□ 壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造（WPRC）

□ プレキャスト鉄筋コンクリート造（PRC）

(5)　階　数

地下　－階　　地上　2階　　塔屋　　階

(6)　主要用途　　EV昇降路

(7)　屋上付属物

□ 広告塔　　□ 高 架 水 槽　　□ 太陽光発電パネル

□ 煙 突　　□ キュービクル

(8)　特別な荷重

■ エレベーター　11人乗（マシンルームレス　ロープ式）　　□ リフト　　kN

□ ホイスト　　kN　　□ 倉庫積載床用　　kN/m²　　□ 受水槽　　kn

(9)　付帯工事

□ 門塀　　□ 擁壁　　□駐輪場　　□機械式駐車場　　□

(10)　増築計画

□ 有り（　　）　　■ 無し

(11)　構造計算ルート

X方向ルート　　1-1　　Y方向ルート　　1-1

2.使用構造材料

(1)　コンクリート　　水セメント比　■　65%以下　　□　55%以下

適用場所	種　類	設計基準強度 Fc=N/mm²	品質基準強度 Fq=N/mm²	スランプ cm	備　考
捨コンクリート	■普通	18	18	15	
土間コンクリート	■普通	21	21	15	
基礎・基礎梁	■普通	24	24	15	
床	■普通、□軽量	21	21	15	
嵩上げコンクリート	□普通、□軽量				
押えコンクリート	□普通、□軽量				

細骨材の種類	■ 砂　■ 山砂　□ 人工　□
粗骨材の種類	□ 砂利　■ 砕石　□ 人工　□
水の区分	■ 水道水　□ 地下水　□ 工業用水　□
混和材料の種類（JIS　　）	■ AE減水剤　■ 高性能AE減水剤（配合可能であれば不要）
呼び強度を保証する材齢、養生	■ 材齢（■ 28日　□ 56日　□　　□　　）
	■ 養生（□ 現場封かん　■ 現場水中　■ 標準　□　　）

■ 単位水量は185kg/m3以下、単位セメント量は270kg/m3以上とする。

(2)　コンクリートブロック(CB)

□ A種　□ B種　□ C種　　厚 □ 100　□ 120　□ 150　□ 190　　使用箇所（□　　□　　）

(3)　鉄筋

	種　類	径	使用個所	継手工法
異形鉄筋（JIS G 3112）	■ SD295	D10～D16	躯体全般	■ 重ね継手
	■ SD345	D19～025	躯体全般	■ ガス圧接継手
	□ SD390			□ 溶接継手
				□ 機械式継手
				（　　）
高強度せん断補強筋	□ 材種			各継手の使用詳細については本仕様5(2)鉄筋の項の鉄筋継手等の■にて表示すること。
	□ 大臣認定番号　MSRB-			
丸　鋼(JIS G 3112)	□ SR235			
溶接金網(JIS G 3551)				

(4)　鉄骨

種　類	使用個所	現場溶接	JIS規格・認定番号等
□SS400　□SM400　■SN400 A B C	小梁・大梁	□有 ■無	JIS G 3101
■STKR400　□STKR490　□	柱	□有 ■無	JIS G 3466
□BCR295　□BCP235　□BCP325		□有 ■無	大臣認定品　認定番号　MSTL-0495同等品
□SM490 A　□SM490 B　■SM490 C	ダイヤフラム	□有 ■無	JIS G 3136
□SSC400　□		□有 ■無	JIS G 3350
溶接材料　□ JIS Z			

(5)　ボルト

■ 高力ボルト

□F10T(JIS B1186) ■S10T　認定番号(MBLT-0118同等品)　□F8T　（□M12 ■M16 □M20 □M22 □M24）

□ ボルト(JIS B1180)　M12　　M16　　□ 4.8(4T)　□

■ アンカーボルト

■ABR400　M20　　L=400　　mm　ナット（□シングル、■ダブル）

□　　M　　L=　　mm　ナット（□シングル、□ダブル）

□ 頭付スタッドボルト

φ=16　　L=110　　mm　使用箇所（□柱　■大梁　□小梁）

φ=19　　L=110　　mm　使用箇所（□柱　□大梁　□小梁）

(6)　屋根、床、壁

材　種	形式　厚　その他	使用箇所	仕様・構法
ALC　（JIS A 5416）	100	■壁　□床版	□スライド　□ボルト止め ■ロッキング　□
折　板	H=88　厚0.8	□屋根　□	□
特殊デッキプレート(JIS G 3352)	型式　　厚	□床版　□	□
フラッドデッキ	型式　t=1.2	■床版　□	■ Z12
キーストンプレート(JIS G 3352)	型式　　厚	□床版　□	□

3.　地　盤

(1)　地盤調査資料

■ 有(■ 敷地内　□ 近隣)　　□ 無　(調査計画　□ 有　■ 無)

調　査　項　目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画	調査項目	資料有り	調査計画
ボーリング調査	○		静的貫入試験			標準貫入試験		
水平地盤反力係数の測定			土質試験			物理探査		
試験杭（支持層の確認）			平板載荷試験			液状化判定		
スエーデン式サウンディング			現場透水試験			ＰＳ検層		

注)　上記表中の資料が有るもの、調査計画が有るものに○を記入する。

(2)　ボーリング標準貫入値、土質構成、（基礎、杭の位置を明記すること）

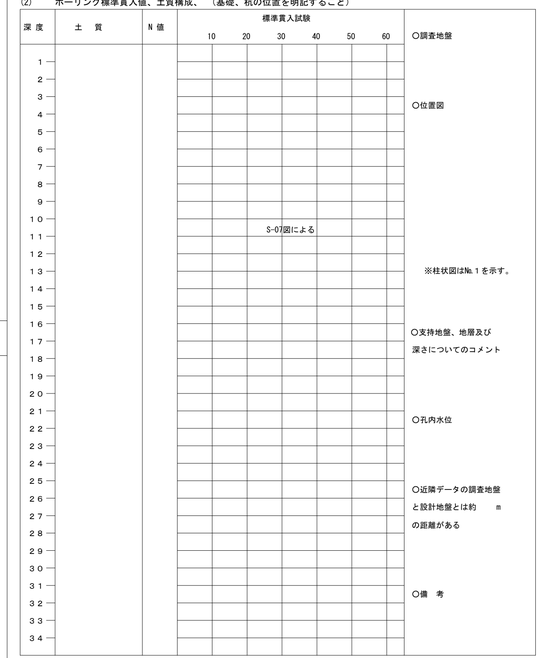

注)　地盤調査及び試験杭の結果により、杭長さ、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある。

4.　地業工事

(1)　直接基礎　　□ ベタ基礎　　□ 布基礎　　□ 独立基礎　　試験掘 □ 有 □ 無

深さ GL －　　m、支持層 －　　長期許容応力度　　kN/m²　　載荷試験 □ 有 □ 無

(2)　地盤改良　　□ 浅層混合処理工法　　□ 深層混合処理工法　　□

深さ GL －　　m、長期許容支持力度　　kN/m²　　載荷試験 □ 有 □ 無

注)　「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針・日本建築センター2002」を参考とする

(3)　杭基礎　　支持層 － GL-20m

杭　種	材　料	施 工 法	備　考
□RC　□PRC	PRC（□Ⅰ種 □Ⅱ種 □Ⅲ種）	□打ち込み	
□PHC　□H鋼	PHC（□A種 □B種 □C種）	□埋込み（セメントミルク工法）	
■鋼管　□摩擦杭	鋼材 □SS400 ■STK490	□プレボーリング拡大根固め工法	認定第 TACP-0635 号
□SC杭　□	□JIS	■回転埋設鋼管杭工法	
□場所打ち	コンクリート Fc=　N/mm²	□オールケーシング　□拡底杭	
コンクリート杭	Fq=　N/mm²	□リバースサーキュレーション	認定
	スランプ　cm以下	□アースドリル　□ミニアース	第　号
	セメント量　kg/m³	□BH　□深礎　□手掘 □機械掘	年　月　日
	単位水量　kg/m³		
	鉄筋　主筋　SD		
	HOOP SD		

杭仕様　　■ 施工計画書承認　　■ 杭施工結果報告書

試験杭　　（■ 有 ・ □ 無）　　（□ 打ち込み・□ 載荷・□ 孔壁測定）　　本

杭径（mm）	設計支持力（kN）	杭の先端の深さ（m）	本数	特記事項
φ216.3	130	1FL-7.63	4	P1(羽根径φ450)

5.　鉄筋コンクリート　（施工方法等計画書）

本構造設計特記仕様書はコンクリートの設計基準強度（Fc）が36N/mm 以下は適用し、鉄筋の材種はSD390以下に適用する。

(1)　コンクリート

■ コンクリートは、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するJIS認定工場の製品とし、施工に関しては標準図に記載されている事項を除き、JASS 5 による。

■ 耐久設計基準強度 Fd　□ 短期　■ 標準　□ 長期　□ 超長期

■ セメントは、JIS R5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。

■ 調合計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。

■ 寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当たる場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。

■ フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（財）国土開発技術研究センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに投影した写真（カラー）を保管し承認を得る。

測定検査の回数は、通常の場合、１日１回以上とし、１回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて３回行い、その平均値を試験値とする。

■ 構造体コンクリートについて現場の圧縮強度試験方法はJASS5T-603によることとし、共試体は現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごととする。

また、打ち込み量が、150m を超える場合は、150m ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。

一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた３台の運搬車からその必要本数を採取する。

尚、供試体の数量、回数については建築工事監理指針参照し、工事監理者と協議すること。

■ ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近ずけて垂直に打ちコンクリートの自由落下高さは、コンクリートが、分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。

尚、打ち込み継続中における打継ぎ許時間間隔の限度は、外気温が２５℃未満の場合は１５０分、２５℃以上の場合は１２０分以内とする。

■ コンクリート打込み中及び打込み後５日間は、コンクリートの温度が２度を下らないようにする。

■ 乾燥、振動等によってコンクリートの凝結及び硬化が妨げられないように養生を行う。

(2)　鉄　筋

■ 鉄筋はJIS G3112の規格品を標準とする。施工は、標準図に記載されている事項を除き、コンクリート同様に、JASS 5 による。

□ 高強度せん断補強筋は、JIS G 3137に規定されるD種1号適合品とする。

■ 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造標準配筋図（1）（2）」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋基準図（1）（2）」による。

■ 鉄筋継手等

鉄筋継手工法	継手の位置等の設計条件による仕様・等級 (1)引張力最小部位	(2)(1)以外の部位（注） A 級	B 級	SA級	鉄筋の径
■ 重ね継手	■ 40d　□ 35d　□（　）d				■ D（16）以下
■ 圧接継手	■ 告示1463号第3項各号	□			■ D（19）以上
□ 溶接継手	□ 告示1463号第3項各号	□	□		□ D（　）以上
□ 機械式継手	□ 告示1463号第4項各号	□	□	□	□ D（　）以上

注)　（1）以外の部位に設ける継手は、平成12年告示第1463号ただし書きに基づき、日本鉄筋継手協会、日本建築センター等の認定・評定等を取得した継手工法の等級で、構造計算にあたって『鉄筋継手使用基準（建築物の構造関係技術基準解説書 2007）』によって検討した部材の条件・仕様によりこと。

■ D19未満は、すべて重ね継手とする。

■ 継手部分の施工要領は社）日本鉄筋継手協会「鉄筋継手工事標準仕様書」（ガス圧接継手工事、溶接継手工事、機械式継手工事）による。

継手部の検査方法　・外観検査　■有　□無　・引張試験　□有　■無　・超音波探傷試験　■有　□無

■ 柱の帯（HOOP）の加工方法は、■ Ｈ型（タガ型）　□ Ｒ型（溶接型）　□ Ｓ型（スパイラル型）とする。

■ コンクリート及び鉄筋の試験は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱 要綱」第４条の試験機関で行うこと。

代行業者名

試験機関名

代行業者とは、試験、検査に伴う業務を代行する者をいう。

(3)　型　枠

■材料　　合板厚　１２mmを標準とする。　　■　施工　　JASS 5 による。

■型枠最小存置期間

部位	種類	せき板 基礎、はり側、柱、壁	スラブ下	はり下
存置期間の平均気温	セメントの種類	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント
		普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種
のばせコンクリート	15℃以上	2	3	8	17	28
	5℃～15℃	3	5	12	25	28
（日）	5℃未満	5	8	15	28	28
コンクリートの圧縮強度		5.0N/mm²		設計基準強度の 85%		100%

注)　1　片持ばり、庇、スパン９．０ｍ以上のはり下は、監理者の指示による。

注)　2　大ばりの支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。

注)　3　支柱盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。

注)　4　盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。

注)　5　支柱の盛りかえは、小ばりが終わってから、スラブを行う。一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。

注)　6　直上階に著しく大きい積載荷重がある場合においては、支柱（大梁の支柱を除く）の盛りかえを行わないこと。

注)　7　支柱の盛りかえは、養生中のコンクリートに有害な影響をもたらすおそれのある振動又は衝撃を与えないように行うこと。

6.　鉄骨工事

(1)　鉄骨工事は指示のない限り下記による

■ 日本建築学会「JASS6」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」

■ 社）日本鋼構造協会「建築鉄骨工事施工指針」

■ 鉄骨制作管理技術者登録機構「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」

(2)　工事監理者の承認を必要とするもの

■ 制作工場　　■ 制作要領書　　■ 工作図　　■ 施工計画書

■ 認定または登録工場（大臣認定　Ｓ　Ｈ　Ｍ　Ⓡ　Ｊ　グレード）

■ 材料規格証明書※、または試験成績書

■ 鋼材　　■ 高力ボルト　　□ 特殊ボルト　　■ スタッドボルト

※社）日本鋼構造協会「建築構造用鋼材の品質証明ガイドライン」の規格証明方法、またはミルシート。

■ 社内検査表　　■ 第三者検査

(3)　工事監理者が行う検査項目

（□印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること）

□ 現寸検査　　□ 組立、開先検査　　■ 製品検査

■ 建方検査　　□　　□

(4)　接合部の溶接は下記によること

■ 平成12年建設省告示1464号第二号イ、ロ

■ 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱

■ 日本建築学会「溶接工作基準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ」

■ 日本建築学会「鉄骨工事技術指針・工事現場施工編」

(5)　接合部の検査

■ 溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査個所	検査方法	検査率又は検査数 工場自主検査	第三者受入検査	工事監理者	備　考
■ 完全溶込み溶接部（突合せ溶接）	外観検査（※）	100 %個	100 %個	%個	※平成12年建設省告示第1464号第二号による（目視及び計測） （注）東京都の要綱に基づき必要となる建築物の場合に実施する
□	超音波深傷試験	100 %個	A0以上 %個	%個	
	内質検査（注） □硬さ試験	%個	%個	%個	
	内質検査（注） □示温塗料塗布	%個	%個	%個	
	マクロ試験、その他	個	個		
■ その他溶接部	外観検査（※）	100 %個	100 %個	%個	
第三者検査機関名					

第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。

注１)　現場溶接部については原則として第三者による全数検査とし、外観検査、超音波探傷検査を100%行うこと

注２)　知事が定める重大な不具合が発生した場合は、是正前に対応策を建築主事に報告すること

■ 高力ボルトの検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

軸力導入試験　□ 要　■ 否　　高力ボルトすべり係数試験　□ 要　■ 否

■ 一次締め後にマーキングを行い、二次締め後そのずれを見て、共回り等の異常が無いことを確認する。

■ トルシア形高力ボルトは二次締め後、ピンテールが破断していることを確認する。

(6)　防錆塗装

■ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。

錆止めペイントは、■JIS K5674、□　　、□　　、□　　を使用して、

4つ星2回塗りを標準とするが、実状に応じて決定すること。

■ 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調査は入念に行い、塗装は、工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し2回塗りとする。

(7)　溶融亜鉛メッキ

□ 溶融亜鉛メッキの種類：HDZT77

高圧ボルト摩擦面処理：　□リン酸処理　□ブラスト処理

すべり耐力試験　□　要　□　否

(8)　耐火被覆の材料

■ 意匠図による

7.　設備関係

建築物に設ける建築設備にあっては、構造耐力上安全なものとして、以下の構造方法による。

■ 建築設備（昇降機を除く）、建築設備の支持構造部及び緊結金物は、腐食又は腐朽のおそれがないものとすること。

□ 屋上から突出する水槽、煙突、冷却塔その他これらに類するもの（以下「屋上水槽等」という。）は、

支持構造部又は建築物の構造耐力上主要な部分に、支持構造部は、建築物の構造耐力上主要な部分に、緊結すること。

□ 煙突の屋上突出部の高さは、れんが造、石造、コンクリートブロック造又は無筋コンクリート造の場合は鉄製の支柱を設けたものを除き、90cm以下とすること。

□ 煙突で屋内にある部分は、鉄筋に対するコンクリートのかぶり厚さを5cm以上とした鉄筋コンクリート造又は厚さが25cm以上の無筋コンクリート造、れんが造、石造若しくはコンクリートブロック造とすること。

■ 建築物に設ける給水、排水その他の配管設備（給湯設備＊を除く）は、

■ 風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。

■ 建築物の部分を貫通して配管する場合においては、当該貫通部分に配管スリーブを設ける等有効な管の損傷防止のための措置を講ずること。

■ 管の伸縮その他の変形により当該管に損傷が生ずるおそれがある場合において、伸縮継手又は可撓継手を設ける等有効な損傷防止のための措置を講ずること。

■ 管を支持し、又は固定する場合においては、つり金物又は防振ゴムを用いる等有効な地震その他の震動及び衝撃の緩和のための措置を講ずること。

□ 法第20条第一号から第三号までの建築物に設ける屋上水槽等にあっては、平成12年建設省告示第1389号により、風圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して構造耐力上安全なものとすること。

□ 給湯設備＊は、風圧、土圧及び水圧並びに地震その他の震動及び衝撃に対して安全上支障のない構造とすること。

満水時の質量が15kgを超える給湯設備については、地震に対して安全上支障のない構造として、平成12年建設省告示第1388号第5に規定する構造方法によること。

＊「給湯設備」：建築物に設ける電気給湯器その他の給湯設備で、屋上水槽等のうち給湯設備に該当するものを除いたもの

8.　その他

■ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。

■ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。

■ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design YR

履歴

ver. 20160401

完成図作成（施工者名）	完成図承認	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	工事名	業務契約コード	図面番号	管理建築士
日付	日付	構造設計一級建築士　○○　○○ 証交付番号　第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	設備設計一級建築士　○○　○○ 証交付番号　第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。		中村　慎吾 一級建築士大臣登録第311349号	文化会館楽屋側エレベーター設備工事	108188-05	ST-01	一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二
管理技術者	監理者	構造設計一級建築士　○○　○○ 証交付番号　第○○○○号	設備設計一級建築士　○○　○○ 証交付番号　第○○○○号	ファイル名	設計者 吉村　桂 一級建築士大臣登録第278985号	図面名称 構造設計特記仕様書	縮尺 A1　1:－ A3　1:－		
担当者	担当者								

鉄筋コンクリート構造配筋標準図（1）

1. 一般事項

(1) 構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。

(2) 記号

d・・・異形棒鋼の呼び名に用いた数値 丸鋼では径　　D・・・部材の成　　R・・・直径

@・・・間隔　　r・・・半径　　℄・・・中心線　　ℓo・・・部材間の内法距離

h o・・・部材間の内法高さ　　ST・・・あばら筋　　HOOP・・・帯筋

S.HOOP・・・補強帯筋　　φ・・・直径又は丸鋼

2. 鉄筋加工、かぶり

(1) 鉄筋末端部の折曲げの形状

折曲げ角度	180°	135°	90°
図	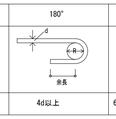	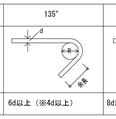	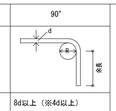
鉄筋の余長	4d以上	6d以上（※4d以上）	8d以上（※4d以上）

折曲げ内法寸法Rは、SR235～SD345の径16および D16以下は3d以上、
SD295～SD345のD19～D38は4d以上、D41およびSD390は5d以上。
スラブ筋、壁筋に丸鋼は使用しない。

折曲げ角度90°はスラブ筋、壁筋の末端部又はスラブと同時に打ち込むT型及びL型梁のキャップタイにのみ用いる。

※片持スラブ上端筋の先端

(2) 鉄筋中間部の折曲げの形状、鉄筋の折り曲げ角度90° 以下

図	鉄筋の使用個所による呼称	鉄筋の種類	鉄筋の径による区分	鉄筋の折曲げ内法寸法（R）
	帯　筋 あ ば ら 筋 スパイラル筋	SR235、SR295 SD295A・B SD345	16φ D16　以下	3d以上
			19φ　以上 D19　以上	4d以上
	上記以外の鉄筋	SD295A・B SD345 SD390	D16　以下	4d以上
			D19～D25	6d以上
			D29～D41	8d以上

(3) 鉄筋の定着及び重ね接手の長さ

鉄筋の種類	普通、軽量コンクリートの設計基準強度の範囲（N/mm²）	定着の長さ 一般（L２）	定着の長さ 下ば筋（L３） 小梁	定着の長さ 下ば筋（L３） スラブ	特別の定着及び重ね継手の長さ（L１）
SD295A SD295B	18	40dまたは30dフック付	20dまたは10dフック付	10dかつ150mm以上	45dまたは35dフック付
	21	35dまたは25dフック付			40dまたは30dフック付
	24～36	30dまたは20dフック付			35dまたは25dフック付
SD345	18	40dまたは30dフック付			50dまたは35dフック付
	21	35dまたは25dフック付			45dまたは30dフック付
	24, 27	35dまたは25dフック付			40dまたは30dフック付
	30, 33, 36	30dまたは20dフック付			35dまたは25dフック付

[注] 許容応力度計算、許容応力度等計算、その他構造計算を要さない小規模建築物の場合は、
梁主筋の柱への定着は40dとする。

継 手

1. 末端のフックは、定着及び重ね継手の長さに含まない
2. 継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする
3. 直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする
4. 鉄筋径の差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない

ガス圧接形状

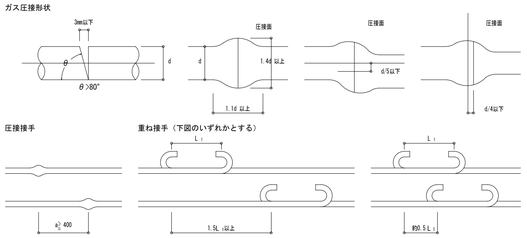

圧接接手　　重ね接手（下図のいずれかとする）

(1) かぶり厚さ（単位:mm）

ひびわれ誘発目地部など鉄筋のかぶり厚さが部分的に減少する個所についても最小かぶり厚さを確保する。

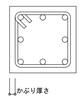

部位			設計かぶり厚さ (mm)	最小かぶり厚さ (mm)
土に接しない部分	屋根スラブ 床スラブ 非耐力壁	屋内	30	20
		屋外	40 (1)	30 (20)
	柱 はり 耐力壁	屋内	40	30
		屋外	50 (2)	40 (1) (30)
	擁壁		50 (3)	40
土に接する部分	柱・梁・床ST・耐力壁		50	40 (4)
	基礎・擁壁		70	60 (4)

[注] 1. 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて30mmとすることができる。
2. 耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて40mmとすることができる。
3. コンクリートの品質及び施工方法に応じ、工事監理者の承認を受けて40mmとすることができる。
4. 軽量コンクリートの場合は、10mm増しの値とする。
5. （ ）内は仕上げがある場合。
6. 土に接する部分のかぶりは増加する厚さを打ち増しとする。

(5) 鉄筋のあき

丸鋼では径、異形鉄筋では呼び名に用いた数値の1.5d以上
粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25mm以上

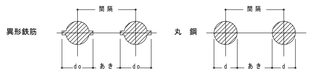

図の●印の鉄筋の重ね接手の末端にはフックが必要

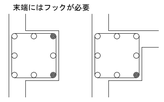

(6) 鉄筋のフック　（a～fに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。）

a. 丸鋼　　b. あばら筋、帯筋　　c. 煙突の鉄筋
d. 柱、梁（基礎梁は除く）の出隅部分の鉄筋（右図参照）
e. 単純梁の下端筋
f. その他、本配筋標準に記載する箇所

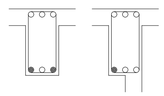

3. 杭（地震力等の水平力を考慮する必要のある場合は、別途検討すること。）

(1) PC杭、又はPHC杭の全てに補強を行う

所定の位置に止まった場合	所定より低く止まった場合
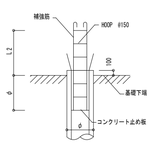	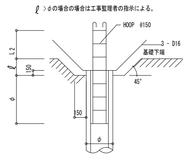

杭　径	300φ、350φ	400φ	450φ	500φ	600φ
補 強 筋	6-D13	8-D13	10-D13	8-D16	10-D16
H O O P	D10 － @150				

(2) 現場打ちコンクリート杭

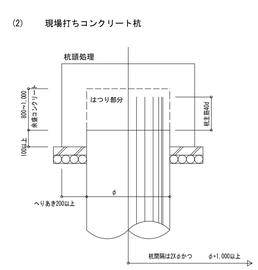

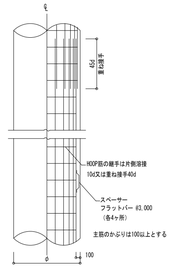

4. 基　礎

(1) 直接基礎

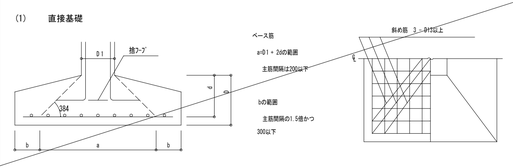

(2) 杭基礎

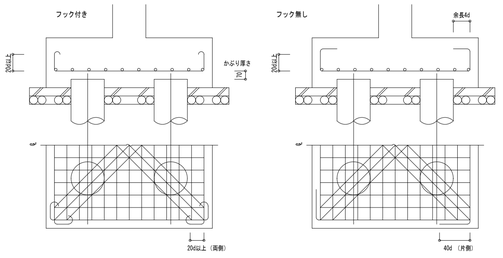

(3) べた基礎

ハンチを付けた場合（a ≧3）

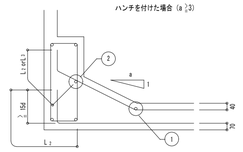

1. 耐圧版鉄筋の端手位置は床スラブにならう
　信し上筋と下筋をよみかける。
2. ① の鉄筋はスラブ主筋の信以上とする。
3. ② の鉄筋は@1以上。
4. 環境しの上のある場合は40を70とする。

(4) 基礎接合部の補強

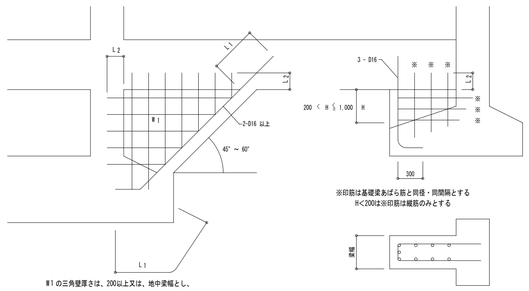

W1の三角壁厚さは、200以上又は、地中梁幅とし、
配筋は同厚の壁リストにならう。

※印筋は基礎梁あばら筋と同径・同間隔とする
ただし200は※印筋は縦筋のみとする

5. 地中梁

(1) 独立基礎、杭基礎の場合（定着、接手）

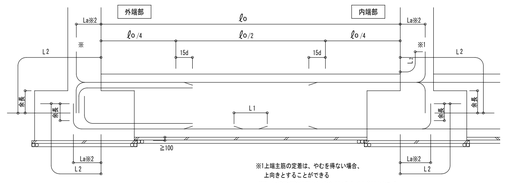

(2) 布基礎、べた基礎の場合（定着、接手）

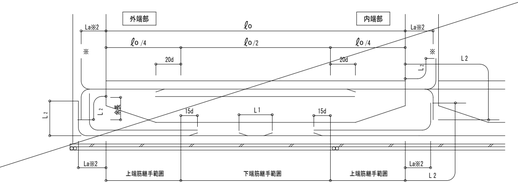

(3) 小規模鉄骨造の柱脚固定の配筋

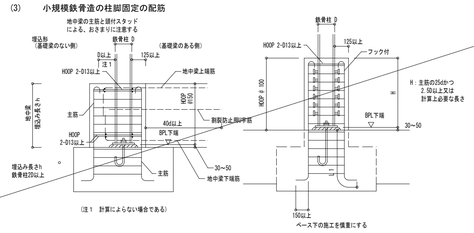

(注1 計算によらない場合である)

(4) 水平ハンチの場合のあばら筋加工要領

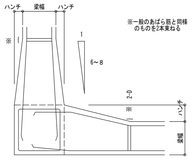

※一般のあばら筋と同径のものを2本束ねる

(5) せいの高い梁の場合のあばら筋加工要領図

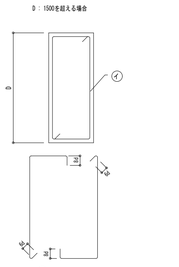

6. 柱

(1) 柱主筋の継手

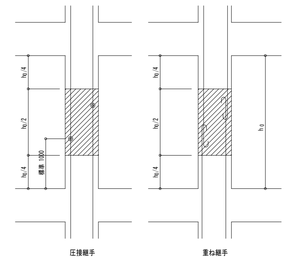

[注] SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による。

(2) 柱主筋の定着

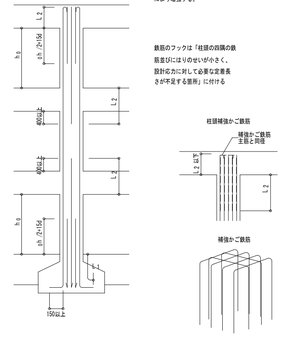

柱、梁の定着L3以上が確保されない場合はかご筋等で補強、または特記により増強する。

鉄筋のフックは「柱頭の段隅の筋筋直径にはりのせいが小さく、設計上のこれに対して必要な定着長さが不足する箇所」に付ける

(3) 帯　筋

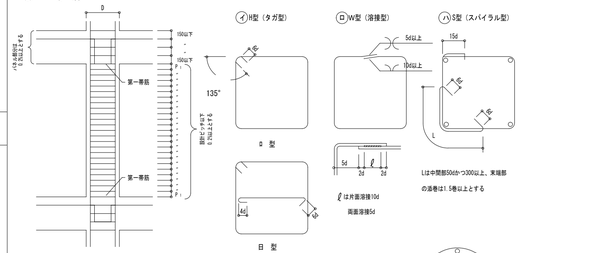
D
150以下
150以下
h/4 または柱せいの1/4
第一帯筋
第一帯筋
135°
P
P
P

鉄筋コンクリート構造配筋標準図 （2）

L＝鉄筋コンクリート構造配筋 標準図（１）　の２－（３）による.

7. 大梁、小梁、片持梁

(1) 定着

ⓐ 大梁

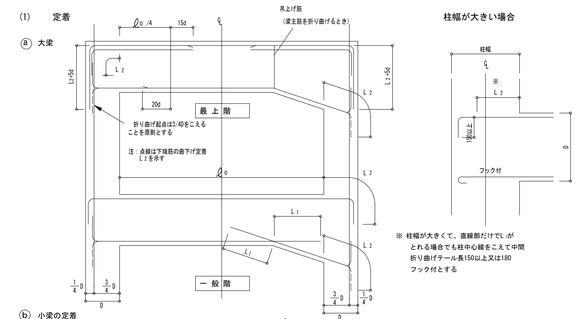

柱幅が大きい場合

※ 柱幅が大きくて、直線部だけでは折り曲げテール長がとれる場合でも柱中心線をこえて中間フック付とする

ⓑ 小梁の定着

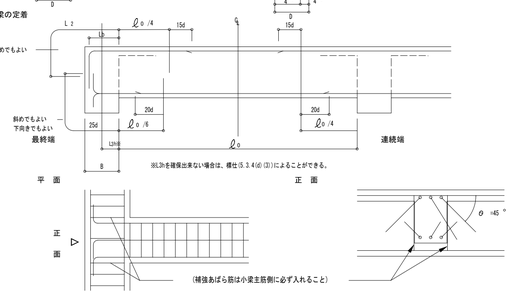

※L2/4を確保出来ない場合は、標仕 5.3.4(ロ)(2)によることができる。

ⓒ 片持梁の定着

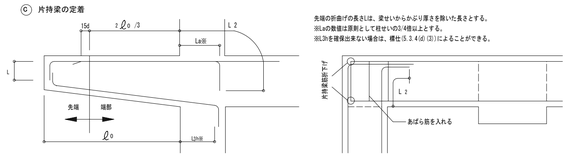

先端の折曲げの長さは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。
※La の数値は原則として柱せいの3/4倍以上とする。
※L2/4を確保出来ない場合は、標仕 3.4.4(ロ)(2)によることができる。

(2) 大梁主筋の継手 （SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による）

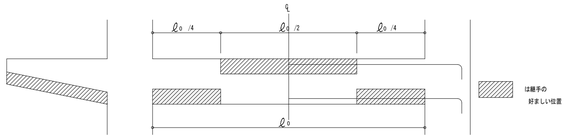

(3) あばら筋、腹筋、幅止筋の位置

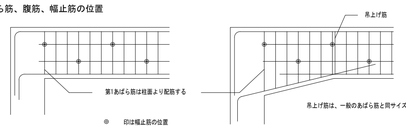

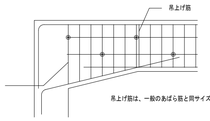

(4) あばら筋の型

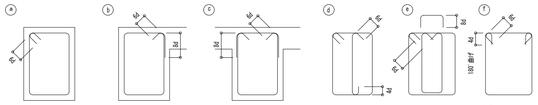

(イ) 原則としてⓐのフック先曲げとする。片側床版付（L型）梁でⓑ、両側床版付（T型）梁でⓒ又はⓔとすることができる。

(ロ) フックの位置はⓐにあっては交互、ⓑにあってはスラブ側とする.

(5) 幅止筋の本数、加工

	D＜600不要	
腹筋	600 ≦ D＜900	2－D10 （9ø） 1段
	900 ≦ D＜1200	4－D10 （9ø） 2段
	1200 ≦ D	D10 （9ø）＠300以内
幅止め筋	D10 （9ø）＠1000以内で割付ける	

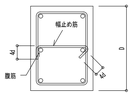

8. 床 版

(1) 定着および継手

ⓐ 片持ち床スラブ

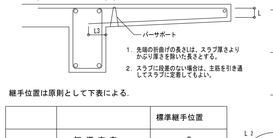

継手位置は原則として下表による.

		標準継手位置
上端筋	短 辺 方 向	B
	長 辺 方 向	B
下端筋	短辺・長辺方向	A C

ⓑ 一般床スラブ

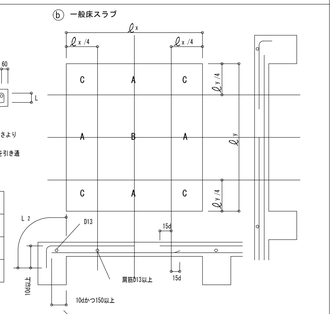

(2) 屋根スラブの補強

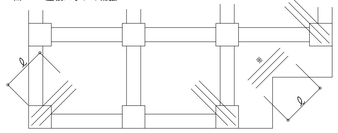

ⓐ 補強筋は各3-D13 又はスラブ主筋の同一径で ℓ=1,500とし、上端筋の下に配筋する

ⓑ※ の箇所（入隅）は各階補強する

(3) 片持ちスラブ出隅補強 注）出隅部の補強筋は、計算により算出する。

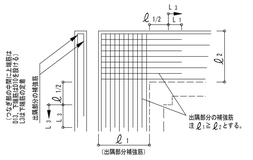

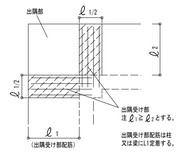

※出隅受け部補強筋は、それぞれの方向に出隅補強筋として出隅部の筋本数をハッチ部分に配置する。

出隅受け部配筋は柱又は梁にL1定着する。

(4) 床版開口部の補強 （開口部の径500程度の場合）

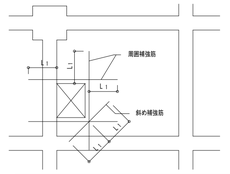

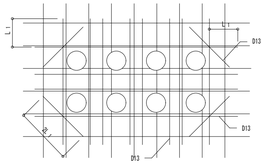

床版厚さ D	周 囲	斜 め
D ≦ 150	各 2－D13	各 1－D13
150＜ D ≦ 200	各 2－D13	各 2－D13
200＜ D ≦ 300	各 2－D19	各 2－D16

注）設備の小開口部が連続して開く場合は幅、構、斜め補強筋とは別に開口によって切られる鉄筋と同じ鉄筋を開口をさけて補強する。

(5) 床版段差

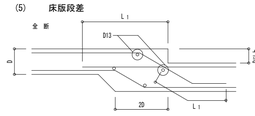

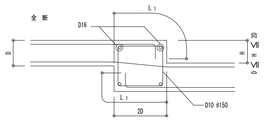

(6) 土間コンクリート

ⓐ 軽作業の土間

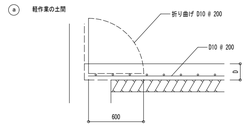

ⓑ 間仕切り壁との交叉部

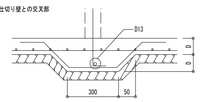

(7) 釜場

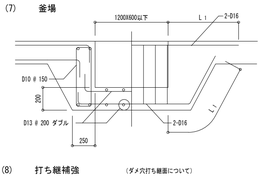

(8) 打ち継補強 （ダメ穴打ち継面について）

・設計配筋間隔の１／２ピッチ　長さ 2L 以上

・無筋部分 D10 @ 200　長さ 800 以上

9. 壁

(1) 定着

ⓐ 梁に

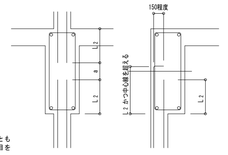

ⓑ 柱に （平面図）

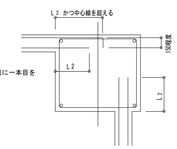

ⓒ 床に （非耐力壁とスラブが取合う場合）

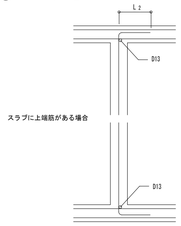

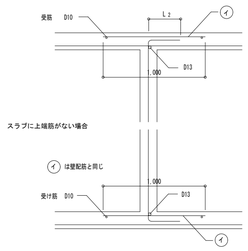

ⓓ 壁と壁 （平面図）

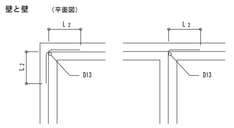

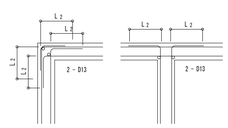

(2) スリット部 （設計図に記入のあるとき）

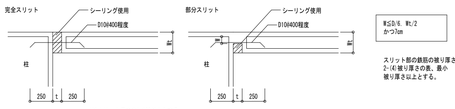

tはスリット長さの1/100以上とする。

(3) 手摺、パラペット

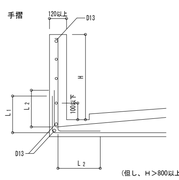

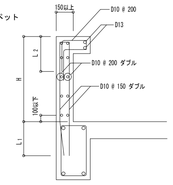

(4) コンクリートブロック帳壁

一般の場合

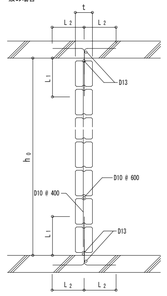

下部防水立ちよりのある場合

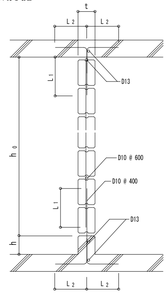

注）h ≦ 3500かつ3500以下とする. 但し、直交方向2/3以内に壁、又は柱がある場合は除く.

注）h≧コンクリートブロック段数調節寸法とする. 但し、200 ≦h ≦600

注）継手部は必ずモルタルをてん充すること.

10. 柱、梁増し打ちコンクリート補強

（ 増し打ちをするときは事前に設計者及び工事監理者と打ち合わせのこと ）

(1) 柱

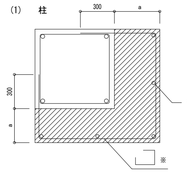

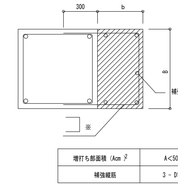

a 及び b ≦ 200

※ は柱フープと同径、同ピッチとする

は増し打ちコンクリート部を示す

増打ち断面積 (Acm²)	A＜500	500 ≦ A＜1000	1000 ≦ A＜1500
補強縦筋	3 - D16	4 - D16	6 - D16

(2) 梁

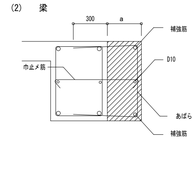

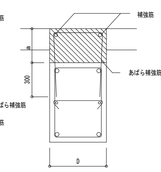

・補強筋は、梁主筋の段落し径（D16以上）とする

・あばら補強筋は、梁と同径、同ピッチとする

・腹筋D10ピッチは、梁の腹筋に合せる

・D≧400の場合は補強筋を3本とする

・a は100～200程度

・梁下端増し打ちの場合も上端増し打ちコンクリート補強と同様とする

は増し打ちコンクリート部を示す

11. 梁貫通孔補強 ※ 原則として既製品を使用すること

(1) 設置可能範囲

梁端部（ℓo /4以内かつD以内）は原則として避ける

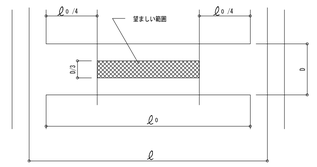

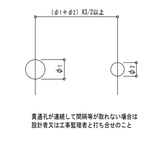

貫通孔が連続して間隔等が取れない場合は設計者又は工事監理者と打ち合せのこと

(2) 鉄筋標準配筋 但し、φ ≦ D/3以上とする

80 ≦ φ ≦ 100	100 ＜ φ ≦ 150	150 ＜ φ ≦ 250
折 筋　2－(2－D13)	折 筋　2－(2－D13)	折 筋　4－(2－D13)
縦 筋　ST 2－D13	縦 筋　ST 2－D13－@ 50	縦 筋　ST 2－D13－@ 50
	横 筋　2－(2－D13)	横 筋　2－(2－D13)
	1/2 縦筋　ST 2－D13－@ 50	1/2 縦筋　ST 2－D13－@ 50

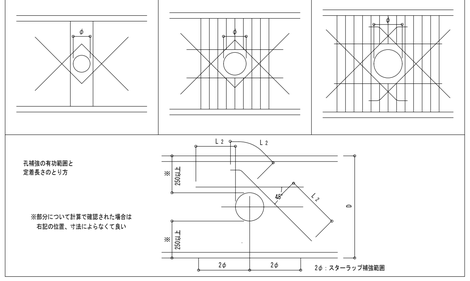

(3) 既製品 （使用する時には、設計者又は工事監理者と打ち合せのこと）

ウェブレン、ダイヤレン　等　日本建築センター評価取得品とする。

施工前に計算書を提出し、承認を得ること。

設計時に使用する評価取得品については計算書を提出すること。

□ リング型　□ パイプ型　□ 金網型　□ プレート型

12. 増築予定

（ 将来増築予定のコンクリート増し打ち部分は、増築時の鉄筋継手工法を考慮して措置をする ）

(1) 柱、梁

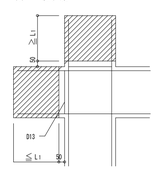

(2) 地中梁

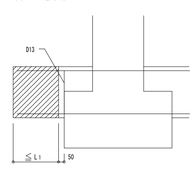

(3) 床版、壁

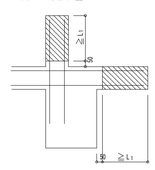

鉄 骨 構 造 標 準 図 （1）

1. 一般事項

（1）材料及び検査

(a) 構造設計仕様による

(b) 適用範囲は、鋼材を用いる工事に適用し、かつ鋼材の厚さが40mm以下のものとする

(c) 社内検査結果の検査報告書には、鉄骨の寸法、精度及びその他の結果を添付する

（2）工作一般

(a) 鉄骨製作及び施工に先立って「鉄骨工事施工要領書」を提出し工事監理者の承認を得る

(b) 鋼管部材の分岐継手部の相貫切断は、鋼管自動切断機による

(c) 高張力鋼のひずみきょう正は、冷間きょう正とする

（3）高力ボルト接合

(a) 本締めに使用するボルトと、仮締めボルトの併用はしてはならない

（4）溶接接合

(a) 溶接技能者

溶接技能者は施工する溶接に適応する JIS Z3801（手溶接）又はJIS Z3841（半自動溶接）の

溶接技術検定試験に合格し引き続き、半年以上溶接に従事している者とする

(b) 溶接機器

（イ）交流アーク溶接機 300A ～ 500A　　（ニ）炭酸ガスアーク半自動溶接機

（ロ）アークエアーガウジング機（直流）　　（ホ）溶接電流を測定する電流計

（ハ）サブマージアーク溶接機 1式　　（ヘ）溶接棒乾燥機

(c) 溶接方法

アーク手溶接 （MC）　　ガスシールドアーク半自動溶接 （GC）

セルフ（ノンガス）シールドアーク半自動溶接 （NGC）　　アークエアーガウジング （AAG）

(d) 溶接姿勢

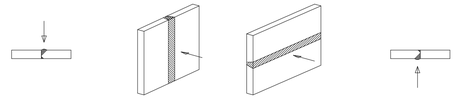

(e) 組立て溶接技能者は、原則として本工事に従事する者が行う

（イ）仮付位置

組立て溶接は溶接の始、終端、隅角部など強度上、工作上、問題となり易い箇所は避ける

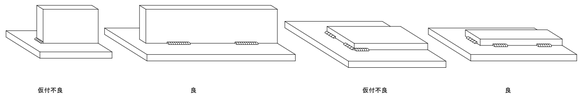

（ロ）完全溶込み溶接部の仮付溶接は必ず裏はつり側に施工する

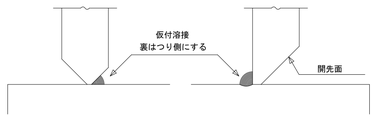

(f) 溶接施工

（イ）エンドタブ

Ⅰ） 完全溶込み溶接、部分溶込み溶接の両端部に母材と同厚で同開先形状の
エンドタブを取り付ける

Ⅱ） エンドタブの材質は、母材と同質とする

Ⅲ） エンドタブの長さは、MC ： 35mm以上
NGC、GC ： 40mm以上とし特記のない場合は、溶接終了後、
母材より10mm程残し切断して、グラインダー仕上げとする

Ⅳ） プレス鋼板タブ、固形タブ使用については、資料を提出して設計者
又は工事監理者の承認を得る

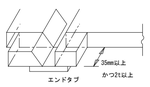

（ロ）裏あて金

材質は母材と同質材料とし厚さは手溶接で6mm、
半自動溶接で9mm以上とする

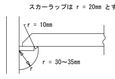

（ハ）スカーラップ半径は30～35mmと、10mmのダブルアールとする

（ニ）裏はつり

規準図の溶接においてAAGと記載のある部分は全て、溶接監理者の確認を
励行し、部材に確認マークをつける

（ホ）現場溶接の開先面には、溶接に支障のない防錆材を塗布する。又、開先部
をいためない様に、養生を行なう

（5）塗装

コンクリートに埋め込まれる部分及びコンクリートとの接触面で、コンクリートと
一体とする設計仕様になっている部分は、塗装をしない

2. 溶接規準図

（注） f：余盛　　G：ルート間隔　　R：フェース　　S：脚長

（単位 mm）

（1）スミ肉溶接

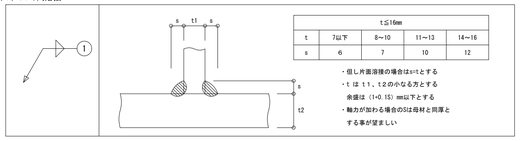

	t≦16mm			
t	7以下	8～10	11～13	14～16
s	6	7	10	12

・但し片面溶接の場合はs=tとする
・t は t 1 、t 2の小なる方とする
余盛は（1/4-0.15）mm以下とする
・軸力が加わる場合のSは母材と同厚と
する事が望ましい

（2）部分溶け込み溶接　　（使用箇所に注意）

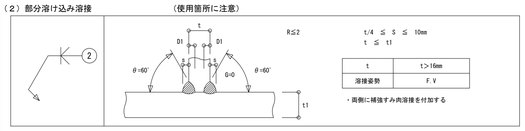

t/4 ≦ S ≦ 10mm
t ≦ t1

t	t>16mm
溶接姿勢	F.V

・両側に補強すみ肉溶接を付加する

（3）突合せ溶接　　（平継手 T型継手）

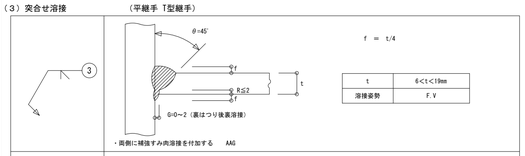

f ＝ t/4

t	6<t<19mm
溶接姿勢	F.V

・両側に補強すみ肉溶接を付加する　AAG

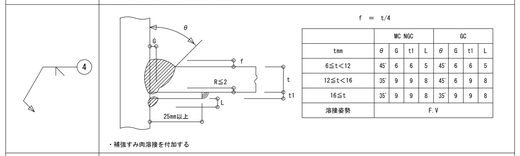

f ＝ t/4

	MC NGC				GC			
tmm	θ	G	t1	L	θ	G	t1	L
6≦t<12	45°	6	6	5	45°	6	6	5
12≦t<16	35°	9	9	8	45°	6	9	8
16≦t	35°	9	9	8	35°	9	9	8
溶接姿勢	F.V							

・補強すみ肉溶接を付加する

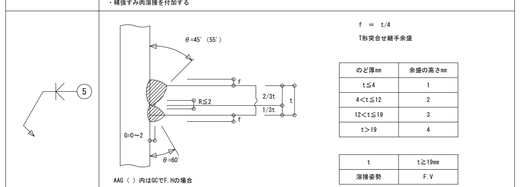

f ＝ t/4
T形突合せ継手余盛

のど厚mm	余盛の高さmm
t≦4	1
4<t≦12	2
12<t≦19	3
t>19	4

t	t≧19mm
溶接姿勢	F.V

AAG（ ）内はGCでF.NOの場合
・両側に補強すみ肉溶接を付加する

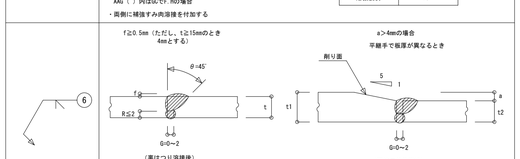

t	6<t<19mm
溶接姿勢	F.V

・両側に補強すみ肉溶接を付加する

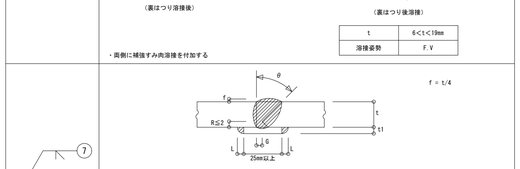

f ＝ t/4

	MC NGC				GC			
tmm	θ	G	t1	L	θ	G	t1	L
6<t<12	45°	6	6	5	45°	6	6	5
12≦t≦19	35°	9	9	5	45°	6	9	5
t>19	35°	9	9	8	35°	9	9	8
溶接姿勢	F.V							

（4）フレアー溶接

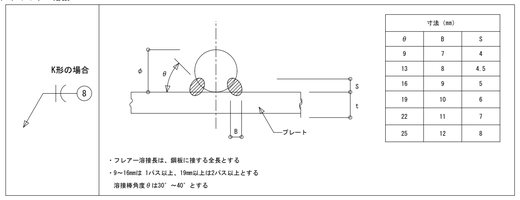

寸法（mm）		
θ	B	S
9	7	4
13	8	4.5
16	9	5
19	10	6
22	11	7
25	12	8

・フレアー溶接長は、鋼板に接する全長とする
・9～16mmは 1パス以上、19mm以上は2パス以上とする
溶接棒角度 θ は30° ～40° とする

・溶接記号番号を◯の中に記入のこと

● ＢＯＸ型　（通しダイヤフラムの場合）

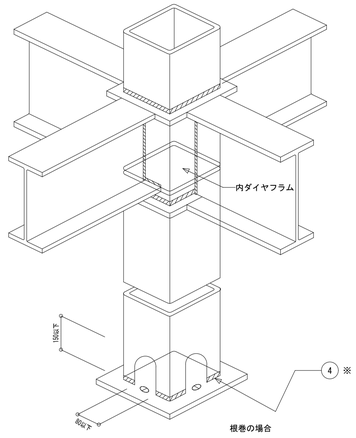

Ⓐ－Ⓐ断面図

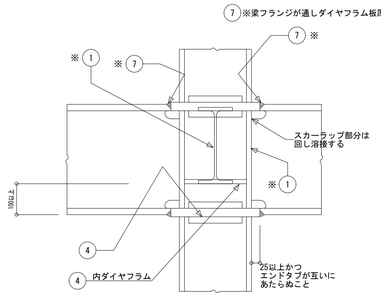

平面詳細

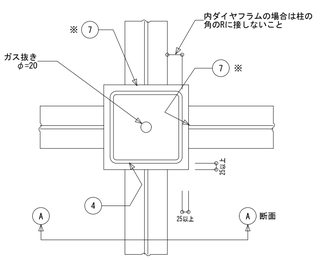

・鋼材種別による溶接条件

鋼材の種類	溶接材料	入熱（KJ/cm）	パス温度差（℃）
400N級鋼	JIS Z 3211、3212、3214	40以下	350以下
	YGW-11、15		
	YGW-18、19		
	YGA-50M、50P		
490N級鋼	JIS Z 3212、3214	40以下	350以下
	YGW-11、15	30以下	250以下
	YGW-18、19	40以下	350以下
	YGA-50M、50P		

＜柱材料：BCR295、BCP325を使用する場合＞

通しダイヤフラムは、SN490B・C、SM490同等以上の鋼材を使用すること
通しダイヤフラム厚は、接合する柱、梁の最大厚の2サイズアップ以上とする

● ノンスカーラップ工法

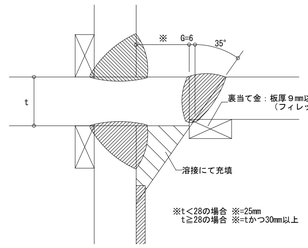

※t＜28の場合 ※=25mm
t≧28の場合 ※=tかつ30mm以上

● 柱が途中で折れる場合
及び梁成が異なる場合

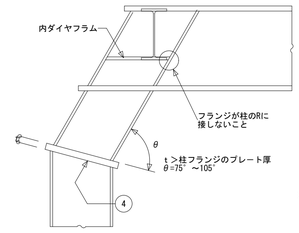

● 柱を途中で絞る場合

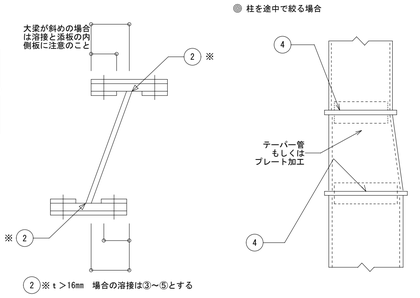

② ※ t＞16mm　場合の溶接は③～⑤とする

● Ｈ、Ｉ、Ｈ型

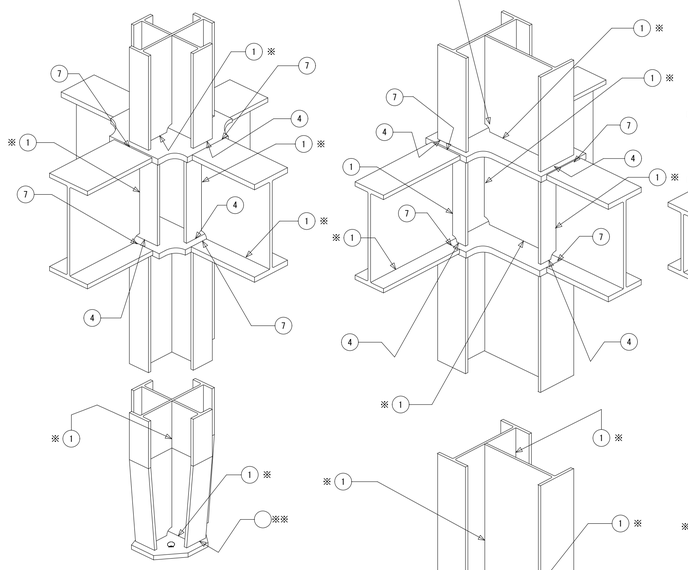

● Ｂ．Ｈ方式

Ⓐ－Ⓐ断面図

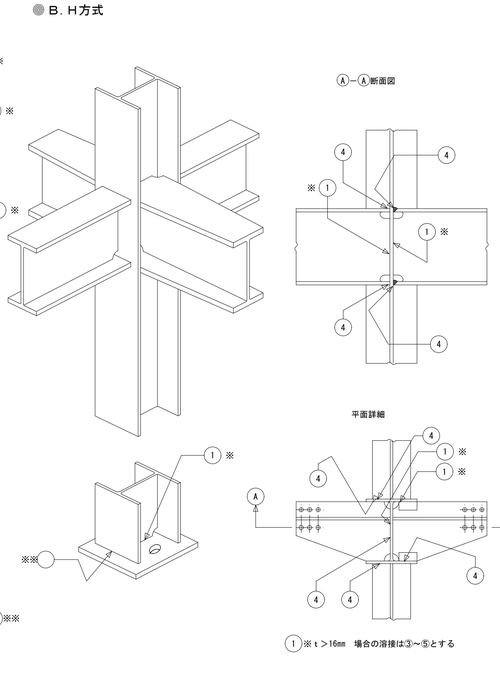

① ※ t＞16mm　場合の溶接は②又は③～⑤とする

◯ ※※　印は設計者が記入すること

① ※ t＞16mm　場合の溶接は③～⑤とする

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴

ver. 20160401

完成図作成 （施工者名）	完成図承認	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	工事名	業務契約コード	図面番号	管理建築士
日付	日付	構造設計一級建築士 ○○ ○○	設備設計一級建築士 ○○ ○○		中村 慎吾	文化会館楽屋側エレベーター設備工事	108188-05	S-03	一級建築士
管理技術者	監理者	証交付番号 第○○○○号	証交付番号 第○○○○号	ファイル名	一級建築士大臣登録第311349号				登録第259976号
担当者	担当者	本図（仕様書）に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図（仕様書）に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。		設計者 吉村 桂	図面名称 鉄骨構造標準図（1）	縮尺 A1 1：－ A3 1：－		岡野 俊二
		構造設計一級建築士 ○○ ○○	設備設計一級建築士 ○○ ○○		一級建築士大臣登録第278985号				
		証交付番号 第○○○○号	証交付番号 第○○○○号						

鉄 骨 構 造 標 準 図（2）

※修正箇所は下線を引くこと

3．継手規準図，その他

（1）高力ボルト、ボルト、アンカーボルトのピッチ（P）　ボルト穴径・最小縁端距離　(mm)

呼び径 d		ボルト穴径	最小縁端距離 (e) (1)	(2)	(3)	(2)(3)の標準	ピッチ (P) 最小	標準
M16		18	40	28	22	40	40	60
M20		22	50	34	26	40	50	60
M22		24	55	38	28	40	55	60
M24		26	60	44	32	45	60	70
アンカーボルト・ボルト	M16	21 (16.5)		28	22	(40)	(40)	(60)
	M20	25 (20.5)		34	26	(40)	(50)	(60)
	M22	27 (22.5)		38	28	(40)	(55)	(60)
	M24	29 (24.5)		44	32	(45)	(60)	(70)
	M27	32		49	36			
	M30	35		54	40			
	M34以上	呼び径＋5		9d/5	4d/3			

（ ）内はボルトを示す

注）(1) 引張材の接合部で応力方向にボルトが3本以上並ばない場合の応力方向の縁端距離
(2) せん断縁・手動ガス切断縁の場合の縁端距離
(3) 圧延縁・自動ガス切断縁・のこ引き縁・機械仕上縁の場合の縁端距離

（2）ピン接合梁継手リスト

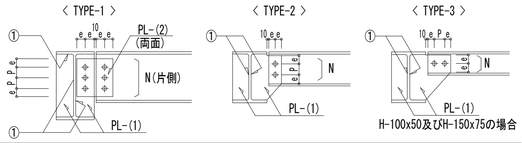

符号	タイプ	部　材	PL-(1)	PL-(2)	N－径

（3）剛接合梁継手リスト　(SCSS-H97による)

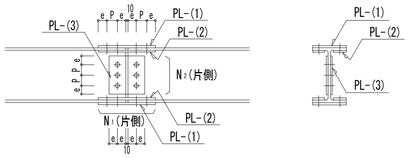

〔注〕端部をBHとする場合の部材は設計図による

符号	部　材	フランジ PL-(1)	PL-(2)	N₁－径	ウエブ PL-(3)	N₂－径

（4） ハンチ部の継手

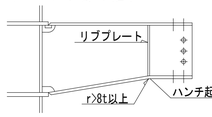

ハンチ勾配は普通1：4程度であるが構造図による
r：半径　t：板厚

フランジ及ウエブ厚の差のある場合

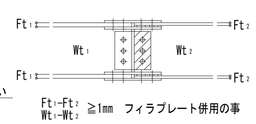

（5）柱継手リスト

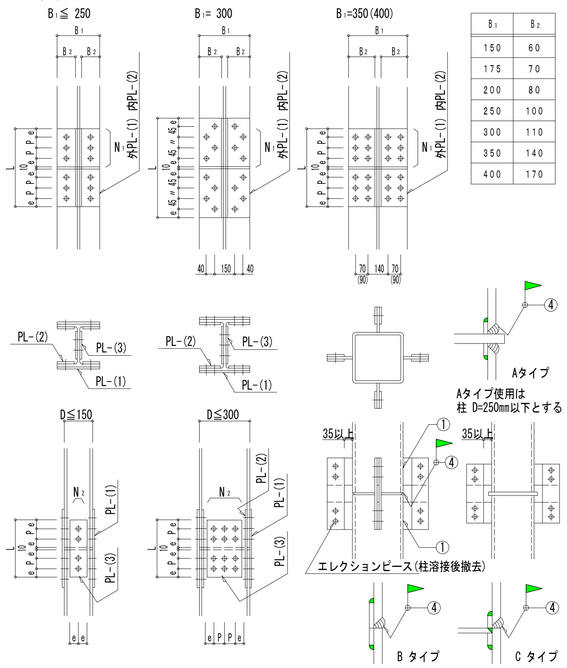

B_1	B_2
150	60
175	70
200	80
250	100
300	110
350	140
400	170

注）現場溶接は原則として超音波探傷試験を100%行う

符号	部　材	フランジ PL-(1)	PL-(2)	N_1－径	ウエブ PL-(3)	N_2－径

（6）鉄筋ブレース　(JIS規格品とする … JIS A 5540…1982/5541・5542…2003)

(a) 羽子板ボルト

ねじの呼び (d)			M12	M14	M16	M18	M20	M22
軸径 d1	最　大		10.81	12.65	14.65	16.33	18.33	20.33
	最　小		10.64	12.46	14.46	16.11	18.11	20.11
調整ねじの長さ		S	100	115	125	140	150	165
取付けボルト穴径 許容差 +0，-0.5 mm		R	13.0	17.0	17.0	21.5	21.5	23.5
はしあき(最小)	(2)	e1	35	40	45	50	50	55
切板製 へりあき(最小)	(1)	e2	22	28	28	34	34	38
切板製 板　厚		t	4.5	6	6	9	9	9
平鋼製 へりあき(最小)	(1)	e2	19.0	25.0	25.0	32.5	32.5	37.5
平鋼製 板　厚		t	4.5	6	6	9	9	9
ボルト端から取付ボルト穴芯のあき(最小)		e3	47	52	59	66	66	73
溶接長さ(最小)		ℓ	40	50	55	60	75	85
取付ボルト(2)	種　類		JIS B 1186　2種高力ボルト(F10T)					
	ねじの呼び		M12	M16	M16	M20	M20	M22
	本　数		1	1	1	1	1	1

〔注〕(1) e1,e2が確保されれば形状は自由でよい
(2) 羽子板とガセットプレートの場合は表に示す取付ボルトを使用し、一面せん断(支圧)接合とする

(b) 形鋼ブレース

符　号	部　材	PL-(1)	N－径	ℓ

羽子板ボルト

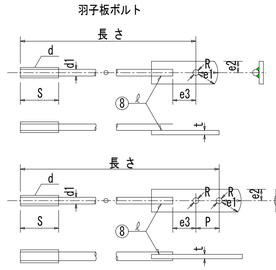

平鋼ブレース

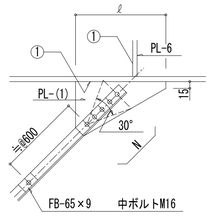

（7）デッキプレート（床剛性を考慮する合成床，合成梁のときは構造図参照）

梁とのスタッドおよびコネクター

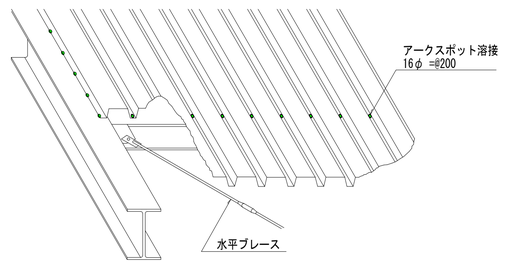

受梁へのかかり寸法及端部処理　e≧35mm

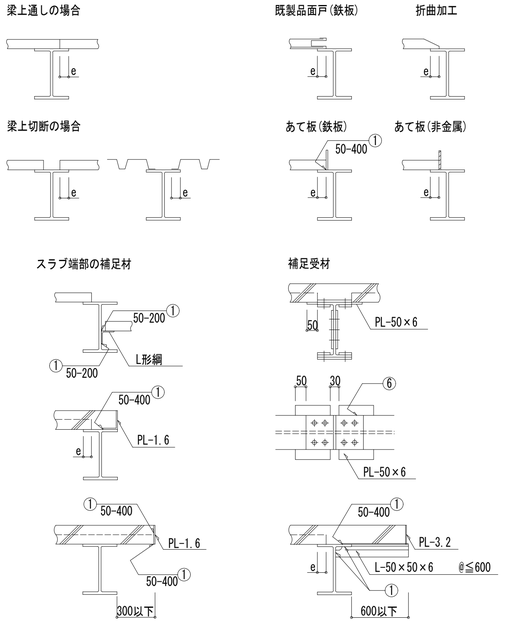

（8）柱脚

注）許容応力度計算を行わなかった場合の構造形式

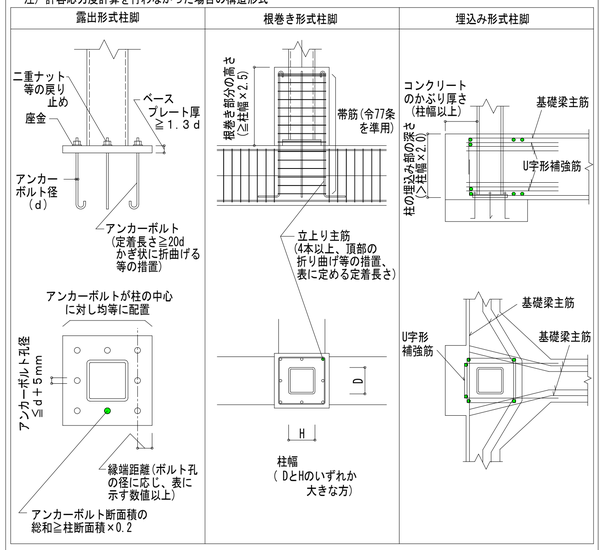

（9）頭付きスタッド（JIS B 1198）

スタッド材の標準形状・寸法

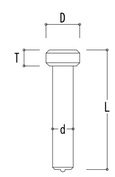

呼び名	スタッド材 軸径 d mm	頭径 D mm	頭高さ T mm	溶接後の長さ L mm
φ13 mm	13.0	22.0	10.0	50，80，100，130
	12.7	25.4	7.9	
φ16 mm	16.0	29.0	10.0	80
	15.8	31.7	7.9	
φ19 mm	19.0	32.0	10.0	110
	19.0	31.7	9.5	
φ22 mm	22.0	35.0	10.0	100，130，150
	22.2	34.9	9.5	

（10）梁貫通補強　（※原則として既製品を使用すること）

・計算で確認された場合は下図の位置，寸法及び補強方法によらなくて良い
・梁端部（内法スパン ℓn の1/10以内かつ、2D以内）は避ける
・φ≦ 0.4D
・φ'は補強板の穴径を示す

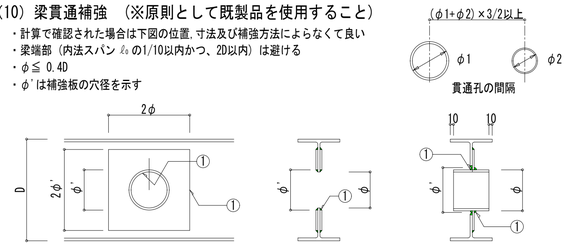

プレート補強の板厚

スリーブ径	補　強　板
φ≦ 0.15D	補強板不要
φ≦ D/4	Web板厚以上（片面）
φ≦ D/3	Web板厚×1.2倍以上（片面）
φ≦ 0.4D	Web板厚倍以上（両面）

株式会社 石本建築事務所 by Design
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.

履歴
ver. 20160401

完成図作成（施工者名）　日付　管理技術者　担当者
完成図承認　日付　監理者　担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号

製作日　ファイル名

代表設計者　中村　慎吾　一級建築士大臣登録第311349号
設計者　吉村　桂　一級建築士大臣登録第278985号

工事名　文化会館楽屋側エレベーター設備工事
業務契約コード　108188-05
図面名称　鉄骨構造標準図（2）
縮尺　A1　1：－　A3　1：－
図面番号　S-04
管理建築士　一級建築士　登録第259976号　岡野　俊二

スクリューパイルEAZET（イーゼット）設計施工標準（中部・北陸・近畿地区）　※同等品以上とする。

・引抜き評定適用時の許容支持力及び適用範囲については別途カタログをご参照ください。
・本掲載内容及び仕様については、予告なしに変更することがあります。
・本掲載内容及び仕様は、2022年10月現在のものです。

【許容支持力および適用範囲】

1. 件名

先端羽根付き鋼管杭　　スクリューパイルＥＡＺＥＴ

2. 本工法により施工される基礎ぐいの許容支持力を定める際に求める長期ならびに

短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

1）長期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

$$Ra = \frac{1}{3}\alpha \cdot N \cdot Ap + (\beta \cdot \overline{Ns} \cdot Ls + \gamma \cdot \overline{qu} \cdot Lc) \cdot \Psi \quad (kN) \cdots\cdots (i)$$

2）短期に生ずる力に対する地盤の許容支持力

$$Ra = \frac{2}{3}\alpha \cdot N \cdot Ap + (\beta \cdot \overline{Ns} \cdot Ls + \gamma \cdot \overline{qu} \cdot Lc) \cdot \Psi \quad (kN) \cdots\cdots (ii)$$

ここで、（i），（ii）式において、

α：基礎ぐいの先端付近の地盤（地震時に液状化するおそれのある地盤を除く）におけるくい先端支持力係数（α＝300）

β：基礎ぐいの周囲の地盤（地震時に液状化するおそれのある地盤を除く）のうち砂質地盤におけるくい周面摩擦力係数（βNs＝15を満たすβ）

γ：基礎ぐいの周囲の地盤（地震時に液状化するおそれのある地盤を除く）のうち粘土質地盤におけるくい周面摩擦力係数（γqu＝15を満たすγ）

$\overline{N}$：基礎ぐいの先端付近（くい先端位置より下方に1Dw（Dw：羽根の直径）、上方に1Dwの範囲）の地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値（回）

ただし、基礎ぐいの先端地盤が砂質地盤（礫質地盤含む）の場合は $15 \leqq \overline{N}$ とし、60を超える場合は60を上限とする。

また、基礎ぐいの先端地盤が粘土質地盤の場合は $12 \leqq \overline{N}$ とし、60を超える場合は60を上限とする。

Ap：基礎ぐいの先端の有効断面積（㎡）

Ap = A ・de

e：有効面積率（e＝0.5）

A ：くい先端平面積　A ＝ π・Φw2/4（㎡）

$\overline{Ns}$：基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤の標準貫入試験による打撃回数の平均値（回）

ただし、$0 < \overline{Ns} \leqq 30$ とし、30を超える場合は30とする。なお、Ns値が0の場合、周面摩擦力を考慮しない。

$\overline{qu}$：基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤の一軸圧縮強度の平均値（kN/㎡）

ただし、$0 < \overline{qu} \leqq 200$ とし、200を超える場合は200を上限とする。なお、qu値が0の場合、周面摩擦力を考慮しない。

Ls：基礎ぐいの周囲の地盤のうち砂質地盤に接する有効長さの合計（m）

Lc：基礎ぐいの周囲の地盤のうち粘土質地盤に接する有効長さの合計（m）

Ψ：基礎ぐいの周囲の有効長さ（m）

Ψ = π・Do

Do：くい本体部径（m）

3. くい材から決まる許容鉛直支持力

$Ra \geqq fe \cdot Ae \times 10^{-3}$

Ra ：くい材から決まる長期許容鉛直支持力（kN）

fe ：くい材の長期許容応力度（＝ F /1.5）　※

F ※：設計基準強度（N/mm2）

F ※= F・(0.80 + 2.5te / r)かつ F ≦F　※

F：くい材の許容応力度を決定する場合の基準値

（STK400→235N/mm2、STK490→325N/mm2、SEAH590[STKT590]→440N/mm2）

te：腐食しろを除いた鋼管の肉厚（mm）

r ：鋼管の半径（mm）

Ae：腐食しろを考慮したくい材の有効断面積（mm2）

4. 適用範囲

1）適用する地盤の種類

基礎ぐいの先端付近の地盤：

砂質地盤（礫質地盤含む）　TACP-0635

粘土質地盤　TACP-0636

基礎ぐいの周囲の地盤：砂質地盤及び粘土質地盤

2）最大施工深さ（m）

杭本体部径	114.3	139.8	165.2	190.7	216.3	267.4	318.5	355.6	406.4
先端砂質地盤（礫質地盤）	14.85	18.17	21.47	24.79	28.11	34.76	41.40	46.22	51.37
先端粘土質地盤	14.8	18.1	21.4	24.7	28.1	34.7	41.0	45.8	－

3）適用する建築物の規模

床面積の合計が500,000㎡以下の建築物

【EAZET（イーゼット）の構造・規格】

1. 中部・北陸・近畿地区向け杭材仕様

杭本体部 径 Do(mm)	STK400 厚 t(mm)	STK490 厚 t(mm)	SEAH590 [STKT590] 厚 t(mm)	杭先端羽根部 径 Dw(mm)	厚 ts(mm)	材質
114.3	6.0	－	－	250	12	SM490A
				300	16	
139.8	－	6.6	－	300	16	
				350	19	
165.2	－	7.1	－	350	16	
				450	22	
				500 ※2	22	
190.7	－	7.0	－	400	19	
				500	22	
				570 ※2	22	
216.3	－	8.2 12.7	<8.2>	470	22	
				550	25	
				600	28	
				650 ※2	25	
267.4	－	8.0　9.3 12.7	<8.0> <12.7>	580	28	
				650	28	
				700	28	
				750 ※2	28	
				800 ※1	28	
				800 ※2	32	
318.5	－	7.9 <10.3> <12.7>	－	600	22	
				700	28	
				750	28	
355.6	9.5	<7.9 9.5> <12.7>	－	700	28	
				800	32	
406.4	－	<7.9 9.5> <12.7 19.0>	－	800	28	
				880	32	

※1：N値30まで限定　※2：N値40まで限定

※〈　〉の仕様は準標準材です。ご検討される場合は弊社担当までお問い合わせください。

部材	規格
杭本体部	JIS G 3444　一般構造用炭素鋼鋼管　STK400、STK490
	MSTL-0230 国土交通大臣認定 建築構造用テーパー鋼管　NS-490TPP
	MSTL-0419 国土交通大臣認定 基礎ぐい用高張力鋼管　SEAH590[STKT590]
杭先端部	JIS G 3106　溶接構造用圧延鋼材　SM490A

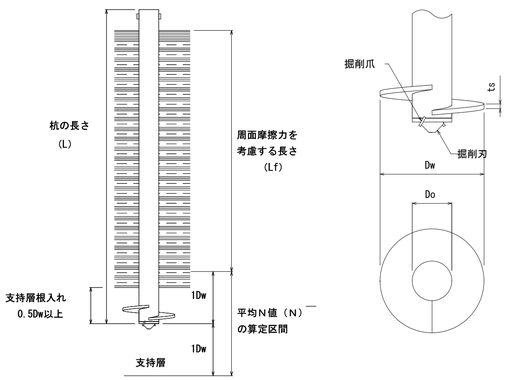

【基礎とフーチング形状例】

A：杭心間隔	B：へりあき
Dw ＋ Do	1.25 × Do

※ Dw：杭先端羽根部径　　Do：杭本体部径

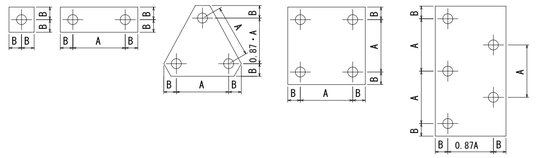

【杭頭接合例】

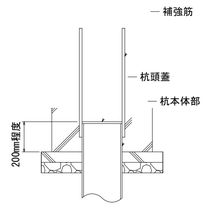

※杭頭接合部の設計は、認定書・評定書の中で規定されていませんので、設計者の判断に委ねられています。

【継手接続例】

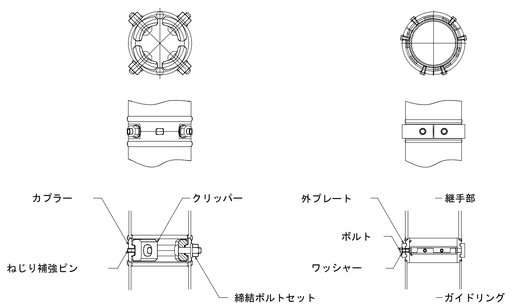

【施工管理項目一覧】

工　程	管理項目	管理方法	管　理　値
杭材の受け入れ	材料寸法	・搬入時に測定検査	・杭径、杭長、肉厚、羽根径、羽根厚に誤りがないこと
	外観不良・数量	・搬入時に目視確認	・継手部に異常がないこと
回転埋設	杭心からのずれ	・逃げ心棒にて測定	・偏心量±2cm以内
	杭の鉛直性	・水準器で確認	・傾斜　1/100以内 ※気泡が中央にあること
	回転トルク	・施工機械の管理装置（トルク計）	・杭体のねじり強さ以内
溶接継手	杭の鉛直性	・水準器で確認	・傾斜　1/100以内 ※気泡が中央にあること
	接続状況	・目視により確認	・異常なアンダーカット、ピット、割れがないこと
NCC　ジョイント	一次締付けトルク	・トルクレンチによる	・ボルトM16→約100N・m ・ボルトM20→約150N・m
	本締め	・シャーレンチによる	・ピンテールの破断、ボルト余長はネジ山２山以上
	共廻り防止	・マーキングで確認	・マーキングのずれ
ＡＫジョイント	一次締付けトルク	・トルクレンチによる	・締付トルク　90N・m±10%
	本締めトルク		・締付トルク　180N・m±10%
	締め忘れ防止	・マーキングで確認	・マーキングのずれ
支持層の確認	支持層到達確認	・施工機械のトルク計	・施工回転トルクの変化傾向 ・地盤調査データのN値の推移 ・施工回転トルクの管理目標値
	根入れ長さ	・施工機械の深度計	・支持層に0.5Dw以上かつ設計時に設定された根入れ長さ以上
	回転貫入量	・専用用紙に記録する	・回転貫入量の管理値による
杭頭のずれ	偏心量	・逃げ心棒にて測定	・±10cm以内

【EAZET（イーゼット）取得済認定、公的評価】

国土交通大臣認定

名称	認定番号	取得年月日
先端羽根付き鋼管杭（名称：スクリューパイルEAZET）（先端地盤：砂質地盤（礫質地盤含む））	TACP-0635	令和4年2月7日
先端羽根付き鋼管杭（名称：スクリューパイルEAZET）（先端地盤：粘土質地盤）	TACP-0636	令和4年2月7日

一般財団法人 日本建築センター評定

件名	番号	取得年月日
鋼管くいに用いる無溶接継手（クリッパー式継手）	BCJ評定-FD0045-09	令和4年10月14日
鋼管杭に用いる接続プレート・嵌合方式無溶接継手（ＡＫジョイント）	BCJ評定-FD0509-03	令和元年6月20日

一般財団法人 ベターリビング評定

件名	認定区分	番号	取得年月日
スクリューパイルEAZET工法における引抜き方向の許容支持力（先端地盤：砂質地盤礫質地盤を含む）	一般評定	CBL FP004-07号	令和5年7月6日

※φ406.4は砂質地盤［礫質地盤を含む］の場合でも、引抜き支持力に対しては適用できません

一般財団法人 日本建築センター評定

件名	番号	取得年月日
スクリューパイルEAZET工法による基礎ぐいの引抜き方向の地盤の許容支持力（先端地盤：粘土質地盤）	BCJ評定-FD0579-02	令和5年4月14日

旭化成建材株式会社

愛知県名古屋市中区錦１－１１－１１（名古屋インターシティ 5F）
ＴＥＬ．052-212-2207　ＦＡＸ．052-212-2248

大阪府大阪市北区中之島３－３－２３（中之島ダイビル 33F）
ＴＥＬ．06-7636-3840　ＦＡＸ．06-7636-3313

2024.4

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design YK

履歴

ver.20160401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	工事名	業務契約コード	図面番号	管理建築士
日付	日付	構造設計一級建築士　○○　○○ 証交付番号　第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	設備設計一級建築士　○○　○○ 証交付番号　第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。		中村　慎悟 一級建築士大臣登録第311349号	文化会館楽屋側エレベーター設備工事	108188-05	S-05	一級建築士 登録第259976号 岡野　俊二
管理技術者	監理者	構造設計一級建築士　○○　○○ 証交付番号　第○○○○号	設備設計一級建築士　○○　○○ 証交付番号　第○○○○号	ファイル名	設計者 吉村　桂 一級建築士大臣登録第278985号	図面名称 スクリューパイルEAZET設計施行標準	縮尺 ——		
担当者	担当者								

S造向け 型枠用デッキプレート　　ＳＦデッキ（セーフティフラット）設計・施工標準　　※同等品以上とする

日鉄建材株式会社

（一社）公共建築協会 R4.3　評価 第941-0100A005号

1．製品・材料

（１）　質量および断面性能

☑	品名	板厚 (mm)	質量 (Z12の場合) Kg/m	Kg/m²	断面二次 I (10⁴mm⁴/m)	断面係数 Z (10³mm³/m)
□	SF08	0.8	7.90	12.5	120	18.7
□	SF10	1.0	9.80	15.6	150	24.4
☑	SF12	1.2	11.7	18.6	180	29.4
□	SF14	1.4	13.6	21.6	206	34.4
□	SF16	1.6	15.4	24.4	232	39.3
□	KP-ES-T	0.8	5.89	10.1	12.2	9.8
備考		断面二次モーメントは全断面有効の値である。 断面係数は、有効幅（=50t）を考慮した値である。				

（２）　使用材料

☑	表面処理	最小付着量 (g/m²)	使用材料	適用板厚
▨	Z12	120	SGCC -Z12	1.4mm以下
			SGHC -Z12	1.6mm
□	Z27 ＊	275	SGCC -Z27	1.4mm以下
			SGHC -Z27	1.6mm

＊SFについて、Z27をご希望の場合は予め御相談下さい。
＊KP-ES-Tおよびsfzについては、Z27の製品はありません。

（３）　形状寸法

（単位：mm）

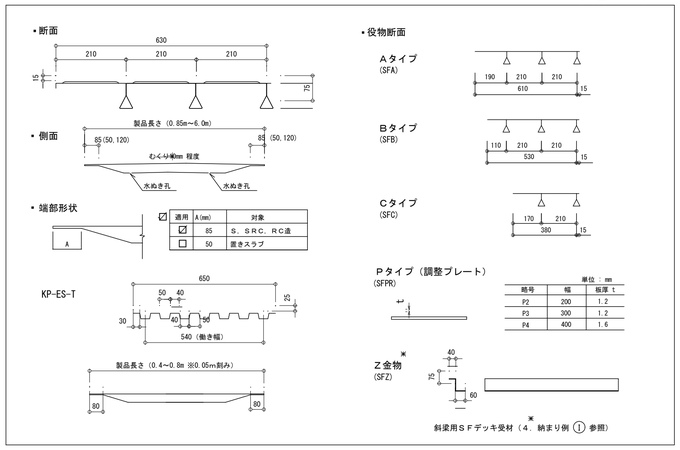

＊溝部換算スラブ厚さは、KP-ES-T 12mmです。
※改良等のため予告なく仕様を変更する場合がありますのでご了承下さい。

2．設計・資料

（１）断面応力およびたわみの算定

a．断面応力の算定

フラットデッキに作用する最大曲げモーメント（M）の算定式は下式による。

$M = (1/8)\cdot W\cdot L^2 \times 10^3$　　(N･mm/m)

W：施工時の鉛直荷重　(N/m²)

L：スパン長さ　　(m)

断面応力（σ）の算定式は下式による。

$\sigma = M / Zt$　　(N/mm²)

M：最大曲げモーメント　(N･mm/m)

Zt：正曲げ用断面係数（有効幅考慮）(mm³/m)

b．たわみの算定

たわみ（δ）の算定式は下式による。

$\delta = (C\cdot 5\cdot W\cdot L^4) / (384\cdot E\cdot I) \times 10^9$　　(mm)

C：たわみ算定用係数(C=1.6)

E：鋼材のヤング係数(205,000N/mm²)

I：断面二次モーメント（全断面有効）(mm⁴/m)

【スラブ厚さ別許容スパン早見表】

（施工時作業荷重1,470N/m²）　単位：m（ただし10mm単位で切捨て表示）

スラブ厚さ (mm)	支持区分 / 施工状況の種類 / 板厚 (mm)	許容スパン（mm）【中間支保工なし】 S造のⅠ類 0.8	1.0	1.2	1.4	1.6	KP-ES-T	許容スパン（mm）【中間支保工あり】 S造のⅠ類 0.8	1.0	1.2	KP-ES-T
普通コンクリート ρ=24kN/m³	120	2,610	2,870	3,040	3,160	3,270	800	4,370	4,900	4,900	800
	130	2,540	2,830	2,990	3,110	3,220	△	4,150	△	△	△
	140	2,480	2,790	2,940	3,060	3,170		3,950			
	150	2,420	2,750	2,900	3,020	3,130		3,770			
	160	2,370	2,700	2,860	2,980	3,080		3,600			
	170	2,320	2,640	2,820	2,940	3,040		3,450	▽		
	180	2,270	2,590	2,790	2,900	3,010		3,310	4,900		
	190	2,230	2,540	2,750	2,870	2,970		3,180	4,750		
	200	2,180	2,490	2,720	2,830	2,940		3,060	4,570	▽	
	250	2,000	2,290	2,500	2,690	2,790	▽	2,570	3,850	4,900	▽
	300	1,860	2,120	2,330	2,510	2,660	800	2,220	3,330	4,420	800
軽量コンクリート ρ=20kN/m³	120	2,760	2,980	3,140	3,270	3,390	800	4,900	4,900	4,900	800
	130	2,700	2,930	3,100	3,220	3,340	△	4,670	△	△	△
	140	2,640	2,890	3,050	3,180	3,290		4,450			
	150	2,580	2,850	3,010	3,130	3,250		4,260			
	160	2,520	2,810	2,970	3,090	3,200		4,080			
	170	2,470	2,780	2,940	3,060	3,160		3,920			
	180	2,420	2,750	2,900	3,020	3,130		3,770			
	190	2,380	2,710	2,870	2,980	3,090		3,630	▽		
	200	2,340	2,660	2,840	2,950	3,060		3,500	4,900		
	250	2,150	2,450	2,690	2,810	2,910	▽	2,970	4,430	▽	▽
	300	2,000	2,290	2,500	2,690	2,790	800	2,570	3,850	4,900	800

（２）許容スパン表算定条件

（１）許容応力度　：fb=205N/mm²　　$\sigma / fb \leq 1/\alpha$
（２）たわみ許容値　：δa=1000-L/180+5.0mm　　$\delta \leq \delta a$
（３）たわみ算定用係数　：C=1.6
（４）断面係数（Ｚｔ）　：有効幅(50t)を考慮した値
（５）断面二次モーメント（Ｉ）　：全断面有効とした値
（６）作業荷重（Ｗ３）　：W3 = 1,470 又は2,450(N/m²)（「労働安全衛生規則」より）
＊ ホッパーやバケット打設工法の場合
（７）エンドクローズ強度：デッキ端部の反力がエンドクローズ強度ePaを上回らないことを確認して下さい。Pe=W×L/2≦ ePa

デッキ板厚 (mm)	0.8	1.0	1.2
許容支圧荷重 (N/m)	9,800	14,700	19,600

（８）許容支圧荷重　：デッキリブ許容支圧荷重は右表の通りとする。

※スパン（Ｌ）の取り方

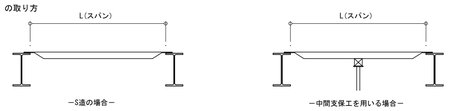

※　詳細は、『床型枠用鋼製デッキプレート（フラットデッキ）設計施工指針・同解説』による。

3．施工手順

項　目	施　工　要　領
1．計画	（１）工法、応力、たわみを確認し、割付図（施工図）を作成する。 （２）鉄骨や型枠の工程を十分考慮して施工計画を立てる。
2．搬入・養生	（１）ＳＦデッキにワイヤー傷、あて傷がつかないように、また、ＳＦデッキの形状保持、防錆、安全に十分注意を払って搬入、養生する。 （２）鉄骨梁や型枠の上に仮置きする場合、過度の荷重がかからないように分散配置し、また、梁から落下しないように十分養生する。
3．敷き込み	＜S造＞ （１）敷込み前に必ず梁上を清掃する。 （２）柱回り、梁接合部、梁段差部にてデッキ受け材が施工図通り取付けられているか確認する。 （３）割付図に従いＳＦデッキを不陸のないように敷込む。 （４）ＳＦデッキをアークスポット溶接により梁へ接合する。 （５）ＳＦデッキ（標準品）相互の接合は差込み方式になるので通常の場合、溶接は必要ないが、スパンが大きい場合や、デッキ相互の馴染みが良くない場合は必要に応じて溶接する。 （６）ＳＦデッキ（標準品）と役物・調整プレートとの接合部はアークスポット溶接する。
4．切断・孔明け	（１）切断はガス、プラズマ、電動のこ、グラインダー等を、また、孔明けはホールソー、ドリル等を使用してＳＦデッキの材質・形状 を損なわないよう行う。 （２）ＳＦデッキを切断する場合、下部作業の安全、他デッキ・梁等の養生に十分留意する。 （３）スリーブ等の開口は原則箱抜き型枠とし、コンクリート硬化後にＳＦデッキを切断する。
5．その他	（１）外周梁については必要に応じ偏芯荷重対策を施す。 （２）中間サポートをする場合、大引きがデッキのむくりを拘束しないよう設置する （３）デッキスパンが短くスラブが極厚の場合、デッキ端部の強度や中間サポートする場合の大引きに対するデッキリブ底面の支圧強度を事前に確認する。

4．納まり例(S造)

Ⓐ

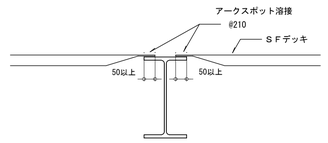

Ⓑ

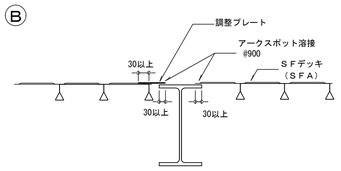

Ⓒ

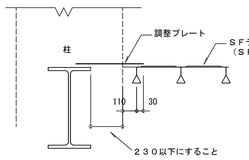

Ⓓ

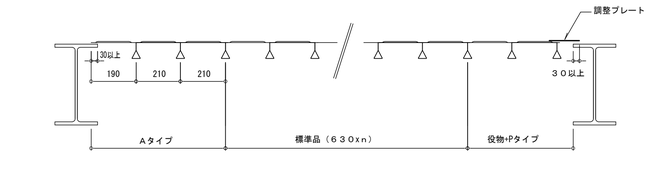

Ⓔ 鉄骨梁開接部の納まり例

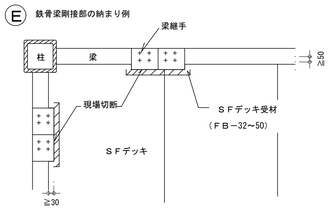

Ⓕ

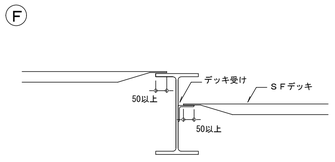

Ⓖ

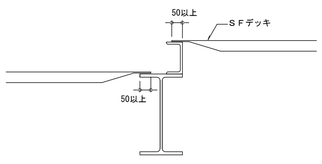

Ⓗ

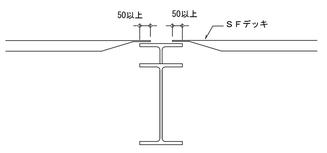

Ⓘ 斜め梁の場合

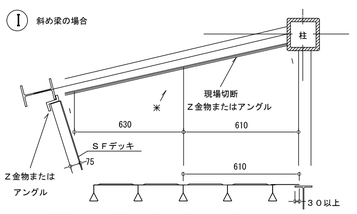

＊　Z金物を使用する場合は、個々の検討により支保工の有無を判断下さい。

Ⓙ

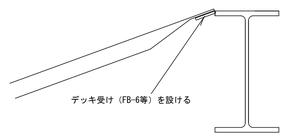

Ⓚ 開口部例（箱抜きの場合）

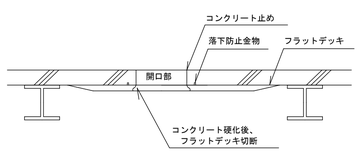

改訂：2022年5月

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design YAH	履歴 ver.20160401	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号	製作日 ファイル名	代表設計者 舟橋 充男 一級建築士大臣登録第128065号 設計者 吉村 桂 一級建築士大臣登録第278965号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 SFデッキ設計・施工標準図	業務契約コード 108188-02 縮尺 A1 1:－ A3 1:－	図面番号 S-06	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二

ボーリング番号	No. 3	孔内水位	GL−2.10m
調査名	四日市総合文化会館建設地地質調査		
調査場所	四日市市	試錐口径	76〜66mm
調査期間	昭和 54 年 9 月 4 日 ～ 昭和 54 年 9 月 7 日	調査深度	30.30m
標高	m 基準	責任者	
実施者	東邦地水株式会社	担当者	新潟広司

ボーリング番号	No. 6	孔内水位	2.00m
調査名	四日市総合文化会館新築工事地質調査		
調査場所		試錐口径	66mm
調査期間	昭和 54 年 9 月 11 日 ～ 昭和 54 年 9 月 13 日	調査深度	30.25m
標高	m 基準	責任者	
実施者	東邦地水株式会社	担当者	山口和矢

ボーリング番号	No. 0	孔内水位	GL−2.00m
調査名	四日市総合文化会館新築工事地質調査		
調査場所		試錐口径	86mm
調査期間	昭和 54 年 9 月 6 日 ～ 昭和 54 年 9 月 14 日	調査深度	50.30m
標高	m 基準	責任者	
実施者	東邦地水株式会社	担当者	矢作敏夫

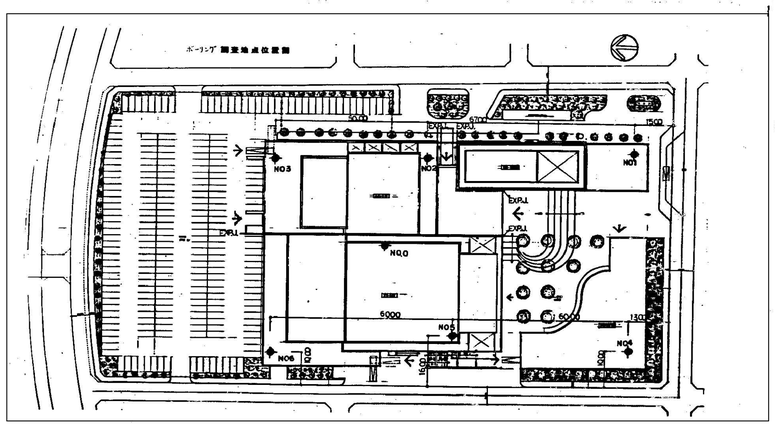

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design	履歴 ver. 20160401	完成図作成 (施工者名) 日付 管理技術者 担当者 / 完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 / 法適合確認欄 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 ○○ ○○ 証交付番号 第○○○○号
製作日 ファイル名	代表設計者 中村 慎吾 一級建築士大臣登録第311349号 設計者 吉村 桂 一級建築士大臣登録第278985号	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設備工事 図面名称 柱状図	業務契約コード 108188−05 縮尺 —
図面番号 S−07	管理建築士 一級建築士 登録第259976号 岡野 俊二		

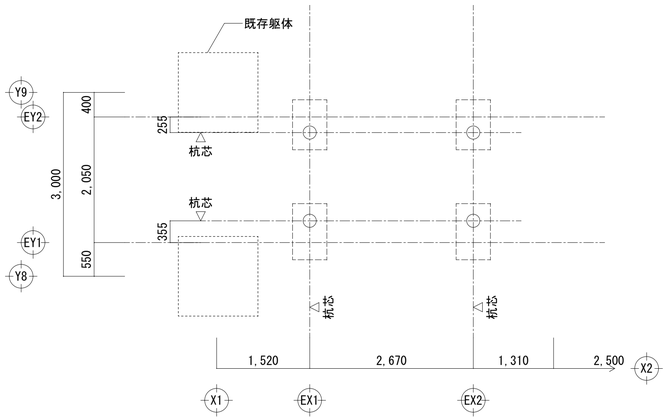

杭伏図

特記なき限り下記による
- 杭天端＝1FL-1,630
- 杭符号：P1
- 杭工法：スクリュー杭EAZET-Ⅱ工法(認定番号 TACP0635)
- 杭芯ずれは50mm以内とする

杭リスト

・スクリュー杭 EAZET-Ⅱ工法(認定番号 TACP0635)　・継手はAKジョイントとする(BCJ評定-FD0509-04)

杭符号	杭本体部径	杭本体部厚	種類の記号	杭長	羽根径	先端羽根厚	種類の記号	杭全長	本数	長期設計支持力
P1	φ216.3	上杭 8.2 mm	STK490	2.0 m	φ450	19 mm	SM490A	L=6.0m	4 set	130kN
	φ216.3	中・下杭 8.2 mm	STK490	2.0m+2.0m						

杭頭補強筋要領図　A1:S=1/30

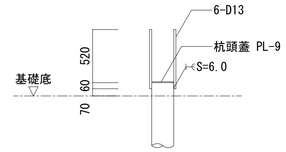

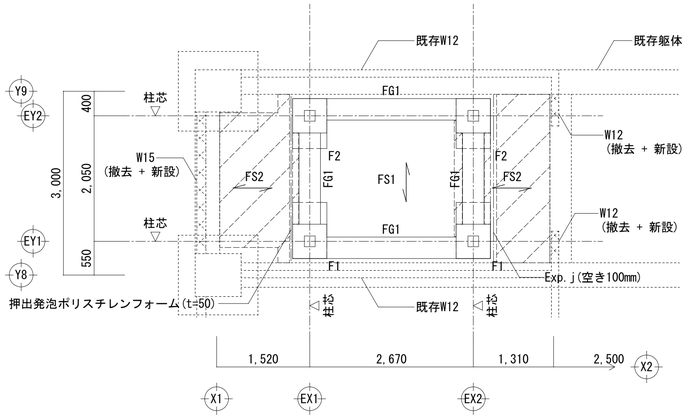

基礎伏図

特記なき限り下記による
- 基礎底＝1FL-1,760
- 基礎梁天端＝1FL-280
- FS1天端＝1FL-1,280
  ピット天端＝FL-1,250(不陸調整30mm)
- ▨ はスラブ新設(FS2)を示す
  FS2天端＝1FL-30
- ⟍ はスラブ主筋方向を示す
- EV部材はEV図による

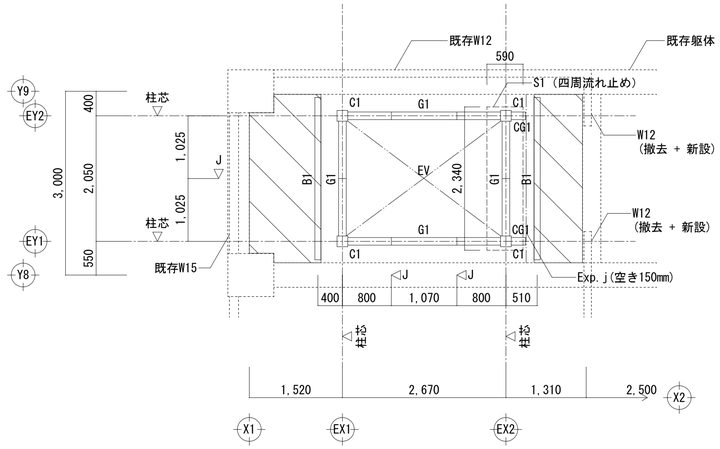

2階伏図

特記なき限り下記による
- 梁天端＝2FL-150
- ◁Jは梁継手位置を示す
- ▨ は既存スラブ残置部分を示す
- 建築工事で施工するEV部材はEV図（図面M-08～M-10）による。

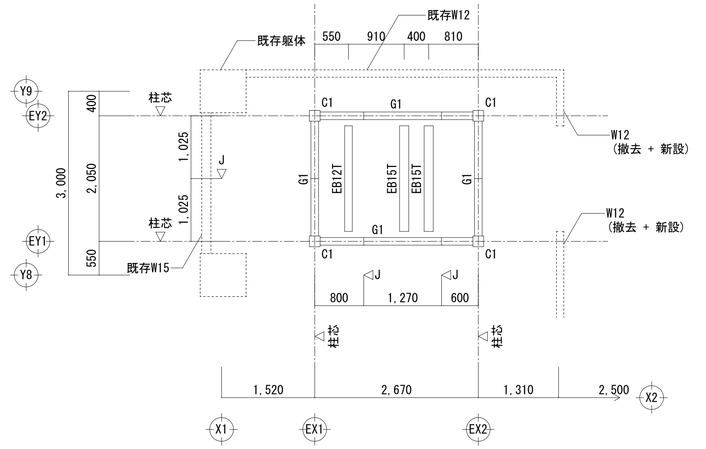

R階伏図

特記なき限り下記による
- 梁天端＝RSL-950
- ◁Jは梁継手位置を示す
- EV部材はEV図による

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴
ver. 20160401

完成図作成 (施工者名)
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

製作日
ファイル名

代表設計者 中村 慎吾
一級建築士大臣登録第311349号
設計者 吉村 桂
一級建築士大臣登録第278985号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設備工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 伏図
縮尺 A1 1:50 A3 1:100

図面番号 S-08

管理建築士
一級建築士
登録第259976号
岡野 俊二

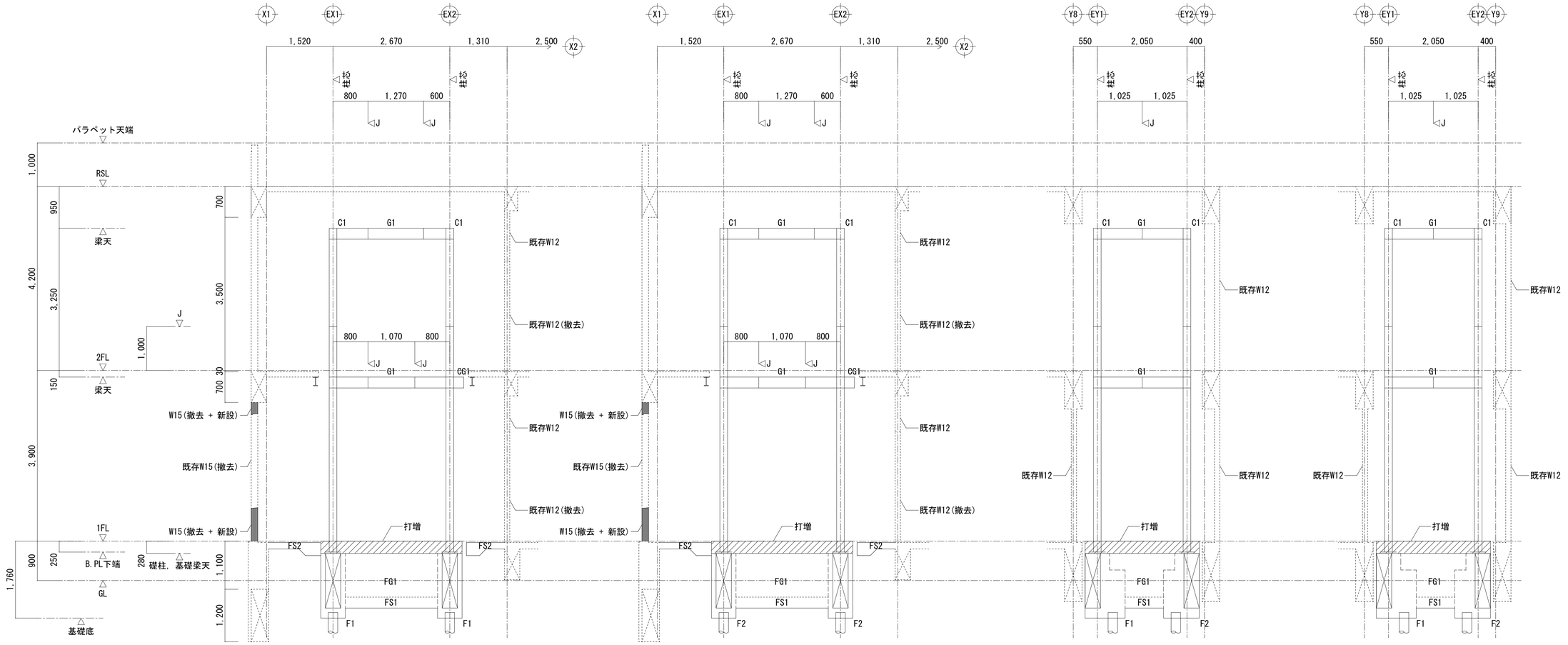

EY1通軸組図

EY2通軸組図

EX1通軸組図

EX2通軸組図

軸組図

特記なき限り下記による

・基礎底と基礎梁，スラブ底の段差部は
フカシとせず捨てコンにて図書通りの
形状を成形すること

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴
ver. 20160401

完成図作成 (施工者名)
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 ○○ ○○
証交付番号 第○○○○号

製作日
ファイル名

代表設計者 中村 慎吾
一級建築士大臣登録第311349号
設計者 吉村 桂
一級建築士大臣登録第278985号

工事名 文化会館楽屋側エレベーター設備工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 軸組図
縮尺 A1 1:50 A3 1:100

図面番号 S-09

管理建築士
一級建築士
登録第259976号
岡野 俊二

基礎リスト　A1:S=1/30

特記無き限り下記とする。

1. 鉄筋は、D16以下はSD295とする。
2. コンクリートは、Fc=24N/mm2,スランプS=15とする。

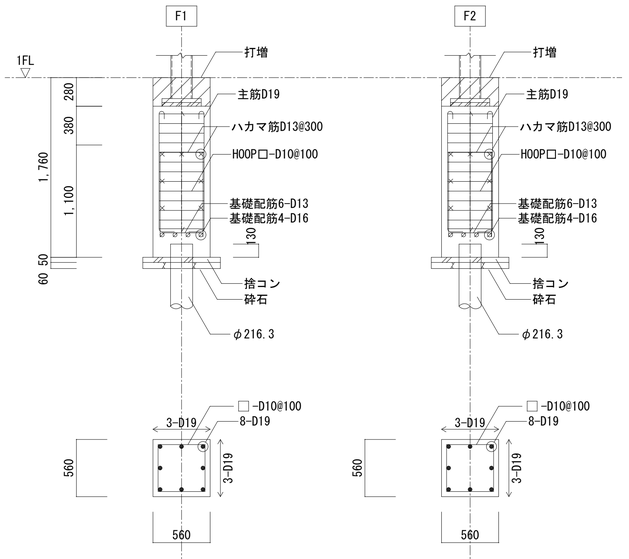

基礎梁リスト　A1:S=1/30

特記無き限り下記とする。

1. 腹筋用巾止筋はD10-@1000以下とする。
2. 鉄筋は、D16以下はSD295,D19～D25はSD345とする。
3. コンクリートは、Fc=24N/mm2,スランプS=15とする。
4. D19以上はガス圧接とする。

符　号	FG1
位　置	全断面
断　面	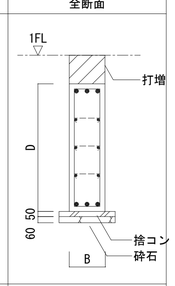
B x D	350x1,250
上端筋	3-D19
下端筋	3-D19
S　T	□ -D10@200
腹　筋	6-D10

基礎梁主筋優先方向要領図　A1:S=1/30

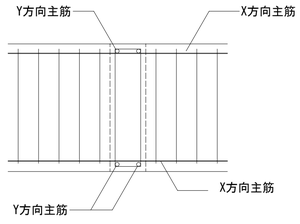

柱リスト　A1:S=1/30　※耐火被覆（1時間耐火）

特記無き限り下記とする。

1. 鉄筋は、D16以下はSD295,D19～D25はSD345とする。
3. コンクリートは、Fc=24N/mm2,スランプS=15とする。

階	符　号	C1
2F	断　面	□ - 175x175x 9 (STKR400)
1F	断　面	□ - 175x175x 9 (STKR400)
	柱　脚	B.PL-32x320x320(SN490C)
		A.BOLT:4-M20 (ABR400) L=400
		定着板:PL-9x60x60(SS400)
		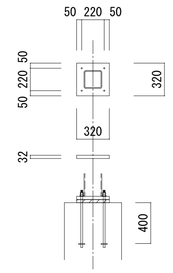

梁（G1）、継手リスト　A1:S=1/15　※耐火被覆（1時間耐火）

特記無き限り下記とする。

1. 使用材料は、鉄骨はSN400B、ボルトはS10Tとする。

符　号	G1,CG1
断　面	H-250x125x 6 x 9
	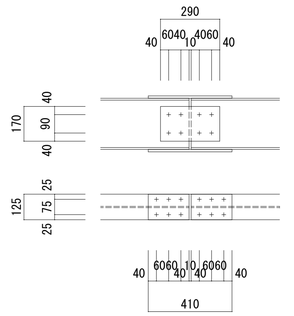
ウェブ	2PL- 6x170x290
HTB	8-M16
フランジ	2PL-12x125x410
HTB	24-M16

スラブリスト

符　号	板　厚	位　置	主　筋（短辺方向）	配力筋（長辺方向）	備　考
S1	120	中央	D10@200	D10@200	フラットデッキt=1.2 頭付きスタッドφ16,H=80 @300
FS1	250	上端筋	D13@200	D13@200	捨コン50,砕石60
		下端筋	D13@200	D13@200	
FS2	150	上端筋	D10,D13@200	D10@200	捨コン50,砕石60
		下端筋	D10,D13@200	D10@200	

鉄骨二次部材リスト

特記無き限り下記とする。
1. 使用材料は、鉄骨はSS400、GPLはSS400、ボルトはS10Tとする。 2.ボルトピッチは60とする。

符号	断面	G.PL	高力ボルト	TYPE	備考
B1	H-200x100x5.5x 8	PL-6	2-M16	A	防火壁取合いB1のみ耐火被覆（1時間耐火）
EB12T	H-125x125x6.5x9	PL-9	2-M16	A	
EB15T	H-150x150x7x10	PL-9	2-M16	A	

ウェブボルト配置

〔TYPE A〕

〔TYPE B〕

壁リスト　A1:S=1/30

特記無き限り下記とする。

1. 鉄筋は、D16以下はSD295とする。
2. コンクリートは、Fc=21N/mm2,スランプS=15とする。

記　号		W12	W15
断　面		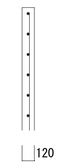	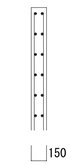
		120	150
縦　筋		D10-@200 シングル	D10-@200 ダブル
横　筋		D10-@200 シングル	D10-@200 ダブル
補強筋	縦　筋	-	-
	横　筋	-	-
	斜　筋	-	-
備　考		RC新設壁	RC新設壁

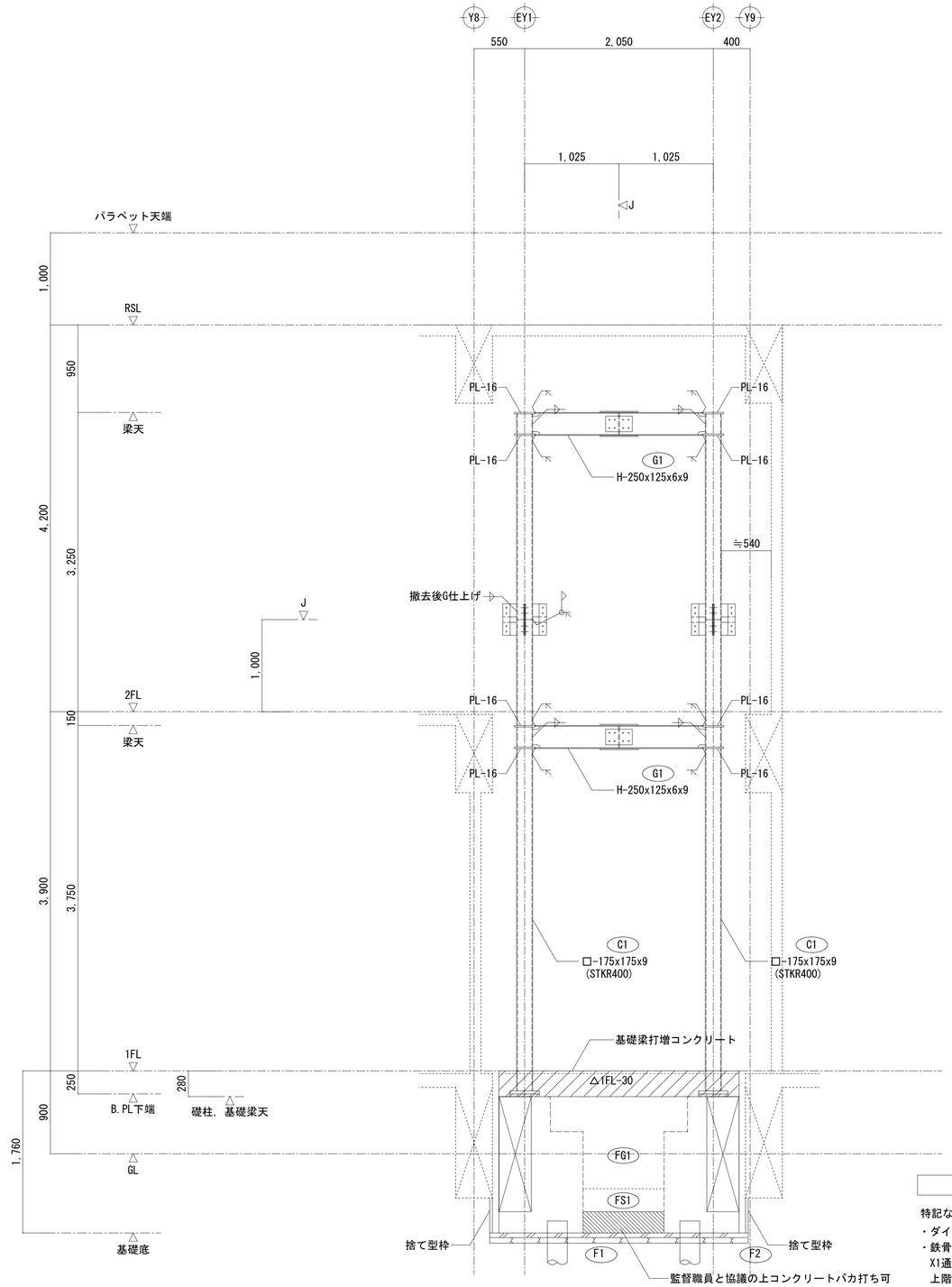

EX1通架構図

特記なき限り下記による

・ダイヤフラムはSN490Cとする

・鉄骨建て方手順（参考）

X1通り側から搬入。

上階の梁・スラブに仮設のアンカーを設置し、チェーンブロック等で鉄骨を吊り上げる。

株式会社 石本建築事務所
Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.
by Design

履歴

ver.20160401

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号

製作日
ファイル名

代表設計者
中村　慎吾
一級建築士大臣登録第311349号
設計者
吉村　桂
一級建築士大臣登録第278995号

工事名
文化会館楽屋側エレベーター設備工事
業務契約コード
108188-05
図面名称
鉄骨架構詳細図
縮尺
A1　1:30
A3　1:60

図面番号
S-11

管理建築士
一級建築士
登録第259976号
岡野　俊二

B1既存躯体接合部詳細図　A1:S=1/30

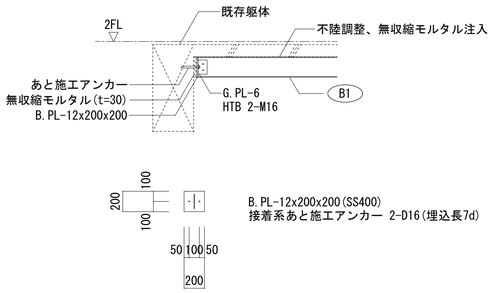

既存スラブ・壁筋処理方法要領図　A1:S=1/30

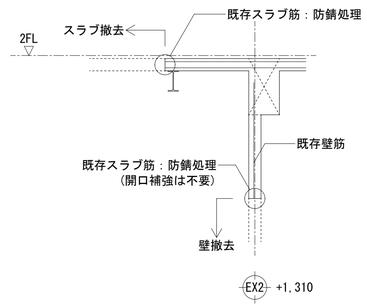

X1通W15新設部, FS2 - 既存基礎梁取合部詳細図　A1:S=1/30

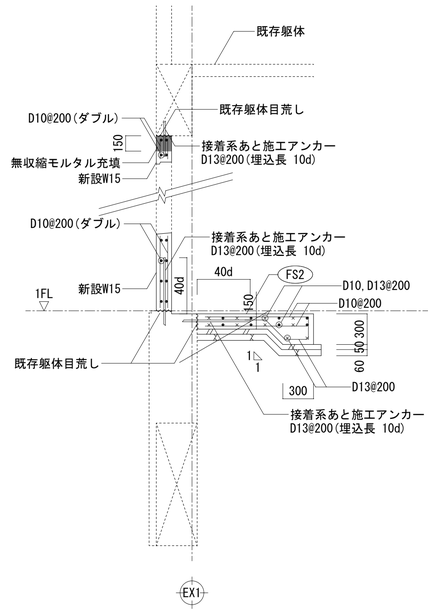

EX2+1,310通W12新設部, FS2 - 既存基礎梁取合部詳細図　A1:S=1/30

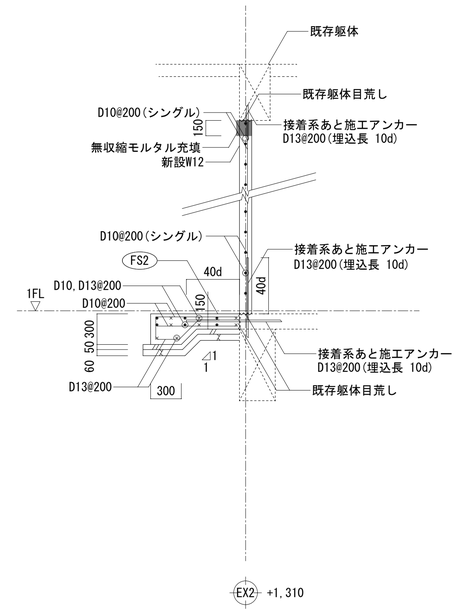

既存スラブ - FS2接合部配筋要領図　A1:S=1/30

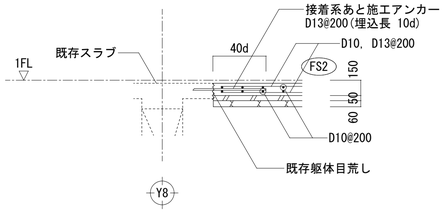

基礎梁打増部配筋要領図　A1:S=1/30

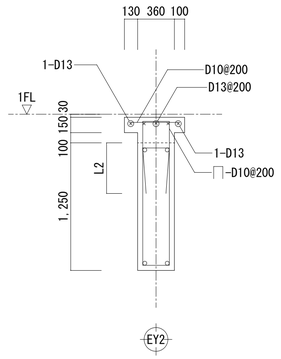

杭頭 - 基礎梁配筋納まり図　A1:S=1/15

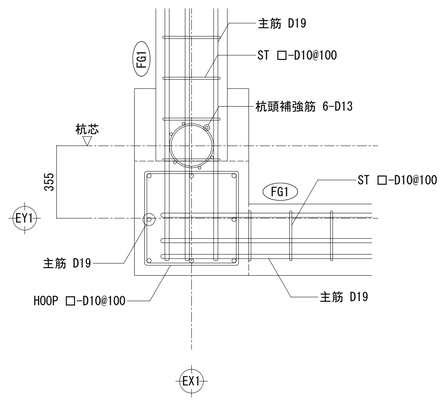

株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc. by Design

履歴
ver.20160401

完成図作成 (施工者名)	完成図承諾
日付	日付
管理技術者	監理者
担当者	担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号

法適合確認欄
設備設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士　○○　○○
証交付番号　第○○○○号

製作日
ファイル名

代表設計者　中村　慎吾　一級建築士大臣登録第311349号
設計者　吉村　桂　一級建築士大臣登録第278905号

工事名　文化会館楽屋側エレベーター設備工事
業務契約コード　108188-05
図面名称　雑詳細図
縮尺　A1　1:15, 30　A3　1:30, 60
図面番号　S-12
管理建築士　一級建築士　登録第259976号　岡野　俊二

文化会館楽屋側エレベーター設置工事　　設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　四日市市　安島　二丁目　地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
文化会館	RC造	地上　5階	13,809	1項	

3．工事種目（〇印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 / 工事種目	工事種別						
	文化会館						
⊙ 電灯設備	改修　一式						
⊙ 動力設備	改修　一式						
・ 電気自動車用充電設備							
・ 電熱設備							
・ 雷保護設備							
⊙ 受変電設備	改修　一式						
・ 発電設備							
・ 構内情報通信網設備							
⊙ 構内交換設備	改修　一式						
・ 情報表示設備							
⊙ 映像・音響設備	改修　一式						
⊙ 拡声設備	改修　一式						
⊙ 誘導支援設備	改修　一式						
⊙ テレビ共同受信設備	改修　一式						
⊙ 防犯カメラ設備	改修　一式						
・ 駐車場管制設備							
・ 防犯・入退室管理設備							
⊙ 火災報知設備	改修　一式						
・ 中央監視制御設備							
・ 構内配電線路							
・ 構内通信線路							
・ テレビ電波障害除去工事							
⊙ 撤去工事	改修　一式						

4．指定部分　⊙ 無　・有（　部位：　　）指定部分工期　令和　年　月　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様

（1）図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、
〇印の付いたものによる。

⊙ 公共建築工事標準仕様書　（電気設備工事編）（令和４年版）　（以下、「標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和４年版）　（以下、「改修標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築設備工事標準図　（電気設備工事編）（令和４年版）　（以下、「標準図」という。）

2．特記仕様

項目及び特記事項は〇印の付いたものを適用する。

項目	特記事項
1　適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速　（V0＝34m/s） 地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　） ・ 積雪荷重 垂直積雪量（　・ 0.3m　・ 0.4m）
2　他工事又は他工種との取合い	工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
3　週休2日制工事	「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」（令和６年７月１９日改正適用） に基づく適用は下記による。 ・ 週休2日制工事対象 ・ 週休2日制工事（受注者希望型）対象 ・ 週休2日制対象外工事（　・　工事の実働日数が30日未満の工事　・ 現場閉所困難な工事） 完全週休2日制工事（受注者希望型含む）の現場閉所日については下記による。 ・土日閉所（ただし、　/　～　/　については土日作業とすること。） ・土日以外閉所 土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。 なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とすること。 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要のある場合は、 予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、 場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、 施設の運営に支障を来たさないよう特に注意する。
④ 施工条件	施工可能日　・ 土、日曜日、祝日施工有り　⊙ 指定なし ⊙ その他（⊙ E-01による　・M-03による　・　　） 施工可能時間帯・指定なし　・ 指定有り（　・ E-03による　・M-03による　・　） 現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾願」を 提出し、監督職員の承諾を得ること。 高さ５mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はﾌﾙﾊｰﾈｽ型を使用する。 完成確認及び完成検査時等の電源確保 機器の動作確認、電圧、極性、相回転、導通、通信等が確認できる電源等を確保する。 完成時の操作説明 総合盤、発電設備、中央監視設備、自動制御設備、電話設備等、操作の必要な機器は、 施設管理者へ使用開始前に操作説明を行うものとする。 操作説明にあたって、操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えること。 工期内の保安管理 電気工作物の範囲が変更になった場合、工事着手から引渡しまでの 電気保安管理等にかかる費用は本工事に含まれる。
5　監督員事務所	監督員事務所を設けること。
6　工事用電力・水・その他	・ 工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。 ・ 市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。
7　工事用仮設物	工事用仮設物を構内につくることができる。
8　足場その他	・ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場等　（・　　） ・ 外部足場等　（・くさび緊結式（手すり先行工法）　・　　）
9　交通安全管理	交通誘導員　・ 配置する　名以上（大型車の出入は必ず）　・配置しない ・ 交通誘導警備員Ａ　・ 交通誘導警備員Ｂ

項目	特記事項
⑩ 施工調査	⊙ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行うこと。 ・ 石綿含有分析調査 （定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。） ⊙ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試掘調査を行うこと。
⑪ 非破壊検査等	構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員 に報告書を提出する。
⑫ 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属 装置等を用いて施工する。
13　耐震安全性の分類と耐震施工	設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人 建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。） （１）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては 有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度 （下表） 上階階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の 上階階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の 場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。 中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの 重要機器は次による。 ・ 配電盤　・ 発電装置　・ 直流電源装置　・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機　・ 火災報知受信機　・ 中央監視制御装置 ・ キュービクル　・ その他（　　） （２）設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

⑭ 建設発生土の処理	・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。 ⊙ 構外搬出適切処理とする。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
⑮ 埋戻し土・盛土	地中埋設管まわりは山砂の類とし、図面に記載のない部分は掘削土の良質土で埋戻す。
⑯ 材料・機材の品質等	（１）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき 品質及び性能を有するものとする。 （２）主要機器の製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる 資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して 監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる 資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （３）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は 判断の基準等を満足させるものとする。
⑰ 環境への配慮	（１）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有する と共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-ｎ-ブチル及びフタル酸ジ-２-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （２）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
18　資源有効利用促進	※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合（下記内容該当工事）は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 ・ 建設副産物を搬出する際の計画 1. 土砂500m3以上 2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上 ・ 再生資材を利用する際の計画 1. 土砂500m3以上 2. 砕石500t以上 3. 加熱アスファルト200t以上

項目	特記事項
19　工事の保険	・ 建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出） ・ 請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出） 保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
20　建設共済等	下記の制度について加入すること。 ・ 法定外労災補償制度　（加入証明書の写しを提出） ・ 建設業退職金共済制度　（掛金収納書を提出） 共済証紙購入額　請負額の0.5／1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は 理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。
21　工事実績情報登録	工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（CORINS）に登録すること。
22　施工体制台帳提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。
23　資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。
24　工事記録	工事記録は以下のように行うこと。 〇工事写真 工程写真 埋設部、隠ぺい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさで Ａ４用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方　建築設備編」 〇工事日報、納品伝票、出荷証明 工事日報、納品伝票の写しは監督職員が提出を求めた場合に 提出すること。
25　完成時の提出図書	監督員の指示により下記のものを提出する。 ⊙ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ⊙ 完成図　CADデータ（JW CAD）　PDFデータ　(DVD)（１）枚 ・ 完成図　(A4版に製本したもの) ⊙ 完成図　(A1またはA2サイズで機械設備図と併せて二つ折り製本したもの)（３）部 ⊙ 工事写真（紙、DVD）※DVDは原則として完成図データと同一媒体とする。 ⊙ 保全に関する資料等　（２）部
26　施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
27　地中埋設標等	埋設深さは原則0.6m以下とし、それにより難い場合は監督職員と協議し決定すること。 （１）地中埋設標　⊙ 要（図示による。）　・ 不要 （２）埋設表示用テープ（２倍）⊙ 要　・ 不要
28　既設との取合い	本工事に伴う既設の軽微な加工改造は本工事とする。
29　電源周波数	・ ５０Ｈｚ　⊙ ６０Ｈｚ
30　電気工作物の種類と電気保安技術者	⊙ 事業用電気工作物　・ 一般用電気工作物 電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者にて工事内容の説明を行い、 工事の調整にあたる指導を受けるものとする。 電気保安技術者　事業用電気工作物：電気主任技術者　一般用電気工作物：電気工事士
31　電気工事士	契約電力５００ｋW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
32　仮設備工事	仮設備期間（　・　図示　・　） 仮電源等（　・　受変電設備　・　発電設備　・　電灯設備　・　図示　）
33　発生材の処理	・ 引渡しを要するもの　⊙ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 ＰＣＢ使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 （ＰＣＢ使用機器　　） ・ 蓄電池 広域認定事業者による処理を行い、管理票の写しを提出すること。 ・ イオン化式感知器 放射性同位元素等の規制に関する法律に基づき収集運搬、廃棄を行うこと。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの

項目	特記事項
34　電線本数、管路等	分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線等は、経路、電線太さ、電線本数、管径、開閉器のトリップ値は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。 また、機械室等の床埋設配管は図面上 PF管で記載している場合であっても、立上げ部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長に亘って接地線を設ける。 呼び線として、長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。
35　ｹｰﾌﾞﾙ行先表示	本工事で施工するケーブル等については行先表示札を取り付けること。 記載内容は電源（GC3φ200V等）、受注者名、施工者名等とし、詳細は監督職員の指示による。
36　鋼製電線管	特記なき鋼製電線管(19,25,･･･75)の表示は全て薄鋼電線管とする。 但し、屋内箇所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線管(E19,E25,･･･E75)を使用してもよい。
37　合成樹脂管配線	合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、ＰＦ管（単層管）の波付管以上を使用する。
38　金属製電線管の塗装・仕上げ	下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。 ⊙ 屋外（内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所：全て（塗装箇所除く） ・ 屋内（　内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ箇所　地階、ピット階　） ・ 塗装（　・　屋内　・　屋外　・　全て　・　図示　）
39　最上階の埋込配管	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。
40　フラッシュプレート	図面に特記なき場合は、⊙ 金属製（ステンレス、新金属も含む）　・　樹脂製　とする。
41　タンブラスイッチ	タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。
42　配線器具等	配線器具(ｽｲｯﾁ,ｺﾝｾﾝﾄ他)の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承諾を受けて変更してもさしつかえない。
43　位置ボックス	図面に特記なき場合は、⊙ 金属製　・　樹脂製　とする。 位置ボックスで金属製を使用する場合、電力用には接地を施す。 ただし、耐火又は準耐火構造の壁等に用いる場合は、上記によらず金属製とする。
44　二重床内器具	二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。 また、用途に応じ色分けすること。
45　機器仕様	使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の承諾を得れば可とする。
46　施工者銘板	新設、改造する盤の扉裏面に施工者銘板を設置すること。 記載内容は施工年度、工事名称、ケーブル番号、ケーブルの種類（EM-CE2mm²-3C等）とした（改造した場合はその内容を記載したものを含む）施工者銘板を設置すること。
47　照明設備の照度測定	一般照明及び非常照明の照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。
48　自家発電設備の配管工事等	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督職員の承諾を受けて図面と多少相違しても差し支えない。
49　天井仕上げ表示	図面において、室名に（　）を付したものは直天井を示し、それ以外は二重天井の部屋を示す。
50　インバータ装置の規約効率	三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。

電動機出力（kW）	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37	45
規約効率　（%）	86.0	88.5	92.0	93.0	94.0	94.0	94.5	94.5	95.0	95.5	95.5	95.5	95.5	95.5

備考（１）規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
（２）規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、IP4X、6種、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。

図面名	特記仕様書 建築電気設備１	縮尺	1:NO (A2)	設計番号	工事名	図面番号
				作図 令和７年　７月	文化会館楽屋側エレベーター設置工事　設計図	ET-01
						/

四日市市都市整備部営繕工務課　　１級建築士　登録第　号　四日市市諏訪町１番５号

令和7年4月版

項　目	特　記　事　項

(51) 取付高さ

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

名　　称	測　　点	取付高さ　[mm]
ブラケット（一般）	床上 ～ 中心	2,100
〃　（踊場）	〃	2,500
〃　（鏡上）	鏡上端 ～ 中心	150
スイッチ　（一般）	床上 ～ 中心	1,200
〃　（多機能便所用）	〃	1,200
自動スイッチ　（照明、換気扇用等）	〃	1,800
ｺﾝｾﾝﾄ，電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ，ﾃﾚﾋﾞ端子（一般）	〃	300
〃　（和室）	〃	150
〃　（台上）	台上 ～ 中心	150
コンセント（土間）	床上 ～ 中心	800 ～ 1,300
コンセント（電動車いす充電用）	〃	900
引込開閉器箱（低圧）	床上 ～ 上端	1,500
分電盤，制御盤，実験盤	床上 ～ 中心	1,500（上端1,900以下）
開閉器箱	〃	1,500
電磁開閉器用押しボタン	〃	1,200
接地用端子箱	地上，床上 ～ 中心	500
試験用接続端子箱	床上 ～ 下端	800
接地極埋設標	地上 ～ 中心	600
給油ボックス	地上 ～ 給油口	1,000
室内端子盤（廊下・室内）	床上 ～ 下端	300
中間端子盤（ＥＰＳ・電気室）	床上 ～ 中心	1,500
壁付電話機	〃	1,300
親時計	〃	1,500（上端1,900以下）
子時計，スピーカ	〃	（天井高）×0.9
アッテネータ	〃	1,200
表示盤	〃	（天井高）×0.9
発信器（出退表示用）	〃	1,200
外部受付用インターホン（子機）	〃	標準図による
壁付インターホン　（上記以外）	〃	1,100
呼出ボタン（多機能便所用）	〃	900
復帰ボタン（　〃　）	〃	1,300
廊下表示灯（　〃　）	〃	2,000
テレビ機器収容箱	天井下 ～ 上端	200
火報受信機（複合盤）	床上 ～ 操作部	800 ～ 1,500
副受信機	床上 ～ 中心	1,500
機器収容箱（火災報知設備）	〃	800 ～ 1,500
発信機	〃	800 ～ 1,500
警報ベル	〃	（天井高）×0.9
表示灯（火災報知設備）	〃	（天井高）×0.8
連動制御器（自動閉鎖）	〃	1,500
ガス漏れ検知器（重ガス）	〃	300
ガス漏れ検知器（軽ガス）	天井面 ～ 中心	（天井高）－200

（参考）天井面を基準とする取付高は、天井高さが 2,500mm から 3,000mm の場合に適用する。
天井高さが 3,000mm 以上の場合及び機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。

(52) 接　地　極

接地極の材料は下記による。なお接地棒ＥＢ(14φ)の長さは 1,500mm 以上とし、10φは
Ｗ＝30 Ｌ＝900mm 以上、14φは、Ｗ＝40 Ｌ＝1,200mm 以上としても差し支えない。

接地の種類	記　号	接地抵抗値	接　地　極　（参　考）
・ 共同接地	E_{ABDC}	Ω以下	ＥＢ（14φ）×3連－ 組
・ 共同接地	E_{BDC}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×3連－3組
・ Ａ　種	E_{A}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×3連－2組
・ Ｂ　種	E_{B}	Ω以下	ＥＢ（14φ）×3連－2組
・ Ｄ　種	E_{D}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×1　（Ｌ＝1,000mm）
・ Ｃ　種	E_{C}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×3連－2組
・ 高圧避雷器用	E_{LH}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×3連－3組
・ 低圧避雷器用	E_{LL}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×3連－2組
・ 構造体接地			
・ 交換機用	E_{T}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×3連－3組
・ 通信用	E_{NT}	10Ω以下	ＥＢ（14φ）×3連－3組
・ 通信用	E_{NT}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×1　（Ｌ＝1,000mm）
・ 電話引込口の保安器用	E_{LT}	100Ω以下	ＥＢ（10φ）×1　（Ｌ＝1,000mm）
・ 測　定　用	E_{S}		ＥＢ（10φ）×1　（Ｌ＝1,000mm）

項　目	特　記　事　項

53　高効率誘導電動機の
　　配線用遮断器等の選定

高効率誘導電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。

200V三相誘導電動機回路の器具容量等

電　動　機		器具容量、コンデンサ回路の配線							
定格出力 [kW]	定格電流（参考値） [A]	配線用遮断器等 [A]		インバータ入力側 [A]	電流計 [A]	コンデンサ回路		コンデンサ [μF]	
		直入始動	Y-Δ始動			接続する電線(IV-1C)の最小太さ[mm²]			
		MCCB	MCCB			長さ8m以下	長さ8m以下	50Hz	60Hz
0.2	1.8	15	—	15	3	2	2	15	10
0.4	3.2	15	—	15	5	2	2	20	15
0.75	4.6	15	—	15	5	2	2	40	30
1.5	8	30	—	15	10	2	2	75	40
2.2	11.1	40	—	20	15	2	2	100	50
3.7	16.8	60	—	30	20	2	2	150	75
5.5	24.6	75	60	50	30	2	2	200	100
7.5	34	125	75	60	40	5.5	2	250	150
11	48	125	125	75	60	5.5	3.5/2	300	200
15	64	125	150	125	100	5.5	3.5	400	250
18.5	79	150	175	125	100	8	5.5/3.5	500	300
22	92	175	200	150	100	14	8/5.5	800	400
30	124	225	300	200	150	22	14/8	900	500
37	152	300	350	225	200	22	22/14	1,200	700

400V三相誘導電動機回路の器具容量等

電　動　機		器具容量、コンデンサ回路の配線							
定格出力 [kW]	定格電流（参考値） [A]	配線用遮断器等 [A]		インバータ入力側 [A]	電流計 [A]	コンデンサ回路		コンデンサ [μF]	
		直入始動	Y-Δ始動			接続する電線(IV-1C)の最小太さ[mm²]			
		MCCB	MCCB			長さ8m以下	長さ8m以下	50Hz	60Hz
0.2	0.9	15	—	—	3	2	2	5	5
0.4	1.6	15	—	15	3	2	2	5	5
0.75	2.3	15	—	15	5	2	2	10	7.5
1.5	4	15	—	15	5	2	2	20	10
2.2	5.5	20	—	15	10	2	2	25	15
3.7	8.4	30	—	15	10	2	2	30	20
5.5	12.3	40	30	30	15	2	2	50	30
7.5	17	60	40	30	20	2	2	50	40
11	24	75	60	50	30	2	2	75	50
15	32	100	75	60	40	3.5	2	100	50
18.5	39.5	125	100	75	60	5.5	2	125	75
22	46	125	100	100	60	5.5	3.5/2	200	100
30	62	125	150	125	100	5.5	3.5	200	125
37	76	150	175	125	100	8	3.5	200	150
45	95	175	225	150	100	14	8/5.5	300	200
55	114	225	250	175	150	14	8/5.5	300	200
75	155	300	350	225	200	22	14/8	500	300
90	180	350	400	300	200	38	38/14	700	400
110	220	400	500	350	250	38	38/22	800	500

アスベスト含有物の取扱い

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　第9章

図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「改修標仕」という。）による。
特記事項に記載の［　．　］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(1) 一般事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。
・ アスベスト除去に係う官公署等への届出申請を行うこと。
　石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。
・ 石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。
・ アスベスト除去に係う作業計画の作成を行うこと。
・ アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。

(2) アスベスト含有建材の処理工事

アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理　・行う　・行わない　［9.1.1］
アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理　・行う　・行わない
アスベスト含有建材除去後の仕上げ　・行う　・行わない
施工箇所及び工法　※図示

(3) アスベストの含有調査

事前調査（有資格者）　・行う　・　行わない　［9.1.2］
調査結果報告書等の貸与　・有　・　無
分析調査　・行う（対象箇所：　　）　・行わない
・定性分析　・定量分析
※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。
※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。
調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

(4) アスベスト含有吹付け材の除去

アスベスト含有吹付材の有無　・有　・無　［9.1.3］
除去吹付材（　　）含有場所（　　）
吹付けアスベストの施工数量調査　※行う
アスベスト粉じん濃度測定　※行う

表9.1.1　アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測　定　場　所	測　定　点　（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定１	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定２	施行区画周辺 又は、敷地境界	計２点	大気
処理作業中	測定３	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定４	ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	１点	空気の流れを確認
	測定５	集じん・排気装置 の排出口 （処理作業室外の場合）	１点	（注）２
	測定６	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	－
処理作業後 （隔離シート撤去前）	測定７	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定８	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	大気

（注）１．各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは２点、300㎡以下までは３点とする。
　　300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
（注）２．集じん・排気装置の性能確認

表9.1.2　アスベスト粉じん濃度測定方法

	測　定　3	測定1，2，4，6，7，8	測　定　5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25mm		47mm
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトンートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数　　200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３：１以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

作業場の隔離　※行う
除去工法
※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

(5) アスベスト含有保温材等の除去

アスベスト含有保温材の有無　・有　・無　［9.1.4］
除去保温材（　　）含有場所（　　）
作業場の隔離　・行う　・行わない
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

(6) アスベスト含有成形板の除去

アスベスト含有成形板の有無　・有　・無　［9.1.5］
除去成形板（石膏ボード）含有場所（A-03図による）
作業場の区画　・行う　・行わない
処分方法
石綿含有石膏ボード
※管理型最終処分場で埋立処分する。
石綿含有石膏ボード以外
・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

(7) アスベスト含有仕上塗材の除去

アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。　［9.1.6］
アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　・無
除去仕上塗材（　　）含有場所（　　）
撤去の範囲　・全面撤去　・図示による
除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）
・水洗い工法　・手工具ケレン工法
・集じん装置付高圧水洗工法　・集じん装置付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法
・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法
・剥離材併用超音波ケレン工法　・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法
上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。
除去工法の試験施工　・行う　※行わない
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。
作業場の隔離及び養生
・隔離養生不要　・隔離養生必要（負圧不要）・その他（　　）
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

(8) アスベスト含有配管接続部シール材の除去

アスベスト含有シール材の有無　・有　・無
除去シール材（）含有場所（）
作業場の隔離　・行う　・行わない
除去工法
湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。
処分方法　・埋立処分
・アスベストの中間処理に適する溶融施設
・認定を受けた無害化処理施設

(9) 特記事項

※本工事に配置管理させる者（有資格者）
※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者）
又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

暴力団等不当介入に関する事項
　１．契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

　２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務
(1)　不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
(2)　契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
(3)　(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

＜喫煙に関する事項＞
　学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
＜現場代理人に関する事項＞
　工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。
＜随時検査＞
　設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第８条第６項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受験すること。

個人情報の取り扱いに関する事項
（基本事項）
第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
（施工者の義務）
第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第６７条に規定する義務を負う。
２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
（秘密の保持）
第３　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
２　乙は、この従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
（適正な管理）
第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
（収集の制限）
第５　乙及びこの従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
（再提供の禁止）
第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
（複写、複製の禁止）
第７　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。
（持ち出しの禁止）
第８　乙及びこの従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第9において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
２　甲及びは、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
（資料等の返還）
第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断
(2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
３　乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
（研修・教育の実施）
第10　乙は、この従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
（苦情の処理）
第11　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
（定期報告及び事故発生時における報告）
第12　乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
（監査及び検査）
第13　甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。
２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に関して必要な指示をすることができる。
（契約解除及び損害賠償）
第14　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

障害者差別解消に関する事項
　１．対応要領に沿った対応
（１）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）に定めるものほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成２９年２月２８日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
（２）（１）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
　２．対応指針に沿った対応
　上記１に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第１１条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

産業廃棄物税
　本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。

図面名	特記仕様書 建築電気設備２	縮尺	1:NO (A2)	設計番号 作図 令和７年７月	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事　設計図	図面番号 ET-02
	四日市市都市整備部営繕工務課				１級建築士　登録第　　号 四日市市諏訪町１番５号	/ 令和7年4月版

凡　例

記　号	名称・規格	備　考
⊠	ハンドホール H1-9	鉄蓋（R20-75）セパ付
◪	埋設標	鉄製

配線凡例	摘　要
― - - -	地中埋設配管配線
↙　↗	配線立上げ、引下げ

注記

1. 地中埋設配管の埋設深さはGL-600mmとする。
2. 埋設配管の上部には埋設シート（2倍折り）を布設すること。
3. 屋外に使用する配管支持材は溶融亜鉛メッキ又はSUS製とする。
4. 建物付近の掘削を行う際には雷保護設備の接地及び接地線に注意して施工すること。切断した場合には補修を行うこと。

ケーブルリスト

List-A

低圧幹線	EM-CET 100sq	FEP100
拡声	EM-HP 1.2-3C	FEP80
自動火災報知	EM-HP 1.2-10P	
構内交換	EM-ICT 0.9-4P	
インターホン	EM-FCPEE 1.2-10P	
監視カメラ	EM-STP 0.5-4P Cat.6A	

List-B

拡声	EM-HP 1.2-3C	FEP80
自動火災報知	EM-HP 1.2-10P	
構内交換	EM-ICT 0.9-4P	
インターホン	EM-FCPEE 1.2-10P	
監視カメラ	EM-STP 0.5-4P Cat.6A	

List-C

低圧幹線	EM-CET 100sq	FEP100

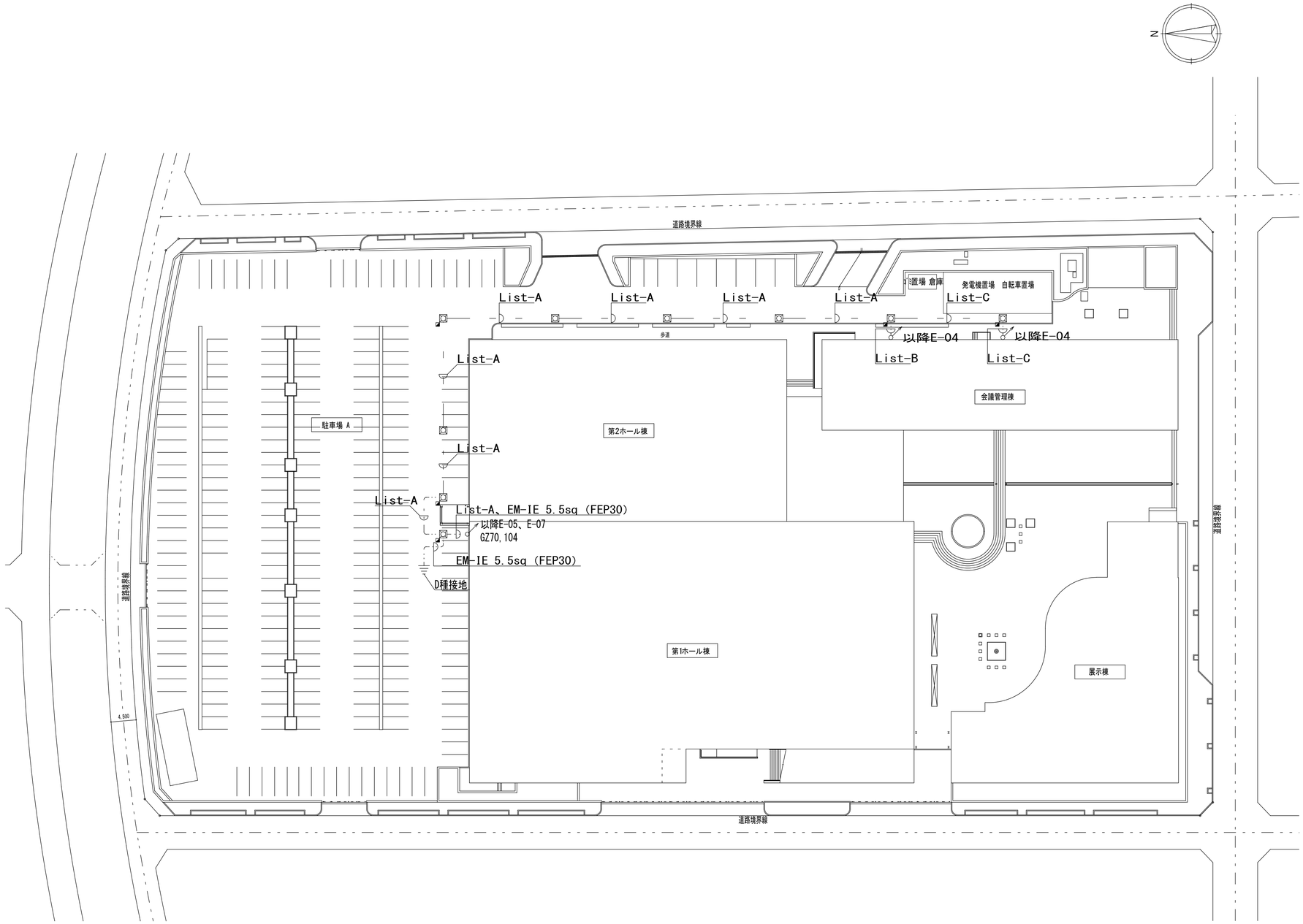

文化会館空調設備ほか更新工事、文化会館改修工事、文化会館舞台関係設備更新工事、文化会館電気設備改修工事等の他工事と調整の上、施工を行うこと。
計画通知に伴う計算書、書類作成及び申請は受注者で行うこと。他の申請についても必要な書類作成、申請は受注者で行うこと。

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

製作日 2025. 3. 10
ファイル名

代表設計者 一級建築士 大臣登録 第311349号 中村 慎吾
日付 2025. 3. 10

設計者 建築設備士 第18E1-0088LI号 柘植 和人
担当者 米田 周平

業務名称 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 構内配電・構内情報通信網設備 外構図
縮尺 A1＝1/800 A3＝1/1,600

図面番号 E- 01

管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二

注記

1. 既存受変電設備（改修後）への幹線増設に伴い全館停電が必要な場合は、
   文化会館の施設管理者、別途工事業者と協議を行い、指定する日程にて実施すること。
2. 既存受変電設備（改修後）への幹線接続に伴う加工費は本工事に見込むこと。
3. 楽屋裏ELV用の遮断器交換工事を実施すること。
   交換に伴う加工費は本工事に見込むこと。

既存メーカー：中立電機株式会社

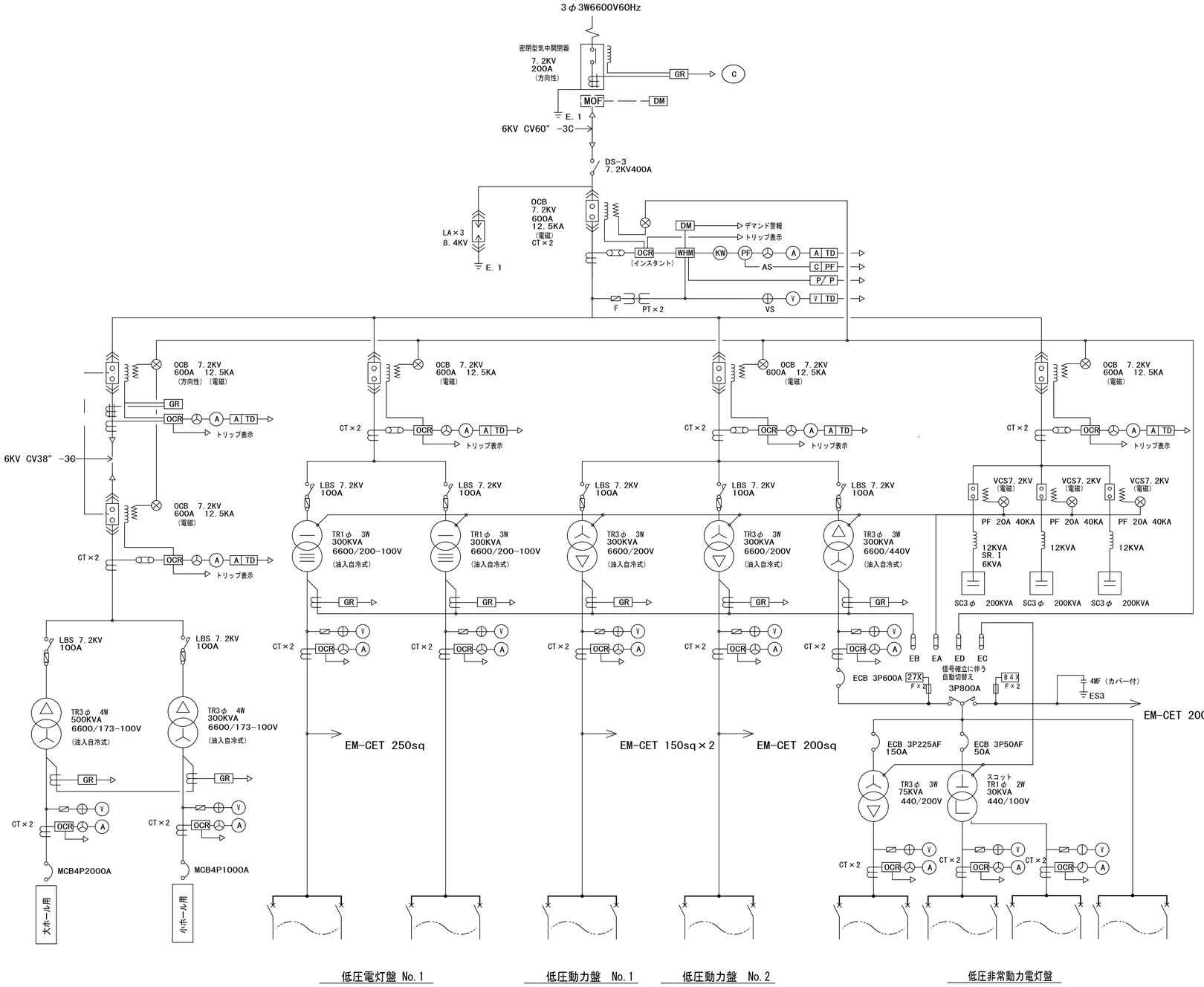

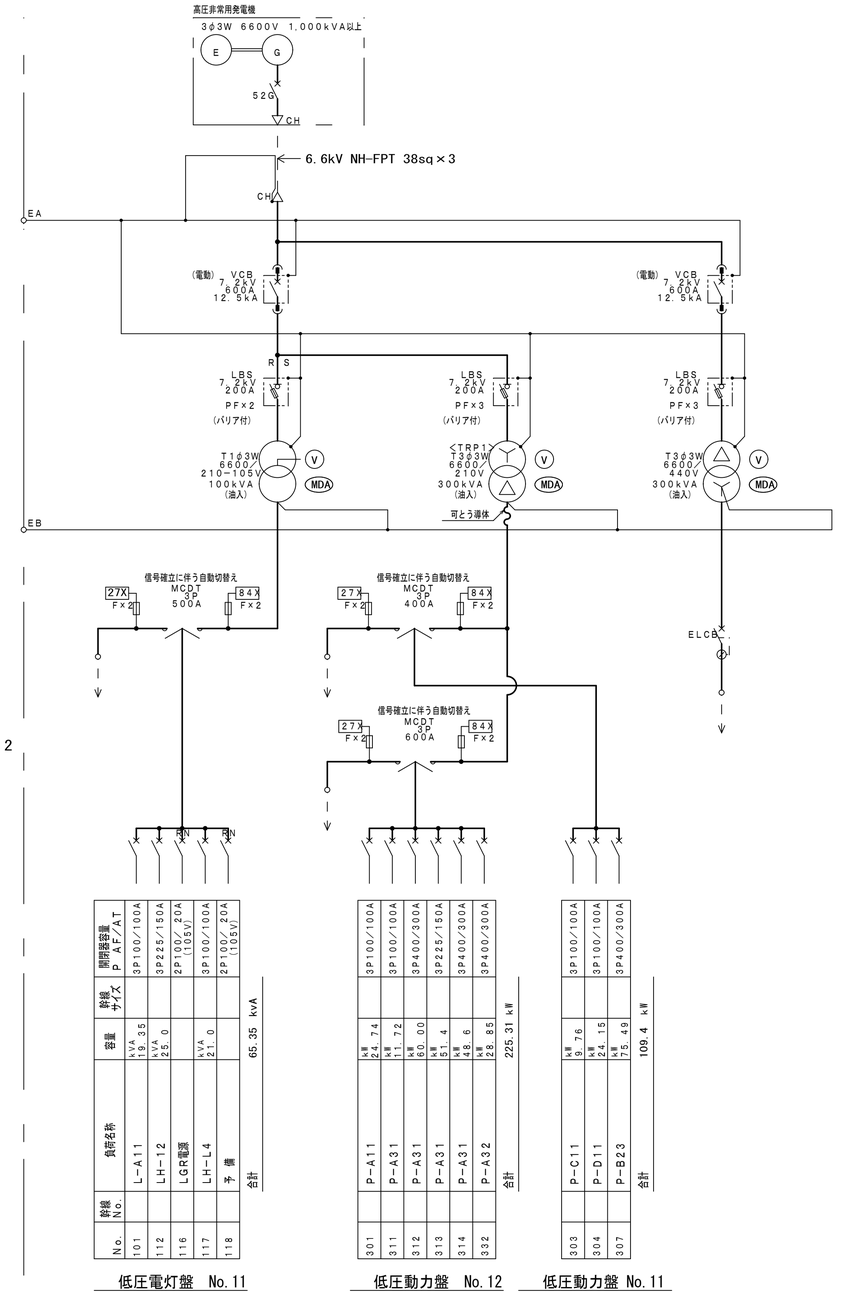

石本建築事務所 ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.	履歴	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	製作日 2025.3.10 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録 第311349号 中村 慎吾 日付 2025.3.10	設計者 建築設備士 第18E1-0088LI号 柘植 和人 担当者 米田 周平	業務名称 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 受変電設備 単線結線図 (1)	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1=no scale A3=no scale	図面番号 E-02	管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二

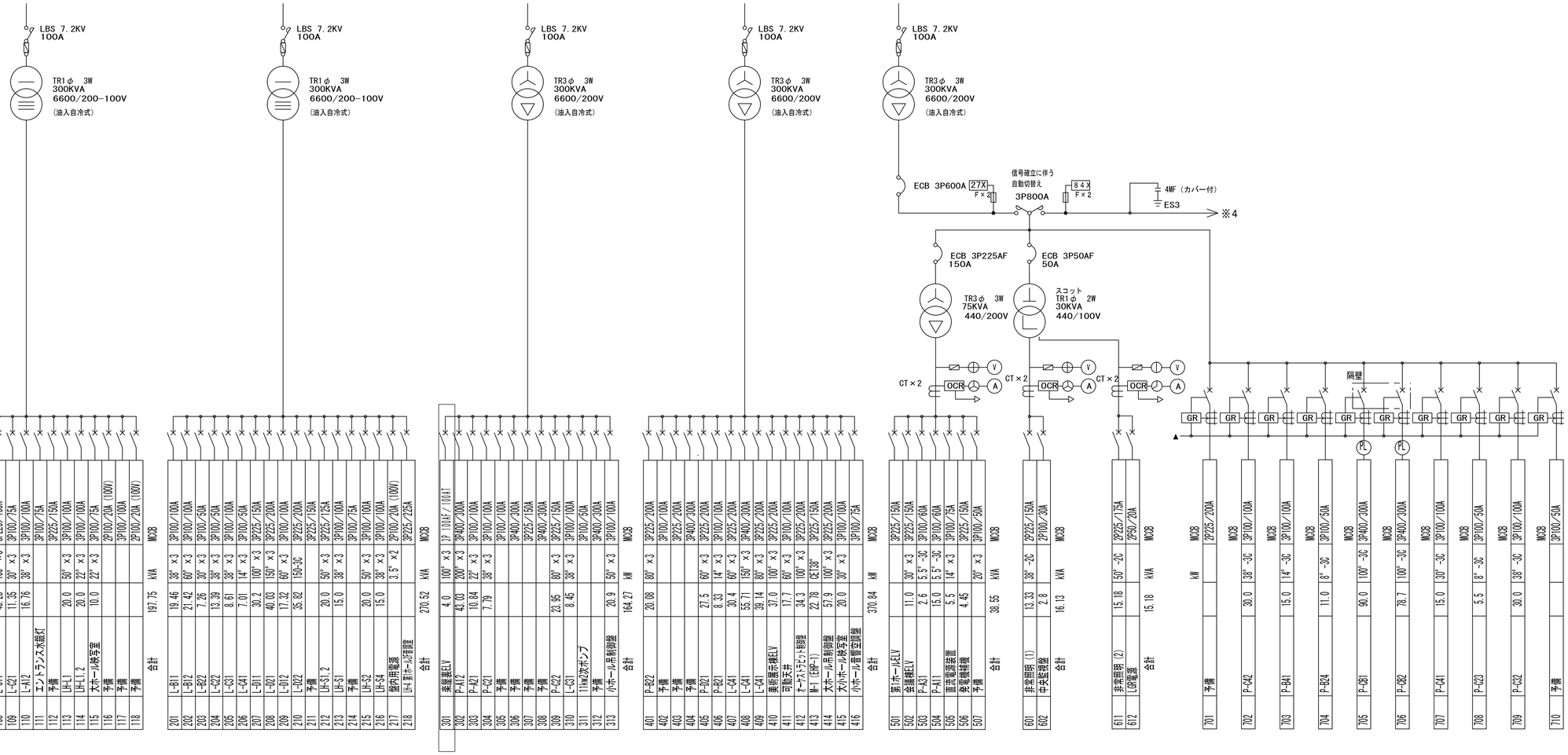

※ 予備回路（MCCB 100AF/100AT）の遮断器を撤去し、
昇降機用遮断器（MCCB 100AF/30AT）に更新し、幹線接続を行うこと。
遮断器への幹線接続に伴う接続端子加工等は本工事に見込むこと。

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

製作日 2025.3.10
ファイル名

代表設計者 一級建築士 大臣登録 第311349号 中村 慎吾
日付 2025.3.10

設計者 建築設備士 第18E1-00881I号 柘植 和人
担当者 米田 周平

業務名称 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 受変電設備 単線結線図（2）
縮尺 A1=no scale A3=no scale

図面番号 E- 03

管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二

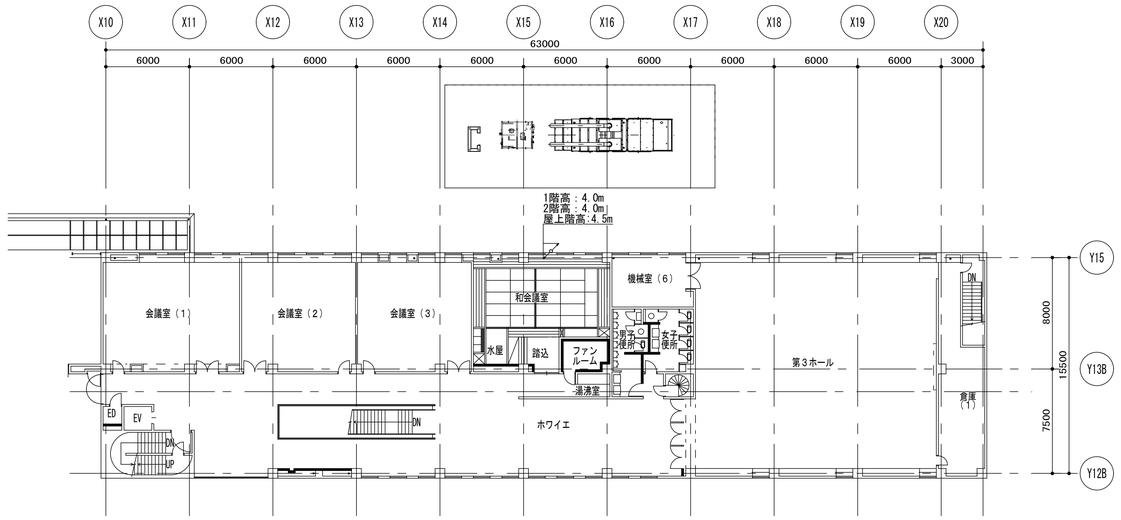

2階 平面図

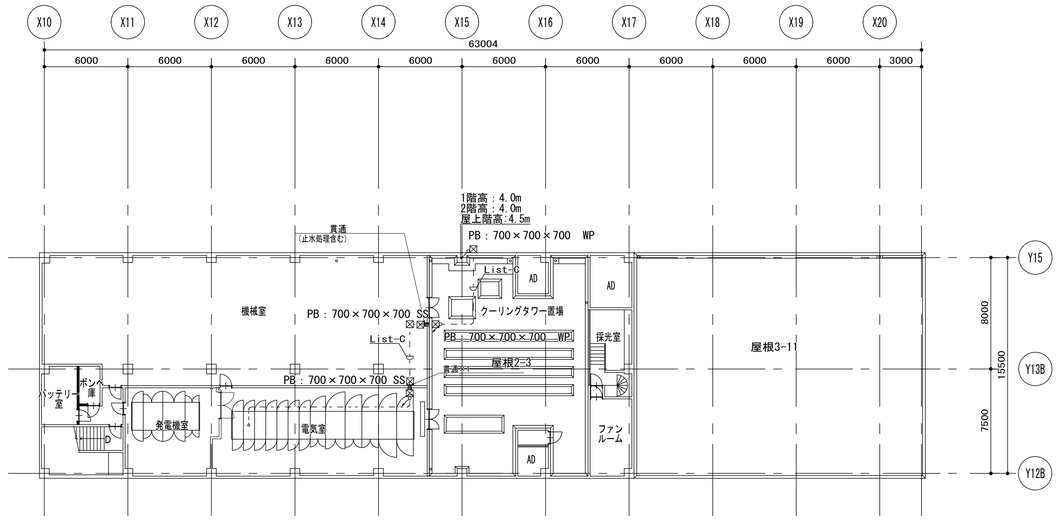

3階 平面図

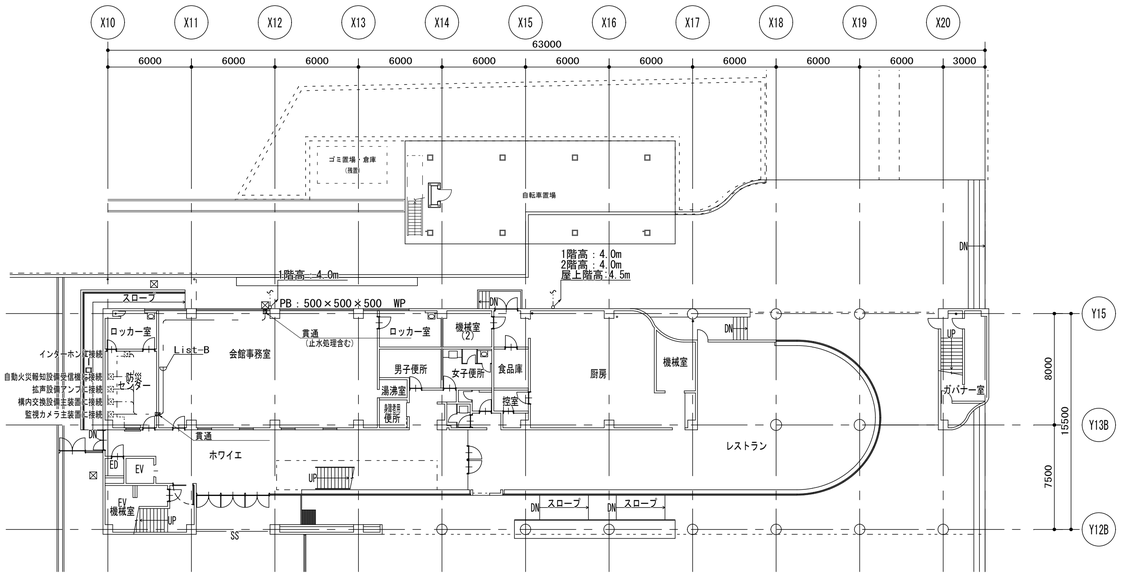

1階 平面図

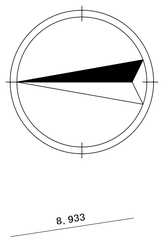

凡 例

記 号	名称・規格	備 考
☒	プルボックス（サイズ図示）	傍記：WP は防水型SUS製を示す。

配線凡例	摘 要
——・・	天井・壁隠ぺい配管配線
・ー・ー	露出配管配線
／ ／	配線立上げ、引下げ

注記

1. 屋外に使用する配管支持材は溶融亜鉛メッキ又はSUS製とする。
2. 現地調査の上、施工図を作成し監督職員の承認後、工事を行うこと。
3. 防火区画を貫通する配線、配管は国土交通省大臣認定工法で区画処理を行うこと。
4. 電気設備工事にて必要な壁貫通、貫通処理工事は電気設備工事とする。
5. 二重天井内はケーブルころがし配線とし、ケーブルの立上げ・引下げ部は配管にて保護のこと。
6. 本工事の配線敷設等に伴うスリーブ及びコア抜き、鉄筋探査は本工事に含むこと。
7. 既存拡声設備及び自動火災報知設備、構内交換設備機器との接続及びシステム調整を行うこと。
8. 昇降機工事のインターホン及び監視カメラとの接続を行うこと。
9. 既存総合盤への機器取付け等に伴う盤内渡り・立上げ・立下げ配線敷設を見込むこと。
   なお、盤内配線敷設に伴い既存機器の取外し等が発生した場合の取外し・再取付け
   調整費用は本工事に見込むこと。

ケーブルリスト

List-B		
拡声	EM-HP 1.2-3C	GZ70
自動火災報知	EM-HP 1.2-10P	
構内交換	EM-ICT 0.9-4P	
インターホン	EM-FCPEE 1.2-10P	
監視カメラ	EM-STP 0.5-4P Cat.6A	

List-C		
低圧幹線	EM-CET 100sq	GZ104

クーリングタワー置き場では配管架台を設置すること

既存放送機器：Panasonic

既存自火報機器：ホーチキ

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴	
完成図作成（施工者名）	日付 / 管理技術者 / 担当者
完成図承諾	日付 / 監理者 / 担当者
製作日	2025.3.10
ファイル名	
代表設計者	一級建築士 大臣登録 第311349号 中村 慎吾
日付	2025.3.10
設計者	建築設備士 第18E1-0088LI号 柘植 和人
担当者	米田 周平
業務名称	文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード	108188-05
図面名称	幹線設備 電気室 詳細図
縮尺	A1＝1/200 A3＝1/400
図面番号	E- 04
管理建築士	一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二

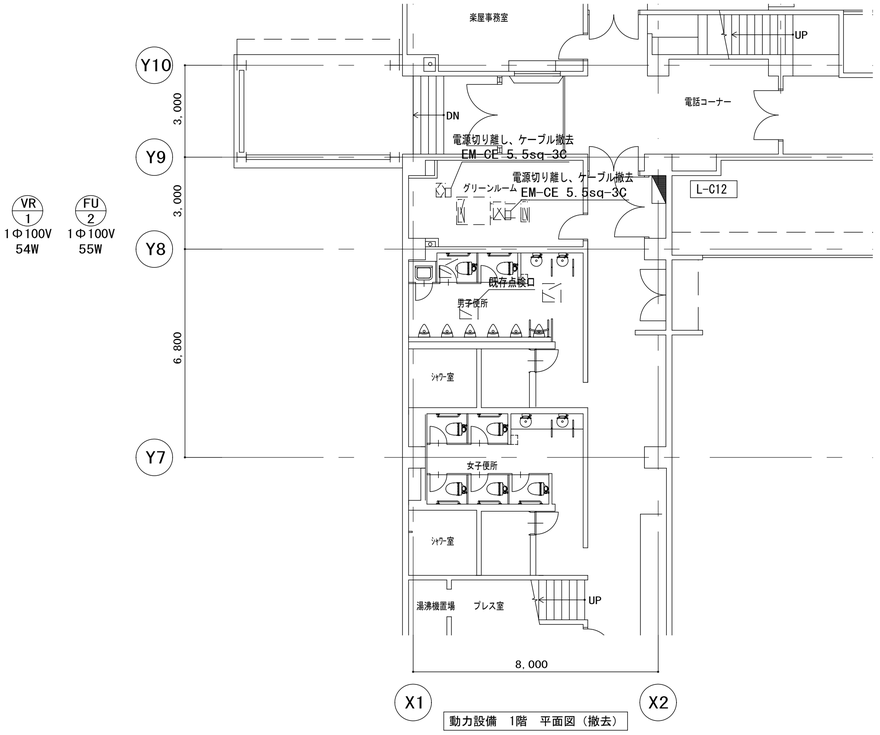

動力設備　1階　平面図（撤去）

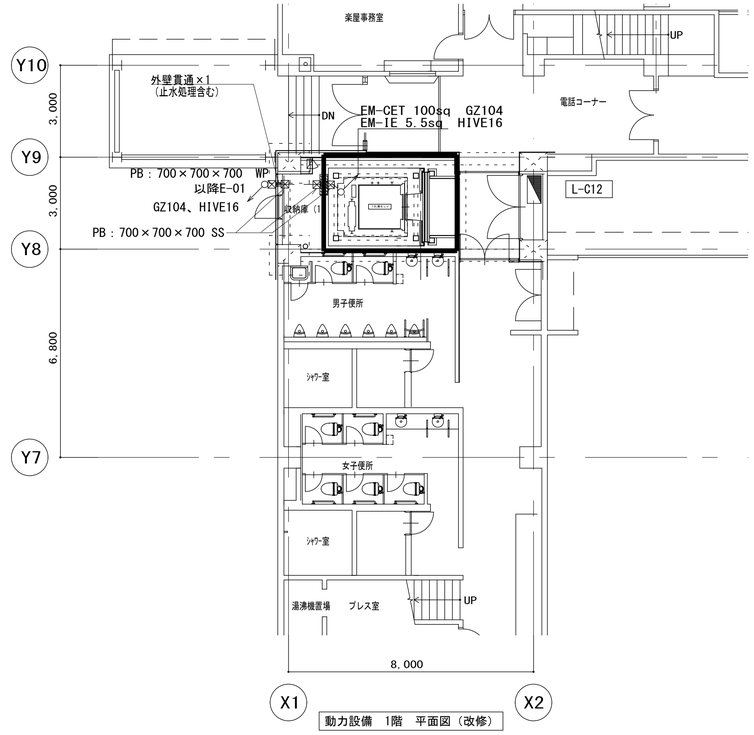

動力設備　1階　平面図（改修）

凡例		
記　号	名　　称	備　　考
	天井隠ぺい配線	
	ころがし配線	
	露出配線	
	分電盤	
	制御盤	
	端子盤	
	撤去を示す	
	プルボックス（サイズ図示）	傍記：WP は防水型SUS製を示す。
	防火区画（竪穴区画）	
	防火区画貫通処理	国土交通省大臣認定工法

注記

※　電源切り離し後のケーブルは端末処理を行う、既存ケーブル同士の接続を行うこと。

※　盤側でも切り離しを行うこと。

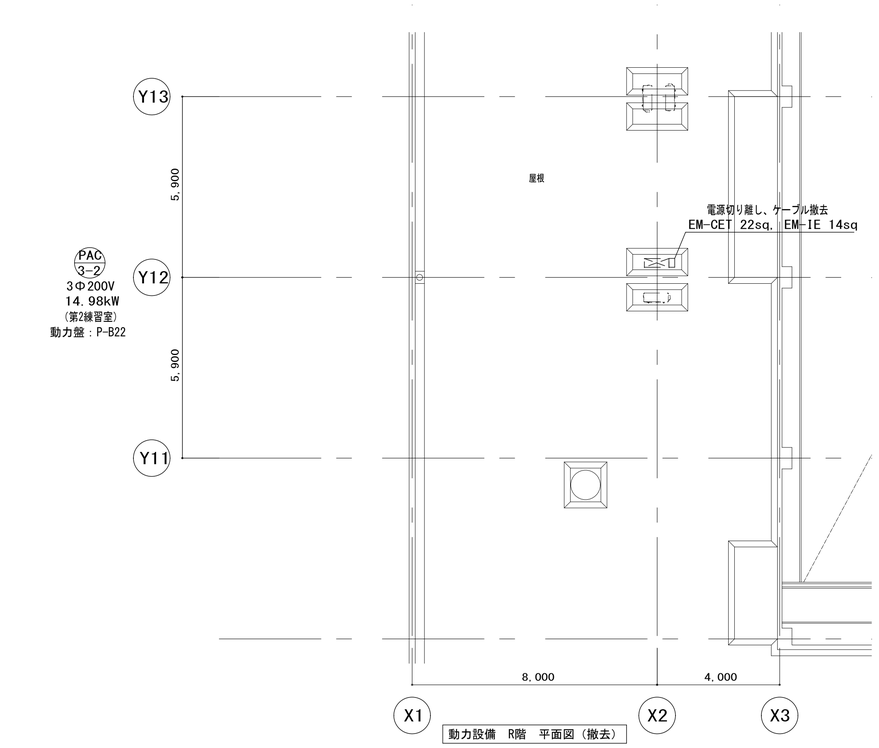

動力設備　R階　平面図（撤去）

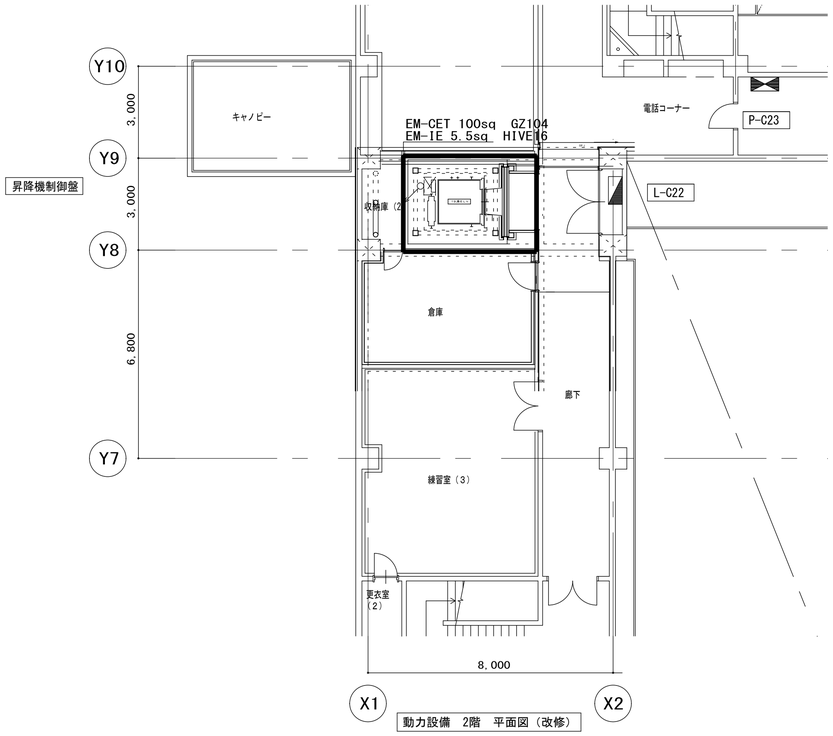

動力設備　2階　平面図（改修）

履歴	完成図作成（施工者名）	完成図承諾	製作日	代表設計者	設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
	日付	日付	2025. 3. 10	一級建築士 大臣登録 第311349号 中村 慎吾	建築設備士 第18E1-0088LI号 柘植 和人	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	E- 05	一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
	管理技術者	監理者	ファイル名	日付	担当者	図面名称	縮尺		
	担当者	担当者		2025. 3. 10	米田 周平	動力設備 1・2階　平面図（撤去・改修）	A1=1:100 A3=1:200		

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

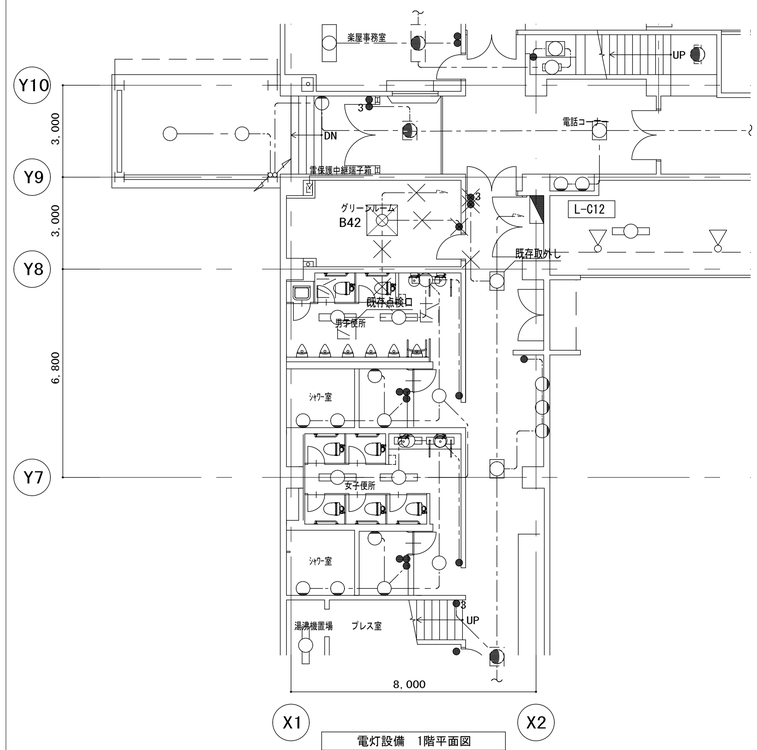

電灯設備　1階平面図

配線種別
EM-EEF 2.0-3C

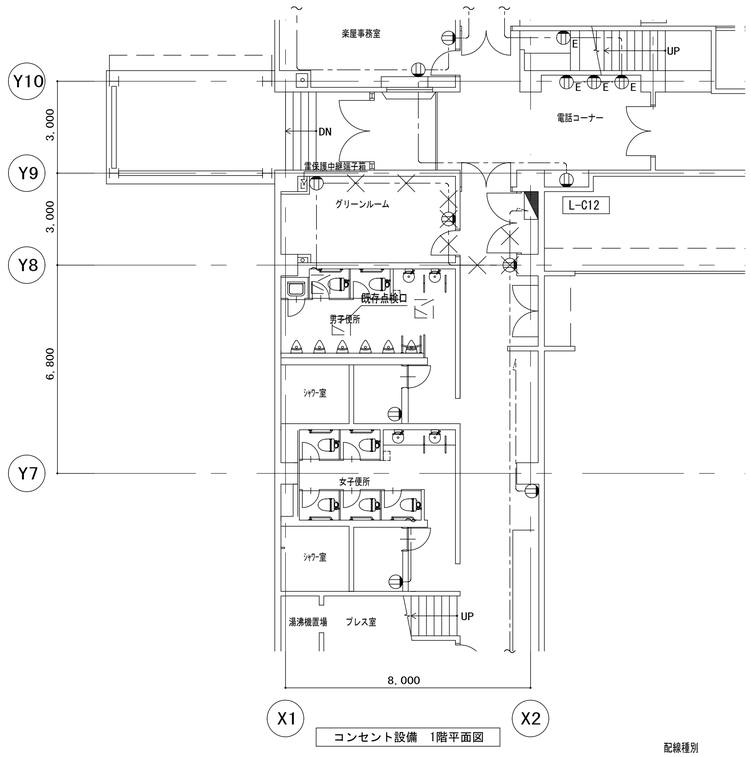

コンセント設備　1階平面図

配線種別
EM-EEF 2.0-3C

凡例		
記号	名称	備考
	天井隠ぺい配線	
	ころがし配線	
	露出配線	
	分電盤	
	制御盤	
	端子盤	
電灯設備		
	照明器具	
	照明器具	ダウンライト
	照明器具	ブラケット
	照明器具	投光器
•	スイッチ	1P15Ax1
•3	スイッチ	3W15Ax1
非常照明・誘導灯設備		
	非常照明	
	非常照明	
	避難口誘導灯	
コンセント設備		
	コンセント	2P15Ax2
E	コンセント	2P15Ax2　接地極付
弱電設備		
	スピーカー	
	アッテネータ	
	電話端子	
	テレビ端子	
	子時計	
I	インターホン	
P	発信機	P型　1級
B	警報ベル	
	表示灯	
S	煙感知器	2種
	差動式スポット型感知器	2種
	定温式スポット型感知器	1種
	撤去を示す	

注記
※　機器撤去後のボックス開口部にはブランクプレート（新金属製）を取付けること。

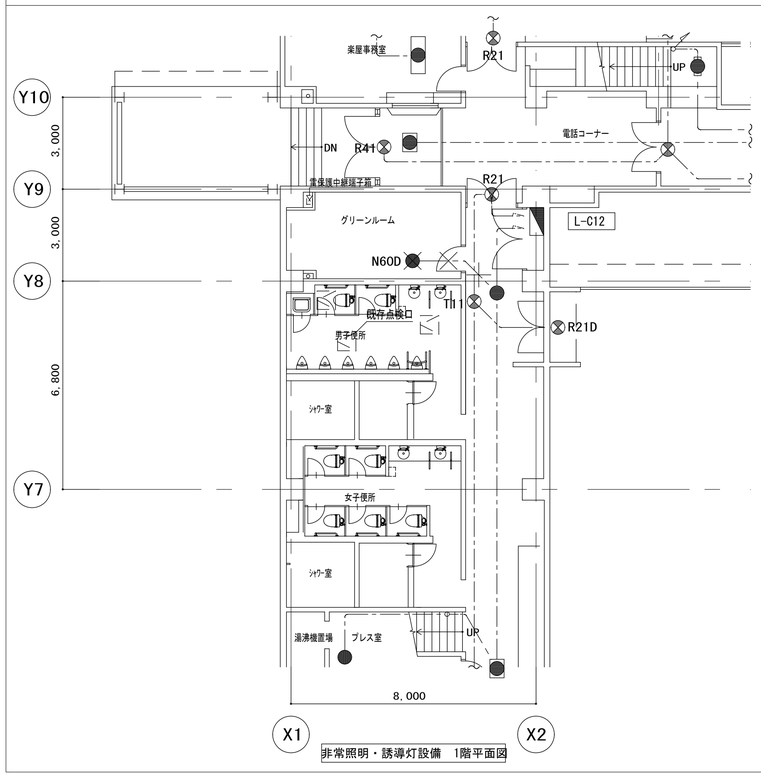

非常照明・誘導灯設備　1階平面図

配線種別
EM-EEF 2.0-3C

N60D　非常用天井埋込灯

光源　：LED
埋込穴　：φ60
その他　：電源別置型

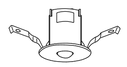

公共型番：KO-LRS11-D6

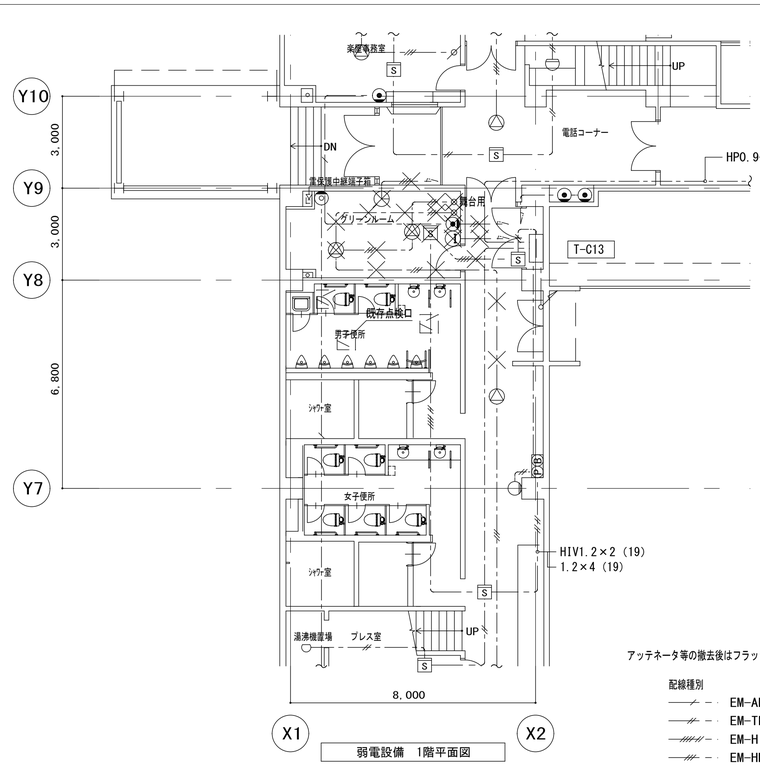

弱電設備　1階平面図

アッテネータ等の撤去後はフラッシュプレートを設置すること

配線種別
EM-AE 0.9-2C
EM-TKEE 0.5-2P
EM-HIV 1.2-6C
EM-HP 1.2-3C

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

製作日　2025.3.10
ファイル名

代表設計者　一級建築士　大臣登録 第311349号　中村 慎吾
日付　2025.3.10

設計者　建築設備士　第18E1-0088LI号　柘植 和人
担当者　米田 周平

業務名称　文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード　108188-05
図面名称　電灯・コンセント・弱電設備　1階　平面図（撤去）
縮尺　A1=1:100　A3=1:200

図面番号　E- 06

管理建築士　一級建築士　大臣登録 第259976号　岡野 俊二

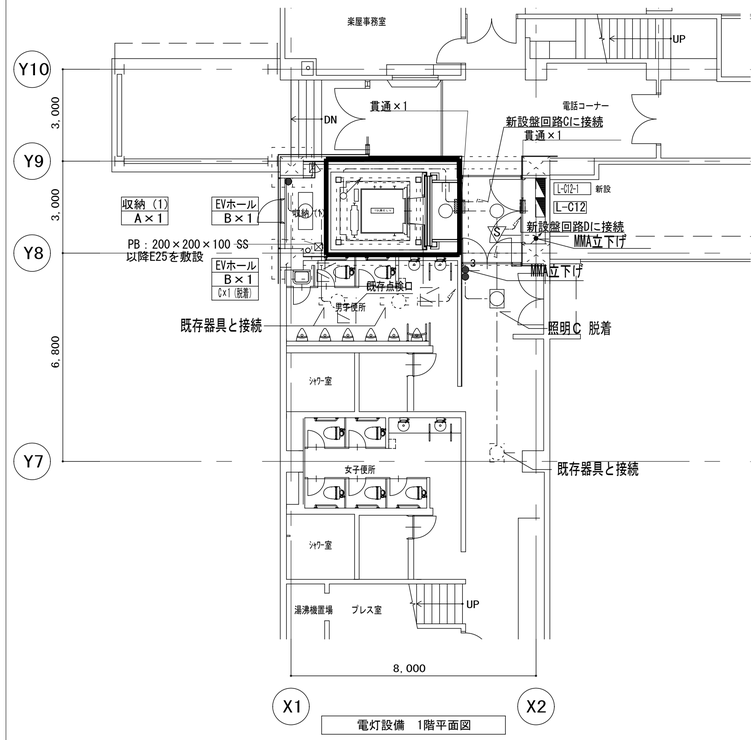

A 直付天井灯

光 源 ：LED
消費電力：43 W
光束値 ：6,900 lm
色温度 ：5,000K
本 体 ：亜鉛鋼板

公共型番：LSS1-4-65

B ダウンライト

光 源 ：LED
消費電力：22 W
光束値 ：1,700 lm
色温度 ：5,000K
その他 ：鋼板製
開口 ：Φ150

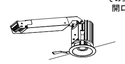

公共型番：LRS1-17

C (既設)埋込天井灯

光 源 ：LED
消費電力：21.8 W
光束値 ：3,100 lm
色温度 ：5,000K
本 体 ：亜鉛鋼板
開 口 ：300×639

Panasonic：XLX239VEN-LE9 相当品

配線種別
EM-EEF 2.0-3C

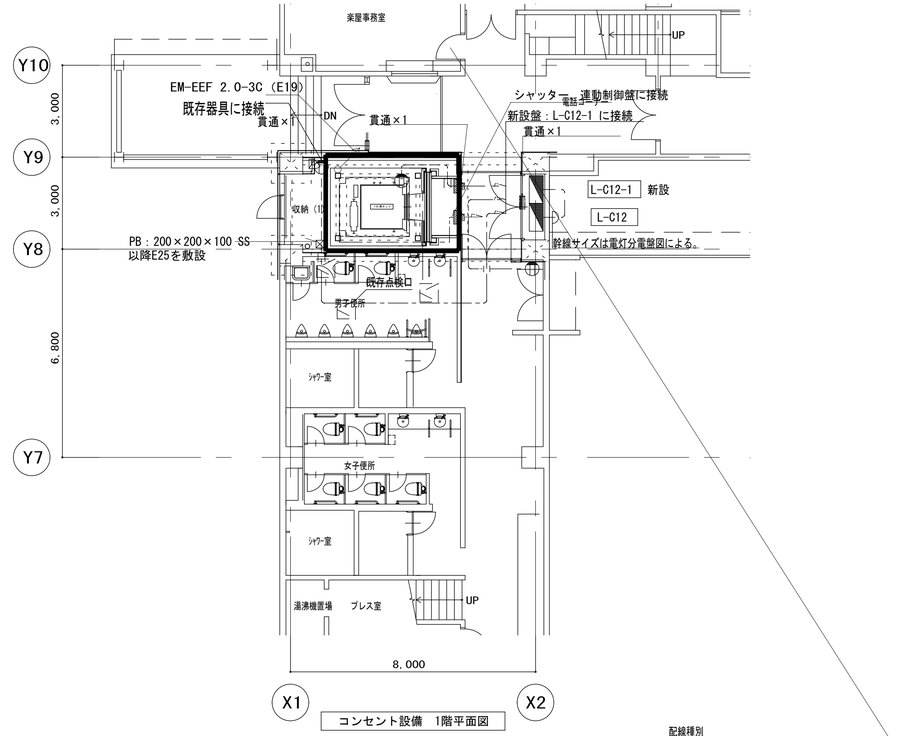

配線種別
EM-EEF 2.0-3C
EV内はE25で保護

凡例

記号	名称	備考
	天井隠ぺい配線	
	ころがし配線	
	露出配線	
	分電盤	
	制御盤	
	端子盤	
電灯設備		
	照明器具	
○	照明器具	ダウンライト
●	スイッチ	1P15Ax1
●3	3口 スイッチ	3P15Ax1
	人感センサ切替えスイッチ	
S	人感センサー 親機	
非常照明・誘導灯設備		
	非常照明	
	避難口誘導灯	
コンセント設備		
	コンセント	2P15Ax2
弱電設備		
S	煙感知器	2種
S_C	光電式スポット型感知器	3種
C	開閉器（建築工事）	
	連動制御盤	1回路用
区画		
	防火区画（竪穴区画）	
	防火区画貫通処理	国土交通省大臣認定工法

電 灯 分 電 盤 図

盤名称	幹線番号・サイズ	分岐回路 番号	2PELCB	負荷名称	負荷容量 電灯	コンセント
盤型式	L-C12主幹より分岐					
L-C12-1 屋内型 鋼板製 露出型	110 a AC 1φ3W 210/105V EM-CET 100sq EM-IE 14sq	Ⓐ	○	収納庫(1)コン		100
		Ⓑ	○	○ 昇降機 コン		100
		Ⓒ	○	昇降機 照明	200	
		Ⓓ	○	踊り場 照明	50	
		Ⓔ		シャッター用	500	

※注記 MCCB 50F/20AT ×4 ELCB 50F/20AT ×1

・新設電灯盤用幹線接続に伴う既存電灯盤の加工、配管、配線費は本工事に見込むこと。

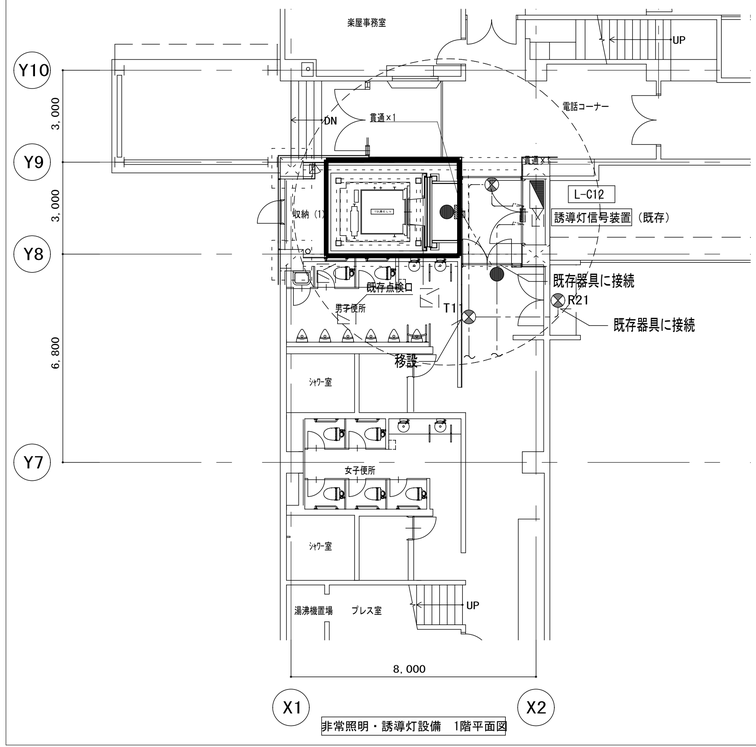

● 非常用照明

光 源 ：LED
消費電力：1.0 W
認定番号：LCLE-001
保守率 ：0.92
その他 ：電源別置型

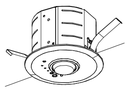

公共型番：KO-LRS11-D10

R21 避難口誘導灯（既存）

形 式 ：B級・BL形
光 源 ：LED
その他 ：電源内蔵型

公共型番：SH1-FSF20-BL+FK21727C
消防庁誘導灯技術基準適合品

T11 通路誘導灯（移設）

形 式 ：C級
光 源 ：LED
その他 ：電源内蔵型

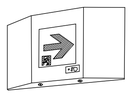

公共型番：ST1-FBF22-C+FK11747C
消防庁誘導灯技術基準適合品

配線種別
EM-EEF 2.0-3C
EM-FP 2.0-2C

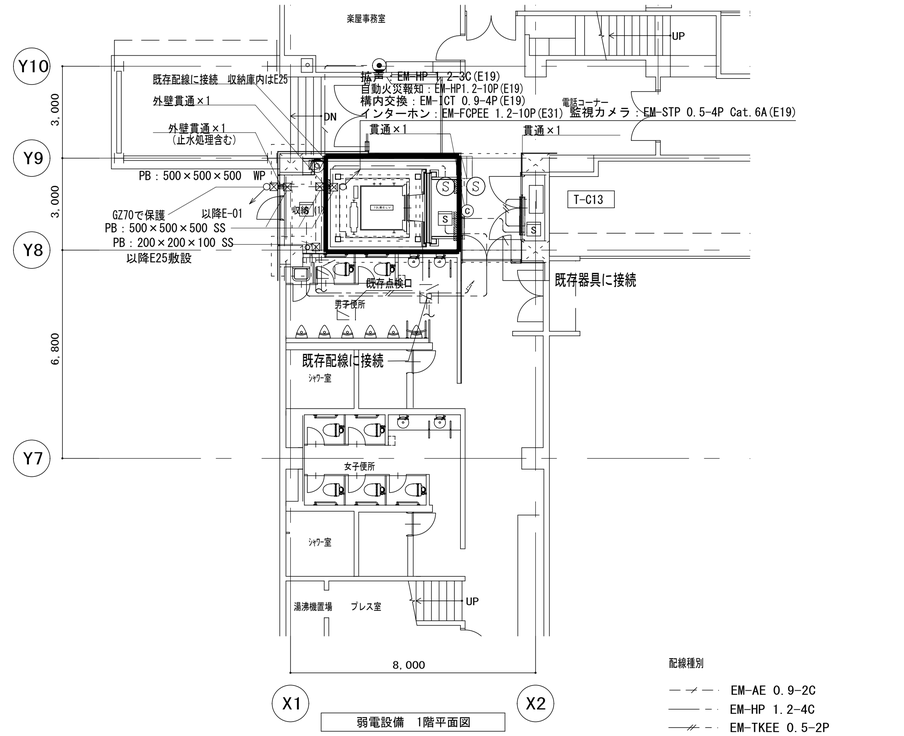

配線種別
EM-AE 0.9-2C
EM-HP 1.2-4C
EM-TKEE 0.5-2P

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

製作日 2025.3.10
ファイル名

代表設計者 一級建築士 大臣登録 第311349号 中村 慎吾
日付 2025.3.10

設計者 建築設備士 第18E1-0088LI号 柘植 和人
担当者 米田 周平

業務名称 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 電灯・コンセント・弱電設備 1階 平面図（改修）
縮尺 A1=1:100 A3=1:200

図面番号 E- 07

管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二

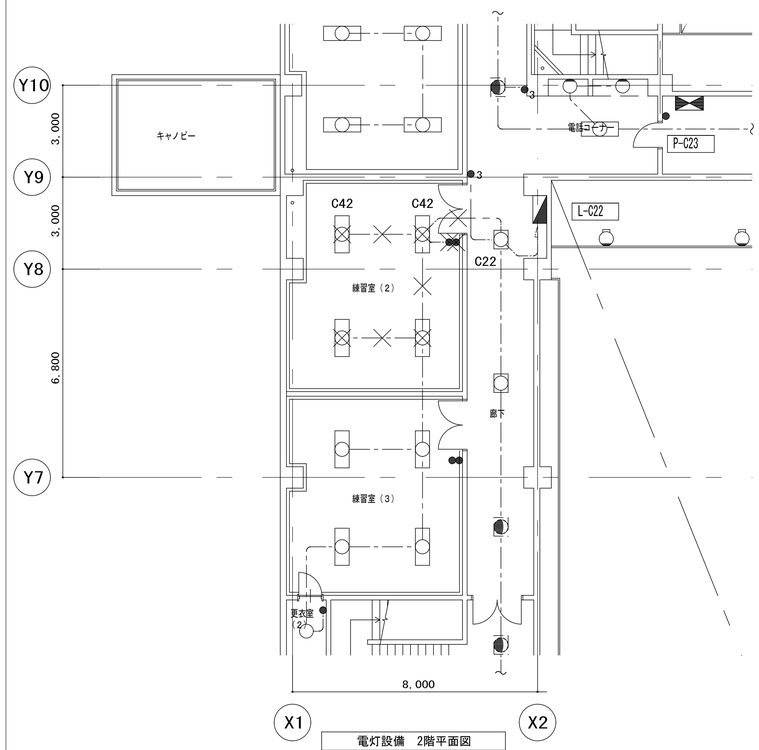

電灯設備　2階平面図

C42　埋込天井灯

光　源　：LED
消費電力（C42）：43.1W
光束値（C42）：6,680lm
色温度　：5,000K
本　体　：亜鉛鋼板
反射板　：鋼板 高反射白色粉体塗装
カバー　：ポリカーボネート 乳白
埋込穴（C42）：220×1235

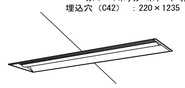

公共型番：LRS3-4-65

配線種別
EM-EEF 2.0-3C

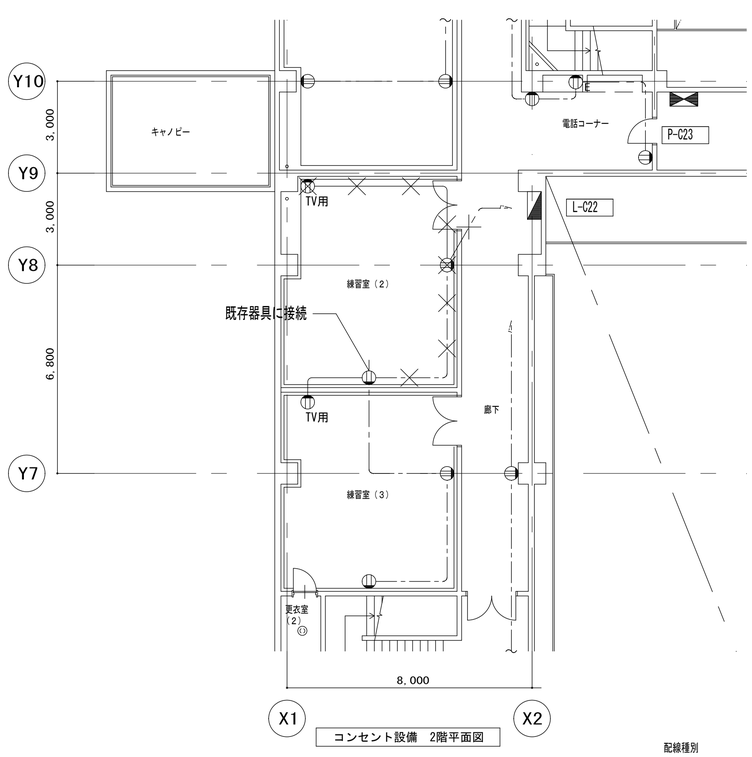

コンセント設備　2階平面図

配線種別
EM-EEF 2.0-3C

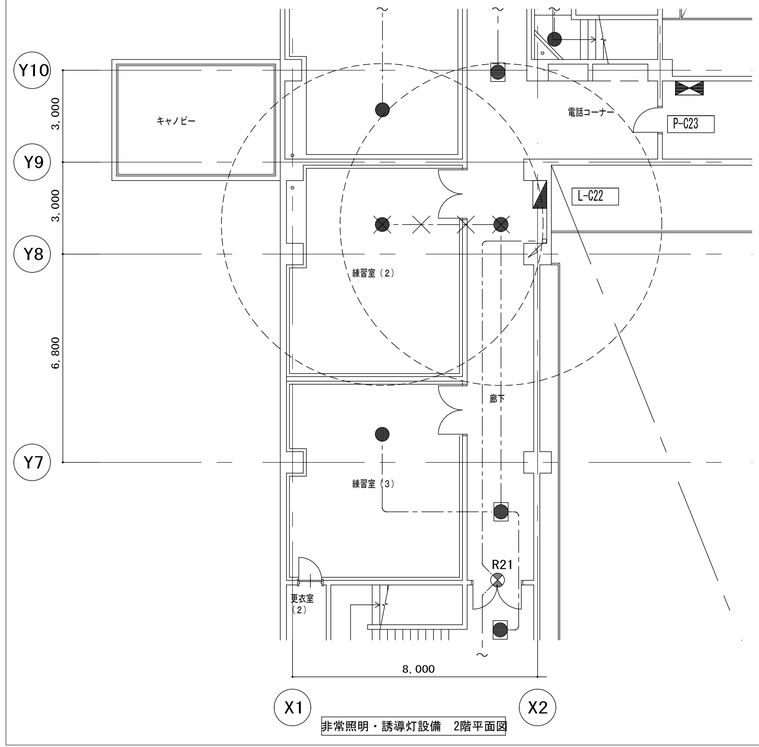

非常照明・誘導灯設備　2階平面図

配線種別
EM-EEF 2.0-3C

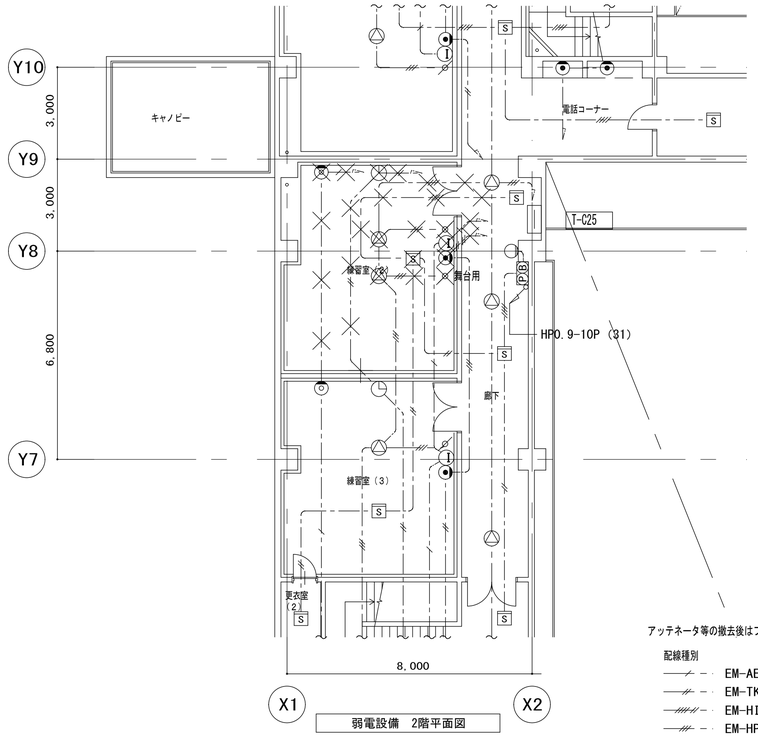

弱電設備　2階平面図

アッテネータ等の撤去後はフラッシュプレートを設置すること

配線種別
EM-AE 0.9-2C
EM-TKEE 0.5-2P
EM-HIV 1.2-6C
EM-HP 1.2-3C

凡例

記号	名称	備考
	天井隠ぺい配線	
	ころがし配線	
	露出配線	
	分電盤	
	制御盤	
	端子盤	
電灯設備		
	照明器具	
	照明器具	ダウンライト
	照明器具	ブラケット
	照明器具	投光器
●	スイッチ	1P15Ax1
●3	スイッチ	3W15Ax1
非常照明・誘導灯設備		
	非常照明	
	非常照明	
	避難口誘導灯	
コンセント設備		
	コンセント	2P15Ax2
E	コンセント	2P15Ax2 接地極付
弱電設備		
	スピーカー	
	アッテネータ	
	電話端子	
	テレビ端子	
	子時計	
I	インターホン	
P	発信機P型1級	
B	警報ベル	
	表示灯	
S	煙感知器2種	
	差動式スポット型感知器2種	
	定温式スポット型感知器1種	
	撤去を示す	

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

製作日 2025.3.10
ファイル名

代表設計者 一級建築士 大臣登録 第311349号 中村 慎吾
日付 2025.3.10

設計者 建築設備士 第18E1-0088LI号 柘植 和人
担当者 米田 周平

業務名称 文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード 108188-05
図面名称 電灯・コンセント・弱電設備 2階 平面図（撤去）
縮尺 A1=1:100 A3=1:200

図面番号 E- 08

管理建築士 一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二

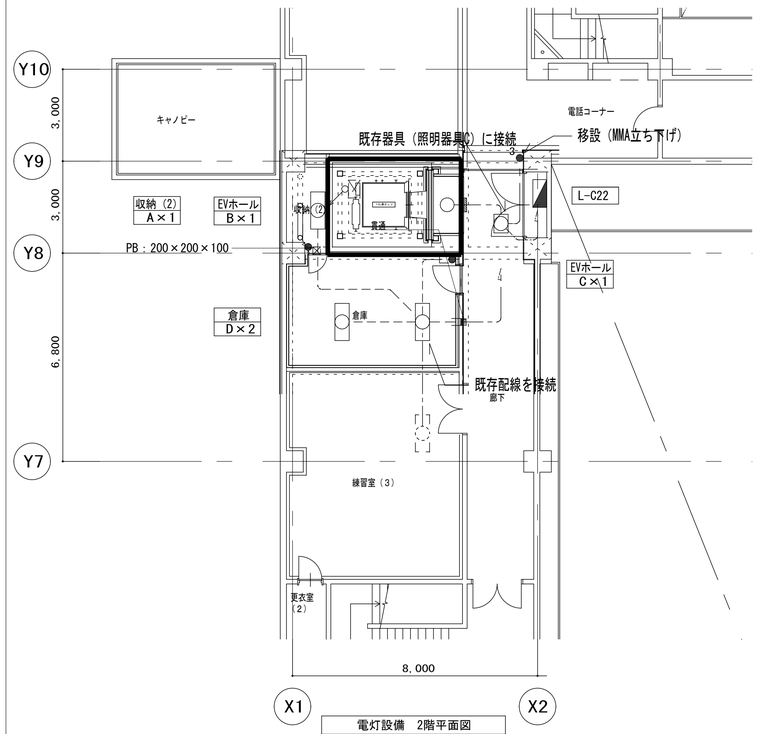

電灯設備　2階平面図

A　直付天井灯

光　源：LED
消費電力：43 W
光束値　：6,900 lm
色温度　：5,000K
本　体：亜鉛鋼板

公共型番：LSS1-4-65

B　ダウンライト

光　源：LED
消費電力：22 W
光束値　：1,700 lm
色温度　：5,000K
その他　：鋼板製
開口　：Φ150

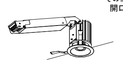

公共型番：LRS1-17

C　埋込天井灯（既存）

光　源：LED
消費電力：22 W
光束値　：3,200 lm
色温度　：5,000K
本　体：亜鉛鋼板
開　口　：300×639

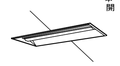

Panasonic：NNLK22730

D　埋込天井灯

光　源：LED
消費電力：46 W
光束値　：6,500 lm
色温度　：5,000K
本　体：亜鉛鋼板
開　口　：160×1250

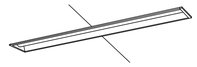

公共型番：LRS6-4-65

配線種別
EM-EEF 2.0-3C

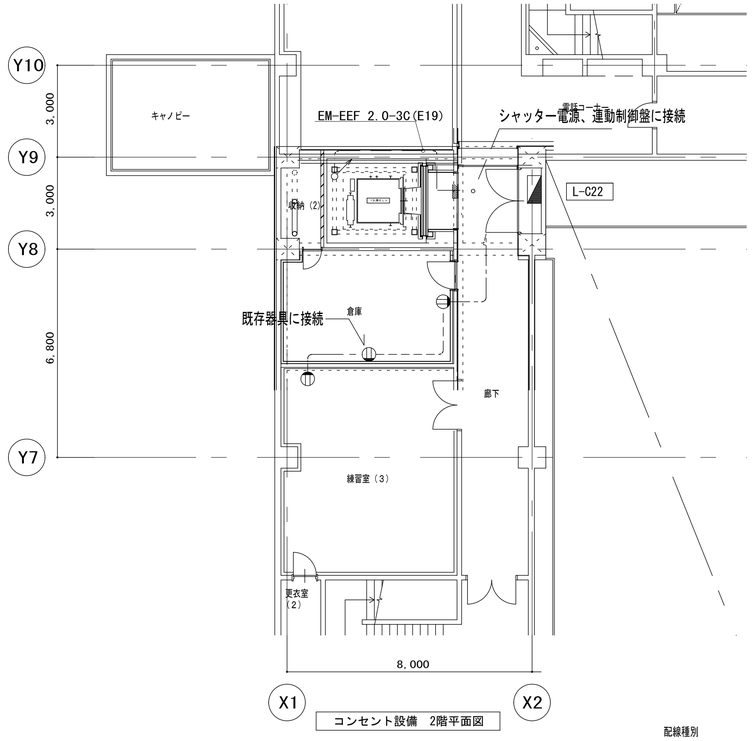

コンセント設備　2階平面図

配線種別
EM-EEF 2.0-3C

●　非常用照明

光　源：LED
消費電力：1.0 W
認定番号：LCLE-001
保守率　：0.92
その他　：電源別置型

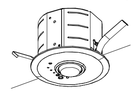

公共型番：KO-LRS11-D10

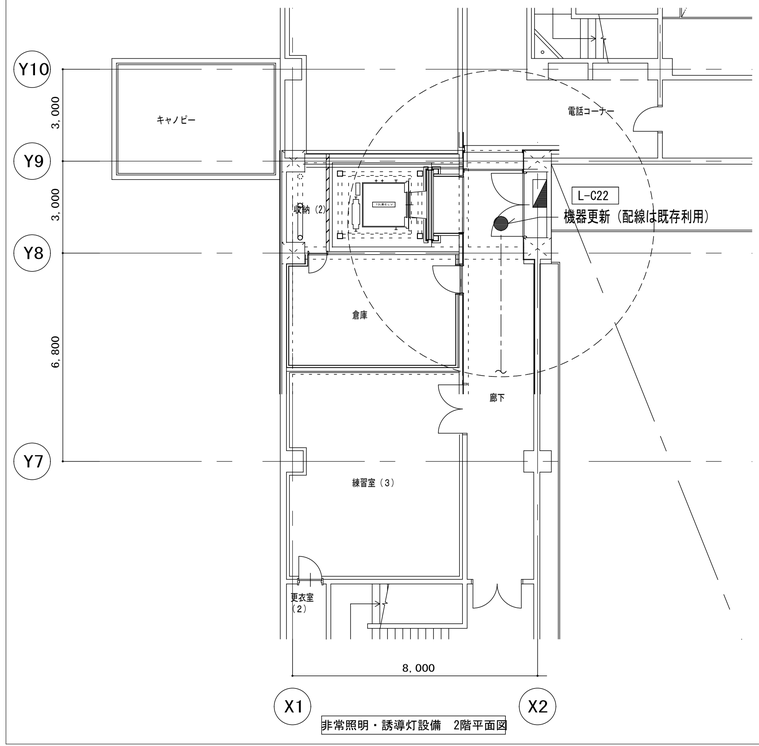

非常用照明・誘導灯設備　2階平面図

配線種別
EM-FP 2.0-2C

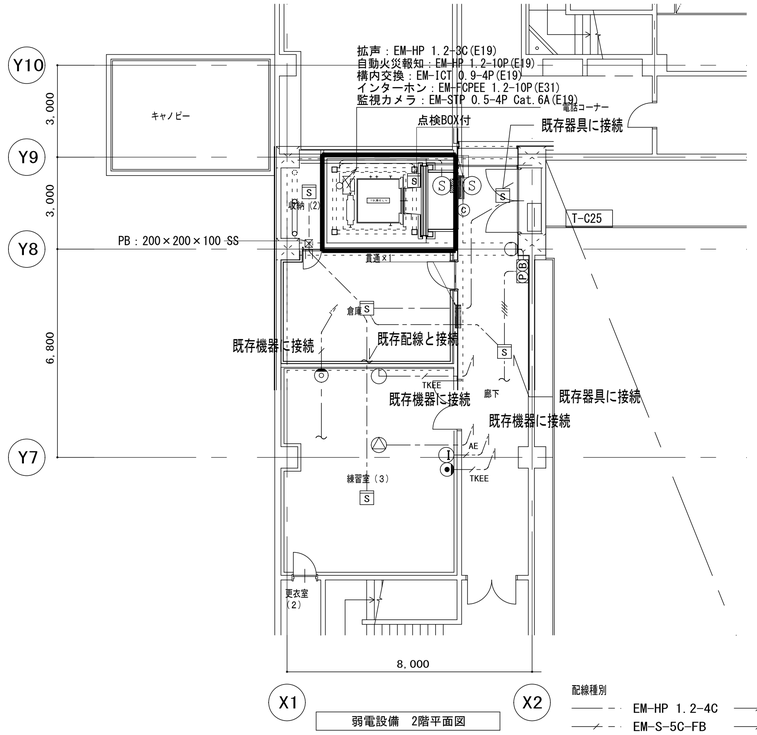

弱電設備　2階平面図

配線種別
EM-HP 1.2-4C
EM-S-5C-FB
EM-AE 0.9-2C
EM-TKEE 0.5-2P

凡例

記号	名称	備考
	天井隠ぺい配線	
	ころがし配線	
	露出配線	
	分電盤	
	制御盤	
	端子盤	
電灯設備		
	照明器具	
○	照明器具	ダウンライト
•	スイッチ	1P15Ax1
•3	スイッチ	3W15Ax1
非常照明・誘導灯設備		
●	非常照明	
コンセント設備		
⊕	コンセント	2P15Ax2
弱電設備		
S	煙感知器	2種
S_C	光電式スポット型感知器	3種
C	制御盤（建築工事）	
	連動制御盤	1回路用
区画		
	防火区画（竪穴区画）	
	防火区画貫通処理	国土交通省大臣認定工法

注記
※　煙感知器の点検ボックスは建築躯体との調整を行い、必要な加工を見込むこと。

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

完成図作成（施工者名）
日付
管理技術者
担当者

完成図承諾
日付
監理者
担当者

製作日　2025.3.10
ファイル名

代表設計者　一級建築士　大臣登録 第311349号　中村 慎吾
日付　2025.3.10

設計者　建築設備士　第18E1-0088LI号　柘植 和人
担当者　米田 周平

業務名称　文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード　108188-05
図面名称　電灯・コンセント・弱電設備　2階　平面図（改修）
縮尺　A1=1:100　A3=1:200

図面番号　E- 09

管理建築士　一級建築士　大臣登録 第259976号　岡野 俊二

凡例	
記号	名称
	GR型複合受信機
P	発信機P型1級　埋込型
	表示灯 LED
B	電鈴150φ
	機器収納函
	感知器　差動式スポット型2種
	感知器　定温式スポット1種
	感知器　定温式スポット1種防水型
	感知器　定温式スポット特種
S	感知器　煙2種
S 1	感知器　煙1種
	消火栓起動押ボタン
Ω	終端抵抗器
NO	警戒区域番号

注記
※　楽屋裏EVの系統追加に伴う調整費も本工事に見込むこと。
既存機器メーカー：ホーチキ

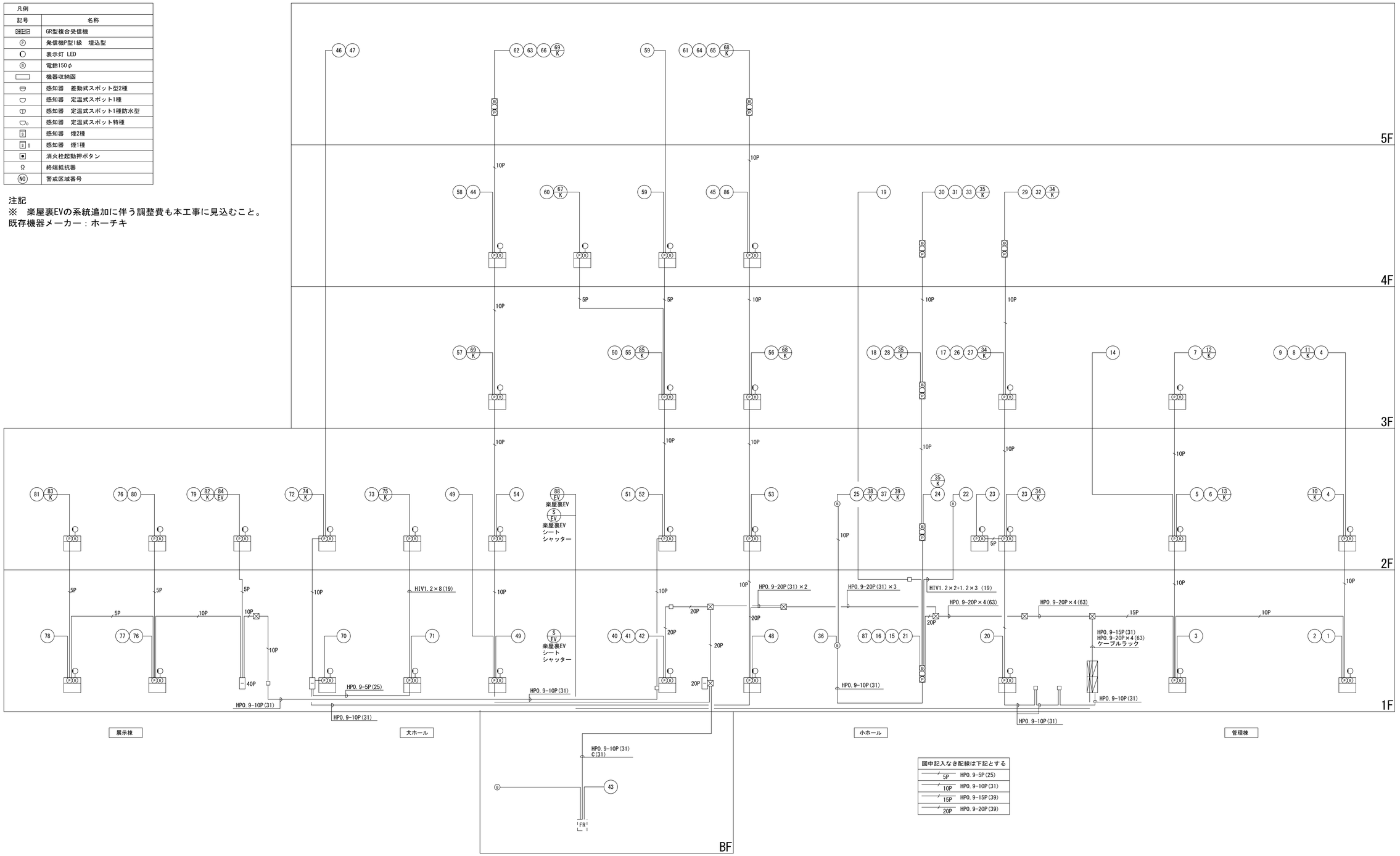

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴	完成図作成（施工者名）	完成図承諾	製作日	代表設計者	設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
	日付	日付	2025. 3. 10	一級建築士 大臣登録 第311349号 中村 慎吾	建築設備士 第18E1-0088LI号 柘植 和人	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	E- 10	一級建築士 大臣登録 第259976号 岡野 俊二
	管理技術者	監理者	ファイル名	日付 2025. 3. 10	担当者 米田 周平	図面名称 自動火災報知設備 系統図	縮尺 A1=no scale A3=no scale		
	担当者	担当者							

凡例

J42	直付天井灯		3台	J42D	直付天井非常灯		1台

光　源　：LED
消費電力：43.1W
光束値　：6,900lm
色温度　：5,000K

公共型番：ＬＳＳ１０－４－６５

光　源　：LED
消費電力：43W
光束値　：6,900lm
色温度　：5,000K
その他　：電源別置
　　非常時本体組込LED点灯

Panasonic：XDL469DGN LE9 相当品
東芝：LEKTE423694RN-LS9 相当品
三菱：MY-VKR470430/N AHTN　相当品

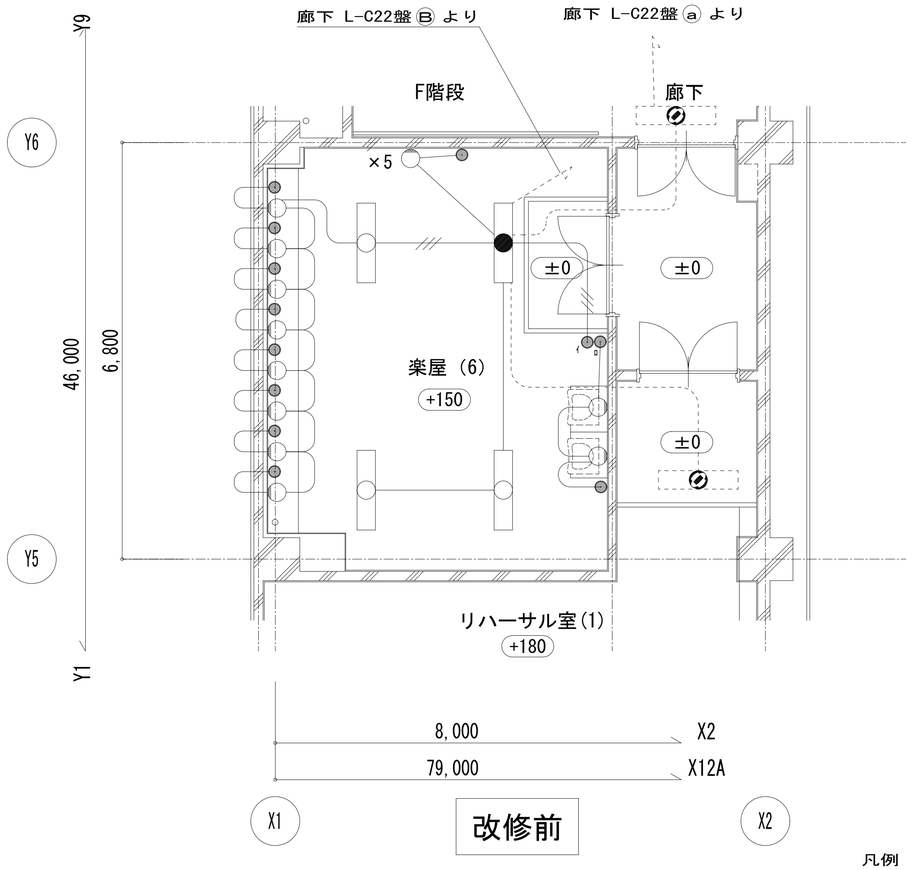

改修前

実線の照明器具を撤去とし、仕様は下記とする。

凡例	器種	数量
	蛍光灯埋込　FL40W×2灯	3
	壁付ライト　IL60W×1	15
	蛍光灯埋込　FL40W×2 IL40W非常灯付 電源別置型	1

凡例

IV 2.0×２　（１９）
IV 2.0×３　（１９）

※非常灯用照明配線　HIV2.0×2

実線の配線配管を撤去する。

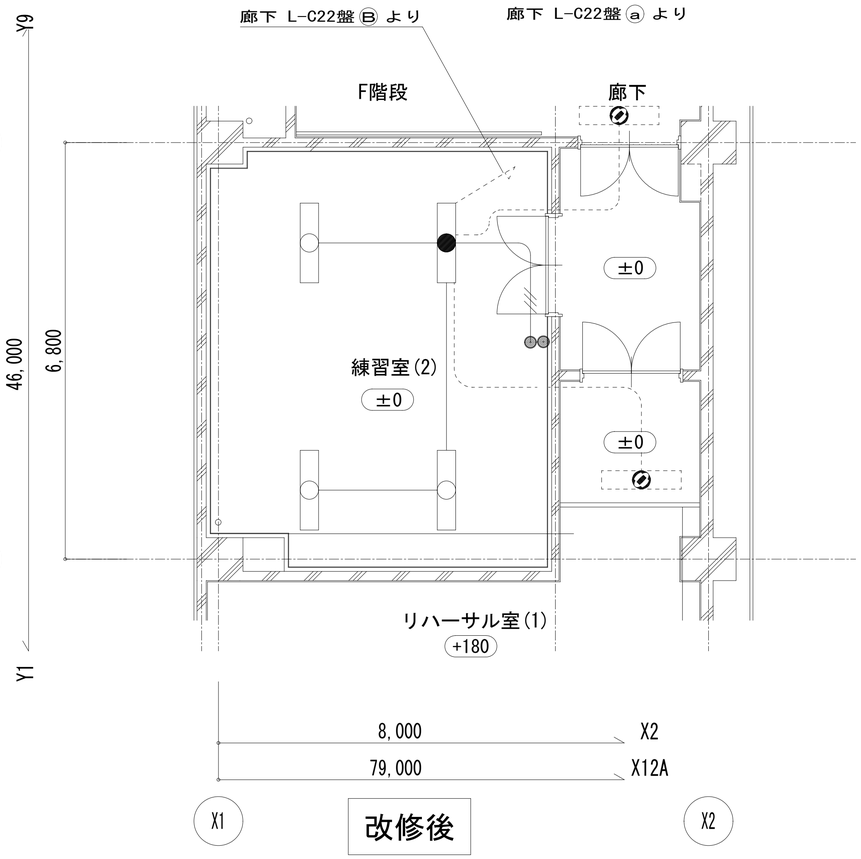

改修後

凡例

EM-EEF2.0-3C 転がし　スイッチのみ縦管のみ既設管転用

※非常灯用照明配線　HIV2.0×2
※接地に関してはコンセント回路より分岐する

四日市市都市整備部営繕工務課

四日市市諏訪町１番５号

工事名

文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
令和７年８月	楽屋(6)改修　電灯平面図 令和７年版	A1 1:50 A3 1:100	E-11 /

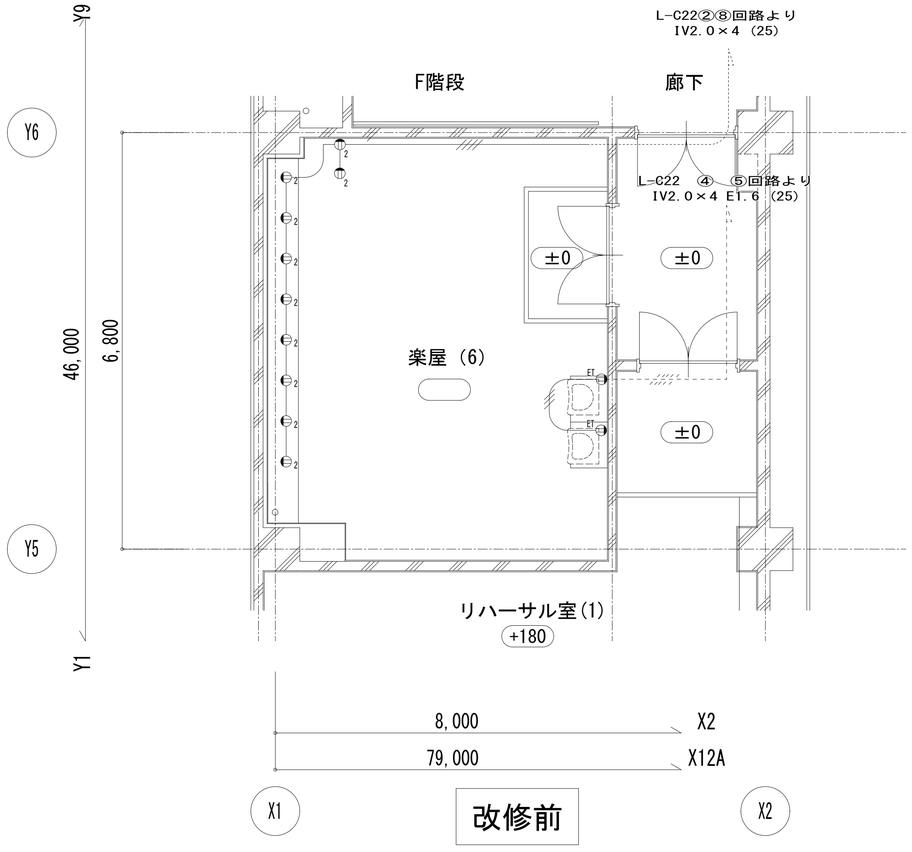

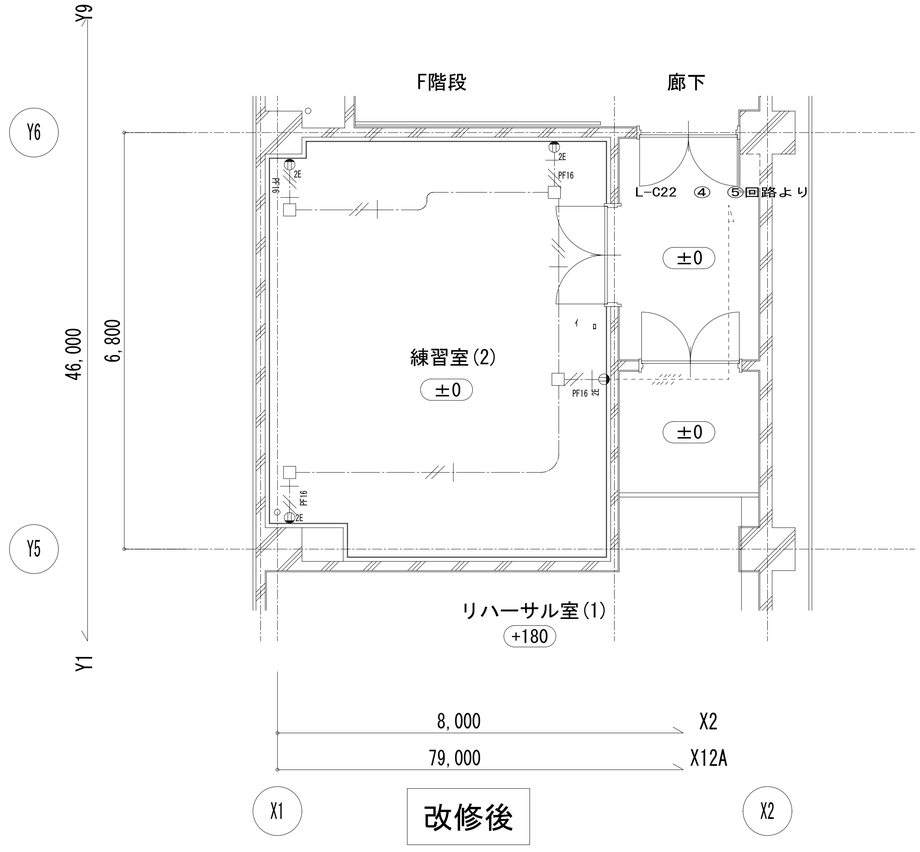

1．記入なき配管配線は下記とする

IV 2.0 ×2 (19)

1．記入なき配管配線は下記とする

EM-EEF2.0-3C(1C7ｰｽ) 天井転がし

EM-EEF2.0-3C(1C7ｰｽ) MMA

EM-EEF2.0-3C(1C7ｰｽ) PF16

2．凡例

実線は新設を示す

2E ：2P+E 15A×2 コンセント

MC ：メタルモールコーナーボックス

四日市市都市整備部営繕工務課

四日市市諏訪町１番５号

工事名

文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
令和７年８月	楽屋(6)改修　コンセント平面図 令和７年版	A1 1:50 A3 1:100	E-12 /

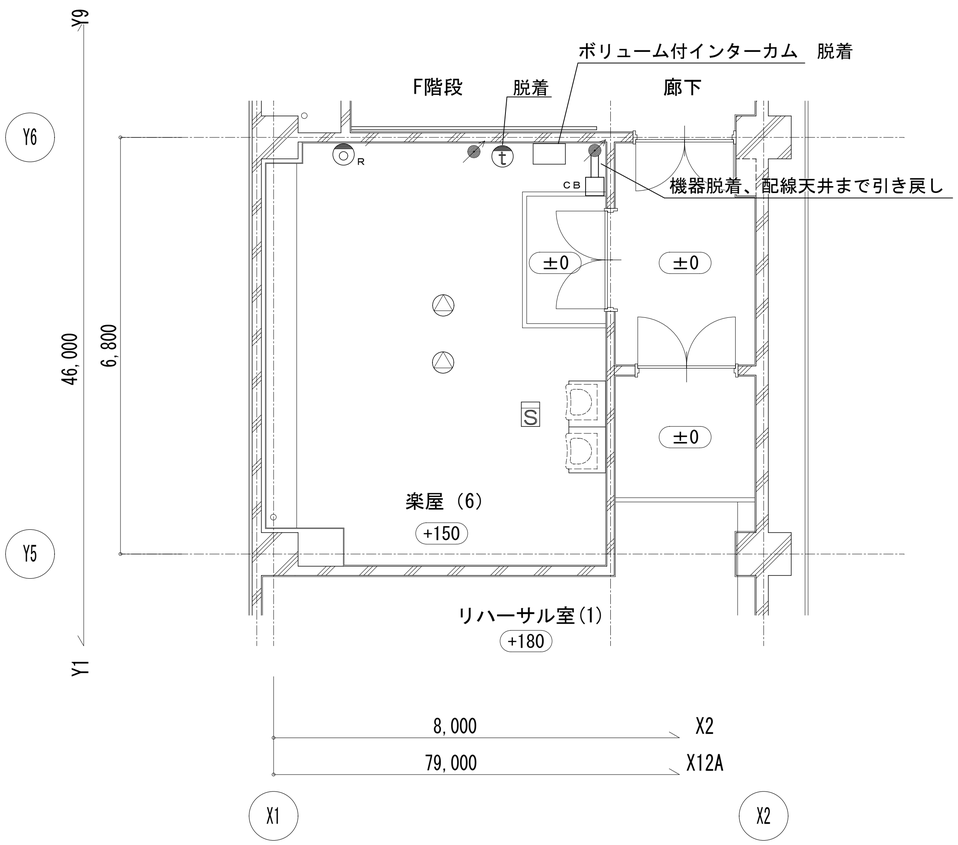

改修前

凡例

- S：煙感知器
- ：天井付スピーカー（３W）
- ：アッテネーター
- t：インターホン（子機）
- CB：メタルモールコーナーボックス
- R：直列ユニット

天井付機器（煙感知器1台、スピーカ1台）は別途工事で撤去する。
天井付機器（スピーカー1台）は本工事で撤去する。
点線の機器は既存のままとする。

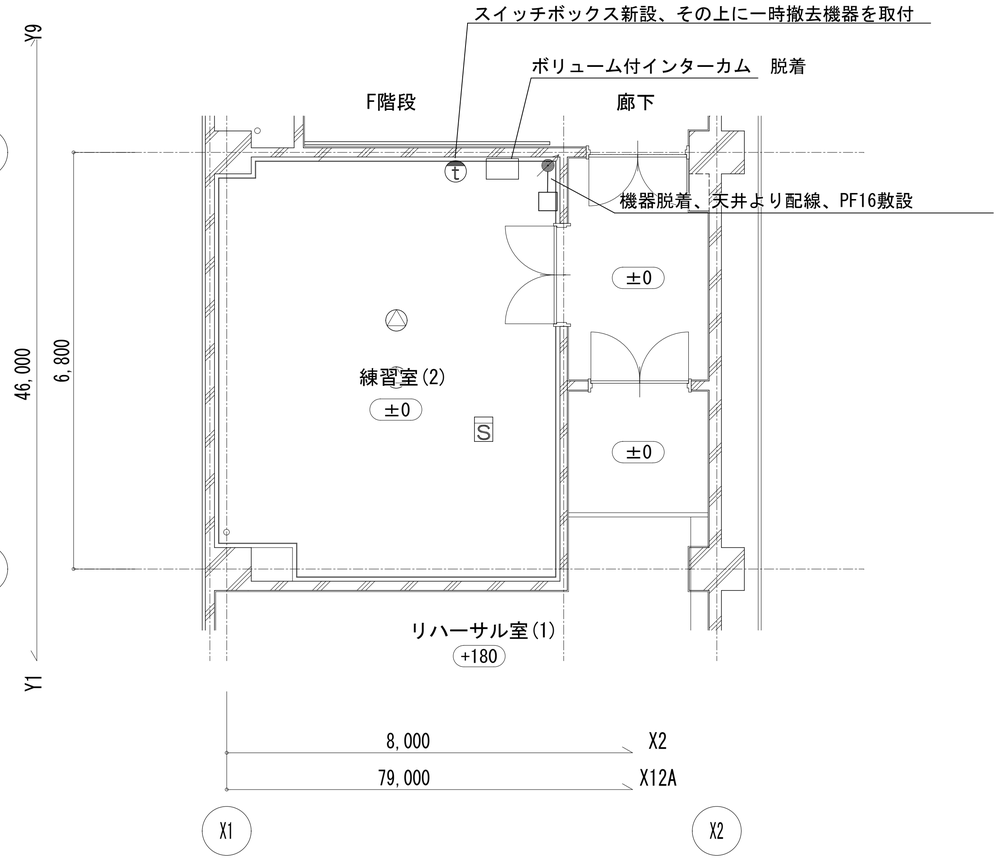

改修後

凡例

- S：煙感知器
- ：天井付スピーカー（３W）
- ：アッテネーター
- t：インターホン（子機）
- CB：メタルモールコーナーボックス
- R：直列ユニット

天井付機器（スピーカ1台）は更新する。
天井付機器（煙感知器1台、スピーカ1台）は別途工事で更新する。

四日市市都市整備部営繕工務課

四日市市諏訪町１番５号

工事名：文化会館楽屋側エレベーター設置工事

日付	図面名	縮尺	図面番号
令和７年８月	楽屋(6)改修　弱電設備平面図 令和７年版	A1 1:50 A3 1:100	E-13 ／

文化会館楽屋側エレベーター設置工事　　設計図

仕様書

Ⅰ．工事概要

1．工事場所　　四日市市安島二丁目地内

2．建物概要

建物名称	構造	階数	建築基準法による延べ面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
文化会館	RC造	地上５階	13,809	１項	

3．工事種目（○印の付いたものを適用する）

建物別及び屋外 / 工事種別	文化会館					
⊙ 空気調和設備	改修　一式					
⊙ 換気設備	改修　一式					
・ 排煙設備						
・ 自動制御設備						
・ 衛生器具設備						
⊙ 給水設備	改修　一式					
⊙ 排水設備	改修　一式					
・ 給湯設備						
⊙ 消火設備	改修　一式					
・ 厨房設備						
⊙ ガス設備	改修　一式					
・ 雨水利用設備						
・ 排水処理設備						
・ し尿浄化槽設備						
⊙ 撤去工事	改修　一式					

4．指定部分　⊙ 無　・有（　部位：　　）
指定部分工期　令和　　年　　月　　日

Ⅱ．工事仕様

1．共通仕様　　○印の付いたものを適用する。
（１）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書等のうち、

⊙ 公共建築工事標準仕様書　（機械設備工事編）（　令和４年版　）（以下「標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（　令和４年版　）（以下「改修標準仕様書」という。）
⊙ 公共建築設備工事標準図　（機械設備工事編）（　令和４年版　）（以下「標準図」という。）

2．特記仕様
章、項目及び特記事項は、○印の付いたものを適用する。

項目		特記事項
一般共通事項	1 適用区分	建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。 ・ 風圧力 風速　(V0＝34m/s) 地表面粗度区分（　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ　） ・ 積雪荷重 垂直積雪量（ 0.3m ）
	2 他工事及は他工種との取合い	工事区分表による。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。
	3 週休2日制工事	「四日市市週休2日制工事実施要領（営繕工事）」（令和６年７月１９日改正適用）に基づく適用は下記による。 ・ 週休2日制工事対象 ・ 週休2日制工事(受注者希望型）対象 ・ 週休2日制対象外工事（　・　工事の実働日数が30日未満の工事　・現場閉所困難な工事） 完全週休2日制工事（受注者希望型含む）の現場閉所日については下記による。 ・土日閉所（ただし、　/　～　/　については土日作業とすること。） ・土日以外閉所 土日以外閉所における現場閉所日は、着手前に監督職員と協議の上設定すること。 なお、現場閉所日については、原則として毎週連続する同一の曜日とすること。 機械設備の改修等のため、在来設備を一時停止させる必要のある場合は、 予めその時期、停止の範囲及び工法等を施設管理者などの関係者と打ち合わせ、 場合によっては停電、断水計画書等を提出し、承諾を得たうえで作業を行うものとし、 施設の運営に支障を来たさないよう特に注意する。
	④ 施工条件	施工可能日　・ 土、日曜日、祝日施工有り　・ 指定なし ⊙ その他（　・ E-03による　⊙M-03による　・　　） 施工可能時間帯・指定なし　・ 指定有り（　・ E-03による　・M-03による　・　） 現場閉所日、祝日、夜間に作業を行う場合は、事前に「休日及び夜間工事承諾願」を提出し、監督職員の承諾を得ること。 高さ５mを超える箇所での作業を有する場合の墜落制止用器具はﾌﾙﾊｰﾈｽ型を使用する。 完成確認及び完成検査時等の給排水・ガス確保 機器の動作確認、運転確認できるように給排水・ガスを確保すること。 完成時の操作説明 空調設備、自動制御設備、ポンプ、ろ過機、浄化槽設備等、操作の必要な機器は、施設管理者へ使用開始前に操作説明を行うものとする。 操作説明にあたって、操作説明書、操作注意事項書を作成し、機側に備えること。
	5 監督員事務所	監督員事務所を設けること。
	6 工事用電力・水・その他	・ 工事用電力、水及び諸手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。 ・ 市支給。ただし現場において既設設備より供給可能な範囲に限る。
	7 工事用仮設物	工事用仮設物を構内につくることができる。
	8 足場その他	・ 別契約の関係受注者が定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で設置する。 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。 ・ 内部足場等　（・　　） ・ 外部足場等　（・くさび緊結式（手すり先行工法）　・　　）
	9 交通安全管理	交通誘導員　　・ 配置する　　名以上（大型車の出入は必ず）　・配置しない ・ 交通誘導警備員Ａ　　・ 交通誘導警備員Ｂ
	⑩ 施工調査	⊙ はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に走査式埋設物調査を行うこと。 ・ 石綿含有分析調査 （定性分析により石綿が含有されている場合は、定量分析を実施する。） ⊙ 既設埋設配管等を切断または接続する箇所は、事前に試掘調査を行うこと。

項目		特記事項
一般共通事項	11 非破壊検査等	構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書を提出する。
	⑫ 既存躯体への穿孔	穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工する。
	⑬ 耐震安全性の分類と耐震施工	設備機器の固定は次によるほか、建築設備耐震設計・施工指針 2014 年版（独立行政法人建築研究所監修）による。（100kg以上の機器を対象とする。） （１）設計用水平地震力は、機器の質量（自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量）に、地域係数1.0及び次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	⊙ 特定の施設		・ 一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階・屋上及び塔屋	機　器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中間階	機　器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
地階・１階	機　器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の上層階とは2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階とする。
中間階とは地階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの
重要機器は次による。
・ 消火ポンプ　・ 充水槽　・ 受水槽　・高架水槽
・ 揚水ポンプ　⊙ その他（エレベーター　）
水槽類にはオイルタンクを含む。
（２）設計用粉雲地震力は、設計用水平地震力の１／２とする。

	14 建設発生土の処理	・ 埋戻し後の建設発生土は、監督職員が指示する構内の場所に数きならしとする。 ・ 構外搬出適切処理とする。 ※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面にて処分地の報告（位置図等）を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。
	15 埋戻し土・盛土	地中埋設管まわりは山砂の類とし、図面に記載のない部分は掘削土の良質土で埋戻す。
	⑯ 材料・機材の品質等	（１）本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。 （２）別表－１に機材等名が記載された製造業者等は、次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が有する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。ただし、製造業者等名が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。 ①品質及び性能に関する試験データを整備していること。 ②生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 ③安定的な供給が可能であること。 ④法令等で定めて許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ⑤製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ⑥販売、保守等の営業体制を整えていること。 （３）「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目は判断の基準等を満足させるものとする。
	⑰ 環境への配慮	（１）建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。 ①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しない又は発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。 ②接着剤及び塗料は、トルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。 ③接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。 ④①の材料を使用して作られた家具、畳架、実験台、その他の什器類は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。 （２）設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三種」とは次の③又は④に該当する材料を指す。 ①建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第一種、第二種及び第三種ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料 ②建築基準法施行令第２０条の７第４項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料 ③建築基準法施行令第２０条の７第１項に定める第三種ホルムアルデヒド発散建築材料 ④建築基準法施行令第２０条の７第３項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
	18 資源有効利用促進	※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合（下記内容該当工事）は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。 ・ 建設副産物を搬出する際の計画 1. 土砂500m3以上　2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上 ・ 再生資材を利用する際の計画 1. 土砂500m3以上　2. 砕石500t以上　3. 加熱アスファルト200t以上
	19 工事の保険	・ 建設工事保険（管理財物担保特約に加入）（保険証の写しを提出） ・ 請負業者賠償責任保険　（保険証の写しを提出） 保険期間は工事期間を原則とする。（必要に応じて延長するものとする。）
	20 建設共済等	下記の制度について加入すること。 ・ 法定外労災補償制度　（加入証明書の写しを提出） ・ 建設業退職金共済制度　（掛金収納書を提出） 共済証紙購入額　請負額の0.5／1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は、不足分を追加購入すること。
	21 工事実績情報登録	工事請負金額500万円以上の工事は、工事実績情報サービス（CORINS）に登録すること。
	22 施工体制台帳提出	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、下請契約締結後、速やかに提出すること。変更時も同様とする。
	㉓ 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。

項目		特記事項
一般共通事項	㉔ 工事記録	工事記録は以下のように行うこと。 ○工事写真 工程写真　埋設部、隠ぺい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用具にデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大きさで Ａ４用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方　建築設備編」 ○工事目報、納品伝票、出荷証明 工事目報、納品伝票、出荷証明の写しは監督職員が提出を求めた場合に提出すること。
	㉕ 完成時の提出図書	監督職員の指示により下記のものを提出する。 ⊙ 工事完成図（竣工図（修正済みの設計図）＋施工図） ⊙ 完成図　CADデータ（JW CAD）　PDFデータ　(DVD)（１）枚 ・ 完成図　(A4版に製本したもの) ⊙ 完成図　(A1またはA2サイズで電気設備図と併せて二つ折り製本したもの)（３）部 ⊙ 工事写真（紙、DVD）※DVDは原則として、完成図データと同一媒体とする。 ⊙ 保全に関する資料等　（２）部
	㉖ 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に関わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
	27 地中埋設標等	（１）地中埋設標　　・ 要（図示による。）　・ 不要 （２）埋設表示用テープ（２倍）　・ 要（排水管を除く。）　・ 不要
	㉘ 既設との取合い	本工事に伴う既設の軽微な加工改造は本工事とする。
	㉙ 電源周波数	・ ５０Ｈｚ　⊙　６０Ｈｚ
	㉚ 電気工作物の種類と電気保安技術者	⊙ 事業用電気工作物　・ 一般用電気工作物 電気工作物に係る工事は電気保安技術者を配置し、工事期間中の電気工作物の保安業務を行う。 電気主任技術者が選任されている施設においては、電気主任技術者に工事内容の説明を行い、工事の調整にあたる指導を受けるものとする。 電気保安技術者　事業用電気工作物：電気主任技術者　一般用電気工作物：電気工事士
	㉛ 電線類	電線及びケーブルの規格は標準仕様書第４編１．５．１表４．１．１１による。
	32 管油接部の検査	標準仕様書第２編 2.5.16.12　の溶接部の非破壊検査を行う。
	33 管の防食	プラスチックテープ巻き 1/2 重ね１回巻きとする。（外面被覆ライニング鋼管及び排水管は除く）
	㉞ 吊り及び支持	（　・　槽内　・　土間）の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製（SUS304）とする。 屋内埋設配管については、通常の配管支持方法に準じて行う。
	㉟ 防振吊り金物及び防振支持金物	次の配管には、防振吊り金物（　・　シングル　・　ダブル）または、防振支持金物を設ける。ただし、屋外及び地下ピットを除く。 ⊙ 口径 50A以上の配管（⊙ 冷温水　・　冷却水　・　揚水　・　消火　・　　） ・ 次に示す配管
	36 塗装、表示	露出機材の塗装仕上げは下記による。 ・ 屋外：　・ ドレン管　（　・　指定色塗装　・　　） ・　金属電線管　（　・　内外面溶融亜鉛メッキ仕上げ　・　指定色塗装） ・ 屋内：　・ EPS、ピット階を除く露出配管、電線管類（　・　指定色塗装　・　　） 下記の保温を施さない亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ・ 機械室　・ 倉庫　・ 電気室 機械室、PS内、水槽廻り、その他必要な箇所に配管種別（「給水」等）、流向（矢印）を表示すること。また、弁には常開、常閉、調整　等の札表示を行うこと。 ・系統図、機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を記載したアクリル樹脂製の板を機械室に設ける。説明板の大きさは、約　　m2とする。
	37 絶縁継手	特記なき取り付け箇所及び仕様は標準仕様書第2編第2章第2節2.2.12による。
	38 防振継手	・ 合成ゴム製　・ ベローズ形
	39 可撓継手	・ 合成ゴム製　・ ベローズ形
	40 錆鉄製弁類	ライニング弁類の使用範囲　・ 標準仕様書による　・ 使用しない
	41 スリーブ	・ 亜鉛鉄板　・ 紙チューブ　・ つば付鋼管　・ 塩化ビニル管
	㊷ 容量等の表示	（１）機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量、圧力損失等は、原則として表示された数値以下とする。
	㊸ 試　験	（１）各種配管の試験は、新設配管に適用する。 （２）新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 給水管の水道用硬質塩化ビニル管(HVP)は0.75MPaでの耐圧試験とする。 給水、給湯用架橋ポリエチレン管はメーカー推奨圧力で行う。 上記（２）により難く、既設配管との接続の場合は、監督職員の承諾を得れば、漏れ、詰まりがない事を目視での確認で良いこととする。 既設配管は保温、埋設直前に、給水給湯系は24時間常圧耐圧確認、排水系は通水確認を行う。
	㊹ 総合調整	⊙ 本工事　・ 別途 調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。） ⊙ 風量調整　・ 水量調整　・ 室内外空気の温湿度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定　・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水質の測定（水道法第４条の水質基準の規定に基づくこと） ・ 検査項目は下記による 一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素(TOC)の量）、PH値、味、臭気、色度、濁度、遊離残留塩素 ・ その他（・　項目　・　遊離残留塩素　・　図示　）
	㊺ 機材の承諾図	機械設備工事機材承諾図様式集（令和4年版）によるほか、監督職員の指示による。
⊙ 撤去工事	① 撤去内容	⊙ 図示による ダクト及び配管等の支持金物・吊り部材等は本工事にて撤去する。 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は改修標準仕様書による。 冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。 （ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し　（イ）フロン類回収証明書
	② 支持金物等	
	③ 冷媒の回収（フロン類）	
	④ 発生材の処理	・ 引き渡しを要するもの（金属類（　・ 機器　・ ダクト　・ 配管　・ その他の金物） ・ ルームエアコン　・　　・　　・　　）とする。 ⊙ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票（マニフェスト）確認表を作成し、監督職員にＡ票及びＤ票もしくはＥ票の確認を受けるものとする。 ・ 特別管理産業廃棄物 （ＰＣＢ使用機器　　） ＰＣＢ使用機器は、関係法令に従い適切に処置する。 ・ 再使用又は再資源化を図るもの

項目		特記事項
⊙ 空気調和設備	① 設計用温湿度	

	外気（地区名：津）		屋内					
			一般系統		0A系統		一般系統(ACP系統)	
	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	35.3℃	63.1%	28℃	50%	24℃	45%	28℃(参考)	50%(参考)
冬期	1.9℃	53.6%	19℃	40%	24℃	45%	19℃(参考)	40%(参考)

	② 鋼板製煙道	伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。
	③ ダクト	・ 低圧ダクトの工法は下記とする。 ⊙ コーナーボルト工法（長辺の長さが1500mm以下の部分）・アングルフランジ工法 ・ 高圧１ダクトの適用範囲は図示による。 ・ ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。
	4 風量測定口	取り付け箇所は図示による。
	⑤ チャンバー等	（１）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （２）空気調和機に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバー及び風道系で消音内貼りしたチャンバーには点検口を設け、大きさは図示による。 （３）外壁ガラリに直接取り付けるチャンバー類は雨水の滞留のないように施工する。 （４）空気調和機の吸い込み側及び吐出側に接続するチャンバーの板厚は、1.2mm 以上とする。 図示されたチャンバーには点検口を設ける。 寸法は図示されていない場合は（　・　400×500H　・　500×600H）とする。 （５）内張りを施すチャンバー等の表示寸法は、外形寸法とする。 （６）アネモ形吹出口接続用ボックスは、吹出口のネック径200mm以下は、400×400×250H、200mmを越えるものは、500×500×300Hとする。
	6 ダンパー	（１）防煙ダンパー　　復帰方式（　・　遠隔　・　　） （２）ピストンダンパー　復帰方式（　・　遠隔　・　　）
	⑦ 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （１）冷温水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ 塩ビライニング鋼管（HVA） （２）冷却水管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　・ 塩ビライニング鋼管（VA） （３）油管　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） （４）蒸気管　給気管　・ 配管用炭素鋼鋼管（黒） ・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）（　・　Sch40） 還　管　・ 圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（　・　Sch80） （５）高温水管　・ ステンレス鋼管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白） （６）膨張管　空気抜き管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白） 膨張タンクよりボイラー等への補給水管 （７）冷媒管　・ 断熱材被覆鋼管 （８）ドレン管　・ 配管用炭素鋼鋼管（白）　⊙ ビニル管（VP） （屋外露出：VP　ｶﾗｰVP　屋内：保温付VP）
	8 弁　類	ＪＩＳ又はＪＶ（　・　５Ｋ　・　１０Ｋ（図示部分）） ６５Ａ以上の冷温水・冷却水用弁装置の仕切弁はバタフライ弁とする。 ・ 鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。 ・ ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	9 油面制御装置	油面制御盤には（　・　遠隔警報　・　電磁弁制御　・　　）の端子を設ける。 なお、フロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
	10 配管施工	・ 冷媒管は、製造者の標準仕様による。ただし、断熱材被覆銅管の断熱材厚さは、液管を10mm以上、ガス管を20mm以上とする。 冷媒管の耐圧試験は24時間メーカー推奨圧力で行う。 冷媒管の立て管は、垂直方向に5m以上ある場合、ガス管、液管共に銅管から直接1箇所以上固定すること。 ・ 冷水、ブライン及び冷温水配管の吊りバンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用すること。 ・ 冷媒管の支持受け材として保護プレートを断熱被膜銅管と吊り金物、支持金物、固定金物の間に設ける。
	11 ばい煙濃度計	・ 設ける　　・ 設けない
	12 ばいじん量測定口	・ 設ける（口径８０ø以上）　・ 設けない ・ 本体は（　・　アスファルト　・　モルタル　・　エポキシ樹脂）により保護を行う。
	⑬ 吹出口・吸込口	⊙ 鋼製　⊙ アルミニウム製　・ 木製
	14 瞬間流量計	・ 設ける（検出部と指示部一体形）　・ 設けない 取付箇所は、（　・ ユニット形空気調和機　・ 冷温水ポンプ ・ ヘッダーの各送り管　・ ヘッダーの各返り管）とする。 ・ 瞬間流量計を設けない場合は、ピトー管式流量計用タッピングのみを設ける。 取付箇所は前記による。
	15 圧力計・温度計	

機器名		計器取付箇所（○印の箇所）				
		機器入口側		機器出口側		温度計の種類
		圧力計	温度計	圧力計	温度計	
冷凍機	冷却水	○	○	○	○	ガード付
	冷水	○	○	○	○	Ｌ形又は円形
直たき吸収式冷温水機	冷却水	○	○	○	○	ガード付
	冷温水	○	○	○	○	Ｌ形又は円形
パッケージ形空気調和機	冷却水	○	○	○	○	ガード付
	温水	○	○	○	○	Ｌ形又は円形
	チャンバ		○		○	ブルドン管式
空気調和機	冷温水	○	○	○	○	Ｌ形又は円形
	チャンバ		○		○	ブルドン管式
温風暖房機	チャンバ		○		○	ブルドン管式
温水ボイラ	温水		○			Ｌ形又は円形
管寄せ			○			Ｌ形又は円形

	16 機器基礎	ポンプ　基礎施工要領（四）　・ 標準基礎　・ 防振基礎 遠心冷凍機　基礎施工要領（二）　・ 標準基礎 往復動冷凍機　基礎施工要領（二）　・ 標準基礎 パッケージ形 空気調和機　基礎施工要領（三）　・ 標準基礎　・ 防振基礎　・ 既製品基礎 ユニット形 空気調和機　基礎施工要領（三）　・ 標準基礎　・ 防振基礎 遠心送風機　基礎施工要領（四）　・ 標準基礎　・ 防振基礎 ・ 防振基礎は市販の防振装置を使用してよい。
	⑰ 形鋼振れ止め	ダクトに形鋼振れ止め支持を行う。図面に特記なき場合、支持部材選定表による。
	⑱ 吊機器の振れ止め	室内機器等の吊り用ボルトには、ダブルナットで固定し、ボルト長さが1000mm以上の場合には、振れ止めを施す。

図面名	特記仕様書 建築機械設備１	縮尺	1:NO (A2)	設計番号 作図 令和７年７月	工事名 文化会館楽屋側エレベーター設置工事　　設計図	図面番号 MT-01
	四日市市都市整備部営繕工務課				１級建築士　登録第　　号 四日市市諏訪町１番５号	/ 令和7年4月版

項目		特記事項
・ガス設備	1 ガス種別	・都市ガス（供給者名：　　発熱量　　ＭＪ/ｍ３（Ｎ）） ・液化石油ガス
	2 配管材料	・都市ガス　ガス事業者の供給規定による。 ・液化石油ガス　（１）一般：　・　配管用炭素鋼鋼管（白） （２）地中：　・　ポリエチレン管　・　外面被覆鋼管（ＶＬ）
	3 充てん容器	別途（　・　５０ｋｇ　・　　）×　４本
	4 集合装置	標準図（液化石油ガス容器廻り配管要領）による　４本組。
	5 転倒防止等	標準図（液化石油ガス容器転倒防止施工要領）の（　・　（ａ）　・　（ｂ））による。
	6 メーター	・親メーター（貸与品）　（・直読式　・パルス式（パルス発信器は　・買い取り）） ・子メーター（買い取り）（・直読式　・パルス式）
	7 ガス漏れ警報器	・本工事（図示による）　・　別途工事
	8 漏洩検知装置	・要　・不要
	9 電気防食	・要　・不要
	10 引込負担金等	・要　・不要
・雨水利用設備	1 仕様等	別図による。
・排水処理設備	1 仕様等	別図による。
	2 設備方式	・排水再利用　・厨房除害
・し尿浄化槽設備	1 処理種別及び構造	・合併処理（　・　接触ばっ気方式　　・　長時間ばっ気方式 ・　回転板接触方式　　・　　）
	2 処理能力	処理対象人員　　人　容量　　㎥／日
	3 本体構造	・コンクリート製（　・　現場施工形　・　ユニット形）　・　ＦＲＰ製
	4 放流水質	ＢＯＤ　　ｍｇ／Ｌ以下
	5 マンホールふた	・製造者標準品　・　ＭＨＡ　・　ＭＨＢ
	6 スラブ負荷重	
	7 排水方式	・**重力放流**　・　２００ｋｇｆ／ｍ²　・　３５０ｋｇｆ／ｍ²　・　８００ｋｇｆ／ｍ² ・ポンプ排水 （　ポンプ槽内径　　ｍｍ．ＧＬよりの深さ　　ｍ以上 ただし深さが　１．２ｍ以上の場合はタラップ付とする。）
	8 送風機室	・不要　・　要（　・　別途工事　・　本工事） ・独立設置形（　・　地上式　・　地下式）　・　槽と一体形
	9 槽内にある鋼管類の防食	・タールエポキシ樹脂塗料３回塗りを行う。 ・土中埋設の鋼管類に準じた防錆処理を行う。
・保温工事	① 保温材	図面に記載のない保温工事は下記による。 保温材：グラスウール／ロックウール／ポリスチレンフォーム 外装材（露出部分）：SUS製ラッキング／合成樹脂保温化粧カバー／ケース／その他（ガラス重転膜板）
	保温対象	屋内／屋外
	給水管	○／○　／　○／○　／　○／○
	排水管	○／○　／　○／○　／　○／○
	ドレン管	○／○　／　○／○　／　○／○
	消火管	○／○　／　○／○　／　○／○
	給湯管	○／○　／　○／○　／　○／○
	温水管	○／○　／　○／○　／　○／○
	冷水管	○／○　／　○／○　／　○／○
	冷温水管	○／○　／　○／○　／　○／○
	蒸気管	○／○　／　○／○　／　○／○
	冷媒管（成形用）	○／○　／　○／○　／　○／○
	長方形ダクト	○／○　／　○／○　／　○／○
	スパイラルダクト	○／○　／　○／○　／　○／○
	ヘッダー（冷水、冷温水）	○／○　／　○／○　／　○／○
	タンク（冷水、冷温水）	○／○　／　○／○　／　○／○
		機械室、書庫、倉庫の外装材は標準仕様書による。 原則として、蒸気管及び温水管等はフランジ等も保温を行うこと。 保温付架橋ポリエチレン管（保温厚10mm以上）を使用する場合は上記保温は不要。 サヤ管工法：架橋ポリエチレン・ポリブデン管を使用する場合は上記保温は不要。 屋外露出消火管の保温は、標準仕様書第２編3.1.5の給水管の項による。 ※空調設備 建物内の空気抜き管の保温は標準仕様書第２編3.1.4の温水管の項による。 還気ダクト（保温範囲は、　・　図示による　・　　） 外気取り入れダクト（保温範囲は、　・　図示による　・　　） 空調機及びﾌｧﾝｺｲﾙﾕﾆｯﾄのﾄﾞﾚﾝ管の保温は、標準仕様書第２編3.1.5の排水管の項による。 膨張タンク、ボイラ等間の補給水管の保温は標準仕様書第２編3.1.4の温水管の項による。 外気取り入れダクトのうち暖房室、浴室及び厨房内を通るダクトは保温を行う。 空調ダクトのフランジ部（補強含む）は厚さ25mmの保温材を重ね巻きするか 隠ぺい部の保温厚さをフランジ高さ＋10mm以上とする。 空調設備のドレン管は保温材VPを使用する場合は上記保温は不要。 ※換気設備 外気取り入れダクトの保温は標準仕様書第2編3.1.4の一般ダクトの項による。 範囲は（・すべて　・　　）とする。 排気ダクトの保温は標準仕様書第2編3.1.4の一般ダクトの項による。 範囲は（・外壁から１ｍ　・　　）とする。 （　・　厨房　・　湯沸室　）用の隠ぺい部ダクト（仕様はｈ　・（イ）　・　ⅨⅩ）とし範囲は図示による。
・厨房設備	1 システム	・ドライシステム
	2 機器の機能等	図示による。

項目		特記事項
・換気設備	③ 風道種別	・**長方形風道**　・　スパイラルダクト　・　アルミフレキシブルダクト（接続部） ・　ビニル管
	② ダクト	・**低圧ダクトの工法は下記とする。** ・**コーナーボルト工法（長辺の長さが1500㎜以下の部分）・アングルフランジ工法** ・　高圧１ダクトの適用範囲は図示による。
	3 風量測定口	・　ステンレスダクト及び塩化ビニルダクトの仕様及び適用範囲は図示による。 ・　厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、標準仕様書より１ランク厚いものを使用する。 取り付け箇所は図示による。
	4 ダンパー	空気調和設備の当該項目による。
	5 排気ダクトのシール	・　浴室（シャワー室、脱衣室を含む。）系統　　・（排気ガス）系統
	⑥ チャンバー	空気調和設備の当該項目による。
・排煙設備	1 ダクト	・　亜鉛鉄板　・（　　）
	2 排煙口の形式	・　図示による。
	3 排煙口手動開放装置（開放及び復帰方式）	・　ワイヤー式　・電気式（遠隔操作　・不要　・要）
	4 排煙風量測定	建築設備定期検査業務基準書2023年版（（一財）日本建築設備・昇降機センター）の排煙風量の検査方法に準ずる。
・自動制御設備	1 システム構成ほか	別図による。
	2 電気計装用機材	使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線又はＥＭケーブルとする。 屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 天井内隠ぺいの配線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。
・衛生器具設備	1 衛生器具付属水栓	水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
	2 洗面器	手洗器は止水栓付とする。
・給水設備	1 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （１）直結部分は水道事業者の指定による（　・　水道配水用ポリエチレン管（HPPE）） （２）屋内地中埋設配管及びｺﾝｸﾘｰﾄ埋込・　塩ビライニング鋼管（VD）　・　ビニル管（HIVP） （３）屋外地中埋設配管　　・　塩ビライニング鋼管（VD）　・　ビニル管（HIVP） ・　水道配水用ポリエチレン管（HPPE） （４）その他の一般配管（上水・加湿）・　ステンレス鋼管（SUS304）　・　ビニル管（HIVP） ・　給水用架橋ポリエチレン管 ・**塩ビライニング鋼管（VA）** （雑用水）　・　塩ビライニング鋼管（VA）
	2 水　栓	・　台所流し用の水栓は泡沫式とする。 ・　水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
	3 量水器	・　親メーター（貸与品）　（　・　直読式　・　パルス式　） ・　子メーター（買い取り）（　・　直読式　・　パルス式　）遠隔表示器付
	4 量水器枡	・　水道事業者指定品　　（　・　貸与品　・　買い取り（材質：　）　・　標準図ＭＣ形
	5 弁　類	ＪＩＳ又はＪＶ　　・水道直結部分（・　１０Ｋ　・　　） ・その他の部分（・　５Ｋ　・　１０Ｋ　）
		逆止弁の衝撃吸収式はライニング不要とする。 ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。
	6 管の地中埋設深さ	管の上端より原則として、一般敷地は（３０ｃｍ）構内道路は（６０ｃｍ）以上とする。
	7 水栓柱	・　合成樹脂製　・　人造石とぎ出し製　・　不凍水栓　・　ステンレス製
	8 建物導入部配管	・　ポリエチレン配管の施工要領は図示による。
	9 引込納付金等	・　要（別途）
・排水設備	1 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （１）屋内　汚水管　・　排水用塩ビライニング鋼管　・　ビニル管（VP）　・　耐火二層管 雑排水管　・　排水用塩ビライニング鋼管（・）ビニル管（VP）　・　耐火二層管 通気管　・　排水用炭素鋼鋼管（白）　・　ビニル管（VP）　・　耐火二層管 ポンプアップ排水管　・　排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管 （２）屋外　第一桝まで　・排水用塩ビライニング鋼管　・　ビニル管（VP） 桝間　　・　ビニル管（VP）　・　リサイクルビニル管（RS－VU） ビニル管の125A以上はVUを使用してよい。屋内露出配管はカラーVPとする。
・給湯設備	1 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 ・　ステンレス鋼管　・　塩ビライニング鋼管（HVA）　・給湯用架橋ポリエチレン管
	2 弁　類	・　ステンレス配管を使用する場合の材質は、ステンレス製とする。 ＪＩＳ又はＪＶ（　・　５Ｋ　・　１０Ｋ（図示部分）））
・消火設備	① 配管材料	配管材料は原則下記とし、下記以外は図示による。 （１）屋内消火栓　　一般　・　ステンレス鋼管（SUS304）　・）配管用炭素鋼鋼管（白） 閉鎖型ｽﾌﾟﾘﾝｸﾗｰ管　屋内地中　・　ステンレス鋼管（SUS316）　・　外面被覆鋼管（VS） 屋外地中　・　ステンレス鋼管（SUS316）　・　外面被覆鋼管（VS） ・　水道配水用ポリエチレン管（HPPE） （２）連結送水管　一般　・　圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（　・　Sch40） 屋内地中　・　圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（　・　Sch40） 屋外地中　・　圧力配管用炭素鋼鋼管（白）（　・　Sch40） ・　水道配水用ポリエチレン管（HPPE）
	2 建物導入部配管	・　標準図（建築物導入部の変位吸収配管要領）の　・（ａ）　・（ｂ）　・（ｃ）による。
	3 不活性ガス消火設備	別図による。
	4 泡消火設備	別図による。
	5 試験	施工前に既設屋内消火栓の放水試験を行うこと。

アスベスト含有物の取扱い

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）　第９章

図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）」（以下「改修標仕」という。）による。
特記事項に記載の［．．］内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

① 一般事項

労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針（建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針）を遵守すること。
・アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請をすること。
石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への届出等を行うこと。
・石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。
・アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。
・アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。

② アスベスト含有建材の処理工事

アスベスト含有吹付け材の封じ込め処理　・行う　・行わない　[9.1.1]
アスベスト含有吹付け材の囲い込み処理　・行う　・行わない
アスベスト含有建材除去後の仕上げ　・行う　・行わない
施工箇所及び工法　※図示

③ アスベストの含有調査

事前調査（有資格者）　・行う　・　行わない　[9.1.2]
調査結果報告書等の貸与　・有　・　無
分析調査　・行う（対象箇所：　　）　・行わない
・定性分析　・定量分析
※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について（令和3年12月22日改正）」に基づき行う。
※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。
調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。

④ アスベスト含有吹付け材の除去

アスベスト含有吹付材の有無　・有　・無　[9.1.3]
除去吹付材（　　）含有場所（　　）
吹付けアスベストの施工数量調査　※行う
アスベスト粉じん濃度測定　※行う

表9.1.1　アスベスト粉じん濃度測定

測定時期	測定名称	測　定　場　所	測　定　点　（各施工箇所ごと）	備考
処理作業前	測定１	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定２	施行区画周辺 又は、敷地境界	計２点	大気
処理作業中	測定３	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定４	ｾｷｭﾘﾃｨｰｿﾞｰﾝ入口	１点	空気の流れを確認
	測定５	集じん・排気装置 の排出口 （処理作業室外の場合）	１点	（注）２
	測定６	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	－
処理作業後 （隔離ｼｰﾄ撤去前）	測定７	処理作業室内	各２点又は３点	（注）１
	測定８	施行区画周辺 又は、敷地境界	４方向各１点	大気

（注）１．各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは２点、300㎡以下までは３点とする。
300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。
（注）２．集じん・排気装置の性能確認
表9.1.2　アスベスト粉じん濃度測定方法

	測　定　3	測定1．2．4．6．7．8	測　定　5
計数機器	位相差顕微鏡		
メンブレンフィルタの直径	25㎜		47㎜
試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min
試料の透明化	アセトンートリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法		
計数条件	総アスベスト繊維数　200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比３：１以上		
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l

作業場の隔離　※行う
除去工法
※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

⑤ アスベスト含有保温材等の除去

アスベスト含有保温材の有無　・有　・無　[9.1.4]
除去保温材（　　）含有場所（　　）
作業場の隔離　・行う　・行わない
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

⑥ アスベスト含有成形板の除去

アスベスト含有成形板の有無　・有　・無　[9.1.5]
除去成形板（　　）含有場所（　　）
作業場の区画　・行う　・行わない
処分方法
石綿含有石膏ボード
※管理型最終処分場で埋立処分する。
石綿含有石膏ボード以外
・埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。

⑦ アスベスト含有仕上塗材の除去

アスベスト含有仕上塗材の除去（除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等）ついては、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。　[9.1.6]
アスベスト含有仕上塗材の有無　・有　・無
除去仕上塗材（　　）含有場所（　　）
撤去の範囲　・全面撤去　・図示による
除去工法（原則湿潤化し、下記工法とする）
・水洗い工法　・手工具ケレン工法
・集じん装置付高圧水洗工法　・集じん装置付超高圧水洗工法　・超音波ケレン工法
・剥離材併用高圧水洗工法　・剥離材併用超高圧水洗工法　・剥離材併用手工具ケレン工法
・剥離材併用超音波ケレン工法　・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法
上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。
除去工法の試験施工　・行う　※行わない
「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。
作業場の隔離及び注意
・隔離養生不要　・隔離養生必要（負圧不要）・その他（　　）
処分方法
・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。
・中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う

⑧ アスベスト含有配管接続部シール材の除去

アスベスト含有シール材の有無　・有　・無
除去シール材（冷温水管、ダクト、給水管）含有場所（天井裏、露出部分）
作業場の隔離　・行う　・行わない
除去工法
湿潤にて撤去を行い、適法に処分する事。
処分方法　・埋立処分
・アスベストの中間処理に適する溶融施設
・認定を受けた無害化処理施設

⑨ 特記事項

※本工事に配置管理させる者（有資格者）
※特定化学物質等作業主任者（H18.3.31以前の講習修了者）
又は石綿作業主任者（H18.4.1以降の講習修了者）

暴力団等不当介入に関する事項

１．契約の解除
四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第３条又は第４条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

２．暴力団等による不当介入を受けたときの義務
(1)　不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。
(2)　契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。
(3)　(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

＜喫煙に関する事項＞
学校敷地内はすべて禁煙とし、敷地周辺の路上等においても禁煙に努めること。
＜現場代理人に関する事項＞
工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。
＜随時検査＞
設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第８条第６項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受験すること。

個人情報の取り扱いに関する事項

（基本事項）
第１　この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。
（施工者の義務）
第２　乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）第６７条に規定する義務を負う。
２　乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。
（秘密の保持）
第３　乙及びその従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。
２　乙は、この従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。
３　前２項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
（適正な管理）
第４　乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀ぎんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
２　乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。
３　管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。
４　四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。
（収集の制限）
第５　乙及びその従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。
（再提供の禁止）
第６　乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。
２　乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。
３　前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。
（複写、複製の禁止）
第７　乙及びその従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。
（持ち出しの禁止）
第８　乙及びその従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等（複写又は複製したものを含む。第９において同じ。）を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。
２　甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
３　前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理を行わなければならない。
（資料等の返還）
第９　乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。
２　前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
(1)　紙媒体　　シュレッダーによる裁断
(2)　電子媒体　データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
３　乙は、第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
４　前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。
（研修・教育の実施）
第10　乙は、この従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。
（苦情の処理）
第11　乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
（定期報告及び事故発生時における報告）
第12　乙は、甲から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
２　乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
（監査及び検査）
第13　甲は、この契約による工事に係る個人情報の取扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証及び確認するため、乙及び第６の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。
２　甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による工事の処理に関して必要な指示をすることができる。
（契約解除及び損害賠償）
第14　甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

障害者差別解消に関する事項

１．対応要領に沿った対応
（１）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の請負（委託）を受けた者（以下「受注者（受託者）」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成２５年法律第６５号。以下「法」という。）に定めるものの他、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成２９年２月２８日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。
（２）（１）に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。
２．対応指針に沿った対応
上記１に定めるもののほか、受注者（受託者）は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第１１条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

産業廃棄物税

本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。

図面名	特記仕様書 建築機械設備２	縮尺	1:NO (A2)	設計番号	作図 令和７年７月	工事名	文化会館楽屋側エレベーター設置工事　設計図	図面番号	MT-02
	四日市市都市整備部営繕工務課						１級建築士　登録第　　号 四日市市諏訪町１番５号		/

令和7年4月版

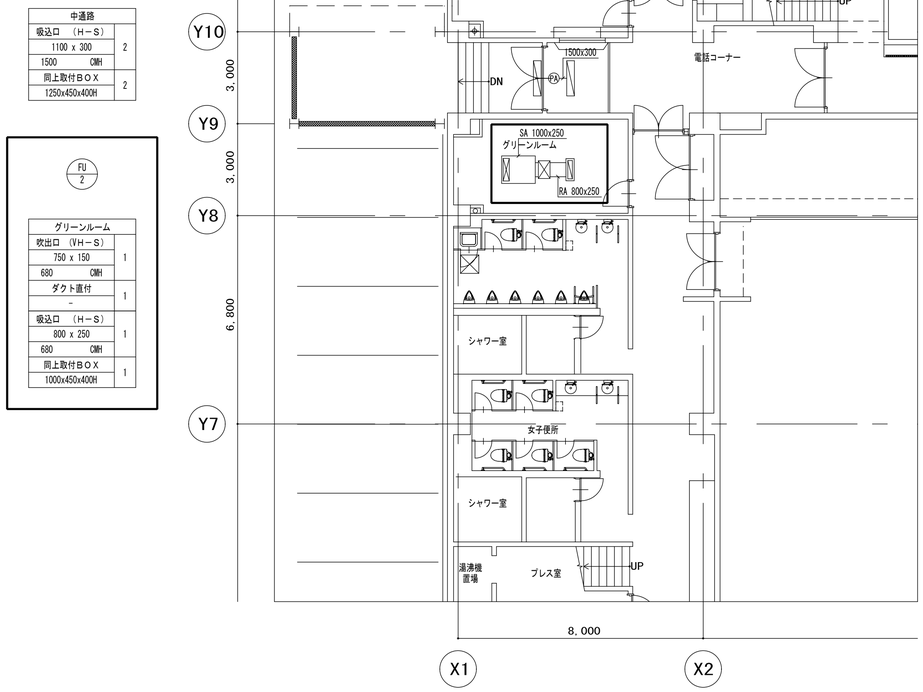

※1 ▭ は別途工事により撤去を行う。

空調ダクト設備　1階平面図

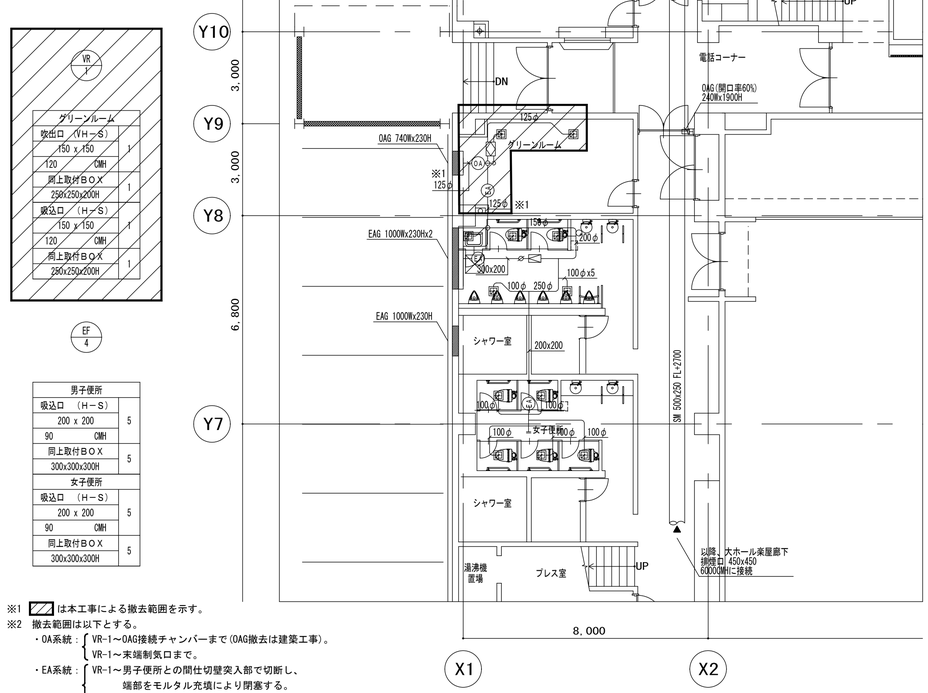

※1 ▨ は本工事による撤去範囲を示す。
※2 撤去範囲は以下とする。
・OA系統：{ VR-1～OAG接続チャンバーまで(OAG撤去は建築工事)。 / VR-1～末端制気口まで。
・EA系統：{ VR-1～男子便所との間仕切壁突入部で切断し、端部をモルタル充填により閉塞する。 / VR-1～末端制気口まで。

換気ダクト設備　1階平面図

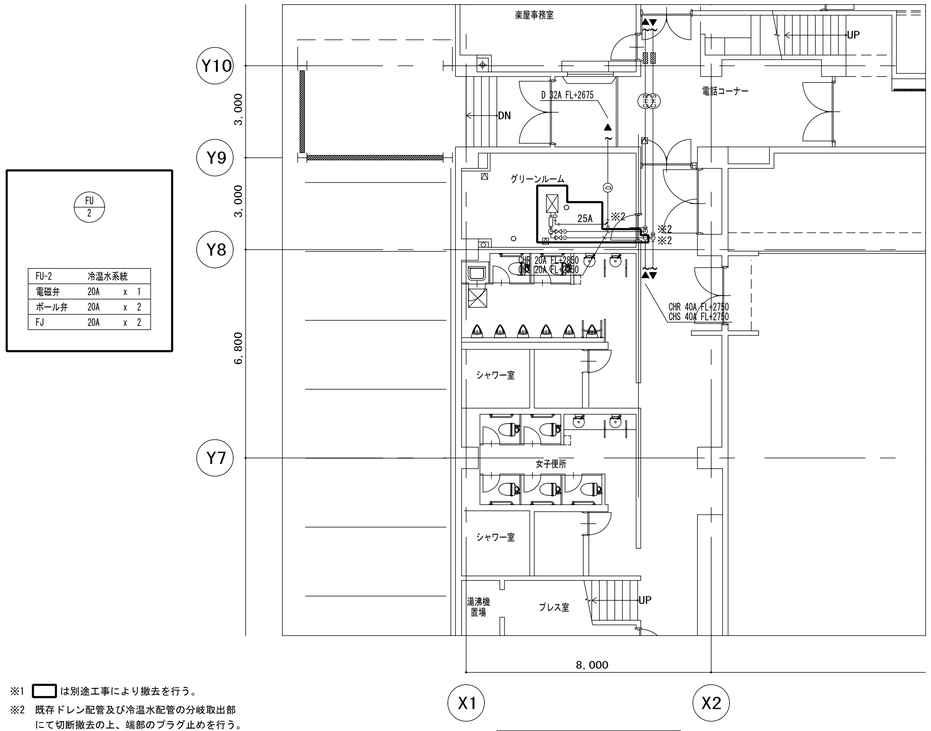

※1 ▭ は別途工事により撤去を行う。
※2 既存ドレン配管及び冷温水配管の分岐取出部にて切断撤去の上、端部のプラグ止めを行う。
・冷温水配管は本設プラグ止めとする。
・ドレン配管は仮プラグ止めとする。

空調配管設備　1階平面図

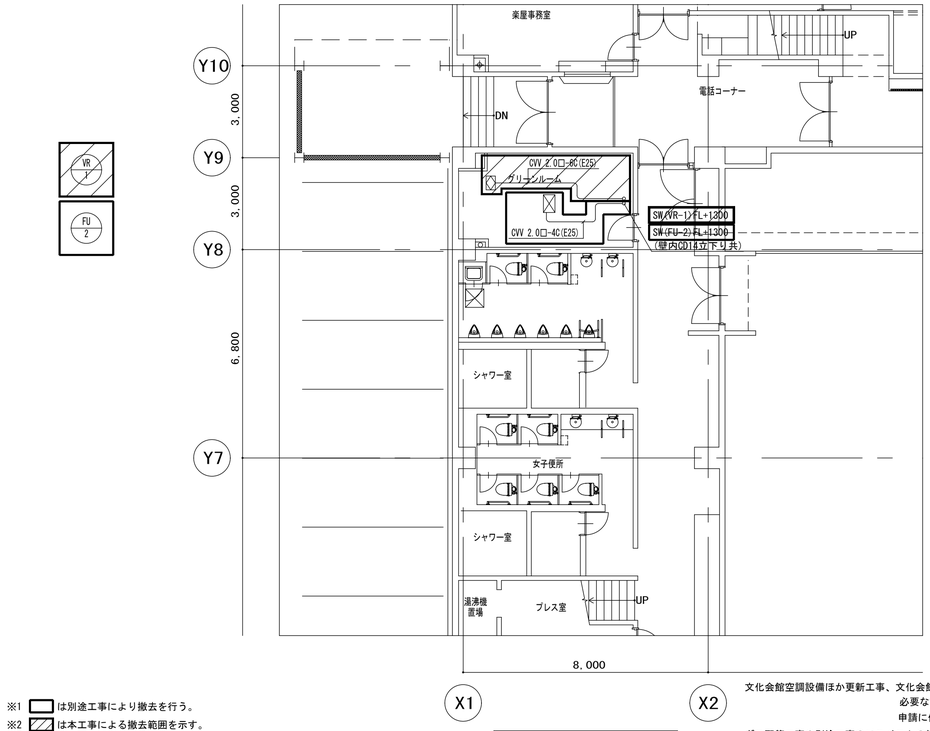

※1 ▭ は別途工事により撤去を行う。
※2 ▨ は本工事による撤去範囲を示す。
VR-1～SW間の天井内配線、壁内配管配線の撤去を行う。

自動制御設備　1階平面図

文化会館空調設備ほか更新工事、文化会館改修工事等の他工事と調整の上、施工を行うこと。
必要な計算書、書類作成及び申請は受注者で行うこと。
申請に伴う費用は受注者負担で行うこと。
ガス配管工事の別途工事のアスベストの処置は本工事に含む

改修前撤去

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

ver. 20190401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
日付	日付	構造設計一級建築士	設備設計一級建築士 田中　宏樹		一級建築士	一級建築士	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	M－01	一級建築士
管理技術者	監理者	証交付番号	証交付番号 第１９０８号		大臣登録第311349号	大臣登録第390733号				大臣登録第259976号
		本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	ファイル名	中村　慎吾	大橋　亜紀	図面名称	縮尺		岡野　俊二
担当者	担当者	構造設計一級建築士	設備設計一級建築士 田中　宏樹	日付	日付	担当者	空調ダクト、空調配管、換気ダクト、自動制御設備１階平面図（改修前）	A1:100 A3:200		
		証交付番号	証交付番号 第１９０８号							

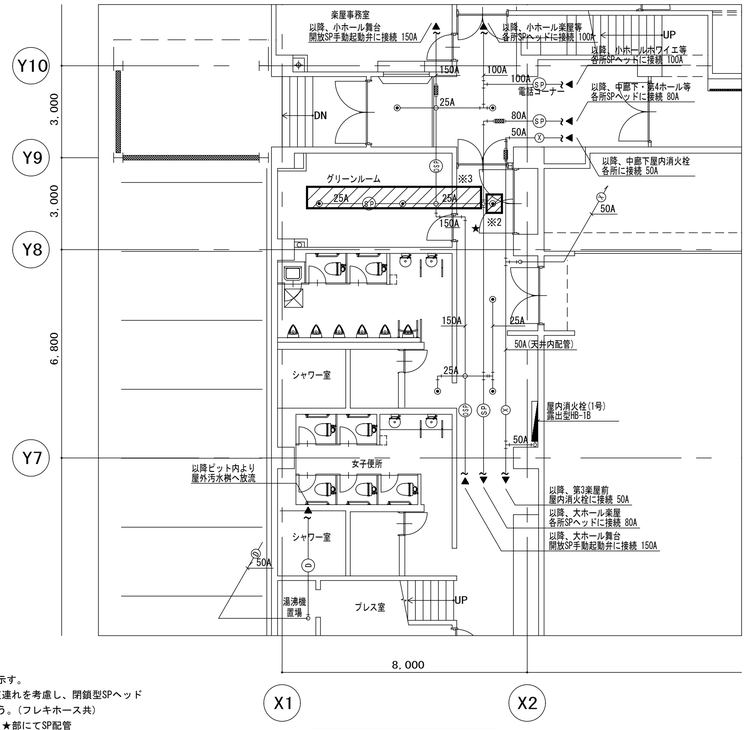

※1 ▨ は本工事による撤去範囲を示す。
※2 EVホール構築に伴う天井解体の道連れを考慮し、閉鎖型SPヘッド
(標準型1種72℃)１個の撤去を行う。(フレキホース共)
※3 EVシャフト、ホール構築に伴い、★部にてSP配管
及び閉鎖型SPヘッド(標準型1種72℃)２個の切断・撤去の上、
端部の仮プラグ止めを行う。(フレキホース共)

消火設備　1階平面図

空調・換気設備　機器表

(機械設備機器表　共通事項)
・電源周波数は、60[Hz]　とする。
・起動は、L-S: 直入起動、S-D: スターデルタ起動を示す。
・電源種別は、-: 一般電源、●: 非常電源を示す。
・A：スプリング式防振架台(溶融亜鉛メッキ仕上)、B：防振ゴム、C：防振吊金物(D型)

機器番号	型式	仕様	組数	電源 φ-V	消費電力 [kW]	起動	INV	操作方法	電源	監視	設置場所 階	設置場所 室名	備考(参考型番)
FU-2	ファンコイルユニット	型式:　天吊隠蔽型	1	1-100	0.055	L-S	-	R	-	-	1	グリーンルーム	防振: B
		冷房能力:　顕熱2,400　[kcal/h]　全熱3,300　[kcal/h]											
		暖房能力:　4,900　[kcal/h]											
		冷水:　7-13　[℃]　温水:　60入口　[℃]											
		屋内条件:　(夏)28℃DB　50%RH　(冬)22℃DB　50%RH											
		付属品:　吹出口、吸込口(フィルター付)、電動2方弁、リモコン											
EF-4	排気用送風機	型式:　消音ボックス付き遠心送風機	1	3-200	0.3	L-S	-	1	-	-	1	男子便所	防振: B
		風量:　900　[㎥/h]　機外静圧:　200　[Pa]											
		付属品:　防振吊金物、標準付属品一式											
VR-1	全熱交換ユニット	型式:　天井隠蔽型	1	1-100	0.054	L-S	-	R	-	-	1	グリーンルーム	防振: B
		風量:　120　[㎥/h]　機外静圧:　-　[Pa]											
		熱交換効率　冷房:　50　[%]　暖房:　50　[%]											
		付属品:　防振吊金物、リモコン											
PAC-3-2	空冷式パッケージ型	型式:　空冷冷暖切替パッケージ型空気調和機	1	3-200	1.89	S-D	○	-	-	-	R	室外機置場	防振: A
	空気調和機	冷房能力:　8.0　[kW]　暖房能力:　9.0　[kW]										小ホール楽屋屋上	
	室外機	圧縮機(室外機):　1.9　[kW]											
	ペア形	送風機(室外機):　0.055　[kW]											
		付属品:　スプリング防振架台、標準付属品一式											
	屋内機	型式:　カセット4方向吹出型(QK-4)	1			L-S	-	-	-	○	2	練習室(2)	防振: B
		冷房能力:　8.0　[kW]　暖房能力:　9.0　[kW]											
		送風機:　0.03　[kW]											
		付属品:　化粧パネル、防振吊金物、ドレンアップキット、個別リモコン											

※1 ▭ は別途工事により撤去を行う。
※2 ▨ は本工事による撤去範囲を示す。

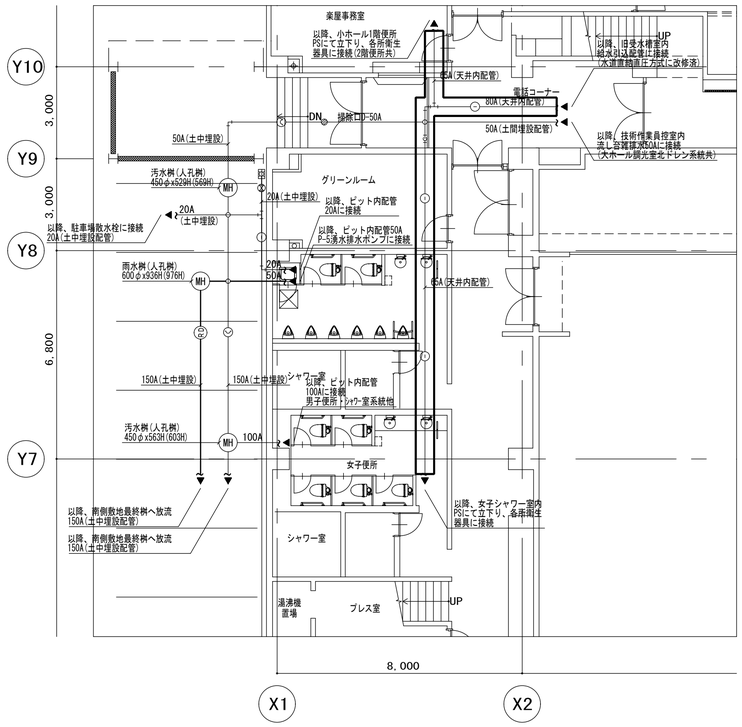

給排水衛生設備　1階平面図

必要な書類作成、申請は受注者で行うこと。

※汚水桝サイズは、桝の大きさx桝管底深さ(GLよりの管底)を示す。
※給排水衛生設備は、撤去工事対象外とする。

※1 ▭ は別途工事により撤去を行う。

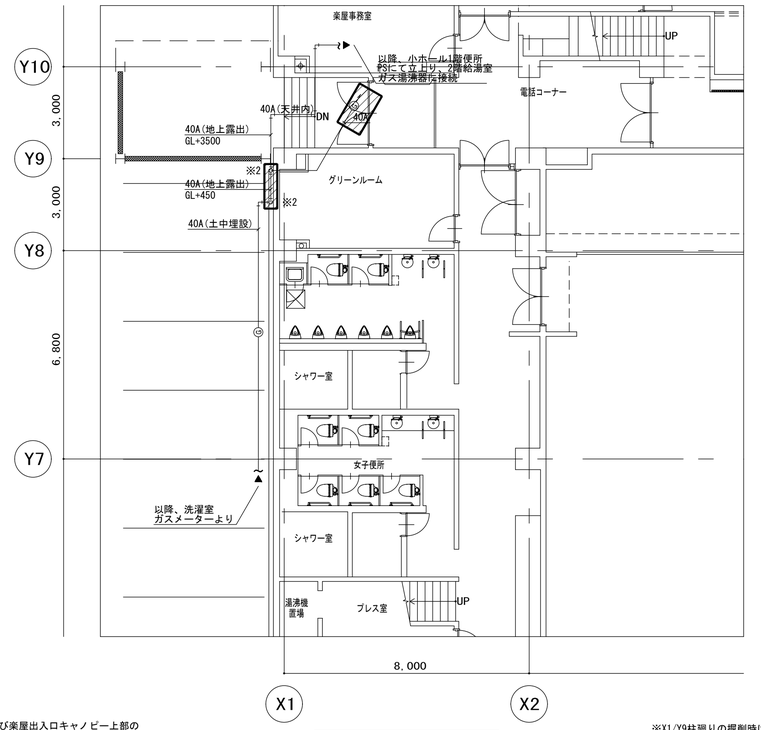

※1 ▨ は撤去範囲を示す。
※2 既存ガス管40Aの土中立上り部及び楽屋出入口キャノピー上部の
立上り部のエルボにて切断・撤去の上、端部の仮プラグ止めを行う。
※3 洗濯室ガスメーター2次側のバルブ閉栓の上、ガス抜きを行う。

ガス設備　1階平面図(別途工事)

※X1/Y9柱廻りの掘削時は、接地及び接地線の断線に注意する事。

改修前撤去

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴	完成図作成(施工者名)	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
ver. 20190401	日付	日付	構造設計一級建築士	設備設計一級建築士 田中　宏樹		一級建築士	一級建築士	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	M-02	一級建築士
	管理技術者	監理者	証交付番号	証交付番号 第１９０８号	ファイル名	大臣登録第311349号	大臣登録第390733号	図面名称	縮尺		大臣登録第259976号
	担当者	担当者	本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	日付	中村　慎吾	担当者	給排水衛生、消火、ガス設備	A1:100		岡野　俊二
			構造設計一級建築士	設備設計一級建築士 田中　宏樹				１階平面図(改修前)	A3:200		
			証交付番号	証交付番号 第１９０８号							

中通路	
吸込口　（Ｈ－Ｓ）	
1100 x 300	2
1500　　CMH	
同上取付ＢＯＸ	
1250x450x400H	2

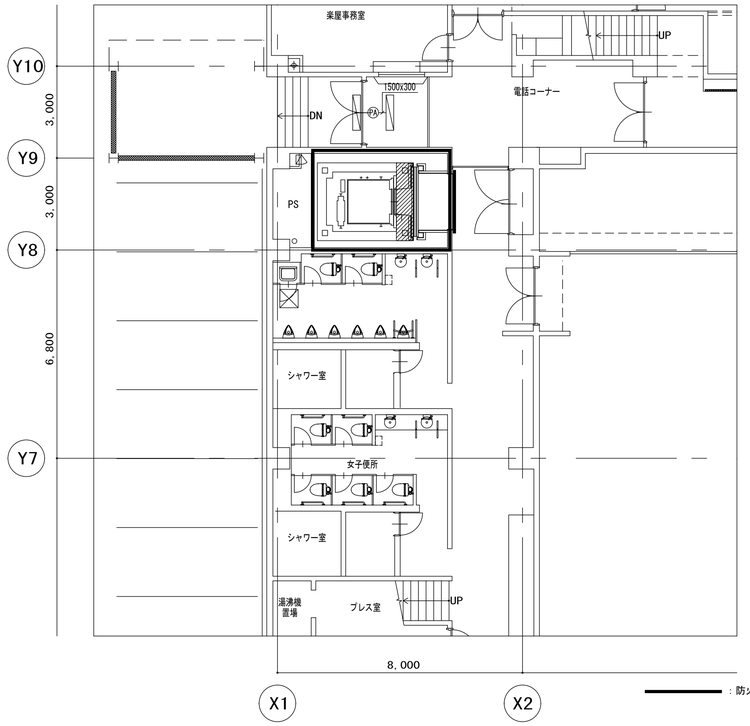

：防火区画（竪穴区画）

空調ダクト設備　1階平面図

※特記なき設備機器配管類は残置を示す。

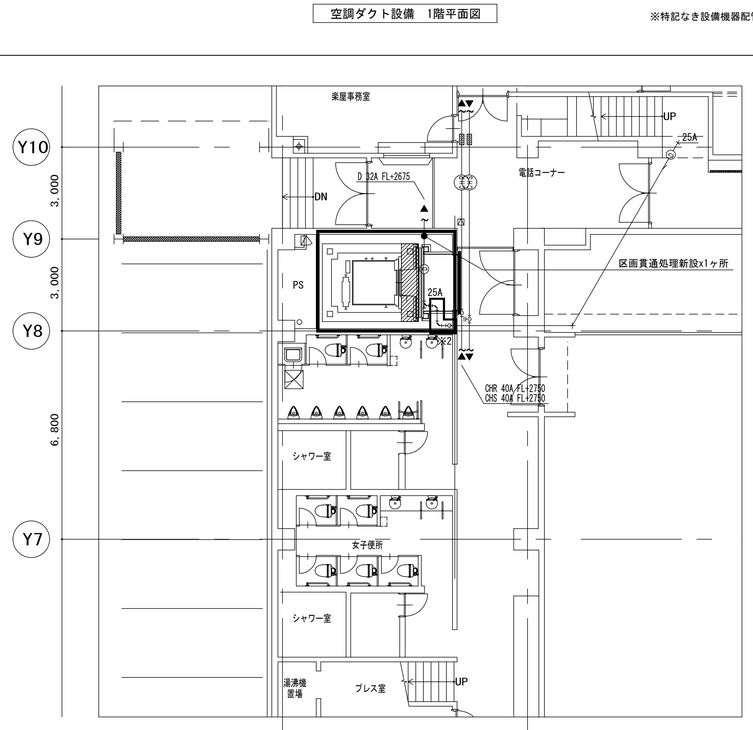

※1　□は本工事による新設範囲を示す。

※2　上階のPAC-3-3のドレン配管を改修前撤去にて
設置した端部仮ブラグ止め部分に再接続を行う。
新設竪穴区画を貫通するため、区画貫通処理×1ヶ所を行う。

：防火区画（竪穴区画）

空調配管設備　1階平面図

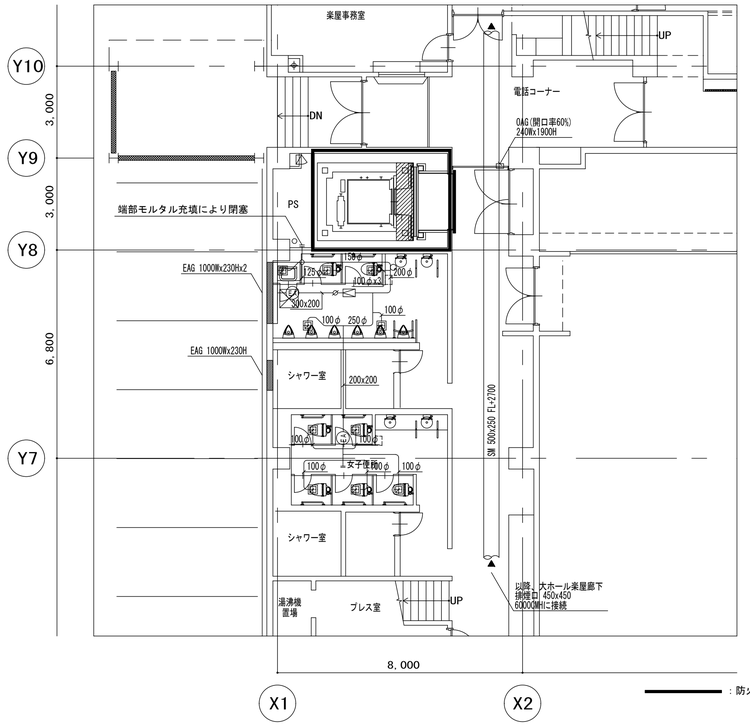

EF
4

男子便所	
吸込口　（Ｈ－Ｓ）	
200 x 200	5
90　　CMH	
同上取付ＢＯＸ	
300x300x300H	5
女子便所	
吸込口　（Ｈ－Ｓ）	
200 x 200	5
90　　CMH	
同上取付ＢＯＸ	
300x300x300H	5

：防火区画（竪穴区画）

換気ダクト設備　1階平面図

※特記なき設備機器配管類は残置を示す。

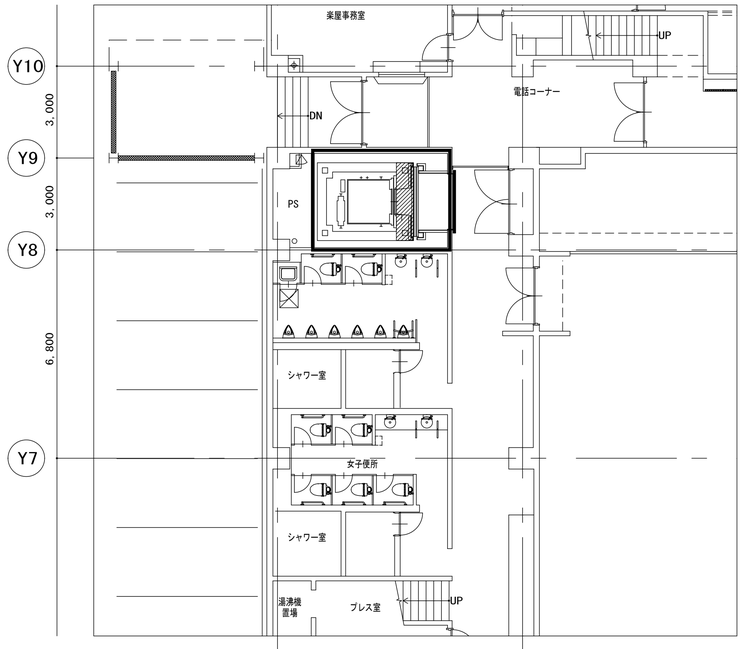

：防火区画（竪穴区画）

自動制御設備　1階平面図

※完全撤去済み

改修後

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc

履歴

ver. 20190401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
日付	日付	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号		一級建築士 大臣登録第311349号 中村　慎吾	一級建築士 大臣登録第390733号 大橋　亜紀	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	M－ 03	一級建築士 大臣登録第259976号 岡野　俊二
管理技術者	監理者	本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	ファイル名	日付	担当者	図面名称 空調ダクト、空調配管、換気ダクト、自動制御設備 １階平面図（改修後）	縮尺 A1:100 A3:200		
担当者	担当者	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号							

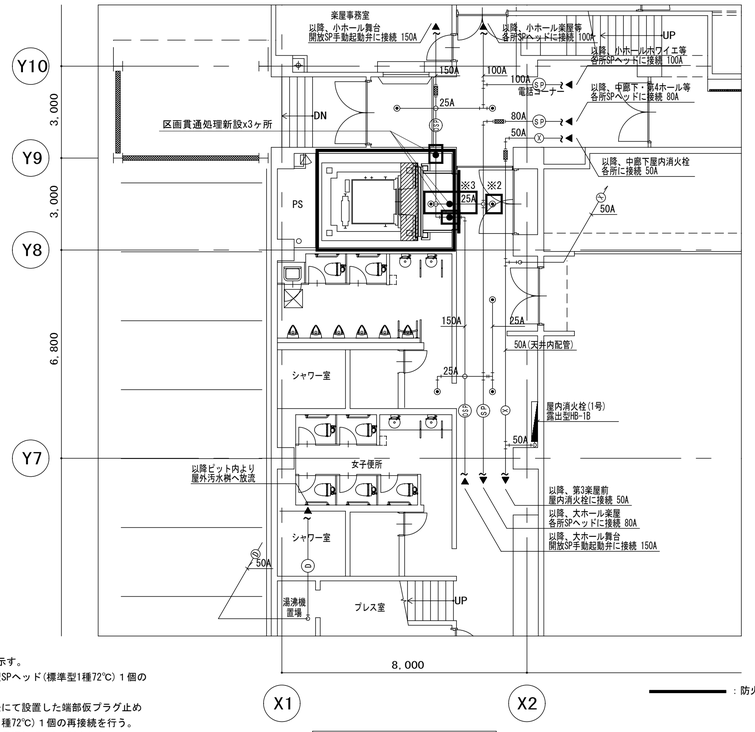

※1 ▭ は本工事による新設範囲を示す。
※2 天井復旧の道連れにより、閉鎖型SPヘッド(標準型1種72℃)１個の新設を行う。
※3 EVホール構築に伴い、改修前撤去にて設置した端部仮プラグ止め部分にSP配管・SPヘッド(標準型1種72℃)１個の再接続を行う。
新設竪穴区画を貫通する為、区画貫通処理×3ヶ所を行う。

消火設備　1階平面図

：防火区画（竪穴区画）

※特記なき設備機器配管類は残置を示す。

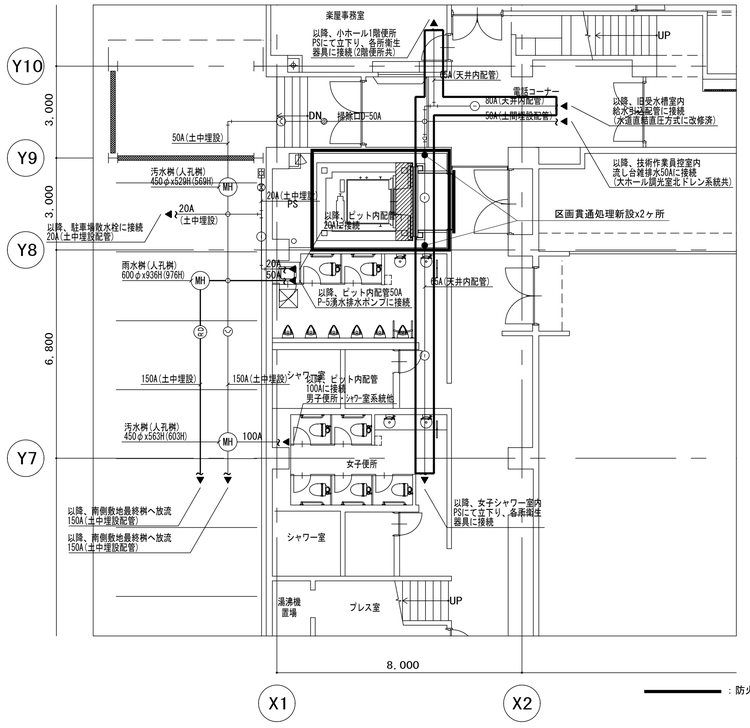

※1 ▭ は別途工事により更新を行う。
新設竪穴区画を貫通する為、区画貫通処理×2ヶ所を行う。

給排水衛生設備　1階平面図

：防火区画（竪穴区画）

※汚水桝サイズは、桝の大きさx桝管底深さ(GLよりの管底)を示す。
※特記なき設備機器配管類は残置を示す。

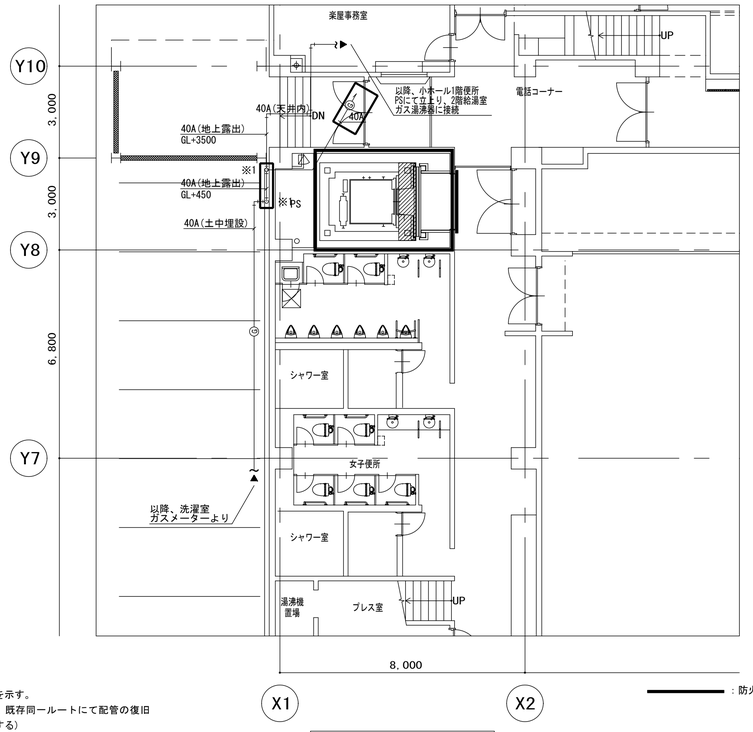

※1 ▭ は別途工事による新設範囲を示す。
※2 EV設置工事完了後(外壁復旧後)、既存同一ルートにて配管の復旧再接続を行う。(仮プラグを撤去する)
※3 配管の洗浄及び耐圧試験により漏えいの有無を確認の上、洗濯室ガスメーター2次側バルブを開栓し、パージを行う。

ガス設備　1階平面図

：防火区画（竪穴区画）

※特記なき設備機器配管類は残置を示す。

改修後

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

ver. 20190401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
日付	日付	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号		一級建築士 大臣登録第311349号 中村　慎吾	一級建築士 大臣登録第390733号 大橋　亜紀	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	M－04	一級建築士 大臣登録第259976号 岡野　俊二
管理技術者	監理者	本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	ファイル名	日付	担当者	図面名称 給排水衛生、消火、ガス設備 １階平面図（改修後）	縮尺 A1:100 A3:200		
担当者	担当者	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号							

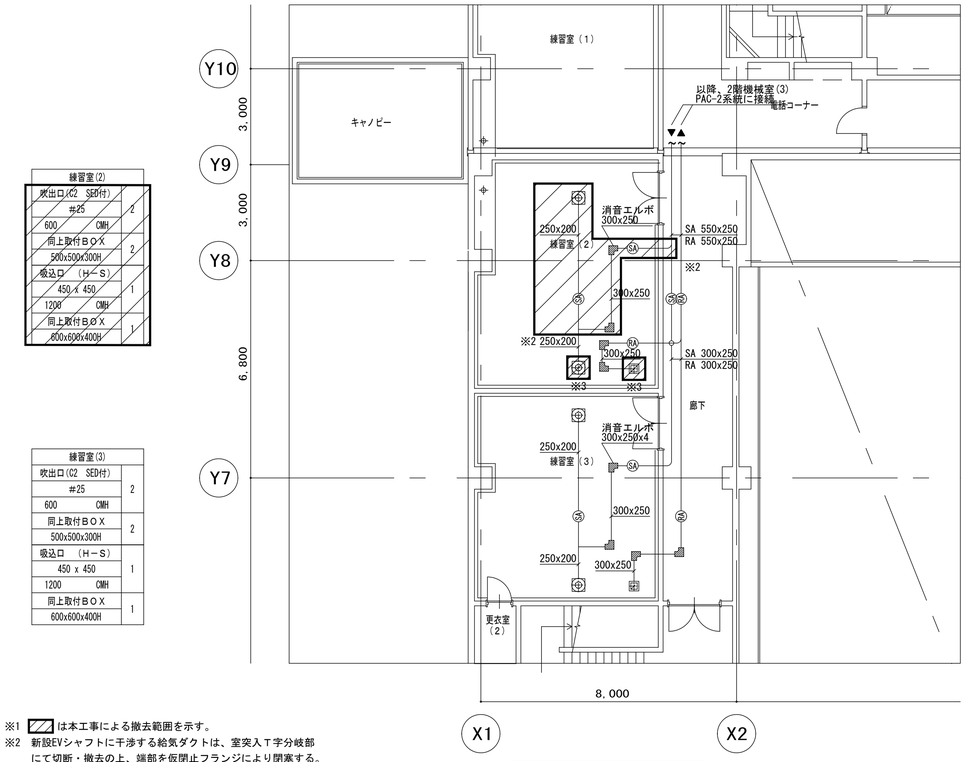

※1 ▨ は本工事による撤去範囲を示す。
※2 新設EVシャフトに干渉する給気ダクトは、室突入Ｔ字分岐部にて切断・撤去の上、端部を仮閉止フランジにより閉塞する。
※3 倉庫構築に伴う天井解体の道連れを考慮し、丸アネモ1台及びHS1台(BOX共)の更新を行う。

空調ダクト設備　2階平面図

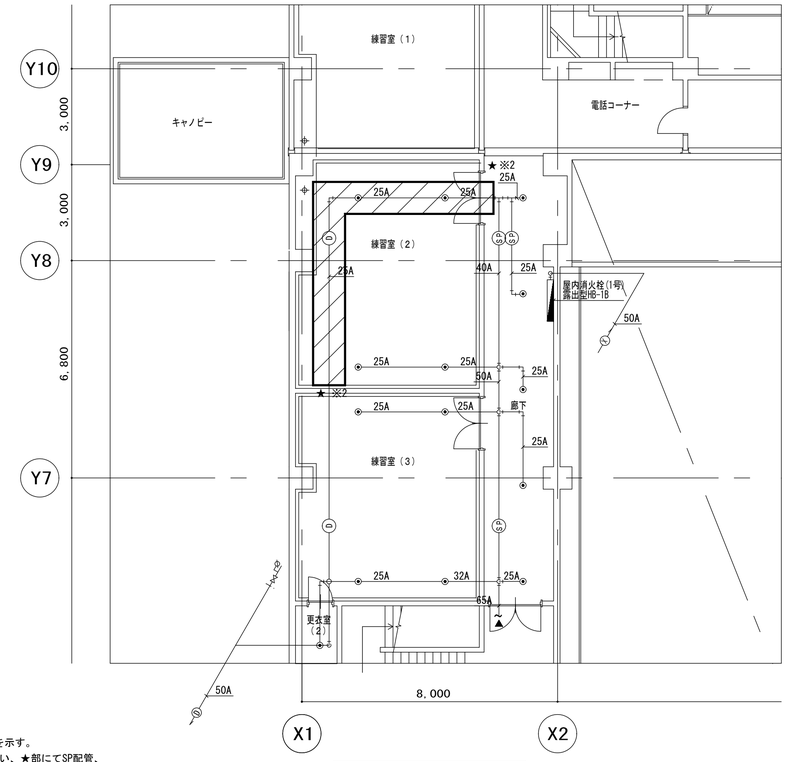

※1 ▨ は本工事による撤去範囲を示す。
※2 EVホール、EVシャフト構築に伴い、★部にてSP配管、末端ドレン配管、閉鎖型SPヘッド(標準型1種72℃)２個の切断・撤去の上、端部の仮プラグ止めを行う。(フレキホース共)

消火設備　2階平面図

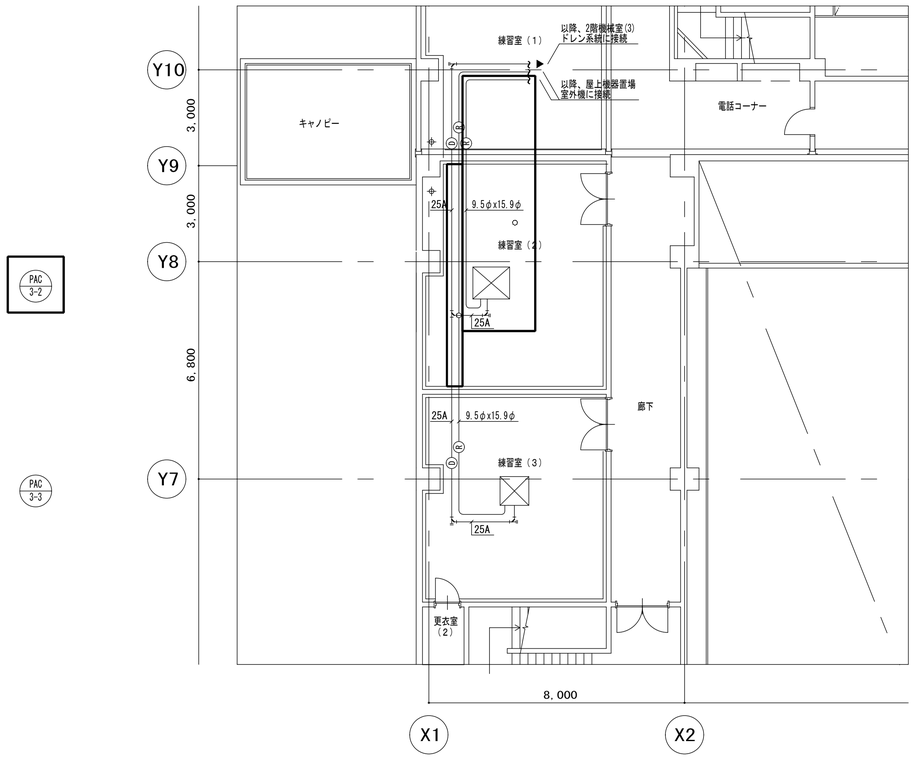

※1 ▭ は別途工事により撤去を行う。
※2 冷媒配管切断前に、別途工事によりPAC-3-3の冷媒ガス回収を行う。

空調配管設備　2階平面図

室内外渡配線　CVV 2.0□-3C(E2□)は冷媒配管共巻とする。

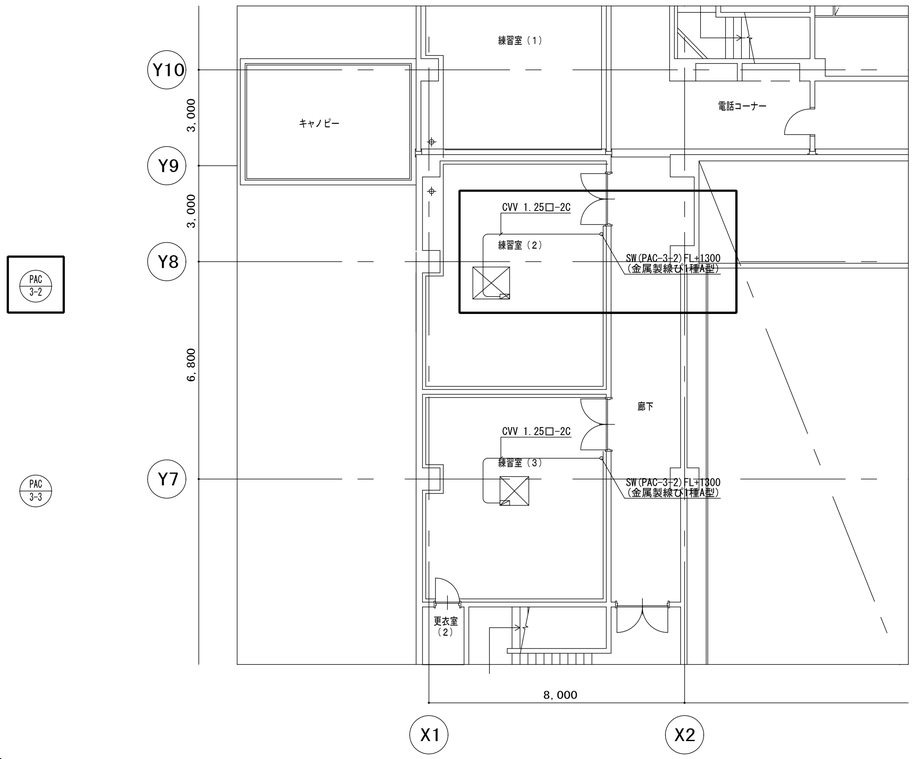

※1 ▭ は別途工事により撤去を行う。

自動制御設備　2階平面図

改修前撤去

石本建築事務所 ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc	履歴 ver.20190401	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 証交付番号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 証交付番号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号	製作日 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録第311349号 中村　慎吾 日付	設計者 一級建築士 大臣登録第390733号 大橋　亜紀 担当者	業務名称 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 空調ダクト、空調配管、自動制御、消火設備 ２階平面図（改修前）	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1:100 A3:200	図面番号 M－05	管理建築士 一級建築士 大臣登録第259976号 岡野　俊二

練習室(2)	
吹出口(C2　SED付)	
#25	2
600　CMH	
同上取付ＢＯＸ	
500x500x300H	2
吸込口　(Ｈ－Ｓ)	
450 x 450	1
1200　CMH	
同上取付ＢＯＸ	
600x600x400H	1

練習室(3)	
吹出口(C2　SED付)	
#25	2
600　CMH	
同上取付ＢＯＸ	
500x500x300H	2
吸込口　(Ｈ－Ｓ)	
450 x 450	1
1200　CMH	
同上取付ＢＯＸ	
600x600x400H	1

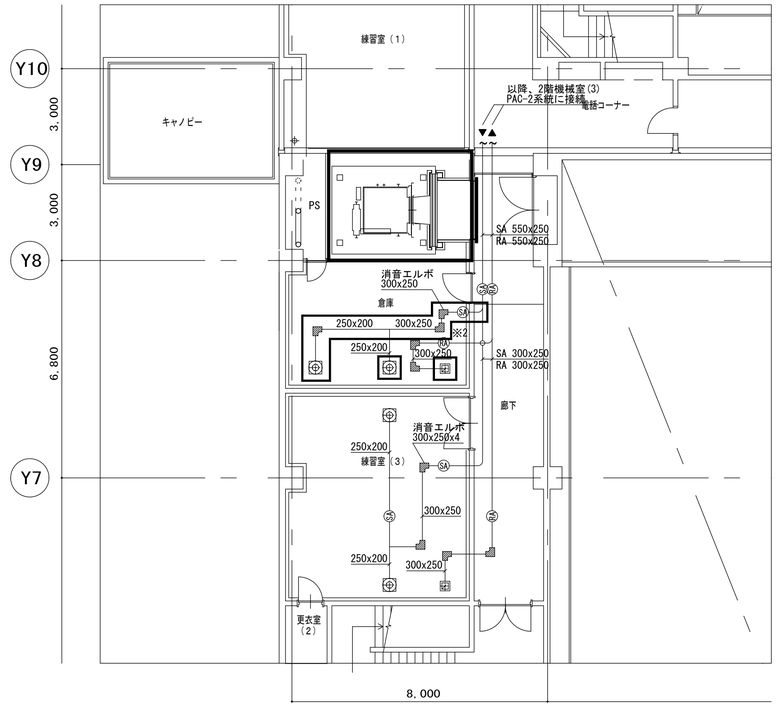

※1 ▭ は本工事による新設範囲を示す。
※2 倉庫構築に伴い改修前撤去にて設置した端部仮閉止フランジ
部分にSAダクト及び新設丸アネモ1台の再接続を行う。
また新設SAダクトの間仕切壁貫通部の穴埋めは本工事とする。

空調ダクト設備　2階平面図

：防火区画（竪穴区画）

※特記なき設備機器配管類は残置を示す。

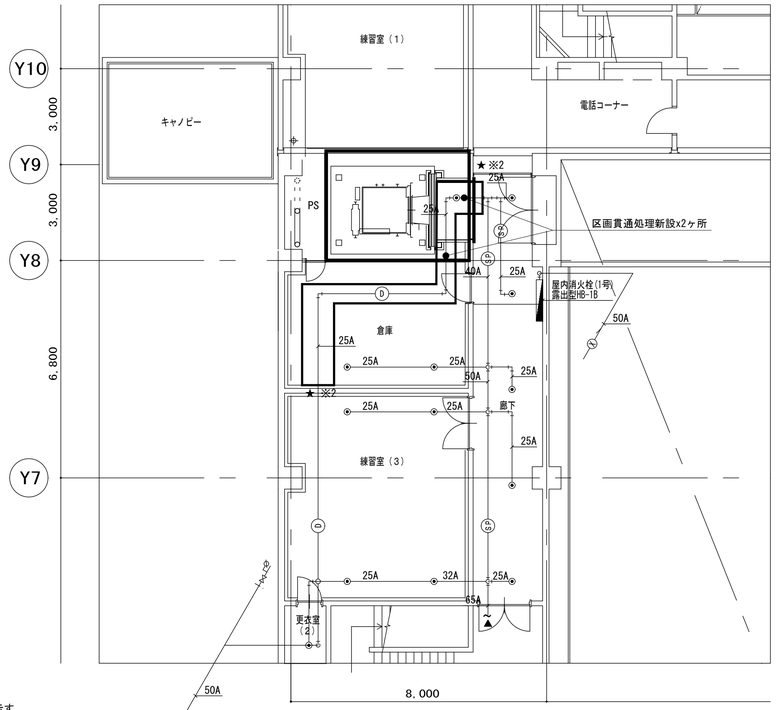

※1 ▭ は本工事による新設範囲を示す。
※2 EVホール構築に伴い、改修前撤去にて新設した端部の
仮プラグ止め部分に、SP配管、閉鎖型SPヘッド(標準型1種72℃)1個
及び末端ドレン配管の再接続を行う。
新設竪穴区画を貫通する為、レントゲン撮影の上で区画貫通処理×
2ヶ所を行う。

消火設備　2階平面図

：防火区画（竪穴区画）

※特記なき設備機器配管類は残置を示す。

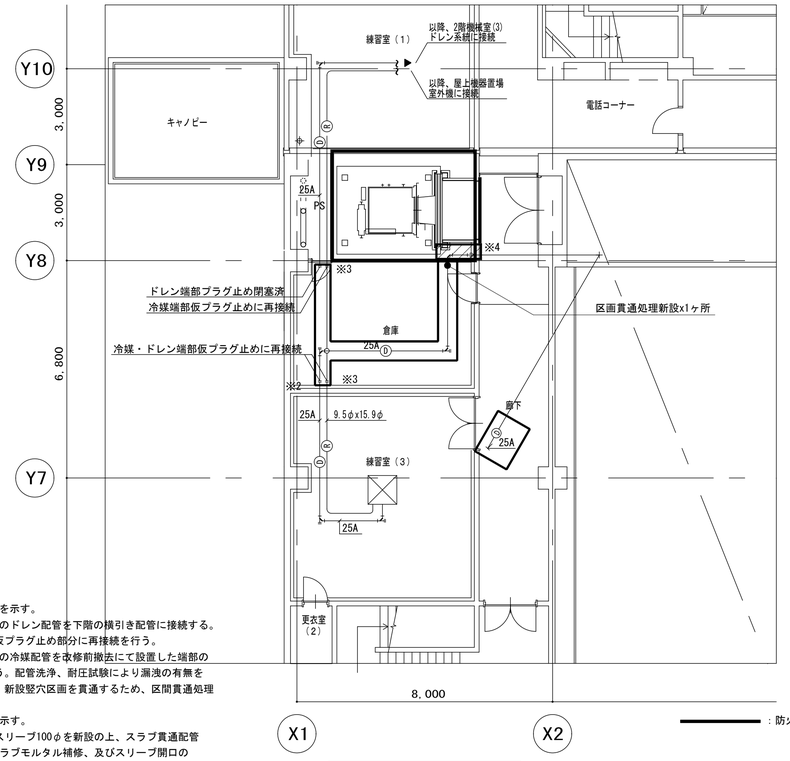

※1 ▭ は別途工事による新設範囲を示す。
※2 EVシャフト構築に伴い、PAC-3-3のドレン配管を下階の横引き配管に接続する。
改修前撤去にて設置した端部の仮プラグ止め部分に再接続を行う。
※3 EVシャフト構築に伴い、PAC-3-3の冷媒配管を改修前撤去にて設置した端部の
仮プラグ止め部分に再接続を行う。配管洗浄、耐圧試験により漏洩の有無を
確認の上、冷媒ガス充填を行う。新設竪穴区画を貫通するため、区間貫通処理
×1ヶ所を行う。
※4 ▨ は本工事による新設範囲を示す。
EVシャフト新設時のスラブに、スリーブ100φを新設の上、スラブ貫通配管
を行う。(新設スリーブ周囲のスラブモルタル補修、及びスリーブ開口の
ロックウール＋モルタルによる穴埋め共)、新設竪穴区画の貫通処理を行う。

空調配管設備　2階平面図

：防火区画（竪穴区画）

※特記なき設備機器配管類は残置を示す。
室内外渡配線　CVV 2.0□-3C(E2□)は冷媒配管共巻とする。

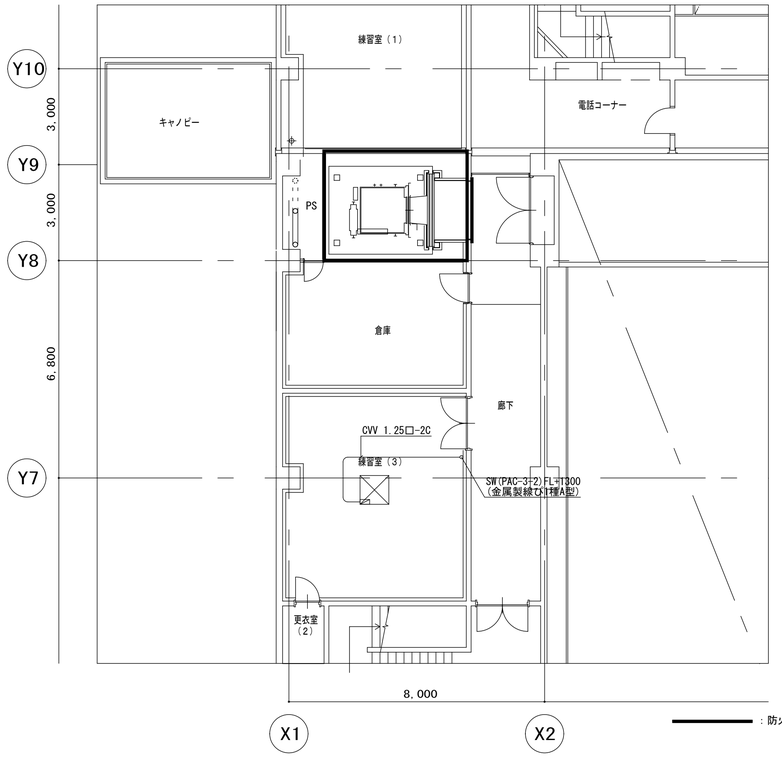

※1 ▭ は本工事による新設範囲を示す。
※2 EVシャフト構築に伴い、PAC-3-3のドレン配管を下階の横引き配管に接続する。
改修前撤去にて設置した端部の仮プラグ止め部分に再接続を行う。
※3 EVシャフト構築に伴い、PAC-3-3の冷媒配管を改修前撤去にて設置した端部の
仮プラグ止め部分に再接続を行う。配管洗浄、耐圧試験により漏洩の有無を
確認の上、冷媒ガス充填を行う。新設竪穴区画を貫通するため、区間貫通処理
×1ヶ所を行う。
※4 ▨ は本工事による新設範囲を示す。
EVシャフト新設時のスラブに、スリーブ100φを新設の上、スラブ貫通配管
を行う。(新設スリーブ周囲のスラブモルタル補修、及びスリーブ開口の
ロックウール＋モルタルによる穴埋め共)、新設竪穴区画の貫通処理を行う。

自動制御設備　2階平面図

：防火区画（竪穴区画）

※特記なき設備機器配管類は残置を示す。

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴
ver. 20190401

完成図作成（施工者名）	完成図承諾
日付	日付
管理技術者	監理者
担当者	担当者

法適合確認欄
構造設計一級建築士
証交付番号
本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。
構造設計一級建築士
証交付番号

法適合確認欄
設備設計一級建築士 田中　宏樹
証交付番号 第１９０８号
本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。
設備設計一級建築士 田中　宏樹
証交付番号 第１９０８号

製作日
ファイル名

代表設計者
一級建築士
大臣登録第311349号
中村　慎吾
日付

設計者
一級建築士
大臣登録第390733号
大橋　亜紀
担当者

業務名称
文化会館楽屋側エレベーター設置工事
業務契約コード
108188-05

図面名称
空調ダクト、空調配管、自動制御、消火設備
２階平面図（改修後）
縮尺
A1:100
A3:200

図面番号
M－06

管理建築士
一級建築士
大臣登録第259976号
岡野　俊二

下記の事項については機械設備工事範囲外とする

1	荷下ろし場所から設置・仮置き場所までの距離が 30m を超える場合
2	横引き通路に段差・階段・障害物がある場合
3	据付工事短縮を必要とする場合
4	昇降機着工前までに各階出入口開口部養生材設置作業（養生材のみの貸与含む）を行う場合
5	昇降機を工事用として使用する場合の社内検査費用・復旧（オーバーホール・消耗部品の交換等）費用・定期保守費用・コールバック対応費用等

（１台１回線）

電源設備　（低圧）

号機名		Ｎｏ．１		
電源設備容量	動力	２００Ｖ　４ｋＶＡ		
	照明	１００Ｖ　１．５ｋＶＡ		
最大電流		２１．１A		
動力線サイズ（mm²）		６０	１００	１５０
最大引込み距離（m）		７６４	１１７３	１６０１
建屋側ＭＣＣＢ		３０Ａ		
接地線最小サイズ		２　　mm²		
インターホン用配線		φ０．９×１０本		
電話用配管・配線		φ１９配管 ・電話線 １Ｐ		
ピットコンセント容量		１ｋＶＡ／台		

特記事項	・戸開延長ボタン ・非常呼ボタンガード（ポリカーボネート製、スイング式） ・非常呼ボタン応答灯 ・お知らせドアビーム ・防犯カメラ ・ＢＧＭスピーカー ・磁石式保護マット（分割形・３面・Ｈ１８００） ・床マット ・音声案内装置（方向・戸閉・階床・管制運転・戸開案内） ・荷摺（ステンレス製ヘアライン、一体形ビス止め,ｔ１．５、Ｈ３００） ・点字銘板 ・警報回路：（インターホン呼びボタン）→（かご上ブザー）→(タイマー＋ハンドセットリセット） ・高調波対策 ・２１．５インチ壁掛け液晶モニタ、レコーダー(1TB以上)、 昇降路外のインターホン・映像信号配線（電気工事） ・インターホン防災センター設置	
車いす仕様	・専用乗場ボタン ・専用操作盤 ・ミラー（合わせガラス）ステンレス製 ・手摺（ステンレス製ユニバーサルタイプ，３方向） ・戸開放時間の延長（車いす専用ボタンを押した場合のみ） ・非常呼ボタンガード（ポリカーボネート製、スイング式） ・非常呼ボタン応答灯	
積込み荷重制限	荷重条件	250kg　（４輪台車を使用するものとし、台車の重量を含む）
	重量物の積込みは、一回当り荷重条件以下で積込み下さい。 ※フォークリフトの使用はできません。	

エレベーター仕様

概略仕様	号機名（台数）		Ｎｏ．１（１台）
	用途（形式）		乗用　　車いす仕様
	積載量（定員）		７５０ｋｇ（１１人）
	速度		４５ｍ／ｍｉｎ
	制御方式		交流インバータ制御方式（回生無）
	操作方式		乗合全自動方式
	停止ヶ所・出入口方向		（１,２Ｆ,Ｌ）　　２ヶ所　　１方向
	かご内法（ＷｘＤｘＨ）		１４００mm　Ｘ１３５０mm Ｘ２３００mm
	出入口寸法（ＷｘＨ）		８００mm　　Ｘ２１００mm
	ドア方式		２枚戸中央開き（電動式）
	電動機出力		ＡＣ－３．５kＷ　（　ギヤレス）
	電源	動力	三相３線　２００Ｖ ６０Ｈｚ
		照明	単相　　１００Ｖ ６０Ｈｚ
	管制運転	地震時	有（Ｐ波＋Ｓ波感知器（３段検知）リスタート機能付）
		火災時	有
		自家発時	無
		浸水時／冠水時	有　全自動形（ピット冠水時（指定階））
	停電時自動着床装置		有
	耐震クラス		Ａ１４
	かご内連絡装置		２４Ｖ同時通話インターホン
	基本仕様 及び 標準装備仕様		ローラーガイド（かご、おもり） 照明・換気装置自動休止機能 ２Ｄ多光軸（マルチビーム）ドアセフティ 反転時呼び一括キャンセル機能 戸開放時間自動設定 行先階取消し機能 気配りアナウンス機能（非常時４ヶ国語対応） イオン発生装置 故障時最寄階自動着床運転 しきい間すきまレス 広角ミラー付操作盤
乗場仕様	三方枠	全階	大枠・全傾斜　ステンレス製ヘアライン仕上
	ドア	全階	鋼板製単色塗装仕上
	敷居	全階	硬質アルミ製
	乗場ボタン	全階	抗菌凸矢印ボタン（ＳＩＡＡ認証）
	インジケータ	全階	デジタル階床表示式
	ボタン	全階	板曲げ　ステンレス製ヘアライン仕上　（一部樹脂製）
かご仕様	天井照明		［ＳＴＤ－１１］アルミフレーム導光板ＬＥＤ照明
	換気装置		ファンイオン発生機
	リターンパネル		ステンレス製ヘアライン仕上
	出入口柱		ステンレス製ヘアライン仕上
	ドア		化粧鋼板
	幕板		化粧鋼板
	側板		化粧鋼板
	幅木		化粧鋼板
	床		ビニタイル　（ｔ２）
	敷居		硬質アルミ製
	操作盤	ボタン	抗菌凸文字ボタン（ＳＩＡＡ認証）
		インジケータ	液晶（カラーユニバーサルデザイン認証）
		フェースプレート	標準（広角ミラー付）　ステンレス製ヘアライン仕上

注　意　事　項

1	躯体と昇降機承諾図に相違がある場合はエレベーター着工までに躯体を是正すること
2	(1)昇降路の壁又は囲いは隙間無きものとすること (2)昇降路の壁又は囲いは難燃材料（不燃材料・準不燃材料含む）とすること (3)昇降路の壁又は囲いは　5cm²辺り 300N の外力が作用した時に 15mm　を超える変形及び塑性変形が生じない構造とすること
3	昇降路内には建築金物（ ALC クリップ等）が突出しないこと
4	昇降路内の温度は　5℃以上 40℃以下、湿度は月平均　90％以下、 日平均　95％以下とし、氷結・結露しないこと
5	電源電圧の変動は動力用　±10 ％以内、照明用 ±5 ％以内とし、動力用の電圧不平衡率を5％以内とすること
6	高調波障害回避のため、以下の対応を行うこと (1)弱電機器の電源線・通信線はエレベーター動力線から 1m 以上分離すること (2)エレベーター動力用電源トランスは弱電機器のトランスと独立して設けること (3)弱電機器とのアース線共用は避けること (4)エレベーター動力線は弱電機器近くの床下や天井に設置しないこと (5)漏電遮断器・漏電継電器を設置する場合、不要動作防止のためインバータ対応のものを使用すること
7	搬入に支障のない経路を確保すること
8	据付工事用現場詰所及びエレベーター材料・据付工事用機材の保管場所の確保（機械設備工事）
9	仮設揚重機・重機（ラフタークレーン、タワークレーン等・搬入運搬用台車の提供（機械設備工事）
10	据付工事用電源及び試運転調整時の動力電源の提供（機械設備工事）（容量は別途打ち合わせ）
11	必要に応じてモルタルの提供（機械設備工事）
12	エレベーターを工事用として使用する場合はこの使用に伴う検査費用・復旧（オーバーホール消耗部品の交換等）費用・定期保守費用・コールバック対応費用等が必要
13	エレベーターを工事用として使用する場合、電力会社から供給される電源を使用すること
14	かご内へ一度に搬入可能な積載は　4輪台車で積込み荷重制限　250ｋｇ（台車含む）以下とすること

工　事　区　分　表

包含工事のため工事区分は参考とする

分類	No.	工事項目	昇降路構造	建築	電気	機械	昇降機
昇降路	1	昇降路の築造工事及び躯体・オーバーヘッド・ピット寸法が昇降機承諾図と異なる場合の是正工事 オーバーヘッド：昇降機承諾図寸法に対 ⊠0mm 以上低い場合（ただし、必要寸法を確保のこと） ピット：昇降機承諾図寸法に対し浅い場合又は30mm 以上深い場合（防水面から確保のこと）	○	○			
	2	天井フック又はトロリービーム設置工事（荷重に対し安全率を確保のこと） （オーバーヘッド高さが4000mm　を超える場合、トロリービーム設置は必須のこと）	○	○			
	3	中間ビーム・セパレータビーム設置・インサート埋め込み工事	○	○			
	4	ガイドレール支持用ファスナー及び立柱設置・インサート埋め込み工事	○	○			
	5	溶接レスの場合のガイドレール支持用ファスナー及び立柱・三方枠取付用アングルへの穴加工	○	○			
	6	フェッシャープレート取付材設置工事（フェッシャープレート本体は昇降機工事）	○	○			
	7	昇降路内鉄骨材の耐火処理工事	○	○			
	8	ピット内防水工事	○	○			
	9	昇降路内建築工事仮設床用（水平養生）の金網、デッキプレート等の撤去工事	○	○			
	10	昇降機承諾図に記載のない突出物や不要物の撤去切断等工事	○	○			
乗場	1	乗場出入口の敷居取付用欠き込み・敷居受け持ち出し工事及び敷居取付後のモルタル充填工事	○	○			
	2	乗場出入口壁穴あけ・乗場出入口用品取付材設置工事及びインサート埋め込み工事（三方枠・バックアングル・ドア・敷居・押しボタン・インジケータ・モニター等）	○	○			
	3	乗場出入口用品取付後の壁並びに床・天井等の仕上工事	○	○			
	4	三方枠・インジケータ等と壁間のモルタル又はロックウール充填工事	○	○			
	5	三方枠・インジケータ等と壁間の塞ぎ板による隙間塞ぎ工事	○				○
電気	1	昇降路頂部の煙感知器設備の設置工事（外部より点検可能な点検口の設置を含む）	○		○		
	2	昇降路内受電端子までの動力用電源・照明用電源・接地線の引込・立上工事及び一次側端子への接続工事	○		○		
	3	昇降路内受電端子までのインターホン・その他機器の配管配線工事並びに引込・立上工事（放送・遠隔監視・防犯カメラ・故障信号・非常呼信号・火災信号・セキュリティ連動信号・監視盤等）	○		○		
	4	ピット内点検用コンセントの設置工事（単独回路）	○		○		
その他	1	エレベーター工事着工前までの各階出入口開口部の養生作業	○			○	
	2	居室側防音及び防振工事	○	○			
	3	搬入用仮設開口及び搬入経路の段差解消・搬入後の復旧工事	○			○	
	4	エレベーターを工事用として使用する場合の各種養生手配及び設置工事	○	○	○	○	
	5	その他建築・電気・設備に関する工事	○	○	○	○	

エレベーター新設に伴い必要な構造計算書等の作成は受注者で行うこと。
エレベーター新設に伴い必要な書類作成は受注者で行うこと。
エレベーター新設に伴い必要な申請は受注者負担で行うこと。

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

ver. 20190401

履歴	完成図作成(施工者名) 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 証交付番号 本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 証交付番号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号 本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号	製作日 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録第311349号 中村　慎吾 日付	設計者 一級建築士 大臣登録第390733号 大橋　亜紀 担当者	業務名称 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 昇降機設備図（１）	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1：NS A3：NS	図面番号 M－07	管理建築士 一級建築士 大臣登録第259976号 岡野　俊二

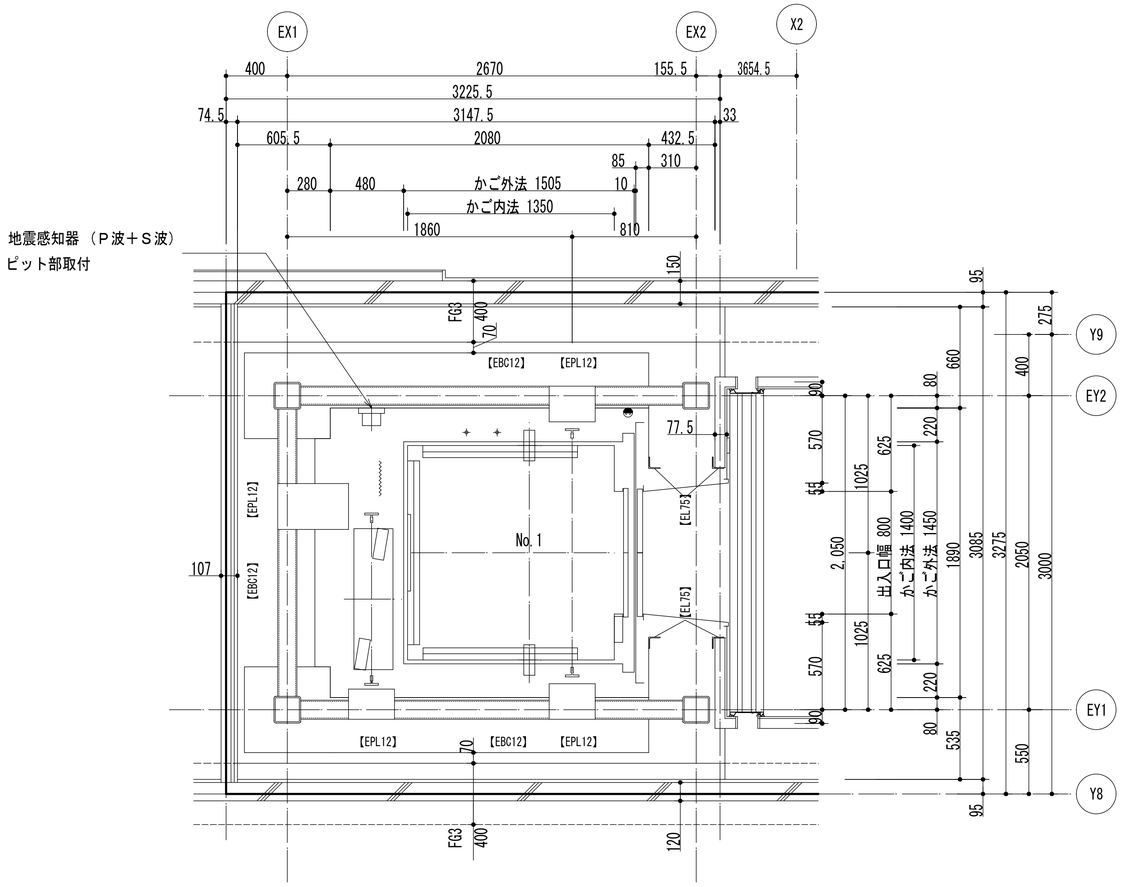

昇降路平面図（１ＦＬ） S=1:20

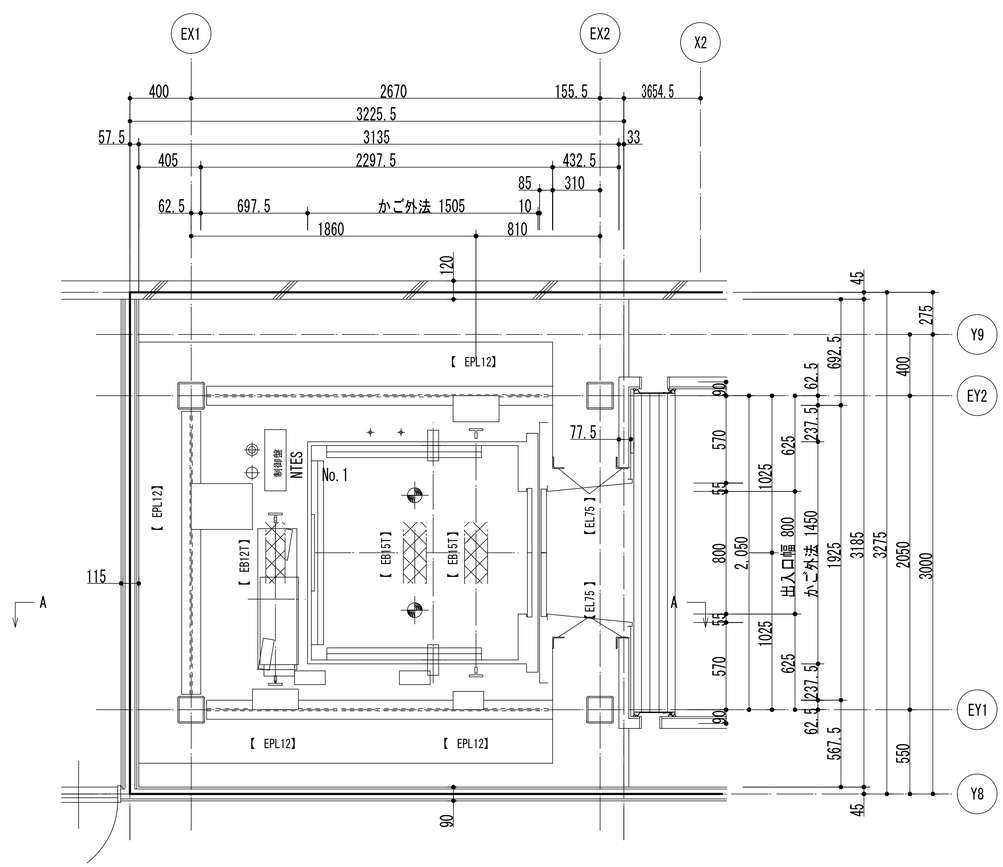

昇降路平面図（２ＦＬ）S=1:20

◒	ピット点検用コンセント	（電気工事）
≋	Ｔ．Ｃ保護金網	（エレベーター工事）

レール反力リスト（地震時作用荷重）			Ｎｏ．１
Ｐｘ／Ｐｙ	かご側	Ｐｘ	４．１０ｋＮ
	一般階	Ｐｙ	２．１０ｋＮ
	かご側	Ｐｘ	４．６０ｋＮ
	最上階	Ｐｙ	３．２０ｋＮ
	おもり側	Ｐｘ	６．４０ｋＮ
	一般階	Ｐｙ	３．２０ｋＮ
	おもり側	Ｐｘ	９．６０ｋＮ
	最上階	Ｐｙ	６．５０ｋＮ

上記　荷重による柱及び梁のたわみは５mm以下となるよう選定下さい。

✣	吊元フック ・荷重：　９．８ｋＮ	（建築工事）
⊕	電源引込み（受電盤への接続） ・動力・照明、接地線 最上停止階ＦＬ－１３５０mm　引出長さ ３ m	（電気工事）
⊕	配線引込み ・インターホン配線、電話線 最上停止階ＦＬ－６５０mm　引出長さ ３ m	（電気工事）

鉄骨部材記号表　（建築工事）			鋼材材質は全て SS400 とする
部材記号	部材用途	部材サイズ	
EPL12	ファスナープレート	PL-12	梁材に全周隅肉溶接　出寸法　150 mm以上についてはRibPL-6xPL　長　取付
EL75	三方枠取付材	L-75x75x6	GPL-6　HTB2-M16　BPL-9x120x170 Abolt2-M16 L=320 DN　フック付
EL65B	バックアングル取付材	L-65x65x6	GPL-6　HTB2-M16
EL10S	敷居取付材	L-100x100x10	GPL-9　HTB2-M16
EHST9	吊元（荷重9.8kN用）	t12（φ75穴付）	梁材に全周隅肉溶接
EBC12	中間ビーム	[-125x65x6x8	GPL-6　HTB2-M16
EB15T	トロリービーム（荷重19.6kN）	H-150x150x7x10	GPL-6　HTB2-M16
EB12T	トロリービーム（荷重9.8kN）	H-125x125x6.5x9	GPL-9　HTB2-M16

：防火区画（竪穴区画）

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

ver. 20190401

完成図作成(施工者名)	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
日付	日付	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号		一級建築士 大臣登録第311349号 中村　慎吾	一級建築士 大臣登録第390733号 大橋　亜紀	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	M－ 08	一級建築士 大臣登録第259976号 岡野　俊二
管理技術者	監理者	本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	ファイル名	日付	担当者	図面名称 昇降機設備図（２）	縮尺 A1:20 A3:30		
担当者	担当者	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号							

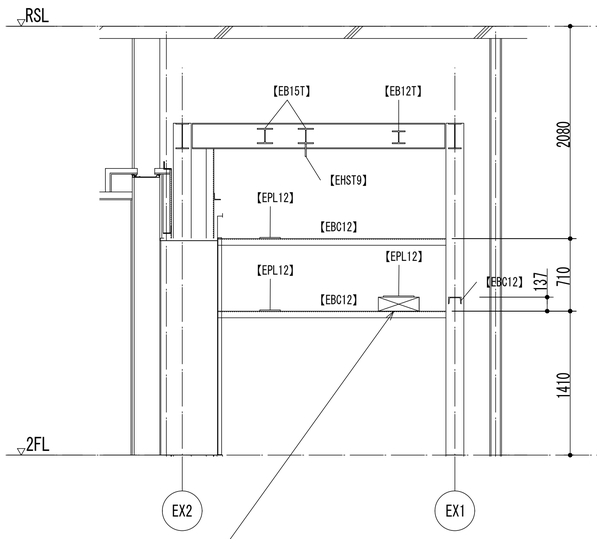

嵩上げ材（建築工事）

A-A 断面　S＝1：30

詳細寸法は EV メーカー決定後、
建築工事請負業者と協議の上
決定すること

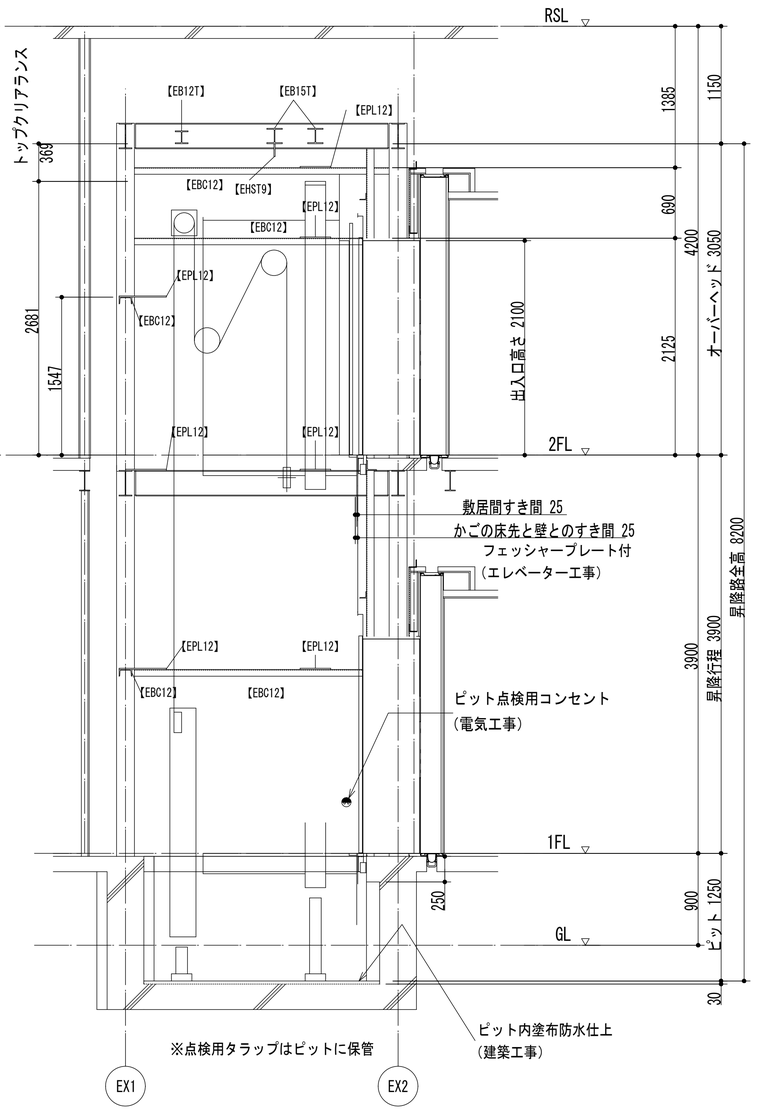

昇降路縦断面図　S＝1：30

吊元フック詳細【EHST9 】

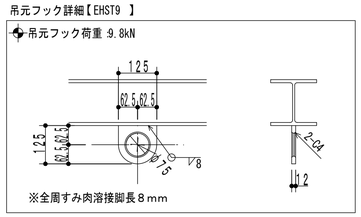

※全周すみ肉溶接脚長８mm

No. 1

ピット反力		７２．８０ｋＮ
ピット衝撃荷重	かご側	６１．３０ｋＮ
	Ｃ／Ｗ側	４８．１０ｋＮ

鉄骨部材記号表　（建築工事）			鋼材材質は全て SS400 とする
部材記号	部材用途	部材サイズ	
EPL12	ファスナープレート	PL-12	梁材に全周隅肉溶接　出寸法　150 mm以上についてはRibPL-6xPL　長　取付
EL75	三方枠取付材	L-75x75x6	GPL-6　HTB2-M16　BPL-9x120x170 Abolt2-M16 L=320 DN　フック付
EL65B	バックアングル取付材	L-65x65x6	GPL-6　HTB2-M16
EL10S	敷居取付材	L-100x100x10	GPL-9　HTB2-M16
EHST9	吊元（荷重9.8kN用）	t12（φ75穴付）	梁材に全周隅肉溶接
EBC12	中間ビーム	[-125x65x6x8	GPL-6　HTB2-M16
EB15T	トロリービーム（荷重19.6kN）	H-150x150x7x10	GPL-6　HTB2-M16
EB12T	トロリービーム（荷重9.8kN）	H-125x125x6.5x9	GPL-9　HTB2-M16

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴

ver. 20190401

完成図作成(施工者名)	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
日付	日付	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号		一級建築士 大臣登録第311349号 中村　慎吾	一級建築士 大臣登録第390733号 大橋　亜紀	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	M－09	一級建築士 大臣登録第259976号 岡野　俊二
管理技術者	監理者	本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。				図面名称 昇降機設備図（３）	縮尺 A1:30 A3:60		
担当者	担当者	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号	ファイル名	日付	担当者				

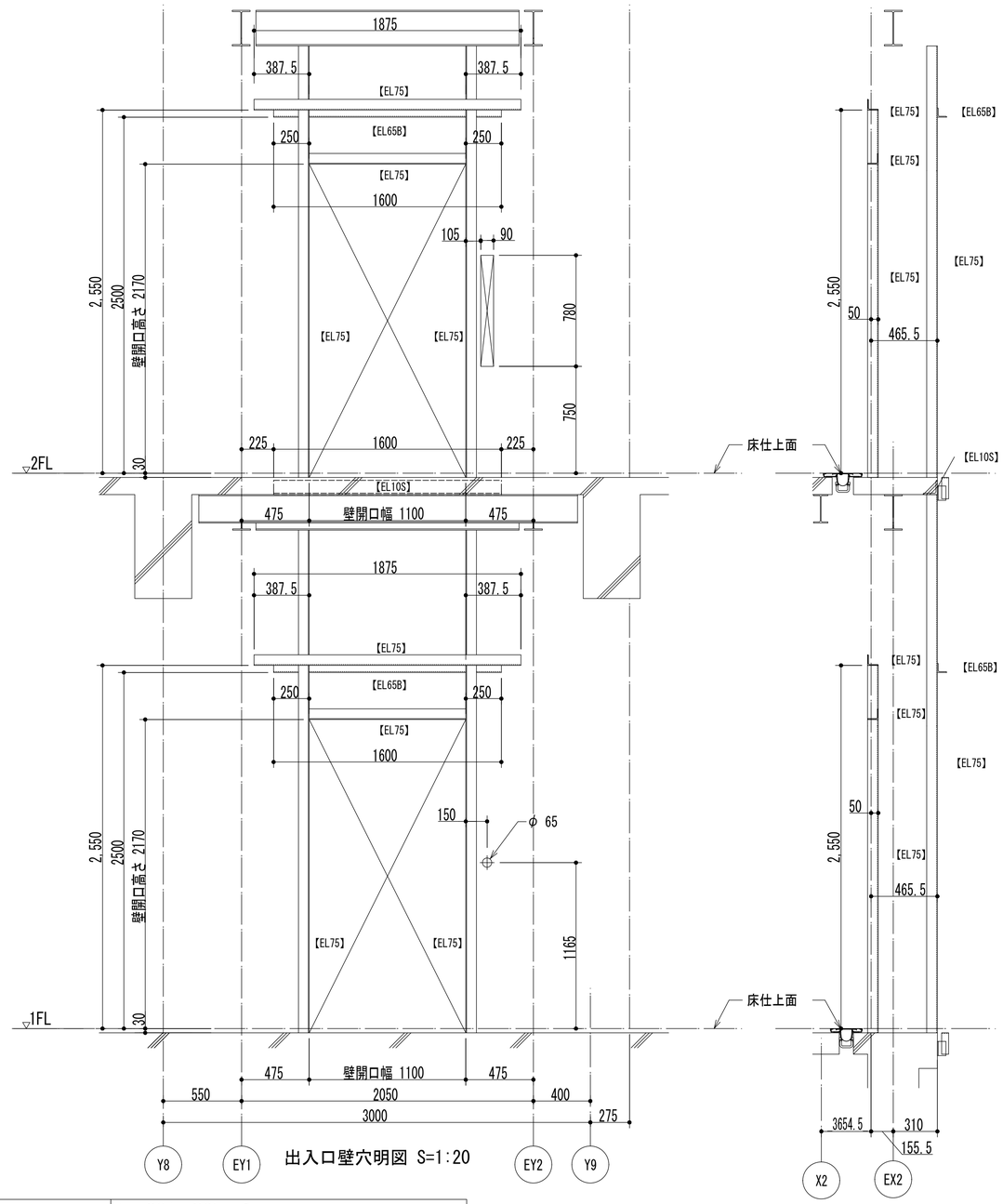

出入口壁穴明図 S=1:20

断面図 S=1:20

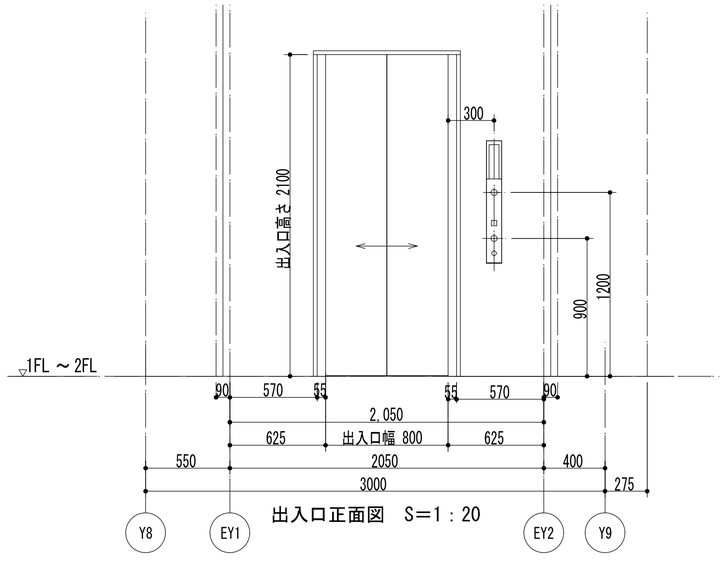

出入口正面図 S=1:20

鉄骨部材記号表 （建築工事）			鋼材材質は全て SS400 とする
部材記号	部材用途	部材サイズ	
EPL12	ファスナープレート	PL-12	梁材に全周隅肉溶接　出寸法　150 mm以上についてはRibPL-6xPL　長　取付
EL75	三方枠取付材	L-75x75x6	GPL-6　HTB2-M16　BPL-9x120x170 Abolt2-M16 L=320 DN　フック付
EL65B	バックアングル取付材	L-65x65x6	GPL-6　HTB2-M16
EL10S	敷居取付材	L-100x100x10	GPL-9　HTB2-M16
EHST9	吊元（荷重9.8kN用）	t12（φ75穴付）	梁材に全周隅肉溶接
EBC12	中間ビーム	[-125x65x6x8	GPL-6　HTB2-M16
EB15T	トロリービーム（荷重19.6kN）	H-150x150x7x10	GPL-6　HTB2-M16
EB12T	トロリービーム（荷重9.8kN）	H-125x125x6.5x9	GPL-9　HTB2-M16

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴
ver. 20190401

完成図作成(施工者名)	完成図承諾	法適合確認欄	法適合確認欄	製作日	代表設計者	設計者	業務名称	業務契約コード	図面番号	管理建築士
日付	日付	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号		一級建築士 大臣登録第311349号 中村　慎吾	一級建築士 大臣登録第390733号 大橋　亜紀	文化会館楽屋側エレベーター設置工事	108188-05	M－10	一級建築士 大臣登録第259976号 岡野　俊二
管理技術者	監理者	本図(仕様書)に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。	本図(仕様書)に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。	ファイル名			図面名称 昇降機設備図（４）	縮尺 A1:20 A3:40		
担当者	担当者	構造設計一級建築士 証交付番号	設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号		日付	担当者				

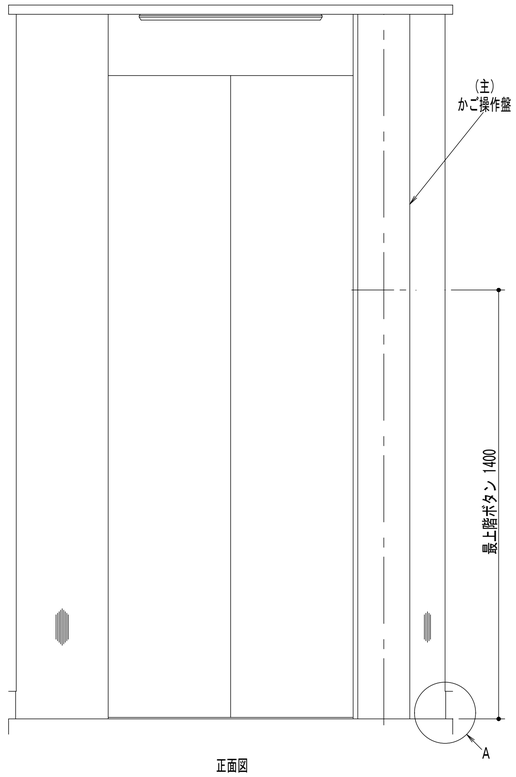

正面図

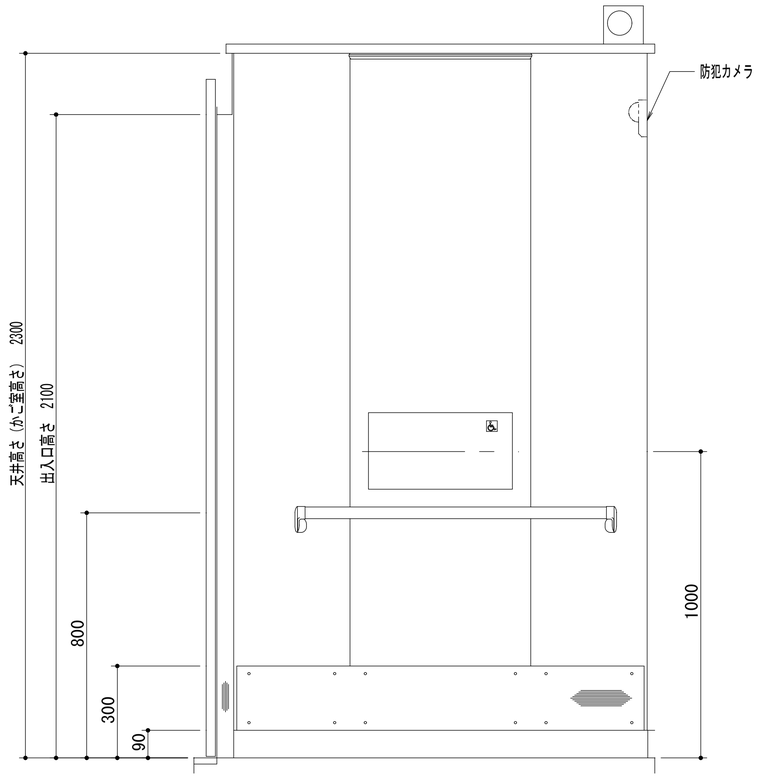

側面図

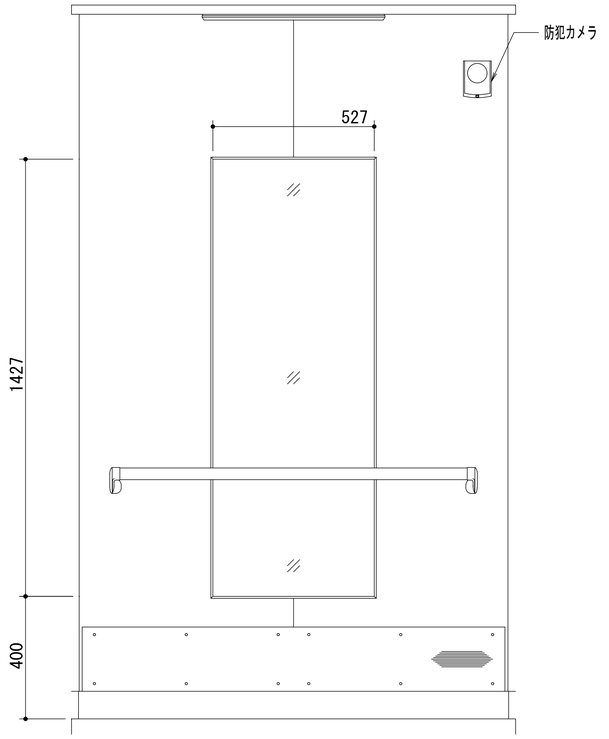

背面図

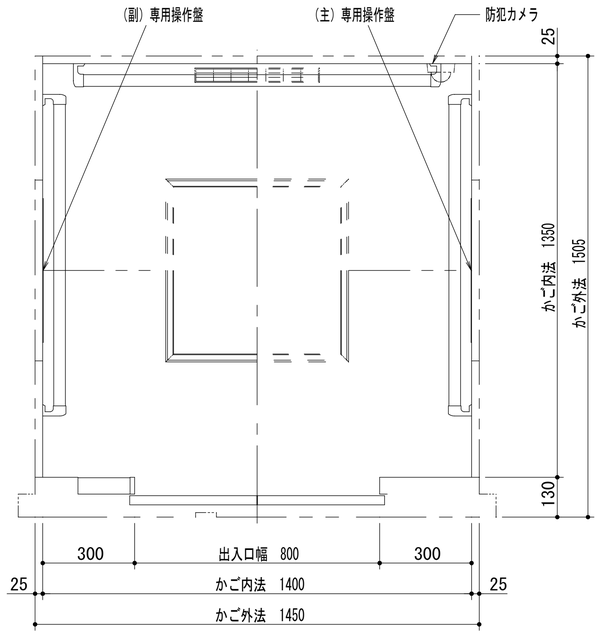

平面図

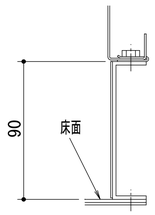

A部詳細

(1/2) [1/4]

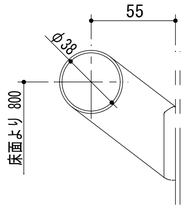

手摺詳細

(1/2) [1/4]

かご室意匠図

P11−CO ［STD−11（スタンダード）］

石本建築事務所
ISHIMOTO architectural & engineering firm, inc.

履歴 ver. 20190401	完成図作成（施工者名） 日付 管理技術者 担当者	完成図承諾 日付 監理者 担当者	法適合確認欄 構造設計一級建築士 証交付番号 本図（仕様書）に記載された事項は、構造関係規定に適合することを確認した。 構造設計一級建築士 証交付番号	法適合確認欄 設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号 本図（仕様書）に記載された事項は、設備関係規定に適合することを確認した。 設備設計一級建築士 田中　宏樹 証交付番号 第１９０８号	製作日 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大臣登録第311349号 中村　慎吾 日付	設計者 一級建築士 大臣登録第390733号 大橋　亜紀 担当者	業務名称 文化会館楽屋側エレベーター設置工事 図面名称 昇降機設備図（５）	業務契約コード 108188-05 縮尺 A1:20 A3:40	図面番号 M− 11	管理建築士 一級建築士 大臣登録第259976号 岡野　俊二